

ごあいさつ

ニッセイ基礎研究所は日本生命の創業 100 周年事業として 1988 年 7 月に設立されました。経済・金融・財政をはじめ、保険・年金・社会保障、医療・介護・ヘルスケア、資産運用、不動産、経営・ビジネス、暮らし、高齢社会といったさまざまな研究領域において、時代の流れをとらえた提言を行ってきました。

2024 年度の日本経済は緩やかな回復が続く、円安基調の継続は、インバウンド需要を押し上げ、2024 年の訪日外国人数が過去最高を更新する一方、物価高による実質所得の低下を通じて個人消費の回復を遅らせる一因となりました。消費者物価上昇率は、輸入物価上昇や賃上げによるコスト増を価格転嫁する動きが続いたことから、2~3%台で推移し、日本銀行は 2024 年 3 月にマイナス金利の解除、YCC(イールドカーブコントロール)の撤廃を実施した後、政策金利を 7 月に 0.25%、2025 年 1 月に 0.5%へと引き上げました。

生命保険業界を巡る状況としては、能登半島地震や全国各地で発生した大雨など、自然災害が相次いでいるほか、ウクライナ、中東等を巡る地政学リスクや物価の動向などにより、不確実性の高い状況が依然として続いています。このような状況を受け、リスク全般に対する国民の意識と社会保障制度への関心は一層高まっています。少子高齢化が進行し、コロナ禍で生命保険への再認識も広がる中、あらゆる年齢層の国民が健康で充実した日々を過ごせるよう、生命保険事業に求められる役割と責任はますます多様で重いものとなってきたといえます。そのような中、顧客本位の業務運営の推進、持続可能な社会の実現に向けた取組みは、生保業界共通の主要な経営課題となっており、加えて、M&Aを活用した新領域への展開、海外市場への進出の動きもみられるなど、生命保険各社の経営には独自性と競争力が一段と求められています。

2024 年度、ニッセイ基礎研究所は 977 本のレポートを発信しました。今回お届けする「ニッセイ基礎研所報」第 69 号にはその中から選んだレポートと書き下ろしをあわせた 16 本のレポートを掲載しました。激しく変動する経済・社会について、企業の CSR 経営や物流戦略、気候変動、日本の死亡保障不足、推し活による消費行動、最低賃金政策などさまざまな切り口から分析し独自の提言を行うとともに、人口動態と経済成長の関係、若年女性の人口不足、医療・介護・障害福祉の報酬改定、5 歳児健診といった少子高齢化や社会保障を巡る状況を取り上げたレポートを幅広く選定しました。また、トランプ 2.0 と EU、バランスシート調整が続く中国経済、新 NISA、住宅ローンを通じた利上げの影響分析、海底資源探査といったタイムリーなレポートを選定しました。加えて、2024 年度の生命保険業界の決算速報を掲載しています。ご高覧いただければ幸いです。

少子高齢化・人口減少が進む中での、労働力不足への対応や持続可能な社会保障制度の構築、サステナビリティ・情報技術革新・動揺する国際社会情勢などを踏まえた経済運営・経営戦略、そして変わりゆく社会環境下での個人の生活水準向上や生きがいの模索など取り組むべき課題は山積しています。ニッセイ基礎研究所は“変わる時代の確かな視点”をスローガンに的確な情報と課題解決型の提案を社会に発信して参ります。

引き続きのご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

株式会社ニッセイ基礎研究所
代表取締役社長 手島 恒明

2024 年度生命保険会社決算の概要(速報)



保険研究部 主任研究員 安井 義浩
yyasui@nli-research.co.jp

1——保険業績(全社)

生命保険協会加盟会社は、2025 年 4 月 1 日現在 41 社あり、それを、伝統的生保（17 社）、外資系生保（12 社）、損保系生保（4 社）、異業種系生保等（7 社）、かんぽ生命に分類し、2024 年度の業績を概観する（図表-1）。（ただし 6 月第一週までに 2 社が未発表のため、今回はそれらを除いた 39 社合計の速報である。）

【図表-1】 主要業績（2024 年度）

	新契約年換算保険料 （個人保険・個人年金）			保有契約年換算保険料 （個人保険・個人年金）			保険料等収入			総資産			基礎利益		
	億円	増加率	シェア	兆円	増加率	シェア	兆円	増加率	シェア	兆円	増加率	シェア	億円	増加率	シェア
大手中堅9社	7,495	2.4%	31.6%	12.7 ▲	0.9%	49.3%	15.16 ▲	4.9%	38.3%	234.5 ▲	2.9%	65.5%	25,166	21.0%	61.8%
伝統的生保（17社）	13,628 ▲	3.8%	57.4%	15.3	0.8%	59.3%	21.71 ▲	6.1%	54.9%	254.6 ▲	2.4%	71.1%	26,586	26.2%	65.3%
外資系生保（11社）	5,619	9.3%	23.7%	6.3 ▲	0.7%	24.5%	12.07	5.3%	30.5%	58.6 ▲	2.8%	16.4%	10,917 ▲	4.4%	26.8%
損保系生保（4社）	2,255 ▲	6.0%	9.5%	2.4 ▲	0.1%	9.4%	3.07 ▲	5.8%	7.8%	24.5 ▲	4.5%	6.8%	1,720 ▲	8.6%	4.2%
異業種系生保等（6社）	2,223	13.9%	9.4%	1.8	6.1%	6.8%	2.71	16.0%	6.8%	20.4	2.4%	5.7%	1,477 ▲	28.4%	3.6%
小計	23,724	0.2%	100.0%	25.8	0.7%	100.0%	39.57 ▲	1.5%	100.0%	358.2 ▲	2.4%	100.0%	40,699	11.7%	100.0%
かんぽ生命	1,751	49.8%	(7.4%)	3.0 ▲	5.5%	(11.6%)	3.15	27.0%	(8.0%)	59.6 ▲	2.1%	(16.6%)	2,422	8.1%	(6.0%)
生保計(39社)	25,475	2.6%	-	28.8	0.0%	-	42.72	0.1%	-	417.7 ▲	2.3%	-	43,121	11.5%	-

(注1) 生保の会社区分は、以下の通りとした。（各区分ごとに総資産順。）

- （大手中堅9社） 日本、明治安田、住友、第一、大同、大樹、富国、太陽、朝日
- ・伝統的生保17社 (大手中堅9社)、第一フロンティア、ニッセイ・ウェルス、フコク生命、T&Dフィナンシャル、メディケア、ネオファースト、はなさく、なないろ
- ・外資系生保12社 メットライフ、アフラック、ジブラルタ、アクサ、プルデンシャル、エヌエヌ、マニエライフ、PGF、クレディ・アグリコル、チュールビ、カーディフ
（現行〆切時点で未発表 FWD）
- ・損保系生保4社 東京海上日動あんしん、三井住友海上プライマリー、三井住友海上あいおい、SOMPOひまわり
- ・異業種系生保等7社 ソニー、オリックス、SBI、ライフネット、みどり、楽天（原稿〆切時点で未発表 イオン・アリアンツ）

(注2) かんぽ生命の保有契約年換算保険料には、郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの個人保険受再分(旧契約分)を含む。 また、かんぽ生命のシェア欄は、38社小計に対する比率である。

(資料) 各社公表資料(当レポート全体を通じて、過年度分修正あり)から、ニッセイ基礎研究所作成

39 社合計では、年換算保険料ベースで新契約は 2.6%増加しており、うち規模の大きいかんぽ生命では大幅に増加していることを考慮すると、金融機関窓販の増減などで各社バラツキはあるものの、全体としてはほぼ横ばいと言える。保有契約年換算保険料は 0.0%増加となった。

「伝統的生保」の新契約年換算保険料は、▲3.8%減少（前年度 19.2%増加）となった。保有契約年換算保険料は 0.8%増加（前年度 2.5%増加）。以下同様に保険料ベースでの増減を示す。

「外資系生保」は、新契約が 9.3%増加（前年度 6.7%増加）し、保有契約は ▲0.7%減少（前年度 2.4%増加）した。

「損保系生保」は、新契約が▲6.0%減少（前年度 1.0%増加）で、保有契約は▲0.1%減少（前年度 3.1%増加）となった。

「異業種系生保等」は新契約が 13.9%増加（前年度 17.1%増加）、保有契約は 6.1%増加（前年度 5.5%増加）となった。

【図表-2】新契約年換算保険料（2024 年度）

(単位:億円)					
		個人保険	個人年金	合計	うち第三分野
大手中堅9社		6,488	1,005	7,495	2,277
伝統的生保17社		9,367	4,258	13,628	2,986
外資系生保11社		5,277	342	5,619	1,693
損保系生保4社		1,782	472	2,255	482
異業種系生保等6社		1,290	933	2,223	223
かんぽ以外38社合計		17,716	6,005	23,724	5,383
(対前年増加率)					
大手中堅		▲ 0.4%	24.7%	2.4%	6.2%
伝統的生保		0.2%	▲ 11.6%	▲ 3.8%	6.4%
外資系生保		6.7%	74.2%	9.3%	9.6%
損保系生保		▲ 6.6%	▲ 3.7%	▲ 6.0%	▲ 11.9%
異業種系生保等		13.7%	14.1%	13.9%	▲ 13.5%
かんぽ以外合計		2.2%	▲ 5.0%	0.2%	4.4%
(シェア)					
大手中堅		36.6%	16.7%	31.6%	42.3%
伝統的生保		52.9%	70.9%	57.4%	55.5%
外資系生保		29.8%	5.7%	23.7%	31.4%
損保系生保		10.1%	7.9%	9.5%	8.9%
異業種系生保等		7.3%	15.5%	9.4%	4.1%
かんぽ以外合計		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
(シェアの増減)					
大手中堅		-0.9%	4.0%	0.7%	0.7%
伝統的生保		-1.0%	-5.3%	-2.4%	1.0%
外資系生保		1.3%	2.6%	2.0%	1.5%
損保系生保		-0.9%	0.1%	-0.6%	-1.7%
異業種系生保等		0.7%	2.6%	1.1%	-0.9%
かんぽ以外合計		-	-	-	-
かんぽ生命		1,750	0	1,751	71
増加率		49.9%	▲ 41.5%	49.8%	▲ 31.1%

次に、新契約年換算保険料の個人保険、個人年金保険および第三分野の内訳を見たものが図表-2である。38 社（かんぽ生命を除く）合計で、個人保険は対前年 2.2%増加した（前年度 3.8%増加）。個人年金は、▲5.0%減少（前年度 56.7%増加）となった。個人保険は全体として微増だが、個人年金については、2023 年度に一時払個人年金が好調であったことの反動減が大きい。第 3 分野は 4.4%増加となった。

基礎利益（再び、図表-1 を参照）は、全体では対前年度 11.5%増加した。規模の大きい伝統的生保における資産運用収支が増加していることが、その他のグループにおける減少を上回っている。基礎利益が増加した会社数は、39 社のうち 25 社である。

2——大手中堅 9 社の収支状況

以下では、シェアが大きい大手中堅 9 社に焦点を当て、その収支状況を詳細にみていく。

なお、大手においては、グループ内に複数の保険会社があって、例えば、伝統的な保障・医療保険・金融機関窓販などと役割の分担がなされているようなので、収支の方も、本来はグループ連結でみるべきと考えられるが、今のところ、基礎利益をはじめとして、ほとんどの収支項目においては、グループ内の保険子会社の占める割合が小さいことや、従来からある 9 社単体の開示情報が比較的多いこと、から、ここでは従来通りそれぞれ単体 9 社でみることにしている。

1 | 資産運用環境と有価証券含み益

2024 年度までの資産運用環境は図表-3 の通りである。

【図表-3】運用環境

	(円、ポイント、%)		
	2023.3末	2024.3末	2025.3末
日経平均株価	28,041	40,369	35,617
TOPIX	2,004	2,769	2,658
10年国債利回り	0.389	0.750	1.497
米国10年国債利回り	3.553	4.206	4.156
為替 対米ドル	133.53	151.41	149.52
対ユーロ	145.72	163.24	162.08
対豪ドル	89.69	98.61	93.97

国内株価については、企業業績の好調さへの期待などから、最高値を更新するような時期もあったが、関税の問題など米国の状況の不透明感から年度末にかけて下落した。日経平均株価でいうと、前年度末 40,369 円から、年度末 35,617 円へと下落した。

国内金利については、日銀の政策金利の段階的引き上げなどから、代表的な 10 年国債利回りで見ると、2025.3 月末には 1.497%へと、上昇してきた。

為替については、欧米の政策金利の引き下げと日本の政策金利の引き上げにより、円高ドル（およびユーロ）安の方向となり、対米ドルでは 2025.3 月末には 149.52 円/ドル、対ユーロでは 162.08 円/ユーロとなった。従来から外貨建保険で比較的良好に使われる豪ドルについても同様であった。

【図表-4】 有価証券含み益（大手中堅 9 社計）

(兆円)				
	2022年度末	2023年度末	2024年度末	増減
国内債券	2.7	▲ 2.7	▲ 10.4	▲ 7.7
国内株式	12.7	21.0	17.7	▲ 3.3
外国証券	1.0	4.4	3.7	▲ 0.6
外国債券	▲ 0.3	1.5	0.9	▲ 0.6
外国株式	1.3	2.9	2.8	▲ 0.0
その他とも合計	16.5	23.2	11.3	▲ 11.8

こうした状況を反映して、大手中堅 9 社の有価証券含み益は、図表-4 に示す通りとなった。国内債券の含み益が▲7.7 兆円減少、国内株式の含み益が▲3.3 兆円減少、外国証券含み益は債券・株式とも減少し合計では▲0.6 兆円減少した。その結果、有価証券合計では▲11.8 兆円と大幅な減少となった。

多くの生保は、従来、国内債券中心の資産運用をしてきたため、国内金利が上昇する中で、9 社すべてが多額の含み損を抱える状況となっている。なお大手中堅 9 社に限らず、国内債券を保有する会社は全て国内債券は含み損となっている模様で、その規模は全体では約▲20 兆円（2023 年度末は約▲5 兆円）となっている。

しかし、生命保険会社の場合、こうして資産側の債券だけみると含み損となっていて、対応する長期負債（責任準備金）の時価評価額の方が、それ以上に減少していると考えられるため、全体としては、財務状況に問題はないと思われる。（その対応状況を、定量的に評価することを試みているのが、後述する「経済価値ベースのソルベンシー指標（ESR）」であるといえる。）

2 | 基礎利益は大きく増加

【図表-5】 基礎利益の状況（大手中堅 9 社計）

(億円)				
	2022年度	2023年度	2024年度	増加率
A 基礎利益	15,414	20,802	25,166	21.0%
B.利差益	6,991	7,269	13,238	82.1%
C(=A-B).費差	8,422	13,533	11,928	▲ 11.9%

そうした中、2024 年度の基礎利益は 25,166 億円、対前年度 21.0%増加となった(図表-5)。うち利差益は 13,238 億円で、前年度比 82.1%増加した。危険差益・費差益等からなる保険関係収支は 11,928 億円、▲11.9%の減少となった。

【図表-6】基礎利益の状況（費差も分けた3利源の状況（開示6社（大同 大樹 太陽以外）計）

(億円)				
	2022年度	2023年度	2024年度	増加率
基礎利益	14,246	19,357	23,347	20.6%
利 差 益	6,685	7,265	12,606	73.5%
危 険 差 益	6,539	10,842	10,536	▲ 2.8%
費 差 益	1,020	1,248	201	▲ 83.9%

3利源とも一定程度公表（一部推定）している6社のみの合計金額を見たものが図表-6である。これで保険関係収支のうち危険差益と費差益の内訳がわかる。

危険差益は、▲2.8%減少（前年度65.8%増加）となった。危険差は、2022年度に新型コロナによる給付金支払いの増加により大幅減少したが、2023年度にはそれがなくなって急増し、2024年度の増加率は、通常ベースに戻ったと考えられる。

ここでいう通常ベースとは、保有契約の減少傾向や、2017年の死亡表の改定（保険料の値下げ）の影響が、危険差益の減少として現れているという動向のことである。

一方、第三分野商品（医療保険）についても、新契約や保有契約の増加も落ち着いてきており、販売当初の選択効果が次第に薄れてくるのではない（＝危険差益の減少）とも考えられるが、詳細は非開示のため、傾向として推察されるに過ぎない。

費差益については、2023年度にはわずかに増加したものの、かつての規模や危険差・利差の水準からすると、費差はほぼないといっていい水準である。費差益は、簡単に言えば、収入保険料のうち事業費を賄うための付加保険料と、実際の事業費支出の差である。付加保険料については、過去の予定利率の引下げ、すなわち保険料の値上げを緩和するために、逆に引き下げた会社が多く、その影響で費差益が減少傾向にあると考えられる。

3 | うち利差益も増加

利差益について、さらに詳しく見てみる。（図表-7、8）

【図表-7】利差益の状況（大手中堅（利回り非公開の大樹除く）8社計）

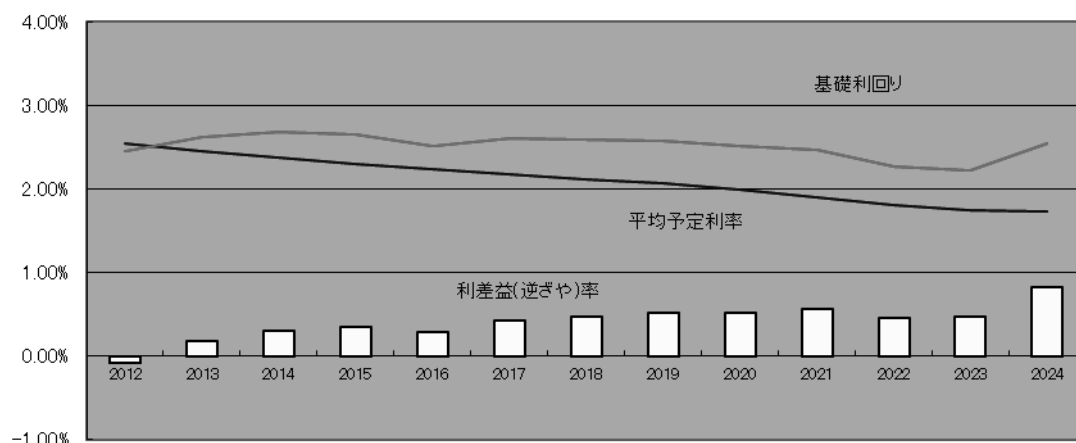
	2022年度	2023年度	2024年度	差異
① 平均予定利率	1.81%	1.75%	1.73%	▲0.02%
② 基礎利回り(*)	2.26%	2.22%	2.55%	+0.33%
③ = ②－①	0.45%	0.47%	0.82%	+0.35%
④ 責任準備金	164.4兆円	165.8兆円	165.7兆円	▲0.1兆円
⑤ 利差益(③×④)	7,262億円	7,669億円	13,490億円	+5,821億円

(注) 基礎利回りは、基礎利益中の運用収益・費用のほぼ責任準備金に対する比率となるので

①②は各社責任準備金の加重平均とした。

責任準備金は、一部の会社については推定値とし、2022年度および2023年度については、判明後修正した。

【図表-8】 利差益（逆ざや）状況の推移（大手中堅（利回り非公開の大樹除く）8社計）



これらの表の中の「基礎利回り」とは、基礎利益のうち、資産運用損益が貢献する部分の利回り換算であり、主に債券利息や株式配当金などの収入からなる（ヘッジコストもここで控除する算出ルールとなっている。）。これを、契約者に保証している利率（予定利率）と比べて、上回る場合に利差益と呼び、下回る場合は逆ざや（または利差損）と呼ぶ。

2012年度まで逆ざやであったものが、2013年度から利差益に回復し、2024年度は大樹を除く8社合計で13,490億円へと増加した（なお、一部の会社ではまだ逆ざや）。

多くの会社で、比較的高い金利と円安により、外国債券利息が増加したこと、あるいは国内の株式配当金が増加したことによるものと推測される。

運用資産の中核である国内債券に関しては、金利がそのまま徐々にでも上がってくれば、負債に適した投資対象として復活してくるので、今後期待が持てるところだろう。

一方、「平均予定利率」は、過去に契約した高予定利率契約が減少していくことにより、毎年緩やかな低下を続けている。現在の新規契約の予定利率は、1%未満であるものが主流であることから、そこに向けて、低下していくと考えられるが、何社かはわずかに上昇し始めており、下げ止まりかもしれない。あるいは今までと逆に、金利の上昇に応じて一部商品では予定利率を引き上げる会社もでてくることが考えられる。

基礎利益の動向は、危険差益や費差益では大幅な好転が見込めない中、利差益の動向次第となっているのが現状だが、経済環境に大きく左右されることもあり、将来にむけて楽観はできない。2025年度の予想としては、利差益が増加すると予想する会社、減少すると考える会社は、ほぼ同数であることをみても、正確な予想は難しいだろう。

4 | 当期利益は増加～引き続き内部留保の割合は高いが、配当金額も増加

次に当期利益の動きをみる(図表-9)。

基礎利益(①)は大幅に増加、キャピタル損益(②+③)は合計で減少し、その合計で23,839億円と対前年度+2,361億円の増加となった。また、「⑧その他」のほとんどを占めるのが、追加責任準備金の繰入額であり、9社中8社が、個人年金や終身保険など貯蓄性の高い商品を対象として繰入を行なっている。

これは逆ざやに備えるため、評価利率を予定利率よりも低く設定することで、責任準備金を高めに評価したことによる積み増し分である。これが平均予定利率を下げる効果を発揮し、逆ざや解消の早期化に貢献してきた。

危険準備金や価格変動準備金の繰入・戻入は、基本的には保険業法に基づく統一の積立ルールに沿っているとはいえ、そのルールの範囲内での政策的な積み増しの判断の余地はある。それを見るため、これらを繰入・戻入する前のベースに修正した「当期利益」(表中(A))は前年度より▲8,696億円減少して7,157億円となっている。同じく政策要素の強い追加責任準備金を積み立てる前の状態に、さらに戻せば、23,115億円(A')と前年度より+4,240億円増加している。

【図表-9】 当期利益とその使途 (大手中堅 9 社計)

(単位: 億円)

	2022年度	2023年度	2024年度	増加額
① 基礎利益	15,414	20,802	25,166	4,364
② キャピタル収益	36,415	33,851	30,133	▲ 3,718
③ キャピタル費用	▲ 33,982	▲ 33,175	▲ 31,460	1,715
基礎利益+キャピタル損益	17,827	21,478	23,839	2,361
④ 不動産処分損益	▲ 392	▲ 182	▲ 318	▲ 136
⑤ 不良債権償却	▲ 377	▲ 170	▲ 248	▲ 78
⑥ 法人税および住民税	▲ 1,453	▲ 2,140	▲ 3,402	▲ 1,261
⑦ 法人税等調整額	245	▲ 32	3,390	3,422
⑧ その他	▲ 4,494	▲ 3,100	▲ 16,105	▲ 13,005
A. 「当期利益」(※)(①から⑧合計)	11,356	15,853	7,157	▲ 8,696
(a) うち、追加責任準備金繰入額	▲ 4,311	▲ 3,022	▲ 15,958	▲ 12,936
A' (a)を除いた場合の当期利益	15,667	18,875	23,115	4,240
危険準備金の増加	1,848	2,182	▲ 7,848	▲ 10,029
価格変動準備金の増加	881	1,835	1,584	▲ 251
資本の増加	3,199	5,454	6,402	948
B.内部留保の増加(▲は取り崩し)	5,929	9,471	38	▲ 9,433
B' 広義の内部留保の増減(B+(a))	10,240	12,492	15,996	3,504
(B'/A')	65%	66%	69%	+3
C.契約者配当準備金繰入	5,427	6,382	7,119	737
(C/A')	35%	34%	31%	▲ 3

(注1) (※)通常の損益計算書とは異なり、

危険準備金及び価格変動準備金の繰入(または戻入)前の数値となる。

さてこうした利益の使途であるが、上記の危険準備金、価格変動準備金などの合計である内部留保は微増にとどまっている(内部留保の増加(B))。これに、追加責任準備金繰入を加算した実質

的な内部留保の増加額（B'）は 15,996 億円と、これも前年度より+3,504 億円増加している。

一方、配当であるが、7,119 億円が還元（株式会社の契約者配当を含む）されることとなり、対前年 737 億円増加している。

このような見方をすれば、2024 年度は「実質的な利益」の 69%が内部留保に、残り 31%が契約者への配当にまわっているとみることができる。

（なお、ここで算出した「内部留保」からは、いずれ株主配当も支出されることも、剰余の使い方として区別する必要があるが、持ち株会社形態の場合どう評価するかなどの考慮が必要なので、こうした表においては無視した。）

5 | ソルベンシー・マージン比率～高水準を維持、一部の会社の ESR も開示され、大きな変動なし

健全性の指標であるソルベンシー・マージン比率（9 社合計ベース）をみたものが図表-10 である。ソルベンシー・マージン総額と保有リスクとの関係を見るため、形式的に 9 社計で算出した比率は前年度の 934.4%から 887.0%へと下がってはいるが、引き続き高水準にある。

【図表-10】 ソルベンシー・マージン比率（大手中堅 9 社計）

	2022年度		2023年度		2024年度	
	実額	対リスク比率	実額	対リスク比率	実額	対リスク比率
(1)ソルベンシー・マージン	41.2兆円	955.0%	51.6兆円	934.4%	47.3兆円	887.0%
うち オンバランス自己資本	14.8	343%	15.5	280%	14.9	279%
うち その他有価証券評価差額	12.5	289%	22.0	399%	17.5	328%
うち 土地の含み損益	2.0	45%	2.1	38%	2.3	43%
うち 負債性資本調達	5.0	116%	5.3	96%	6.2	116%
うち 解約返戻金相当額超過額等	7.0	161%	6.7	122%	6.5	121%
(2)リスク総額	8.6兆円		11.0兆円		10.7兆円	

（注）

1. ソルベンシー・マージン比率 =ソルベンシー・マージン/(リスク総額/2)
2. 「対リスク比率」の各項目は、ソルベンシー・マージン比率に合わせ、「リスク総額/2」に対する比率とした。

2024 年度は、当期利益の使途でもふれたように、これまで増加していた内部留保がほぼ横ばいであり、さらに、マージンについてはのちに社外流出する配当金を差し引いて算出するので、オンバランス自己資本（貸借対照表上の資本の一部、危険準備金、価格変動準備金の合計）が減少し、その他有価証券の含み益も減少したことで、マージン全体（＝分子）は減少した。

一方、リスク（＝分母）の方では、資産運用リスクが減少している（さらなる詳細は不明だが、有価証券の時価下落によるリスク対象資産額の減少によるものか）。こうしてマージンとリスクがともに減少して、ソルベンシー・マージン比率は、若干低下したものの、高水準を維持している。

これまで現行方式によるソルベンシー・マージン比率の内訳をみることにより、保有リスクとそれに対する準備金等の対応状況は、ある程度窺い知ることができていたが、それに加えて、経済価

値ベースのソルベンシー指標（ESR：Economic Solvency Ratio）を、大手4社グループなど一部の会社が開示し始めている。

これは新たな算出方法（例えば資産、負債とも経済価値、いわば時価ベースで評価するなど）による、会社のリスク量に対する自己資本の率である。開示された大手社の数値はおよそ 200%～220%程度で、前年度から大きな変動はみられない。全社が開示するのは 2025 年度分からとされている。

3——かんぽ生命の状況

かんぽ生命は他の国内大手の生命保険会社とは歴史的な経緯も異なり、規模も大きいので、別途概観しておく。

個人保険・個人年金保険の業績動向を見たものが図表-11 である。新契約年換算保険料は、49.8%の増加となった。また、保有契約年換算保険料の減少率は▲5.5%と、近年、大手中堅9社計より減少幅が大きい傾向がある。

【図表-11】かんぽ生命の業績

年換算保険料

	かんぽ生命	大手中堅9社計
新契約	49.8%	2.3%
保有契約	▲ 5.5%	▲ 0.9%

かんぽ生命の保有契約には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受再している民営化以前の個人保険保有契約分を含めている。

【図表-12】かんぽ生命の基礎利益

（単位：億円、%）

	2022年度	2023年度	2024年度
利差益	941	918	1,425
危険差益	983	1,322	996
費差益			
合計（基礎利益）	1,923	2,240	2,422

平均予定利率	1.67	1.66	1.61
基礎利回り	1.85	1.84	1.91

基礎利益の状況は、図表-12 のとおりである。

利差益については、平均予定利率は低下、基礎利回りは上昇しており、利差益は 1,425 億円と大幅増加となった。一方、危険差と費差の合計は減少しており、これらを合計した基礎利益は 2,422 億円に増加した。

かんぽ生命の資産運用は、有価証券については、国債・地方債・社債がほとんどを占めており、中でも国債の構成比が有価証券全体の 76%となっている（前年度も 76%）。株式への投資は、もともとほぼゼロであったものが、近年構成比を高めているが、まだ小さい。こうした点は、他の伝統

的な大手中堅生保とは異っており、安全性を重視した運用ポートフォリオとなっている（一方、9社合計では、有価証券中の国債の構成比は近年平均40%強程度）。

そうしたこともあり、基礎利回りが低い反面、ソルベンシー・マージン比率については、2024年度は893.40%と低下したが、引き続き高水準である（前年度は1,016.8%）。こうした高水準は、リスク性資産の構成割合が従来から低いことに加え、内部留保が厚いことに起因する。例えば、民営化前の旧簡易保険契約（貯金・簡易生命保険管理機構からかんぽ生命が受再している形態）を含め約1.2兆円の危険準備金を保有している。かんぽ生命を除く民間生保約40社の合計額が、ここ数年増加してきてはいても5.3兆円程度であることから、水準の厚さがうかがえる。また逆ざやに備えるための追加責任準備金が累計で5.0兆円と、引き続き厚い水準にある。

気候変動：死亡率シナリオの作成

気候変動の経路に応じて日本全体の将来死亡率を予測してみると…



保険研究部 主席研究員 篠原 拓也
tshino@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 12 月 24 日発行「基礎研レポート」を
加筆・修正したものである。

〈概要〉

これまでに、気象データをもとに、日本全国の気候指数を作成した。また、回帰分析を通じて、気候指数と人の死亡率の関係を定式化した。そして、得られた関係式をもとに、対象地域とデータ取得に用いる気候モデルを限定した上で、将来死亡率を試算した。試算は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第 6 次評価報告書で示している共通社会経済経路(SSP)をもとに行った。これにより、「気候変動が激しくなると死亡数に一定の影響を及ぼしうる」との結果を得ることができた。

今回、予測の対象地域を日本全国に拡大した。併せて、データ取得に用いるモデルを、5 つの気候モデルに拡張した。その上で、SSP をもとに、日本全体の将来死亡率を予測計算した。

その結果、“気候政策を導入しない SSP5-8.5 の経路では、気候政策により今世紀末までの昇温を 2℃未満に抑える SSP1-2.6 の経路に比べて、2081-2100 年の死亡数が +2.0%増加し、気候モデル間の差異が拡大する”との帰結に至った。このことから、「気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らみ、予測の不確実性が高まる可能性がある」との推論を得ることができた。

ただし、この推論は、気候変動と死亡率の相関関係をもとに導出したもので、メカニズムを明らかにしたものとは言えない。今後、因果関係の検証など、推論の精度向上に努めることとしたい。

[目次]

1—将来の気候変動の経路	15
1 IPCC が設定している SSP をもとに気候シナリオが作られている.....	15
2 さまざまな全球気候モデル(GCM)により、SSP に応じた気候シナリオが作成されている.....	17
2—気候指数の予測結果	18
1 気候モデルは、過去の観測実績を概ね再現している.....	18
2 高温指数では、SSP5-8.5 は他の経路に比べて大きく上昇している.....	21
3—死亡率の予測結果	26
4—死亡数の予測結果	27
1 気候変動問題が死亡数に影響を及ぼすのは、2060 年代以降.....	27
2 気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らむ可能性がある.....	28
3 気候変動が激しくなると、死亡数増加の不確実性が高まる可能性がある.....	29
4 死因別：異常無(老衰等)の増加が大きく、これが全死因での死亡数増加につながっている.....	30
5 年齢群団別：SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減では、85 歳以上の年齢群団で死亡数が増加...	31
6 月別：春先や秋から冬にかけて、死亡数が大きく増加する.....	32
7 地域区分別：関東甲信は、気候変動の影響が他の地域に比べて小さい.....	33
5—考察	34
1 本稿のポイントは？ — 気候変動が激しくなると、死亡数の予測の不確実性が高まることもポイント.	34
2 膨大な量のデータや算式による計算を行った意義は？ — 異常値の影響を緩和した効果.....	35
6—おわりに	36
参考文献・資料	36

1——将来の気候変動の経路

まず、将来の気候変動の経路について見ていく。

1 | IPCC が設定している SSP をもとに気候シナリオが作られている

(1) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

世界中で、気候変動問題に対する注目が高まる中、さまざまな研究機関や学術機関が気候シナリオを作成している。その中核的なものは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が第6次評価報告書において設定している共通社会経済経路(SSP)となっている。

IPCC は、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって1988年に設立された政府間組織だ。2024年9月現在、195の国と地域が参加している。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることとされている。世界中の科学者の協力を得て、出版された文献や科学誌に掲載された論文等に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。2007年には、気候変動問題に関する活動を受賞理由として、ノーベル平和賞を受賞している¹。

IPCCには、3つの作業部会と1つのインベントリータスクフォースが置かれている。第1作業部会(WG1)は、気候システムと気候変動の自然科学的根拠についての評価。第2作業部会(WG2)は、気候変動に対する社会経済と自然システムの脆弱性、気候変動がもたらす好影響・悪影響、気候変動への適応のオプションについての評価。第3作業部会(WG3)は、温室効果ガスの排出削減など気候変動の緩和のオプションについての評価を、それぞれ行う。また、インベントリータスクフォース(TFI)は、温室効果ガスの国別排出目録(インベントリー)作成手法の策定や普及などの役割を担っている。

(2) 評価報告書、統合報告書

IPCCは、これまで5～7年ごとに評価報告書、統合報告書を公表してきた。第1次評価報告書は1990年に公表され、1992年に内容の増補が行われている。第2次評価報告書では、1997年の京都議定書採択に先駆けて、その裏付けとなる資料を提供した。第5次評価報告書では、パリ協定採択に向けて科学的情報を提供した。そして、第6次評価報告書では、産業革命前に比べて世界平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために必要となる温室効果ガスの排出量削減を明示した。

また、これらとは別に、タイムリーに特別報告書の公表も行ってきた。第6次評価サイクルでは、2018年に「1.5℃特別報告書」、2019年に「土地関係特別報告書」、「海洋・雪氷圏特別報告書」、「温室効果ガスインベントリに関する『2019年方法論報告書』」が公表されている。

現在は、第7次評価サイクルの検討に入っている²。

¹ 地球温暖化への警鐘を鳴らしたことなどの功績により、元アメリカ副大統領のアル・ゴア氏とともに受賞。

² 2023年7月に、新たな議長等の選出が行われ、正式にスタートした。

図表 1. IPCC の評価報告書、統合報告書

報告書	公表時期	概要
第 1 次評価 (FAR)	1990 年	気候変動が地球規模の影響をもたらし、国際協力を必要とする課題として重要であることを強調。地球温暖化を減らし、気候変動の結果に対処するための主要な国際条約である「国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)」の創設において決定的な役割を果たした。
(増補)	1992 年	FAR のシナリオ等を増補した。
第 2 次評価 (SAR)	1995 年	1997 年の京都議定書の採択に向けて政府の決定を引き出す重要な資料を提供した。
第 3 次評価 (TAR)	2001 年	気候変動の影響と適応の必要性に焦点を当てた。
第 4 次評価 (AR4)	2007 年	温暖化を 2℃に制限することに焦点を当てるポスト京都議定書の基礎を築いた。
第 5 次評価 (AR5)	2013-14 年	パリ協定への科学的インプットを提供した。
第 6 次評価 (AR6)	2021-23 年	パリ協定の下で要請された「1.5℃特別報告書」、「土地関係特別報告書」、「海洋・雪氷圏特別報告書」の公表を経て、1.5 度を達成するために必要な温室効果ガスの排出量削減を明示した。(温室効果ガス排出量を 2035 年までに 60%削減(2019 年比))

※ “About History of the IPCC” (IPCC HP, <https://www.ipcc.ch/about/history/>)等をもとに、筆者作成

(3) 共通社会経済経路 (SSP)

第 6 次評価 (AR6) では、将来の社会・経済の発展について仮定した共通社会経済経路 (Shared Social-economic Pathways, SSP) (以下、単に「経路」と呼称することがある) が、放射強制力と組み合わせ、5 つ設定されている。このうち、SSP1-2.6 は、産業革命前に対する世界平均の気温上昇を 2℃未満に抑える政策を導入して、21 世紀後半に二酸化炭素の排出を正味ゼロとする見込みとされている。一方、SSP5-8.5 は、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないケースとされている。³

図表 2. AR6 の共通社会経済経路 (主な項目)

共通社会 経済経路	概要	産業革命前からの気温上昇 (20 年平均) (°C)		
		2021-2040 年	2041-2060 年	2081-2100 年
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、産業革命前を基準とする 21 世紀末までの昇温 (中央値) を概ね (わずかに超えることはあるものの) 約 1.5℃以下に抑える気候政策を導入。21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み。	1.5	1.6	1.4
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、産業革命前を基準とする昇温 (中央値) を 2℃未満に抑える気候政策を導入。21 世紀後半に CO ₂ 排出正味ゼロの見込み。	1.5	1.7	1.8
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入。2030 年までの各国の「自国決定貢献 (NDC) ⁴ 」を集計した排出量の上限にほぼ位置する。工業化前を基準とする 21 世紀末までの昇温は約 2.7℃ (最良推定値)。	1.5	2.0	2.7
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しない中～高位参照シナリオ。エーロゾルなど CO ₂ 以外の排出が多い。	1.5	2.1	3.6
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない高位参照シナリオ。	1.6	2.4	4.4

* 「概要」は、「IPCC の概要や報告書で使用される表現等について」(気象庁、令和 3 年 8 月 9 日付報道発表資料別添 3) の【AR6 で使用されている主なシナリオ】からの引用。「産業革命前からの気温上昇 (20 年平均)」は 1850-1900 年 (参照期間) に対する気温上昇。

※ “Technical Summary” (IPCC WG1)、「IPCC の概要や報告書で使用される表現等について」(気象庁、令和 3 年 8 月 9 日付報道発表資料別添 3) などをもとに、筆者作成

³ 経路に沿って、大学や研究機関等で 3131 個のシナリオが研究された。当初の選別と品質管理で 2266 個に絞られ、実績の反映可否で 1686 個に絞られた。さらに、2100 年までの予測可能性などを踏まえて、1202 個が審査に合格している。これらは、気候エミュレータ (FAIR、CICERO-SCM、MAGICC) を用いて C1～C8 に分類されている。

⁴ パリ協定 (2015 年 12 月採択、2016 年 11 月発効) では、温室効果ガスの排出削減目標を「自国決定貢献 (Nationally Determined Contribution, NDC)」として 5 年ごとに提出・更新する義務が、すべての国にある。

2 | さまざまな全球気候モデル(GCM)により、SSP に応じた気候シナリオが作成されている

(1) 全球気候モデル(GCM)

現在、世界中の大学や研究機関が気候シナリオの作成を進めている。その際、全球気候モデル(Global Climate Model, GCM)と呼ばれる数理モデルを用いた予測が行われることがある。

そもそも世界初の気候モデルは、1960 年に真鍋淑郎氏とカーク・ブライアン氏が米国海洋大気庁・地球流体力学研究所で開発したモデルと言われる⁵。それ以後、数理モデルで気候を再現する手法の研究が進んだ。コンピュータの計算性能の進歩や、気象学の研究の進展もあって、GCM のモデル予測性能が向上していったとされる。

GCM は、地球全体に対する数値モデルである。緯度、経度、高度、時間の項目で格子に区切る。そして、各格子点について、静力学平衡方程式、運動方程式、熱力学方程式等を用いて、気温、気圧、比湿(湿潤空気中に含まれる水蒸気の質量と湿潤空気全体の質量の比)などの予測数値を算出していく。

(2) 第 6 期結合モデル相互比較プロジェクト(CMIP6)

世界中の大学や研究機関が気候モデルを作成して気候予測を行っている。そのモデルの比較を行うプロジェクトとして、「第 6 期結合モデル相互比較プロジェクト(CMIP6)」と呼ばれるモデル群がある。CMIP6 は、IPCC の AR6 に対応した 50 以上のモデルからなる。

(3) 日本域 CMIP6 データ (NIES2020)

文部科学省と気象庁は、「気候予測データセット 2020」を公表している。その中で、国立環境研究所は「日本域 CMIP6 データ (NIES2020)」として CMIP6 の 5 つの GCM を選択し、これを日本域(東経 122-146 度、北緯 24-46 度の陸上)の細かい格子で設定し、さらに実績との乖離を補正したデータを公表している⁶。その内容は、日本域の地上 1km 格子点での「日最高気温(℃)」、「日最低気温(℃)」、「降水量(mm/day)」、「風速(m/s)」、「相対湿度(%)」のデータを含んでいる。各データは、SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP5-8.5 の 4 つの経路に対して 21 世紀中の数値(2100 年 12 月 31 日までの毎日の値)として示されている。これらのデータに必要な調整を行ったうえで、回帰式に代入する将来の気候指数の作成データとして活用することとした。なお、データには海面水位の数値はない。

日本域 CMIP6 データ (NIES2020)の GCM は、次の 5 つ。このうち、MIROC6 と MRI-ESM2-0 は、日本の研究機関が作成したモデルである。

- ・ MIROC6 (東京大学, 海洋研究開発機構(JAMSTEC), 国立環境研究所(NIES))
- ・ MRI-ESM2-0 (気象庁気象研究所(MRI))
- ・ ACCESS-CM2 (オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO))
- ・ IPSL-CM6A-LR (ピエール・シモン・ラプラス研究所(フランス))
- ・ MPI-ESM1-2-HR (マックス・プランク研究所(ドイツ))

⁵ プリンストン大学の真鍋淑郎氏は、マックス・プランク研究所のクラウス・ハッセルマン氏、ローマ・ラ・サピエンツァ大学のジョルジオ・パリージ氏とともに、2021 年にノーベル物理学賞を受賞した。受賞理由は「地球温暖化の予測のための気候変動モデルの開発」。

⁶ 細かい格子での設定は、統計的ダウンスケーリングの手法で行われている。また、実績との乖離の補正はバイアス補正として行われている。

2——気候指数の予測結果

つぎに、将来の気候指数の予測結果を見ていくこととしたい。

1 | 気候モデルは、過去の観測実績を概ね再現している

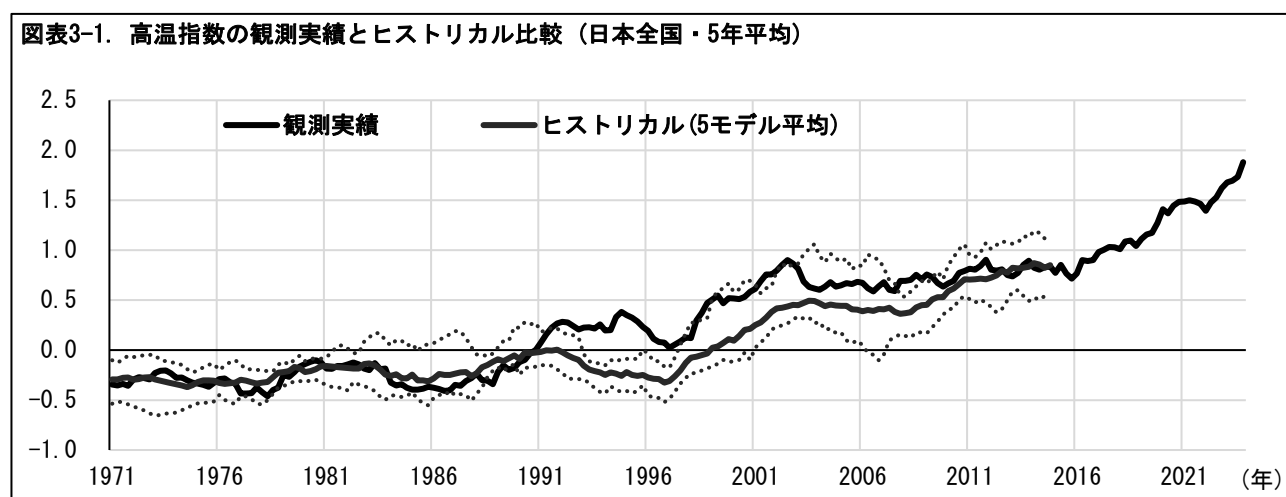
本稿では、152 の観測地点をもとに日本全国を 11 の地域に分けて、各地域区分ごとの気候指数を計算した。そして、それらの平均をとることにより、日本全国の気候指数を作成した。以下では、5 年平均の各気候指数の推移をグラフ化している。

最初に気候指数ごとに、過去(1971-2023 年)の期間について観測実績とヒストリカルデータによる指数を比較して表示する。ヒストリカルは 2014 年までのデータをもとに気候指数を作成したため、その年次までの表示となっている。両者の比較を通じて、各モデルの結果をもとに作成した気候指数が、どの程度、実績と類似または乖離しているかを確認していく。

なお、グラフ表示においては、5 つのモデルでの平均値を実線で示す。併せて、モデルの最大値と最小値の推移を、細い点線で実線の上下に示していく。(以下、本稿において同様)

(1) 高温指数

高温指数は、上昇傾向にある。1971-2014 年の状況を見ると、観測実績とヒストリカルは類似した動きをしていると言える。

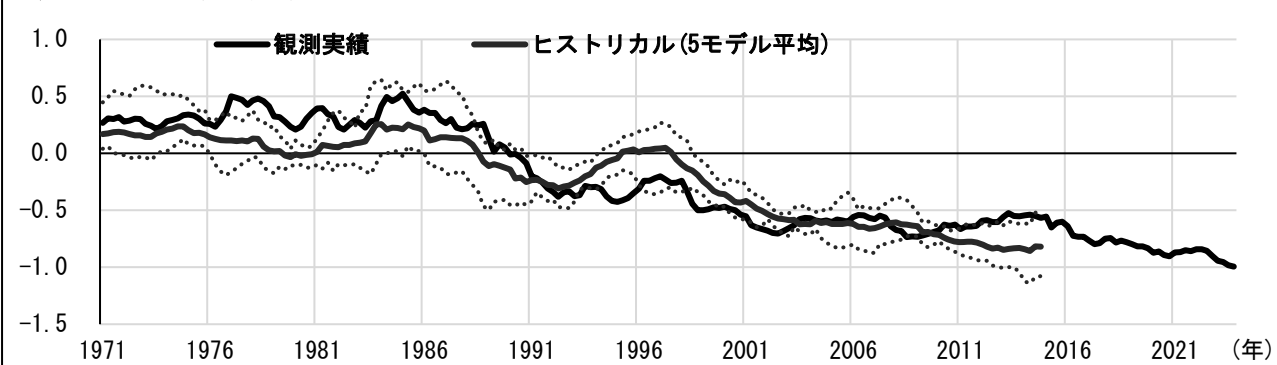


(2) 低温指数

一方、低温指数は、低下傾向にある。1971-2014 年の状況を見ると、観測実績とヒストリカルは概ね近接していると言える。

(以下、本ページ余白)

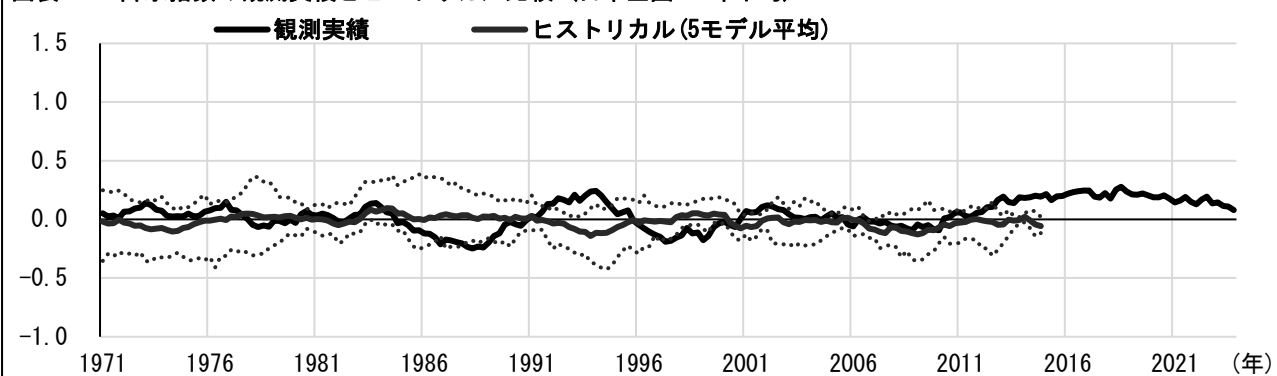
図表3-2. 低温指数の観測実績とヒストリカル比較（日本全国・5年平均）



(3) 降水指数

降水指数は、ゼロ近辺で推移している。1971－2014年の状況を見ると、観測実績とヒストリカルは概ね近接していると言える。

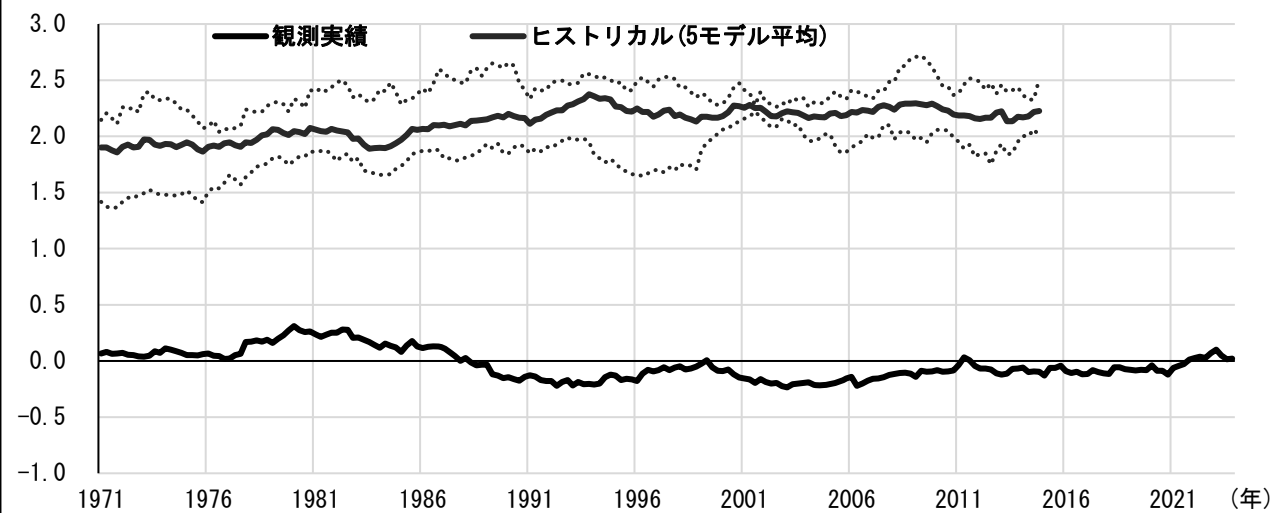
図表3-3. 降水指数の観測実績とヒストリカル比較（日本全国・5年平均）



(4) 乾燥指数

乾燥指数は、観測実績がゼロ近辺、ヒストリカルが2前後で、一定の乖離幅を保ちつつどちらも横ばいで推移している。両者の差は、ヒストリカルにおいて、降水現象の有無に関する「現象なし情報」についてのみなし（観測地点を取り囲む4つの1km格子点の降水量がすべてゼロであった場合に、降水の「現象なし」とみなす）が、実態よりも乾燥の判定につながりやすいことによるものと見られる。

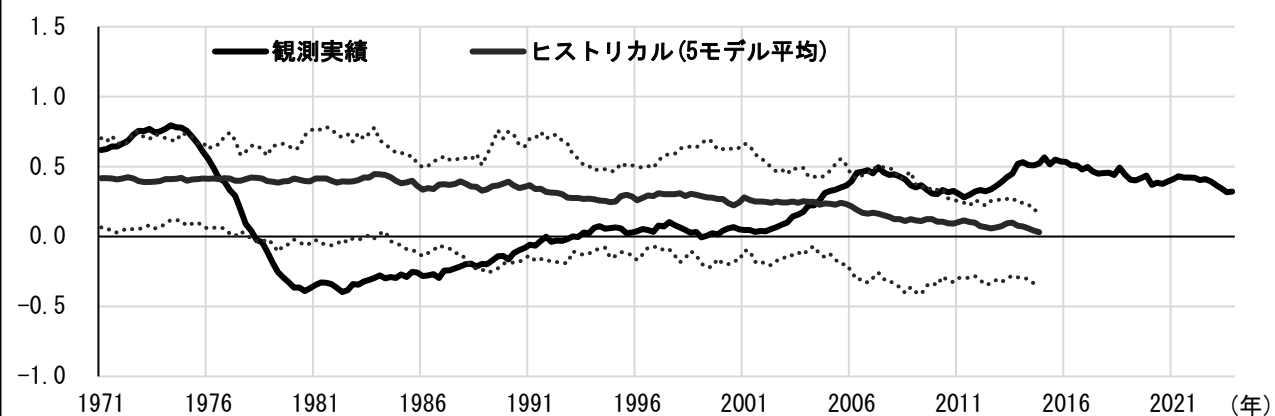
図表3-4. 乾燥指数の観測実績とヒストリカル比較（日本全国・5年平均）



(5) 風指数

風指数は、近年プラスの値で推移している。観測実績は 1970 年代後半に低下し、その後緩やかな上昇傾向にあるのに対し、ヒストリカルは緩やかに低下している。ただし、2000 年以降、いずれも概ね 0～0.5 の範囲内で推移している点は類似している。

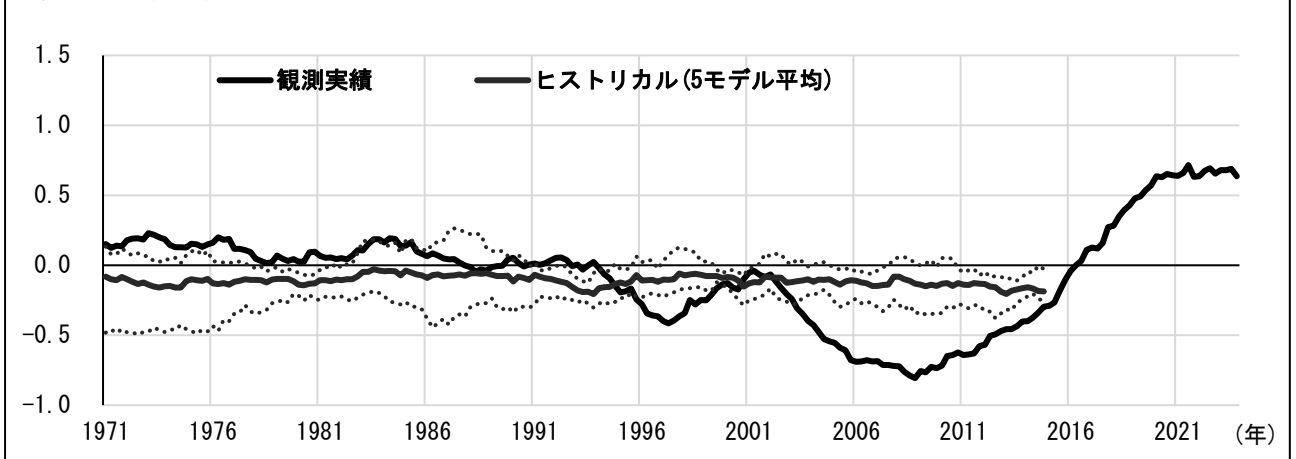
図表3-5. 風指数の観測実績とヒストリカル比較（日本全国・5年平均）



(6) 湿度指数

湿度指数は、2000 年頃までゼロ近辺で推移していた。2000 年代に低下し、2010 年代には上昇している。2000 年代初めまでは、観測実績とヒストリカルは近接した動きをしている。それ以降 2010 年代半ばまでは、やや乖離が見られる。2010 年代半ば以降については、比較ができないため何とも言えない。

図表3-6. 湿度指数の観測実績とヒストリカル比較（日本全国・5年平均）



まとめると、高温、低温、降水、および 2000 年代初めまでの湿度の指数について、観測実績とヒストリカル気候指数は類似していると言える。また、乾燥については一定の乖離幅を保ちつつどちらも横ばいで推移している点、風の指数についてはどちらも概ね同じ範囲内で推移している点が類似していると言える。

以上より、気候モデルは、過去の観測実績を概ね再現しているものと判断できる。

2 | 高温指数では、SSP5-8.5 は他の経路に比べて大きく上昇している

次に、将来(2024-2100 年)の期間における、経路ごとの気候指数の推移を見ていく。ここでは、経路ごとの将来データの違いが、どのように気候指数の形で反映されているかを確認していくことが主な目的となる。

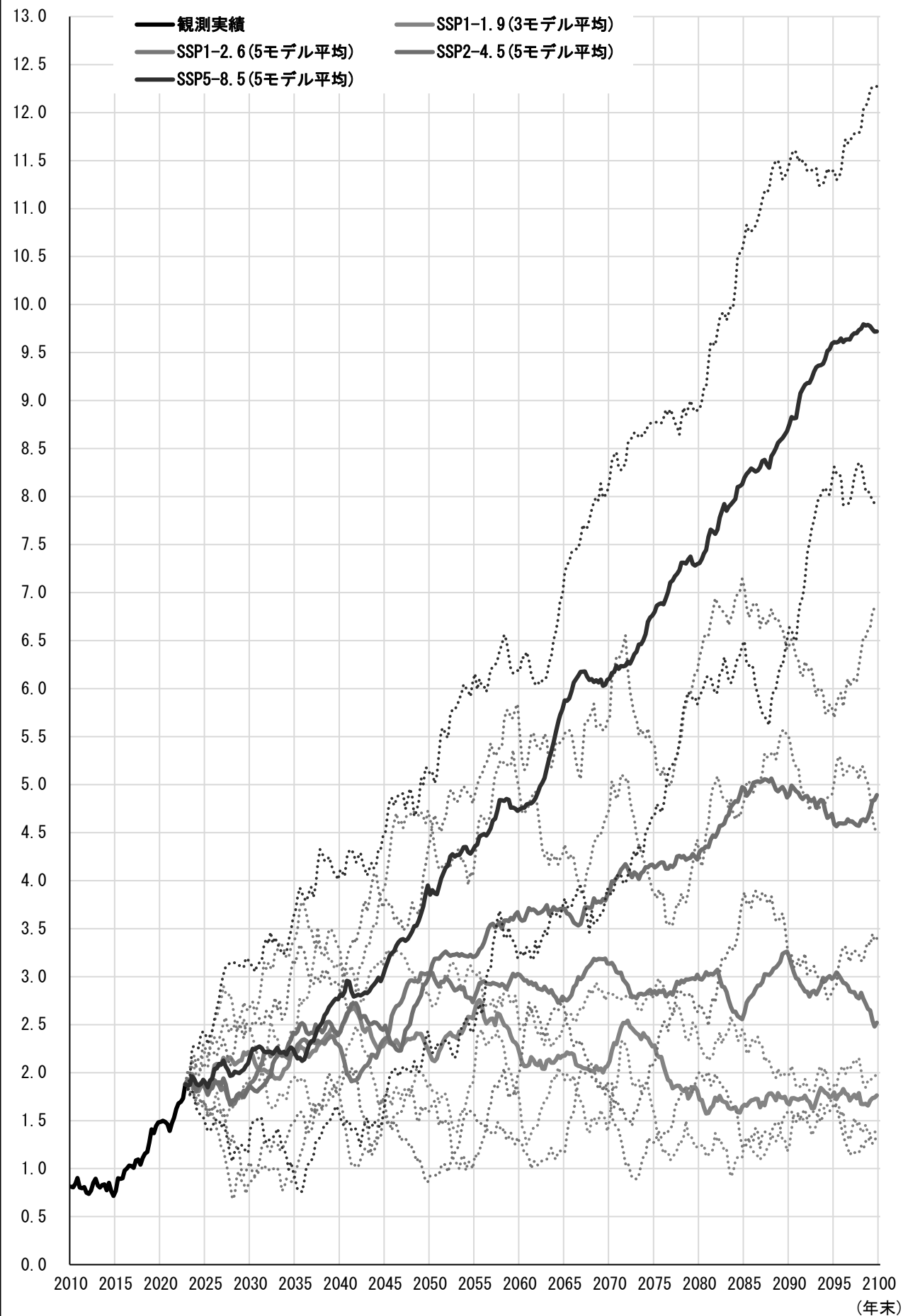
なお、過去の観測実績との接続(2024 年)の前後で、気候指数の上昇や低下などの傾向がどのように変化しているかを見るために、2011-2023 年の観測実績もあわせて表示する。

(1) 高温指数

高温指数は、過去の観測実績が上昇傾向を示している。SSP1-1.9 の経路では、高温指数は上下の振動を繰り返しながら、概ね横這いで推移している。SSP1-2.6 の経路も当面は横這いで推移するが、2080 年代半ばより上昇し、2090 年頃には 3 に達することもある。ただし、その後は低下している。SSP2-4.5 の経路では、高温指数は 2060 年代後半以降、10 年程度での長さで上下動を繰り返し、2080 年代に 5 を超えている。SSP5-8.5 の経路では、高温指数は一貫して上昇し、2090 年代に 9 を超えている。

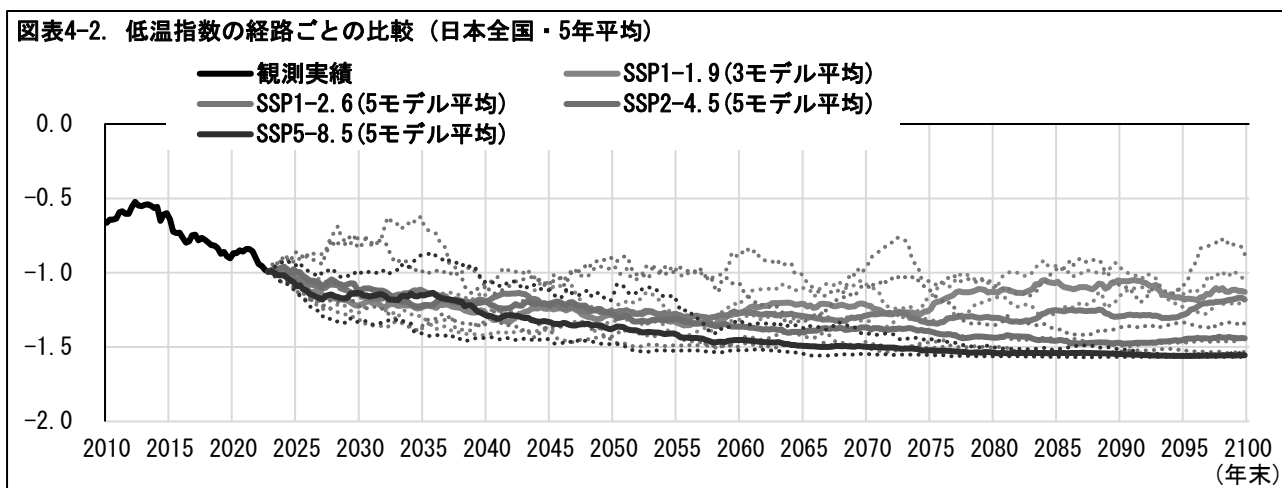
このように、高温指数は、経路ごとの違いが顕著と言える。なお、過去の観測実績との接続には、特に問題はないものとみられる。

図表4-1. 高温指数の経路ごとの比較（日本全国・5年平均）



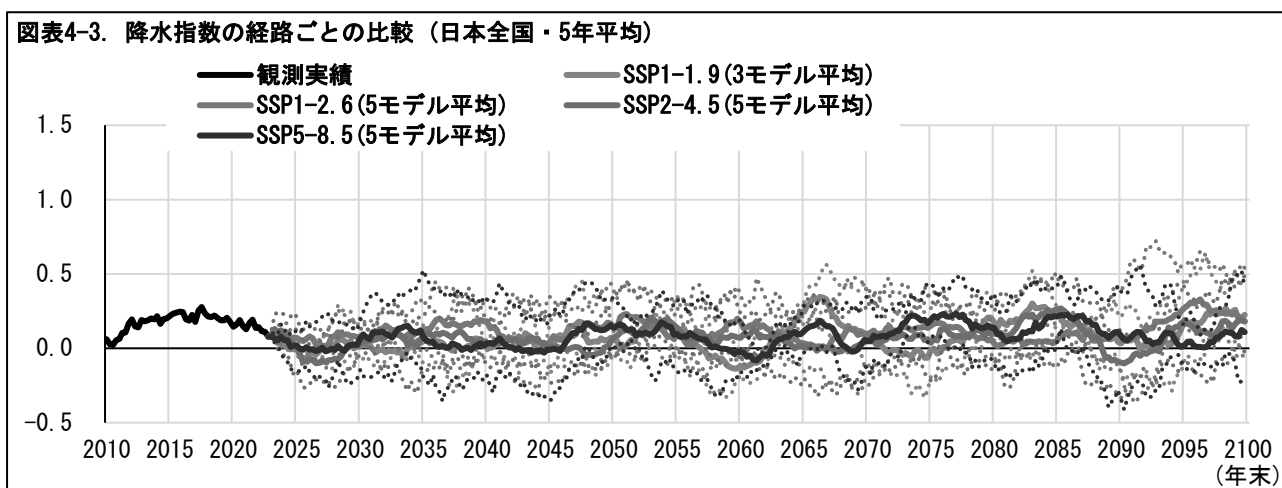
(2) 低温指数

低温指数は、過去の観測実績が低下傾向を表している。SSP1-1.9 と SSP1-2.6 の経路では、この低下傾向が消失し、低温指数は概ね横這いで推移するものとなっている。SSP2-4.5 の経路では、低下傾向は残るものの、なだらかな低下で推移するものとなっている。一方、SSP5-8.5 の経路では、低下傾向が続き、低温指数は-1.5 近辺にまで下がる。なお、過去の観測実績との接続には、特に問題はないものとみられる。



(3) 降水指数

降水指数は、過去の観測実績ではゼロ近辺で推移してきた。SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP5-8.5 の4経路とも、一貫した上昇や低下の傾向は見られず、いずれも、数年ごとに上昇と低下を繰り返して推移する形となっている。なお、過去の観測実績との接続については、各経路で変動の幅がやや大きくなる形となっている。



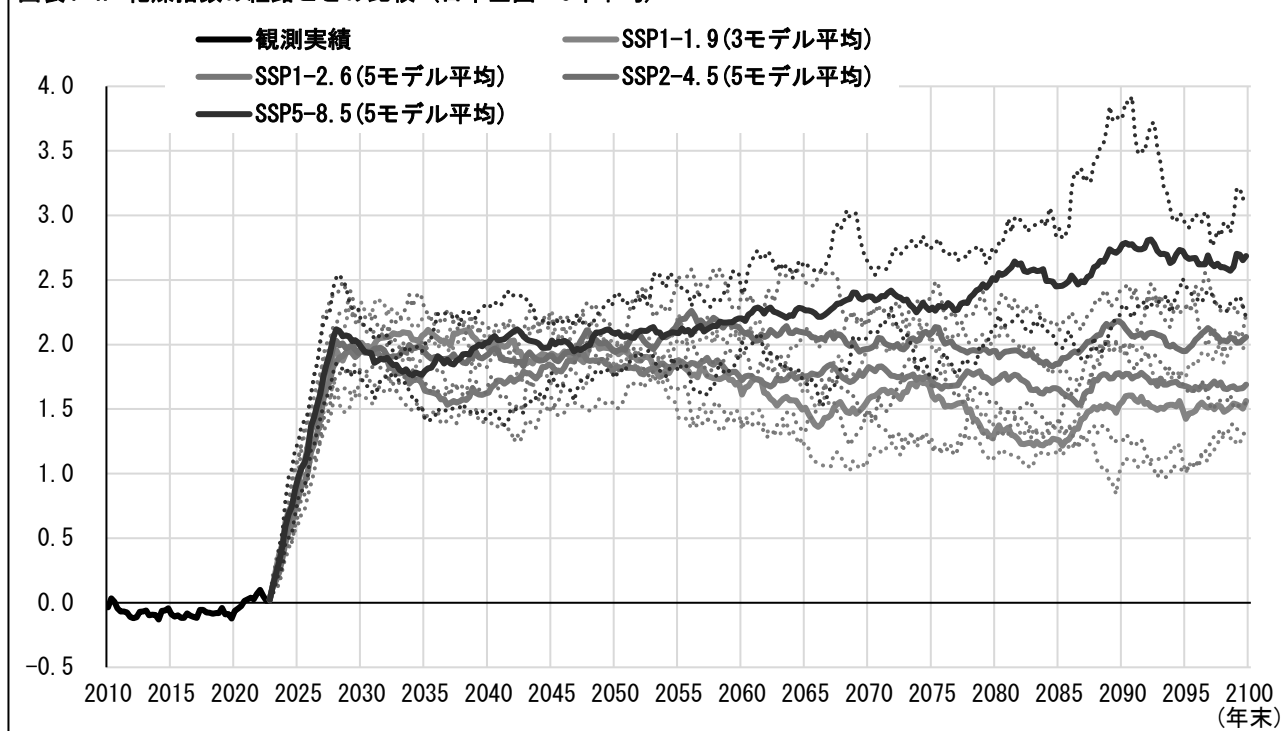
(4) 乾燥指数

乾燥指数は、過去の観測実績ではゼロ近辺で推移してきた。SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP5-8.5 の4経路とも上昇して、2030年代には1~2程度の水準で推移するものとなっている。その後、2050年代後半から、各経路間の違いが表れ始める。SSP1-2.6の経路では乾燥指数は概ね2を下回る水準で推移する。一方、SSP5-8.5の経路では、乾燥指数は、2.5を超える水準にまで上昇

する。

なお、過去の観測実績との接続については、各経路での 2020 年代の上昇(上昇幅 +2 程度)が目立つものとなっている。これは、将来予測において、降水現象の有無に関する「現象なし情報」についてのみなし(観測地点を取り囲む 4 つの 1km 格子点の降水量がすべてゼロであった場合に、降水の「現象なし」とみなす)が、実態よりも乾燥の判定につながりやすいことによるものと見られる。

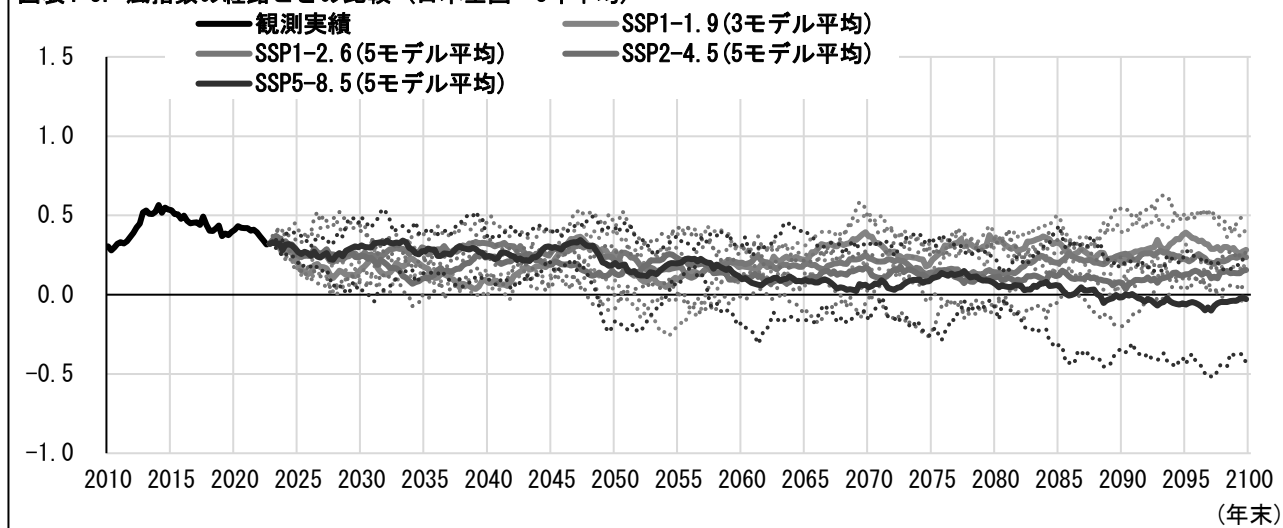
図表4-4. 乾燥指数の経路ごとの比較 (日本全国・5年平均)



(5) 風指数

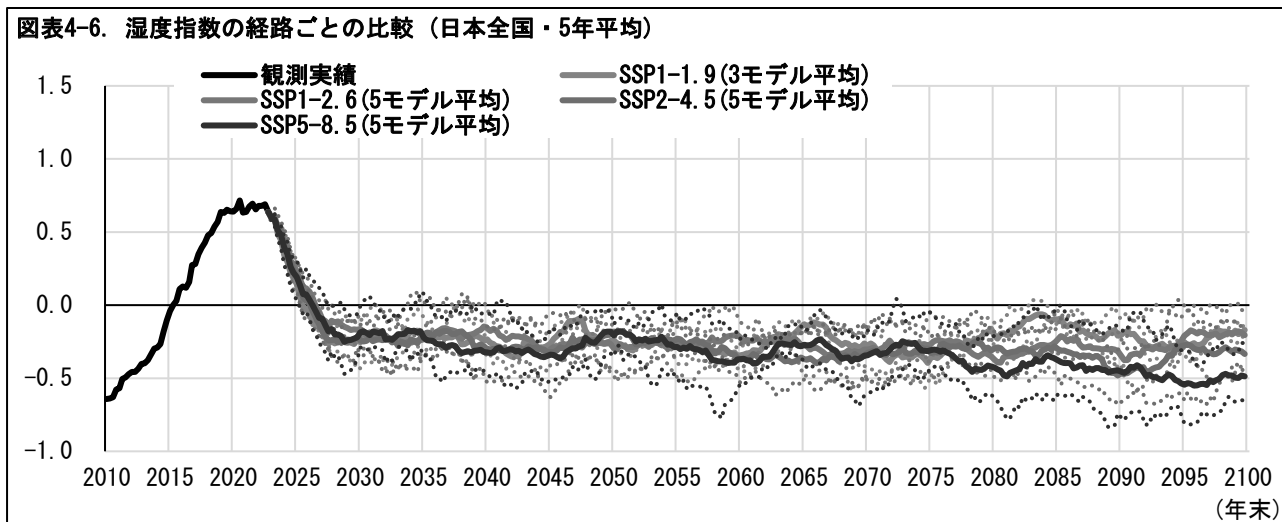
風指数は、観測実績では近年プラスの値で推移してきた。SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5 の経路では、この水準が概ね横這いのまま、0～0.5 程度で推移するものとなっている。SSP5-8.5 の経路でも、指数は横這いが続くものの、2050 年代以降緩やかに低下し、2080 年代以降はゼロ近辺で推移するものとなっている。なお、過去の観測実績との接続には、特に問題はないものとみられる。

図表4-5. 風指数の経路ごとの比較 (日本全国・5年平均)



(6) 湿度指数

湿度指数は、過去の観測実績では、2010 年頃までゼロ近辺で推移していた。2010 年代半ばからは、一転して上昇している。SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP5-8.5 の4 経路とも、湿度指数は低下して、ゼロ近辺のマイナスの値で推移するものとなっている。その後も、一貫した上昇や低下の傾向は見られない。いずれも、数年ごとに上昇と低下を繰り返して推移する形となっている。なお、過去の観測実績との接続については、各経路での 2020 年代の低下(低下幅 -1~-0.5 程度)がやや目立っている。



以上をまとめると、高温、低温、乾燥の指数について、経路間の違いが鮮明となっている。特に、高温指数については、SSP1-1.9 や SSP1-2.6 の経路では概ね横這いで推移する一方、SSP2-4.5 の経路では5、SSP5-8.5 の経路では9 を超えて 10 近くにまで上昇するなど、違いが顕著となっている。一方で、降水、風、湿度の指数については、経路間の違いはあまり見られない形となっている。

なお、過去の観測実績との接続については、乾燥については各経路での 2020 年代の上昇が目立ち、湿度については 2020 年代の低下がやや目立つものとなっている。高温、低温、降水、風は、特に問題はないものとみられる。

なお、実際の死亡率予測は、地域区分別に行う。

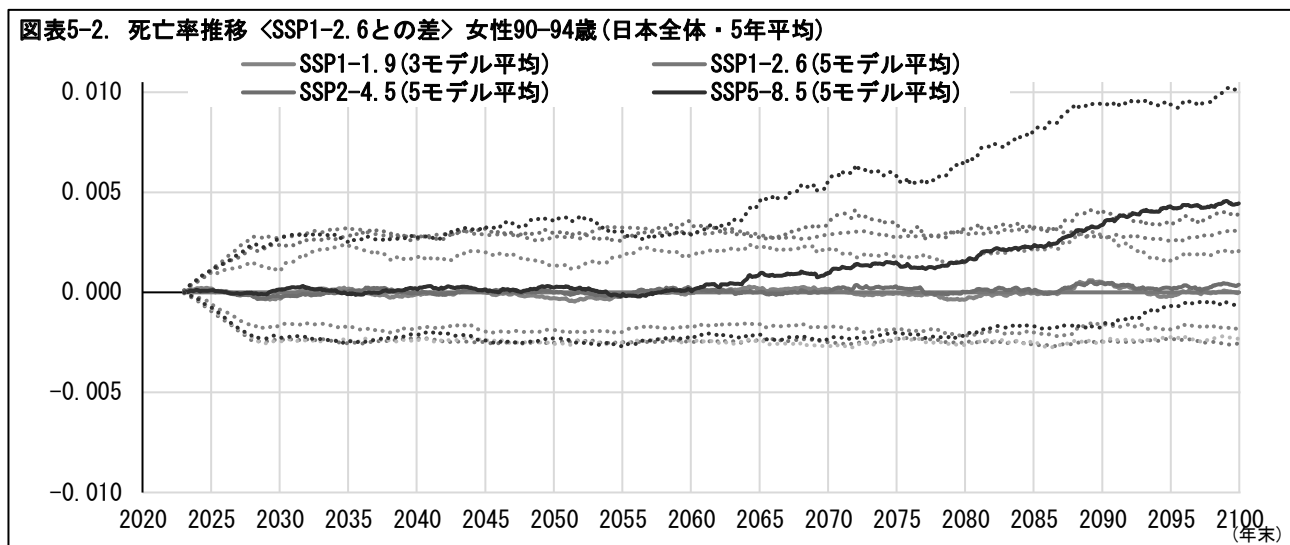
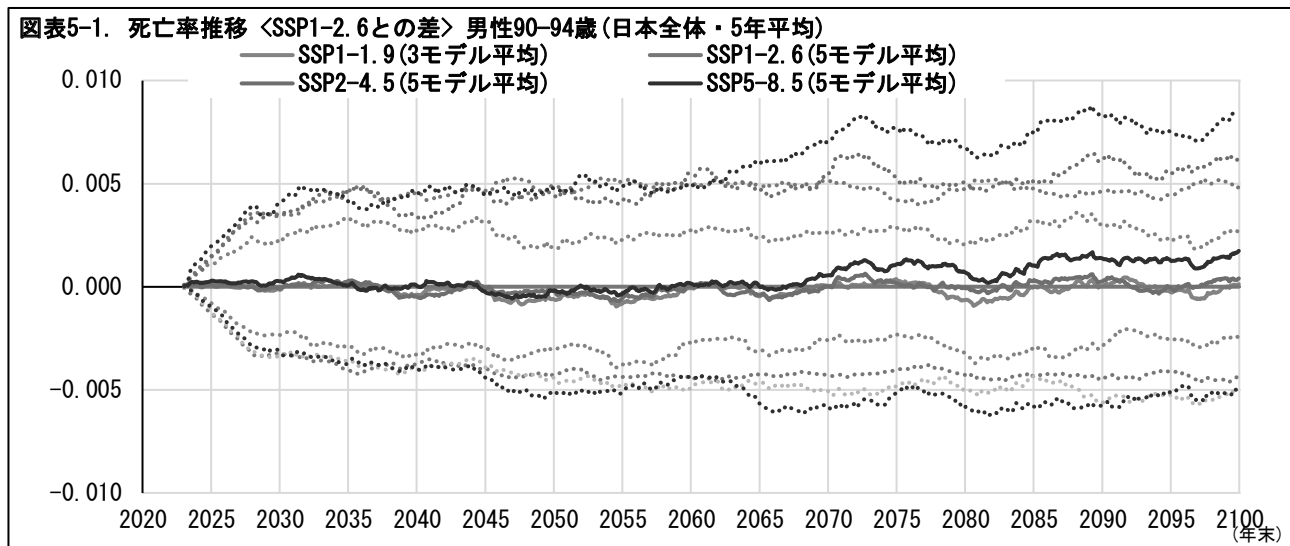
(以下、本ページ余白)

3—死亡率の予測結果

つづいて、気候指数の予測をもとに回帰式を用いて得られた、死亡率の予測結果を見ていく。

回帰式は、東日本大震災と、コロナ禍の影響を除いた直近の10年(2009-2019年(2011年を除く))の死亡率と気候指数から算定する。得られた回帰式に各経路に応じた気候指数を代入して、日本全体の男性と女性の90-94歳の死亡率の推移(5年平均)をグラフに表示した。経路ごとの違いを明らかにするために、SSP1-2.6の経路を基準として、それとの差を表示している。モデル平均値を表す実線とともに、点線でモデル最大値やモデル最小値も示している。

SSP1-1.9とSSP2-4.5は、SSP1-2.6の近辺で推移している。一方、SSP5-8.5は、2060年代以降、SSP1-2.6を上回り、徐々にその差が拡大している。特に、女性はその差の拡大が顕著となっている。



ここで、モデルの最大値と最小値を示す点線に注目してみよう。平均値を示す実線をはさんで、上下に大きく広がっている。今回の計算結果では、経路間の違いだけではなく、モデル間の違いが大きくあらわれていることになる。特に、SSP5-8.5でのモデル間の差異は、SSP1-2.6での差異よりも大きく広がっている。気候変動が進むと、死亡率の水準が上昇するだけではなく、モデル間の上昇の差異が広がっていく、との予測結果が得られたと言える。

4——死亡数の予測結果

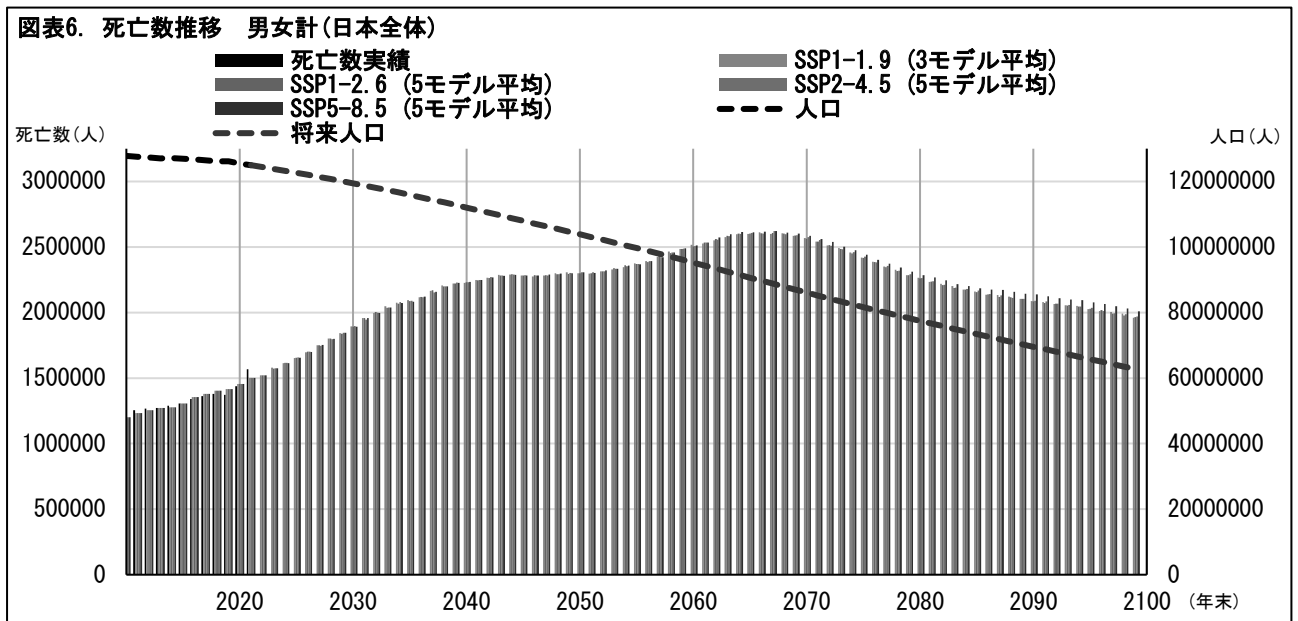
将来の死亡率をもとに、死亡数の予測結果を見ていく。

1 | 気候変動問題が死亡数に影響を及ぼすのは、2060 年代以降

死亡数は、人口の増減の影響を受ける。死亡率が上昇しても人口が減れば、死亡数は減少することがある。

将来人口推計の出生中位、死亡率中位の仮定では、2100 年に日本の総人口は 6278 万人(男性 3039 万人、女性 3238 万人)と推計されている。これは、2023 年の総人口(1 億 2441 万人(男性 6046 万人、女性 6395 万人))の約半分の水準となっている。

計算結果を見ると、各経路とも死亡数は 2060 年代半ばまで増加後、減少に転じる形となった。⁷



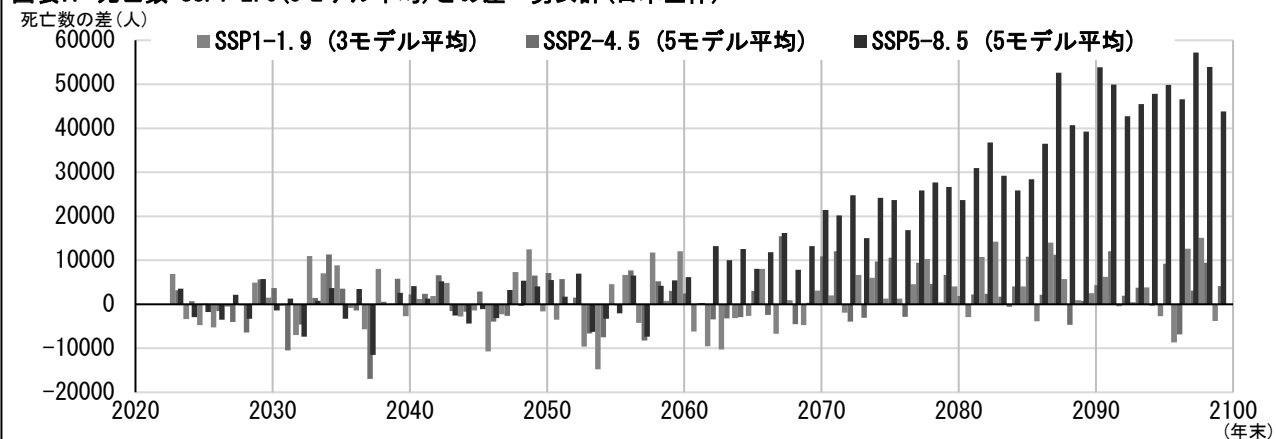
各経路での死亡数について、SSP1-2.6 を基準として、それとの差を表示すると次の通りとなる。

SSP1-1.9 と SSP2-4.5 は、2060 年代まで、SSP1-2.6 との差がプラスやマイナスを行き来している。2070 年代以降は、主として、若干のプラスで推移している。一方、SSP5-8.5 は、2050 年代まで、SSP1-2.6 との差がプラスやマイナスとなっている。2060 年代以降は、基本的にプラスとなり、その差は経過とともに拡大している。

2050 年代までは、どの経路でも死亡数に大きな違いはない。しかし 2060 年代以降は、気候政策により産業革命前を基準とする昇温を 2℃未満に抑える SSP1-2.6 と、化石燃料依存型の発展の下で何も気候政策をとらない SSP5-8.5 との間で死亡数の差が生じる。そして、その差は、経過とともに拡大していく可能性がある。気候変動問題が死亡数に影響を及ぼすのは、2060 年代以降との結果である。

⁷ 「日本の将来人口推計(令和 5 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の(出生中位・死亡中位)の推計では、2040 年の 167 万人をピークに死亡数が減少するとされている。本稿の計算では、ピークは 2060 年代、ピーク時の年間の死亡数は 260 万人を上回る形となっている。これは、本稿の計算では、時間項の経過を 10 年分しか進めていないため、死亡率改善のトレンドが十分に反映されていないためと考えられる。

図表7. 死亡数 SSP1-2.6 (5モデル平均) との差 男女計 (日本全体)



2 | 気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らむ可能性がある

この様子を、20年ごとの期間でみていく。SSP1-2.6の経路での気候変動の影響を見るために、気候変動がなかった場合(現在の気候がそのまま継続する場合)の死亡数を基準に置くこととした⁸。

図表8. 死亡数の予測 (日本全体)

(万人)

		気候変動なし	SSP1-1.9	SSP1-2.6	SSP2-4.5	SSP5-8.5
2021 - 2040	男女計	3709.0	3729.8 [+0.6%] (+0.1%)	3727.7 [+0.5%]	3726.8 [+0.5%] (-0.0%)	3726.5 [+0.5%] (-0.0%)
	男性	1743.7	1755.3 [+0.7%] (+0.0%)	1754.5 [+0.6%]	1754.0 [+0.6%] (-0.0%)	1754.1 [+0.6%] (-0.0%)
	女性	1965.3	1974.5 [+0.5%] (+0.1%)	1973.3 [+0.4%]	1972.8 [+0.4%] (-0.0%)	1972.4 [+0.4%] (-0.0%)
2041 - 2060	男女計	4625.7	4649.2 [+0.5%] (-0.0%)	4649.4 [+0.5%]	4651.3 [+0.6%] (+0.0%)	4651.8 [+0.6%] (+0.1%)
	男性	2068.2	2081.7 [+0.7%] (-0.0%)	2082.4 [+0.7%]	2083.1 [+0.7%] (+0.0%)	2083.5 [+0.7%] (+0.0%)
	女性	2557.5	2567.6 [+0.4%] (+0.0%)	2567.0 [+0.4%]	2568.2 [+0.4%] (+0.0%)	2568.3 [+0.4%] (+0.1%)
2061 - 2080	男女計	4988.9	5010.8 [+0.4%] (+0.0%)	5009.7 [+0.4%]	5015.6 [+0.5%] (+0.1%)	5042.2 [+1.1%] (+0.7%)
	男性	2165.1	2178.2 [+0.6%] (-0.0%)	2178.4 [+0.6%]	2181.1 [+0.7%] (+0.1%)	2192.3 [+1.3%] (+0.6%)
	女性	2823.8	2832.7 [+0.3%] (+0.0%)	2831.3 [+0.3%]	2834.5 [+0.4%] (+0.1%)	2850.0 [+0.9%] (+0.7%)
2081 - 2100	男女計	4182.6	4208.2 [+0.6%] (+0.2%)	4201.0 [+0.4%]	4208.3 [+0.6%] (+0.2%)	4284.5 [+2.4%] (+2.0%)
	男性	1850.1	1864.6 [+0.8%] (+0.2%)	1861.7 [+0.6%]	1865.4 [+0.8%] (+0.2%)	1893.9 [+2.4%] (+1.7%)
	女性	2332.6	2343.5 [+0.5%] (+0.2%)	2339.3 [+0.3%]	2343.0 [+0.4%] (+0.2%)	2390.6 [+2.5%] (+2.2%)

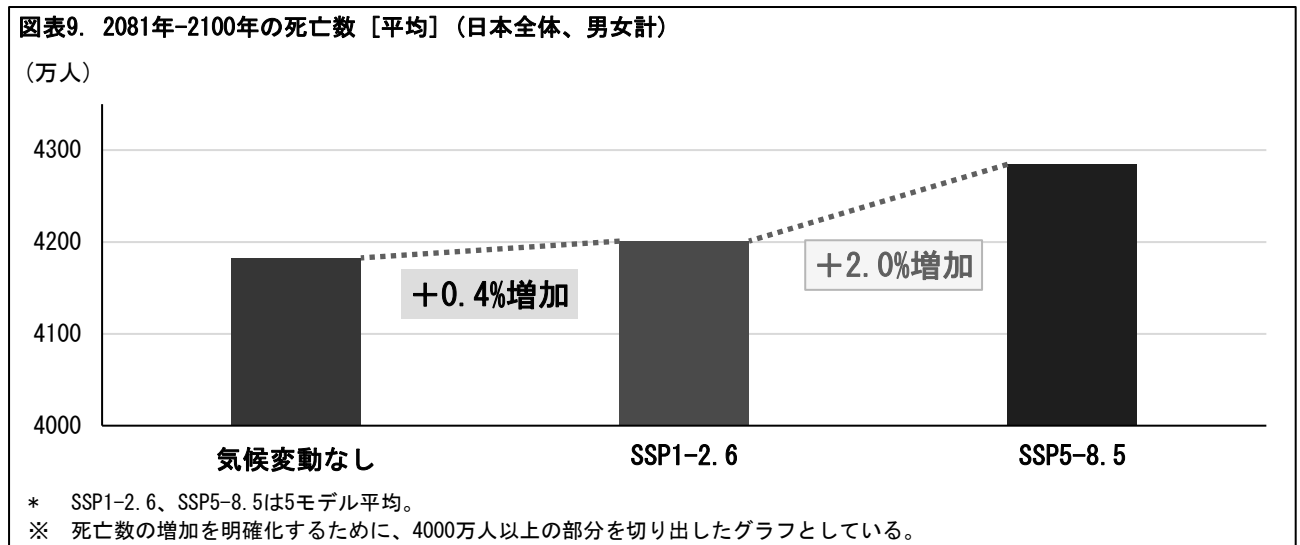
* SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP5-8.5は5モデル平均。SSP1-1.9は3モデル平均。

※[]は気候変動なしからの増減率、()はSSP1-2.6からの増減率。2022年までは実績(端数処理のため計算が完全には合わない場合がある)

⁸ 気候変動がなかった場合の死亡数は、現在(正確には、回帰式作成に用いた学習データの時期(2009~2019年(2011年を除く)))の気候の状態が2100年まで続くとした場合の死亡数を指す。具体的には、気候指数の項をすべてなくして、時間項、定数項、地域区分ダミー項、月ダミー項だけからなる回帰式を作成して、その回帰式に、時間項の変数、地域区分ダミー項と月ダミー項のダミー変数を代入して死亡率を計算し、これに人口を掛け算して計算した。

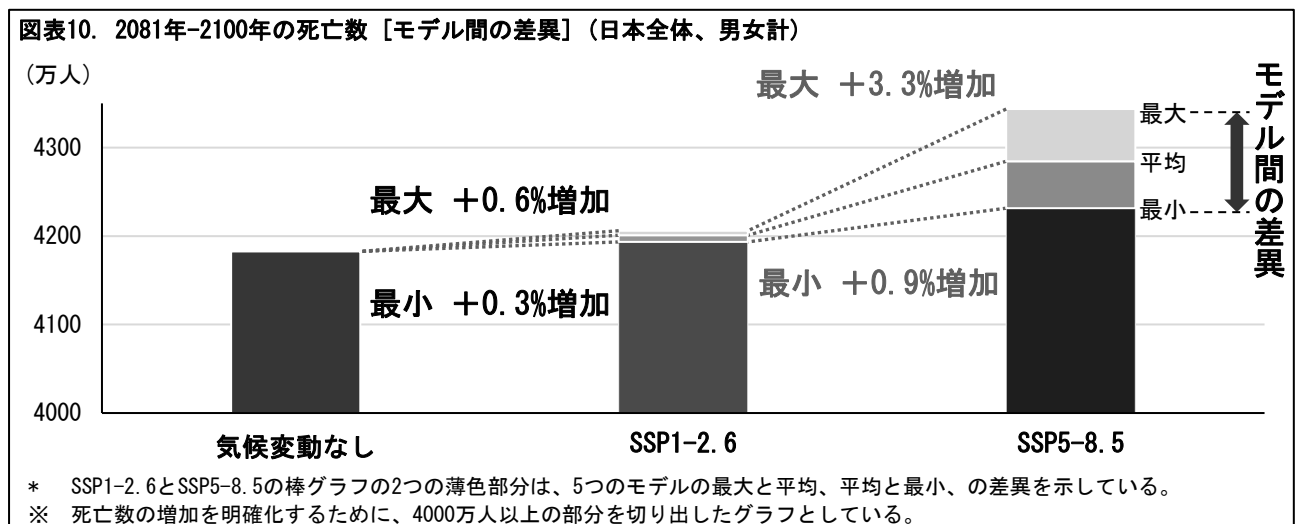
気候変動がない場合に比べて、SSP1-2.6の経路で気候変動が起きた場合、2081-2100年の死亡数は+0.4%増加する。そして、SSP5-8.5の経路で気候変動が起きた場合、同死亡数はSSP1-2.6の経路からさらに+2.0%増加する、との予測結果となった。

これは、SSP1-2.6とSSP5-8.5との間で、2081-2100年の死亡数の増加が膨らむことを意味している。このように、気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らむ可能性がある、と言える。⁹



3 | 気候変動が激しくなると、死亡数増加の不確実性が高まる可能性がある

死亡数の予測については、モデルごとの違いも見ておきたい。前章で見たとおり、死亡率に関しては、SSP5-8.5での上昇はSSP1-2.6での上昇よりも、モデル間の差異が大きく広がっていた。棒グラフに5つのモデル間の最大と最小の差異を示す薄色部分を描き加えたところ、次の図の通りとなった。SSP1-2.6では、死亡数増加の差異はそれほど大きくないが、SSP5-8.5では差異が大きくなっている。SSP5-8.5の経路では、SSP1-2.6の経路に比べて、死亡数の気候モデル間の差異が拡大している様子がうかがえる。気候変動が激しくなると、死亡数予測の不確実性が高まる可能性がある、と言える。



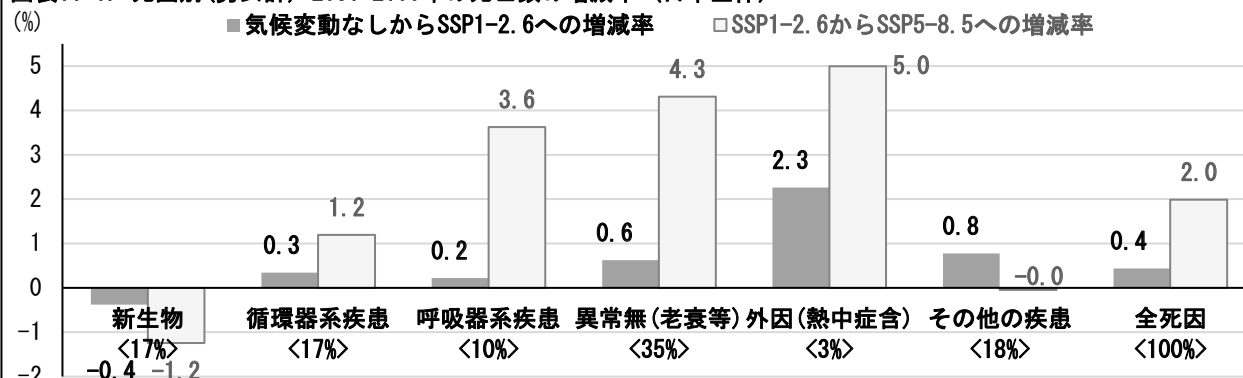
⁹ 本稿で得られた核心的な推論部分に下線を付している。

4 | 死因別：異常無(老衰等)の増加が大きく、これが全死因での死亡数増加につながっている

第2節では、2081-2100年の死亡数について、気候変動なしから SSP1-2.6 への増減率が+0.4%、SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率が+2.0%との結果であることを示した。本節以降では、これらの増減率について、死因、年齢群団、月、地域区分のそれぞれについて、要素に分けて見ていく。

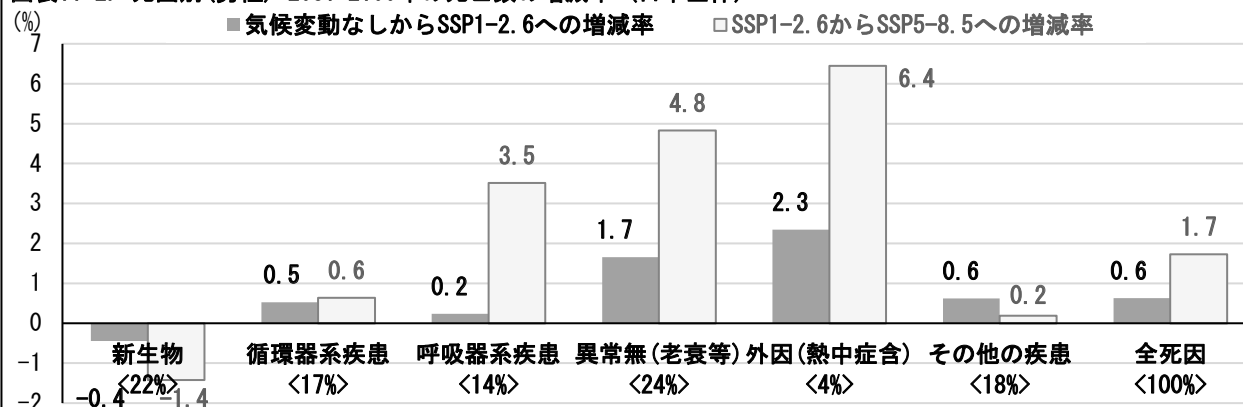
まず、死因ごとに見てみよう。気候変動なしから SSP1-2.6 への増減率は、外因(熱中症含)で大きい。SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率は、呼吸器系疾患、異常無(老衰等)、外因(熱中症含)で大きい。新生物では、2つの増減率はいずれもマイナスとなっている。新生物の減少よりも異常無(老衰等)の増加が大きく、これが全死因での増加につながっているものとみられる。男女別にみると、男性でこの傾向が顕著となっている。

図表11-1. 死因別(男女計) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)

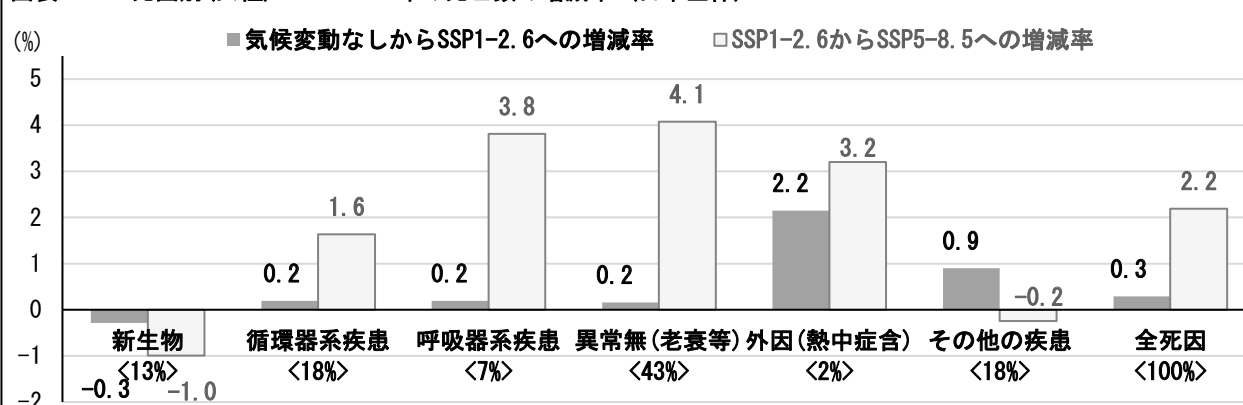


* < > は、その死因の死亡数(気候変動なしの場合)が全死因の死亡数に占める割合(以下、同様)

図表11-2. 死因別(男性) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)



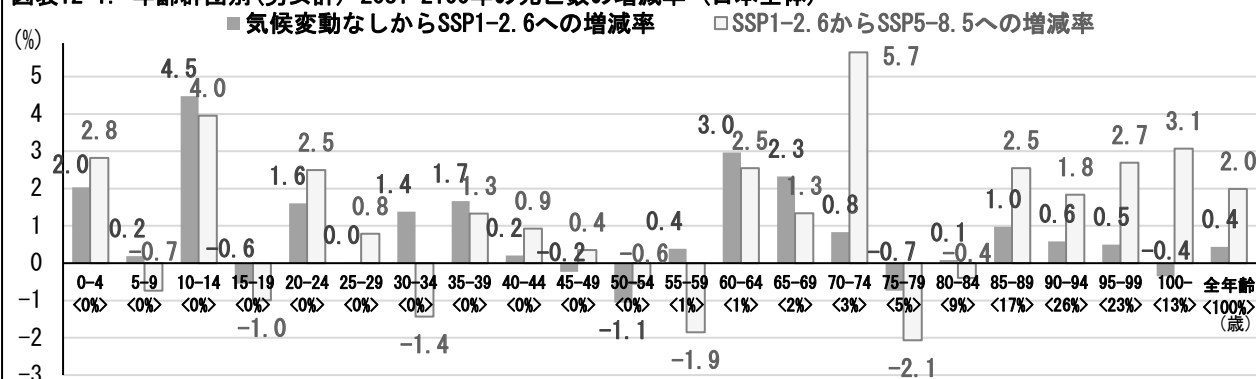
図表11-3. 死因別(女性) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)



5 | 年齢群団別：SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減では、85 歳以上の年齢群団で死亡数が増加

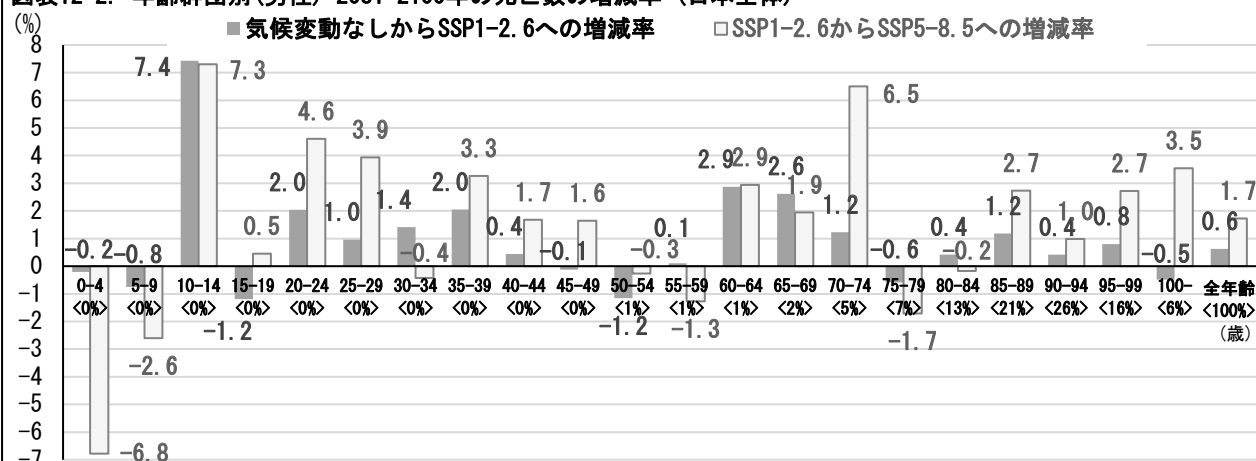
次に、年齢群団別に見ていく。気候変動なしから SSP1-2.6 への増減率は、10-14 歳、60-64 歳、65-69 歳で大きい。一方、SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率は、10-14 歳、70-74 歳、95-99 歳、100 歳-で大きい。特に、全年齢の死亡数に占める割合が大きい 85 歳以上の高齢層ではどの年齢群団も死亡数が増加しており、これが全年齢での増加につながっているものとみられる。男女別に見ると、20 歳代から 50 歳代にかけて、SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率が男性はプラス、女性はマイナスとなる年齢群団が多い。

図表12-1. 年齢群団別(男女計) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)

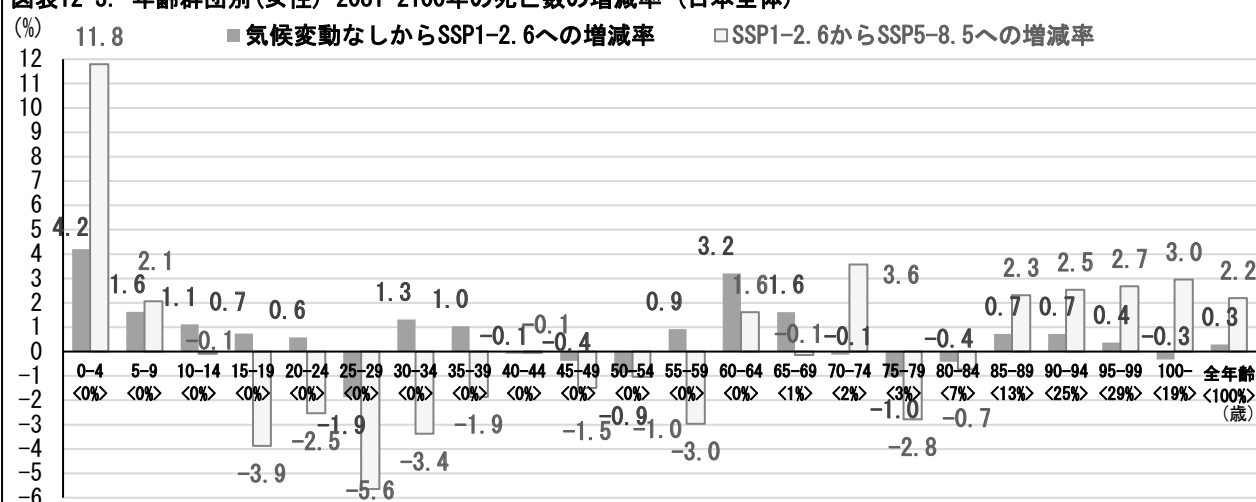


* < > は、その年齢群団の死亡数(気候変動なしの場合)が全年齢の死亡数に占める割合(<0%は0.5%未満を表す)(以下、同様)

図表12-2. 年齢群団別(男性) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)

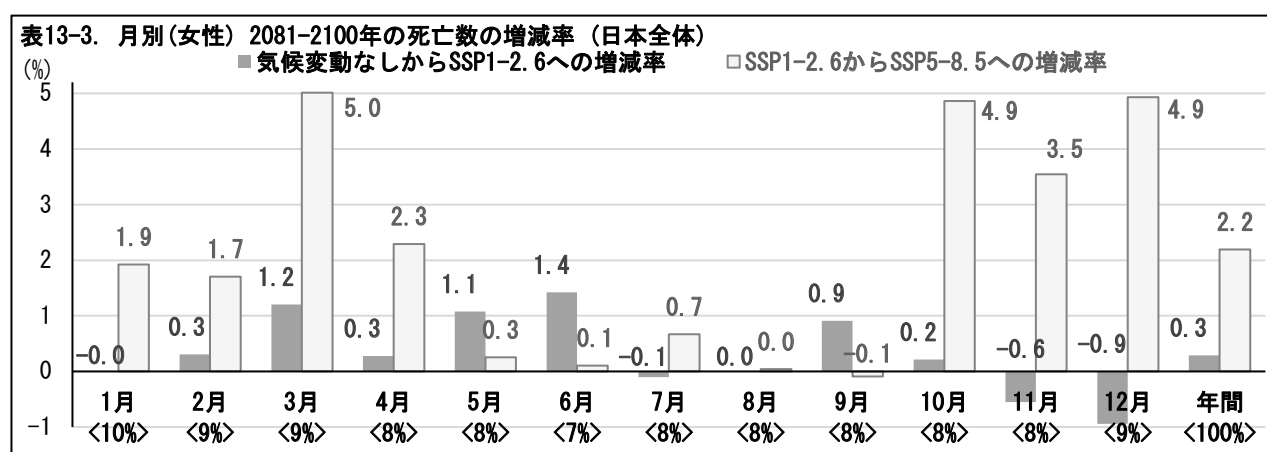
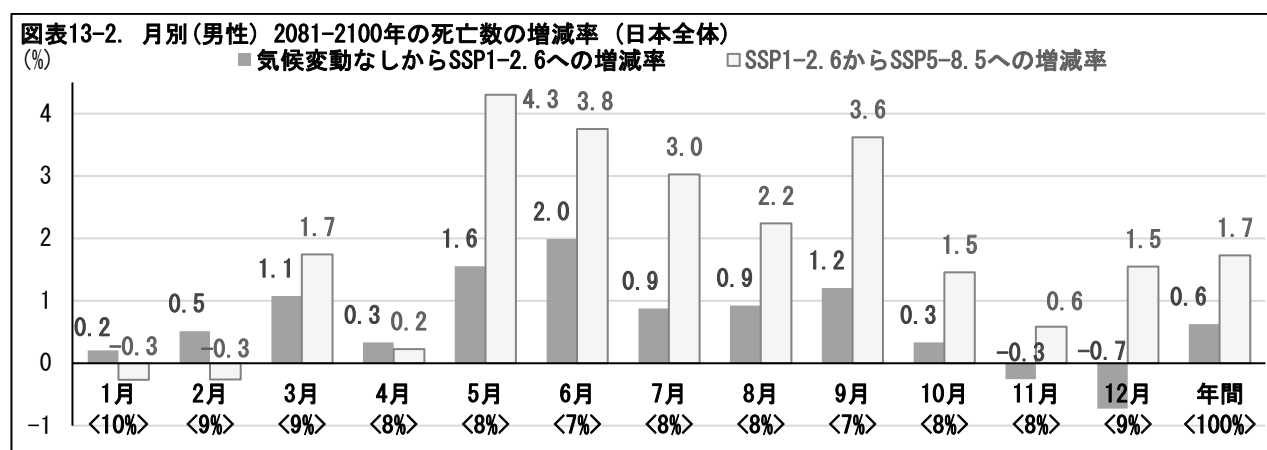
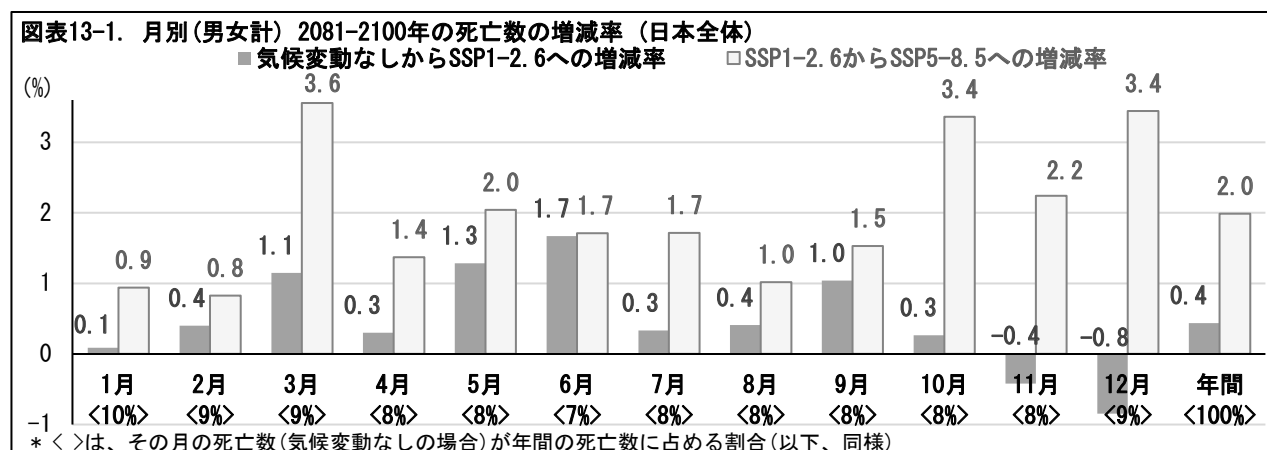


図表12-3. 年齢群団別(女性) 2081-2100年の死亡数の増減率(日本全体)



6 | 月別：春先や秋から冬にかけて、死亡数が大きく増加する

続いて、月別に見てみる。気候変動なしから SSP1-2.6 への増減率は、3 月、5 月、6 月に大きい。11 月と 12 月は減少となっている。一方、SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率は、3 月、10 月、11 月、12 月に大きい。SSP5-8.5 の経路で推移すると、春先や秋から冬にかけて、死亡数が大きく増加する可能性があることを示している。なお、夏季は気候変動の影響を比較的受けないとの結果となった¹⁰。男女別に見ると、男性は夏季、女性は秋季から冬季にかけて気候変動の影響を受ける傾向が見られる。

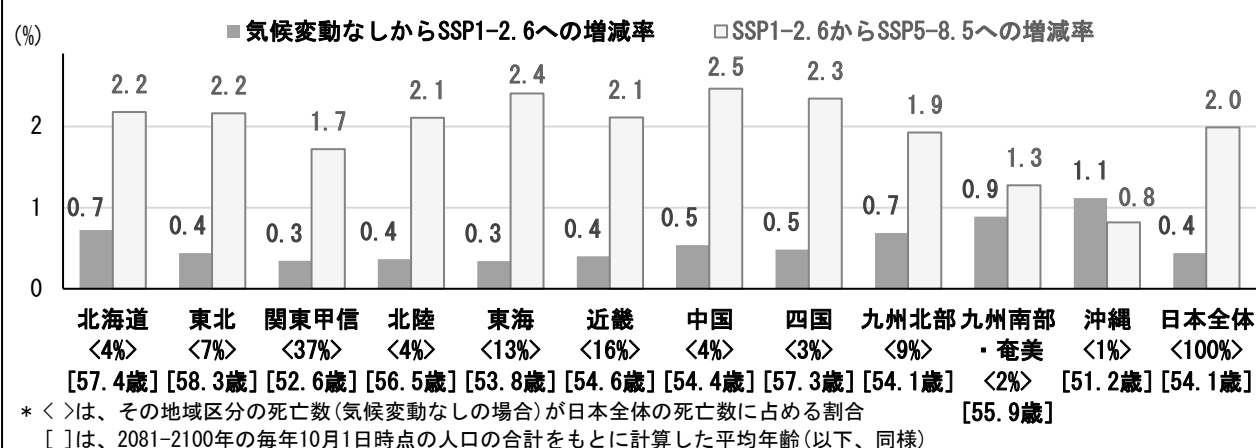


¹⁰ 回帰式の学習データ(実績データ)の特性から、熱中症による死亡はあまり反映されていないことが考えられる。

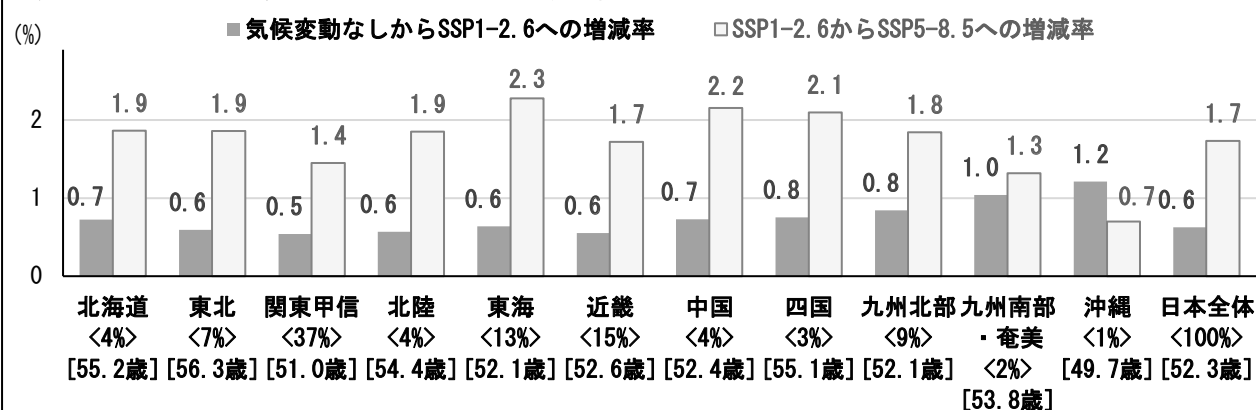
7 | 地域区分別：関東甲信は、気候変動の影響が他の地域に比べて小さい

続いて、地域区分別に見てみよう。気候変動なしから SSP1-2.6 への増減率は、関東甲信や東海でやや小さく、北海道、九州南部・奄美、沖縄で大きくなっている。一方、SSP1-2.6 から SSP5-8.5 への増減率は、関東甲信、九州南部・奄美、沖縄で小さく、東海、中国、四国で大きいとの結果であった。日本全体の死亡数に占める割合が大きい関東甲信や近畿では、気候変動の影響が他の地域に比べて小さい傾向がうかがえる。大都市に比べて地方では高齢化が進むなど、地域区分ごとに年齢分布が異なってくるのが、その要因の1つとみられる。男女別に見ると、こうした傾向は男性で顕著となっている。

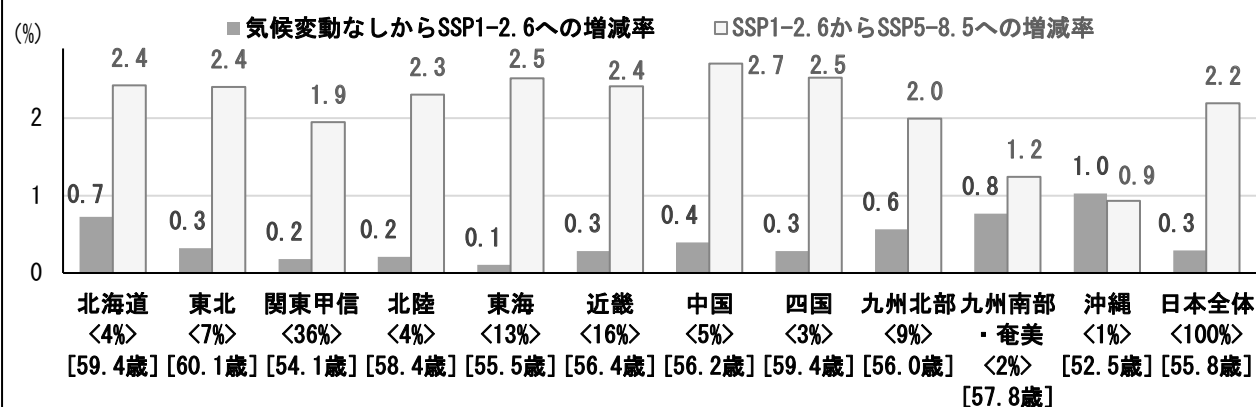
図表14-1. 地域区分別(男女計) 2081-2100年の死亡数の増加率



図表14-2. 地域区分別(男性) 2081-2100年の死亡数の増加率



図表14-3. 地域区分別(女性) 2081-2100年の死亡数の増加率



5—考察

気候変動が死亡率や死亡数に与える影響について、考察を行っていく。なお、本章の内容は、全面的に筆者の私見であることを最初に申し上げておく。

1 | 本稿のポイントは？ — 気候変動が激しくなると、死亡数の予測の不確実性が高まることもポイント

本稿では、ここまで数十ページに渡り、気候指数の作成、死亡率と気候指数の関係の定式化、関係式を用いた気候変動の経路ごとの将来死亡率予測を行ってきた。それでは、本稿のポイントは何だろうか？

実は「気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らむ」ということは、計算を行う前からある程度予想されたことだ。疫学や生気象の学術研究では、気温が上昇して猛暑日が増えると、熱中症をはじめ、循環器系疾患や呼吸器系疾患の患者が増加する、といった研究結果が公表されている。患者数が増えれば、死に至る重篤な患者も出現する。その結果、死亡率は上昇すると考えられる。

本稿では、気候変動の経路に応じて、死亡率がどれくらい上昇するか、死亡数は何パーセント増加するかを定量化した。これは、本稿のポイントの1つと考えられる。しかし、筆者が考える本稿のポイントは、これだけではない。

気候政策により昇温を抑える経路に比べて、気候政策をとらずに昇温が進む経路では、死亡率上昇や死亡数増加のモデル間の差異が大きくなる。つまり、「気候変動が激しくなると、死亡数の予測の不確実性が高まる」— このことも本稿のポイントの1つではないか、と筆者は考えている。

気候変動が及ぼす死亡率の上昇を、リスク管理の視点から考えてみよう。一般に、死亡率が平均的にどれくらい上昇するか、死亡数が平均的に何パーセント増加するかといった、“平均的”な結果は、リスク管理においては1つの要素である。こうした予測は「ベスト・エスティメイト(最良推定)」(Best Estimate, BE)と呼ばれる。死亡率や死亡数の分布が正規分布や二項分布のようにBEを中心に左右対称となる場合、実際の数値がBEを超えてしまう可能性は50%となる。BEの水準に対する備えでは、こうした死亡率や死亡数のブレには対応できない。BEにブレの分を加算した水準の備えが必要となる。そのブレを示すものとして、モデル間の差異(Inter-Model Differences, IMD)を用いることが考えられる。例えば、BEにIMDの一定割合を加算した水準の備えを行うことで、ブレの分を含めて対応する。¹¹

本稿では、SSP5-8.5では、SSP1-2.6に比べて、死亡率や死亡数のモデル間の差異が大きくなることを示した。これは、SSP5-8.5の経路で気候変動が進むと想定した場合、平均の上昇分だけではなく、予測のブレの増大分も踏まえて、予定死亡率を設定する必要があることを示唆している。

なお、今回は5つのモデルでの計算にとどまるものであった。本来は、数十個など、もっと多くのモデルを用いてモデル間の差異を求めることが望ましい。そうすれば、ブレについて、より多くの定量的な情報が得られる。より多くのモデルを用いたIMDの精緻化が、計算の改良に向けた課題の1つと考えられる。

¹¹ 生命保険の死亡保障で言えば、死亡率に安全割増といわれる割増しを行うことで、死亡率の一定の上ブレに備えている。死亡保障保険では、安全割増を行った予定死亡率が、保険料の設定や責任準備金の積立に用いられている。

2 | 膨大な量のデータや算式による計算を行った意義は？ — 異常値の影響を緩和した効果

本稿では、気候指数の計算において、全国を 11 の地域区分に分けて、各地点に複数の観測地点を設定した。気象データ 154 地点、潮位データ 57 地点で、重複を省いて全国 175 地点のデータを取得、加工した¹²。気象データは 1971～2023 年の毎日、潮位データは同期間の毎月のデータであり、データ量は膨大なものとなった。

次に、死亡率と気候指数の関係の定式化において、同期間の死亡数と人口のデータを取得したうえで、性別、年齢群団、死因、時期(暑熱期とそれ以外の時期)の 504 本の回帰式を作成した。各式はダミー変数として月ダミーや地域区分ダミーを含んでいる。さらに、ロジット変換の実施、時間項の導入、気温に関する 2 乗項の設定など、技術的な要素を盛り込んでおり、回帰式は複雑なものとなった。

そして、気候変動の経路に応じた将来死亡率の予測では、地域区分ごとに、5 つのモデルで、2024～2100 年の毎日の気象データをもとに気候指数を作成して、それを関係式に代入していった。得られた結果は、大量のものとなった。

そこで、疑問として出てくるのが、「このような膨大なデータや数式による計算を行う意義は何か?」という点だ。

これについて、筆者は、膨大な計算には異常値の影響を緩和した効果があった、と考えている。一般に、予測計算においては、データに含まれる異常値の影響を取り除くことが困難なことが多い。異常であることの検知や判断が容易ではないことに加えて、異常の発生原因が不明であることが多いためだ。本稿では、原則として、異常値と見られるデータや計算結果が検知されたとしても、それを取り除くのではなく、膨大なデータに混入させることで、結果的に異常値の影響を緩和することに至った。¹³

例えば、気候指数の計算において、一部の観測地点では指数が急上昇するケースが見られている。これを他の地点の指数と平均化することで、地域区分ごとの気候指数への影響を緩和している。

また、一部の年齢群団では、SSP5-8.5 の経路の死亡率が SSP1-2.6 の経路の死亡率に比べてマイナスとなっている。これは、異常と判断すべきかどうかはわからない。

こうした結果を、死亡数の計算では他の年齢群団と合計することで、死亡数全体への影響を緩和している。結果として、膨大なデータや計算を取り扱うことにより、気候変動と死亡率の関係を全体的に把握することはできているものと考えられる。

なお、本来、異常値については、その発生原因の解明に努め、必要に応じて除去等の対応を図ることが基本的な取扱いと考えられる。計算の改良に向けた課題の 1 つとして取り組む必要がある。

¹² ただし、モデルに気象データがない父島と南鳥島の 2 地点や潮位データについては、加味せずに気候指数を作成し、それを回帰式の計算に用いた。

¹³ 気候指数については、山に設置された測候所の地点(例. 富士山)では、一部のデータが取得できない場合があり、その場合はその地点のデータは用いていない。また、2011 年の東日本大震災や 2000 年の三宅島噴火など、自然災害による観測中断期間がある場合は、その内容を見て採否を判断している。

6—おわりに

本稿では、これまで行ってきた気候指数の作成、死亡率と気候指数の関係の定量化(回帰式の立式)をもとに、気候変動が死亡率や死亡数に及ぼす影響を計算して、日本全国で複数のモデルを用いて、その予測を試みた。

その結果、「気候変動が激しくなると、死亡数の増加が膨らみ、予測の不確実性が高まる可能性がある」との推論を得ることができた。(第4章第2節および第3節)

ただし、この推論は、気候変動と死亡率の相関関係をもとに導出したもので、メカニズムを明らかにしたものとは言えない。前章に記したとおり、結果の解釈にはさまざまな課題が残っている。これらの課題に対応して、予測の精度を高め、その解釈をわかりやすいものとするのが求められる。

今後は、引き続き、気候変動が人の生命や健康に及ぼす影響に関して、国内外の各種調査・研究の動向のウォッチを続けるとともに、因果関係の検証など、推論の精度向上に努めることとしたい。

参考文献・資料

1. 「一般気象学〔第2版補訂版〕」小倉義光著(東京大学出版会, 2016年)
2. 「絵でわかる地球温暖化」渡部雅浩著(講談社, 2018年)
3. 「日本の気候」(気象庁HP)
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kisetsu_riyou/tenkou/Average_Climate_Japan.html
4. 「地球温暖化『日本への影響』—新たなシナリオに基づく総合的影響予測と適応策—」(環境省環境研究総合推進費 戦略研究開発領域 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究 2014 報告書, S-8 温暖化影響・適応研究プロジェクトチーム)
5. “The Effect of Weather on Respiratory and Cardiovascular Deaths in 12 U.S. Cities” (Alfésio L. F. Braga, Antonella Zanobetti, and Joel Schwartz, 2002)
6. “Models for the Relationship Between Ambient Temperature and Daily Mortality” (Ben Armstrong, 2006)
7. 「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)
8. 「住民基本台帳人口」(総務省)
9. 「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁HP)
<https://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>
10. 「歴史的潮位資料+近年の潮位資料」(気象庁HP)

11. 「過去の気象データ検索」(気象庁 HP)

<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index>

※ なお、データのダウンロードは、自動化ツール等は用いずに、観測地点ごとに人の手を介して行っている。

12. 「人口動態統計」(厚生労働省)

13. 「死因分類表」(厚生労働省)

14. 「国勢調査」(総務省)

15. 「人口推計」(総務省)

16. 「SPSS による回帰分析」内田治著(オーム社, 2013 年)

17. 「環境省における CCUS に係る取組み ―政策と事業の概要―」(環境省, 2023 年 10 月 27 日)

18. 「経済産業省における CCUS の取組み」(経済産業省, 2023 年 10 月 27 日)

19. 「気候予測データセット 2022 解説書」(文部科学省 気象庁, 令和 4 年 12 月(令和 6 年 3 月改訂))

20. “About History of the IPCC” (IPCC HP)

<https://www.ipcc.ch/about/history/>

21. 「IPCC の概要や報告書で使用される表現等について」(気象庁, 令和 3 年 8 月 9 日付報道発表資料 別添 3)

22. “Technical Summary” (IPCC WG1)

23. “Description and basic evaluation of simulated mean state, internal variability, 1 and climate sensitivity in MIROC6” (Geoscientific Model Development Discussions, Discussion started: 16 July 2018)

<https://doi.org/10.5194/gmd-2018-155>

24. “Description of MIROC6 AGCM” (MIROC6 AGCM document writing team, April 13, 2021)

25. 「日本の将来人口推計(令和 5 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

26. 「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

27. 「現代気候変動入門 ―地球温暖化のメカニズムから政策まで―」アンドリュー・E・デスラー著 神沢博監訳 石本美智訳(名古屋大学出版会, 2023 年)

28. 「地球温暖化はなぜ起こるのか ―気候モデルで探る 過去・現在・未来の地球」真鍋淑郎、アンソニー・J・ブロッコリー著 増田耕一・阿部彩子監訳 宮本寿代訳(講談社, ブルーバックス B-2202, 2022 年)

29. 「図解・気象学入門 改訂版 ―原理からわかる雲・雨・気温・風・天気図」古川武彦、大木勇人著(講談社, ブルーバックス B-2235, 2023 年)

30. 「地球規模の気象学 ―大気の大循環から理解する新しい気象学」保坂直紀著(講談社, ブルーバックス B-2245, 2023 年)

2024 年度トリプル改定を読み解く



保険研究部 上席研究員 三原 岳
mihara@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 6 月 12 日・7 月 29 日・9 月 11 日発行
「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

1——はじめに～2024 年度トリプル改定を読み解く、物価上昇で賃上げ対応が論点に～

医療・介護・障害福祉サービスの公定価格の新たな体系が 2024 年 6 月にスタートした。今回の改定では、2 年サイクルで改定されている医療機関向け診療報酬本体と、3 年周期で変更されている介護報酬、障害福祉サービス報酬の見直しが同時に到来した（いわゆる「トリプル改定」）ことで、医療・介護・障害福祉にまたがる領域に関して、多機関・多職種の連携が重視された。

さらに 2024 年度改定では、物価上昇に伴って現場の専門職の賃上げ対応も大きな論点となり、近年よりも高いプラス改定率になった。これはデフレ下では見られなかった事象であり、「潮目」の変化と理解できる。このほか、急性期病床の見直しなど医療提供体制改革とか、訪問介護の基本報酬カットなど、トリプル改定には多くの論点があった。

そこで、本稿ではトリプル改定の論点を読み解く。具体的には、医療、介護、障害福祉の横断的なテーマとして、賃上げ対応が話題になった点について、結果や意味合いを考える。さらに、訪問介護の基本報酬を引き下げる不可解な決定に対し、現場や業界団体の不満が渦巻いているため、経緯や背景なども考察する。

このほか、急性期病床や高齢者救急の見直し、新興感染症対策など、多職種・多機関連携に関わる見直しを医療、介護、障害福祉に渡って横断的に検討する。

2——トリプル改定の全体像

1 | 診療報酬本体はプラス 0.88%、介護は 1.59%プラスの改定

「全部が難しかった」——。トリプル改定の決着を受けた記者会見で、このように武見敬三厚生労働相は振り返った¹。確かに今回の改定では、2 年に 1 回の頻度で変更されている医療機関向けの診療報酬改定と、3 年周期の介護報酬、障害福祉サービス報酬の見直しが 6 年ぶりに重なったことで、多様な論点が議論の俎上に上った。さらに、改定率の調整に際しても、プラスに向かう流れとマイナスに繋がる議論が同時に展開され、複雑な様相となった²。

¹ 2023 年 12 月 22 日、厚生労働省ウェブサイト「武見大臣会見概要」を参照。肩書は全て当時。

² 2024 年度予算編成は 2024 年 1 月 25 日拙稿「[2024 年度の社会保障予算の内容と過程を問う（上）](#)」を参照。

まず、プラス改定に向かう流れとしては、物価上昇に対応する賃上げが論点になった。医療機関や介護・福祉事業所の場合、賃金や物件費は市場実勢の影響を受ける一方、収入の多くを公定価格である診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス報酬に頼っており、他の産業のように価格に転嫁できない。その結果、インフレ局面では逆ザヤ状態が生まれやすい。特に人手不足が顕著な介護・障害福祉でのテコ入れ策が課題となり、これは従来のデフレ下での改定とは大きく異なる展開だった。

こうした展開について、費用抑制を重視する健康保険組合連合会（以下、健保連）の幹部は「我々が想定した以上に、賃上げや物価高騰に対応するべきという『風』があり、それは我々にとって向かい風で、診療側には追い風だった」と振り返っている³。社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）介護保険部会と障害者部会の部会長を務める有識者も「報酬を引き上げるという一定の社会的コンセンサスが得られている中での改定」との見解を示していた⁴。

一方、財政健全化の観点に立ち、国の社会保障費の伸びを毎年 5,000 億円程度に抑制する方針が継続していたため、その整合性が問われた。さらに、岸田文雄政権が掲げた「次元の異なる少子化対策」で、「実質的な国民負担を増やさない」という方針が繰り返し強調された⁵ため、社会保障費を抑制する流れが強まった。つまり、プラス改定となる要因と、マイナス改定に向かう話が交錯し、全体としては「右向け左」と言わんばかりの難しい対応を強いられたわけだ。

こうした中、最終的に診療報酬本体はプラス 0.88%、薬価は▲0.97%、材料価格は▲0.02%となった。さらに、本体部分では賃上げ分として、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種について、プラス 0.61%分の改定財源が確保されたほか、40 歳未満の勤務医師、勤務歯科医師、薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所などで従事する者の賃上げとして、プラス 0.28%分も確保された。こうした改定に加えて、賃上げ促進税制などの活用も加味すると、ベースアップが 2024 年度でプラス 2.5%、2025 年度でプラス 2.0%になると説明されている。このほか、インフレ対応の一環として、入院時の食費基準額を 1 食当たり 30 円引き上げるための財源として、プラス 0.06%が増額された。食費基準額の引き上げは 1997 年度以来となる。

一方、介護報酬改定はプラス 1.59%となった。このうち、介護職員の処遇改善でプラス 0.98%、その他の改定率がプラス 0.61%とされており、処遇改善加算の簡素化による賃上げ効果などを加味すると、プラス 2.04%の増額になると説明されている。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの報酬に関しても、プラス 1.12%となり、同じく処遇改善加算の見直し効果などを加味すると、プラス 1.5%を上回る水準が確保されたとされている⁶。

2 | 複雑に入り組んだ診療報酬の「ミシン目」

今回の注目点として、報酬改定の財源に「ミシン目」が入ったことである。特に複雑なのは診療報酬であり、そのイメージは図表 1 の通りである。具体的には、看護職員やリハビリテーション専門職などの賃上げとして 0.61%、入院時の食費の値上げで 0.06%が充てられることになった。このほか、上記を除く「改定分」と説明されている 0.46%のうち、0.28%分については、40 歳未満の

³ 2024 年 6 月 1 日『社会保険旬報』No. 2929 における松本真人理事のインタビューを参照。

⁴ 『月刊社会福祉』2024 年 4 月号における菊池馨実早稲田大学教授のインタビューを参照。

⁵ 少子化対策の財源確保は 2024 年 2 月 14 日拙稿「2024 年度の社会保障予算の内容と過程を問う（下）」を参照。

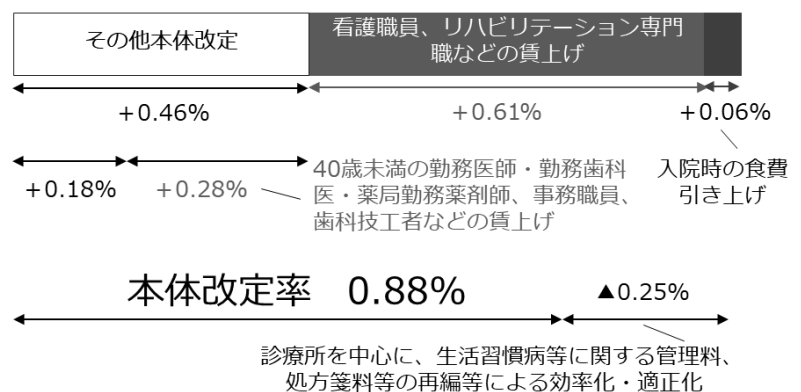
⁶ なお、報酬の引き上げに要する必要な国費（国の税金）の概算は診療報酬で 822 億円、介護報酬で 432 億円、障害福祉サービスで 162 億円と見込まれた。このほか、今回の改定から薬価を除く診療報酬と、医療系サービスの介護報酬については、見直し時期が 6 月に変更された。現場のシステム変更に関する負担を軽減するのが狙い。

勤務医や薬局勤務薬剤師、事務職員の賃上げ財源として見込まれている。つまり、賃上げは計 0.89% 分が確保されたことになる。

さらに、既述した通り、介護報酬や障害サービス報酬も、処遇改善の部分と、それ以外の財源が切り分けられた。

では、図表 1 のような形で複雑に改定財源が入り組んだのはなぜだろうか。これを理解する上では、改定率を巡る財務省と日本医師会（以下、日医）の対立を踏まえる必要がある。

図表1：診療報酬本体の改定の内訳



出典：財務省、厚生労働省資料を基に作成

3——改定率を巡る攻防

1 | 財務省の調査と主張、その反響

攻防の始まりは 2023 年 11 月の財政制度等審議会（財務相の諮問

機関、以下は財政審）だった。この時、財務省は「診療所の利益剰余金が積み上がっていることを踏まえ、診療所の報酬単価を引き下げ、保険料負担減・窓口負担軽減に繋げる必要がある」とする資料を提出した。

具体的には、新型コロナウイルス関係の補助金や診療報酬の加算による影響で、診療所の収益は過去 2 年間で 12% 増加する一方、経常利益率は 3.0% から 8.8% に急増していると指摘し、賃上げには利益剰余金を充てるように主張した。その後、同年 11 月の財政審建議（意見書）でも、「診療所の経常利益率（8.8%）が全産業やサービス産業平均の経常利益率（3.1～3.4%）と同程度となるよう、5.5% 程度引き下げるべき」と踏み込んだ内容が盛り込まれた。

ここで、関係者の注目を集めたのが「機動的調査」だった、これは都道府県に報告される決算データを集計した独自の調査であり、財務省の出先機関である財務局のネットワークを使って収集された。しかも、厚生労働省が診療報酬改定の際に用いる「医療経済実態調査」よりも多くのサンプル数を集め、診療所の経営を分析するとともに、暦年の変化も把握することで、上記の主張の裏付けとして使われた。その際、一部の都道府県では医療機関の決算データがオンラインで公開されておらず、財務局職員が「人海戦術」で紙ベースのデータを収集したようだ⁷。

2 | 与党のプレッシャーと改定率を巡る政治過程

こうした財務省の意見に対し、日医の松本吉郎会長は「通常の医療とコロナ対応で頑張った医療従事者のまさに心が折れる」「マイナス改定は全くもって現実的ではない」などと猛反発した⁸。武見氏も「高齢化が進展するなかで医療分野の賃上げは極めて重要だ」と語った⁹。

さらに、与党サイドからも「物価が上がり、政府を挙げて人件費を上げなければいけないと言っ

⁷ 機動的調査の進め方などについては、土居丈朗（2023）『『診療所の儲けは 8.8%』と示した財務省の人海戦術』『東洋経済 ONLINE』2023 年 12 月 4 日に詳しく紹介されている。

⁸ 2023 年 11 月 22 日記者会見の発言。同日『m3.com』配信記事を参照。

⁹ 2023 年 12 月 13 日『日本経済新聞』電子版配信記事から引用。

ている中で、診療報酬改定をマイナスにするとは驚いた。その中身を見ると完全に分断を図ろうという意図が見え見えだ。開業医の狙い撃ちだ」という意見が出る¹⁰など、改定率を巡って例年よりも激しいサヤ当てが演じられた。

特に、ここでは「分断」「狙い撃ち」という言葉が重要と思われる。財務省の主張は「診療所」に限定されており、「病院と診療所を分断することで、主に開業医で構成する日医を孤立させようとする動き」と受け止めたと思われる。日医会長の松本氏も「どこかを削ってそれを財源に回すといった発想ではなく、医療・介護の従事者、全職種の賃上げを果たすことが極めて重要」と述べた¹¹。

結局、改定率を巡る対立は 2023 年 12 月末の最終局面まで続き、厚生労働省などが 1%超の引き上げを求めたのに対し、伸び幅を 0.2~0.3%程度に収めたい財務省が反対。最後まで折り合いがつかず、大臣合意と首相裁定に持ち込まれた。それだけ賃上げを望む「風」が強かったと言えるし、自民党の政治資金問題で、政府・与党の意思決定システムが機能不全に陥っていた点も指摘できる。

では、こうした改定率の決着をどう評価すればいいだろうか。以下、診療報酬改定に関わる論点として、賃上げやインフレ対応の評価を試みるとともに、賃上げを図る方法として、複雑な加算制度が作られた点を考察する。その上で、賃上げ対応を加算で縛る手法の利点と欠点を検討するほか、賃上げ対応の「見返り」的に決まった生活習慣病関係の見直しの内容や影響なども論じる。

4——診療報酬改定に対する評価

1 | 賃上げ、インフレ対応の評価

まず、医療機関向け本体の改定率は 0.88% のプラスとなり、図表 2 で示した過去の改定率と比べても、それなりに高いレベルで決着した。このため、2%程度の物価上昇率に比べると、決して高いとは言えないが、厳しい財政事情の中、物価・賃金上昇への対応が意識されたのは間違いない。

実際、日医会長の松本氏は決着後の記者会見で、「物価・賃金の動向、保険財政や国の財政など、さまざまな主張や議論を踏まえた結果であり、必ずしも満足するものではないが、率直に評価をさせて頂きたい」と述べている¹²。

図表2：最近の診療報酬本体と介護報酬の改定率

年度	診療報酬本体の改定率	介護報酬の改定率
2012年度	1.38%	1.2%
2014年度	0.73% (注1)	——
2015年度	——	▲2.27%
2016年度	0.49%	——
2018年度	0.55%	0.54%
2020年度	0.55% (注2)	——
2021年度	——	0.70%
2022年度	0.43%	——
2024年度	0.88%	1.59%

出典：厚生労働省資料を基に作成
注1：消費増税に伴う医療機関のコスト増への対応分を含む。
注2：消費税を活用した救急病院勤務医の働き方改革への特例対応を含む。
注3：薬価の毎年改定や消費税引き上げに伴う2019年度分の改定は省略。

2 | 複雑な加算体系

ここで注目されるのが診療報酬改定における賃金引き上げの方法である。具体的には、看護職員やリハビリテーション職員などの給与を引き上げるため、加算に相当する「ベースアップ評価料」が新設された。図表 1 で言うと、プラス 0.61%の部分である。

¹⁰ 2023 年 12 月 4 日に開催された日医など関係 42 団体で構成する国民医療推進協議会の総決起大会における自民党の田村憲久政調会長代行・元厚生労働相の発言。同日の『m3.com』配信記事を参照。
¹¹ 同上配信記事を参照。
¹² 2023 年 12 月 20 日記者会見の発言。同日『日医ニュース』配信記事を参照。

この仕組みは非常に複雑であり、外来・在宅医療に関しては、外来医療または在宅医療を提供している医療機関を対象とした「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（初診時の場合は1日当たり6点、1点は10円、以下は同じ）が創設された。

さらに、外来医療または在宅医療を手掛ける診療所に対する「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」は8段階で設計され、1日当たり初診または訪問診療を実施した場合は8点、条件をクリアした場合は最大64点を取れるとされた。入院でも「入院ベースアップ評価料1」（1点）から「入院ベースアップ評価料165」（165点）まで165段階の加算が細かく積み上げられた。

こうした複雑な加算を通じて、賃上げが実施されることになった理由について、中央社会保険医療協議会（中医協、厚生労働相の諮問機関）会長を務める小塩隆士・一橋大経済研究所特任教授は「医療従事者の働き方は地域や医療機関によって大きく異なり、公平な賃上げを実現するために、報酬面で細かな調整が必要になりました」と説明している¹³。

一方、改定財源のうち、図表1の0.28%の部分については、40歳未満の勤務医師や勤務歯科医師、事務職員の賃上げに充てるとされたが、加算が設定されたわけではない。このため、賃上げに回る明確な保証がないとして、中医協の支払側から厳しい意見が示されている。

例えば、健保連は「我々としては忸怩たる想いもある」「目的が達成できていない場合には、次回改定で見直すということも当然」とクギを刺している¹⁴。日本労働組合総連合会（以下、連合）も同じ観点に立ち、「加算ではなくて（筆者注：初診料などと）一緒になっていると、賃上げにどの部分が使われているかが分からない」としている¹⁵。

これに対し、日医会長の松本氏は「手当てされた分は、スタッフの方々にそれを届ける責務がある」と述べている¹⁶。賃上げの改定財源には貴重な保険料や税金（公費）が充当されているだけに、健保連や連合が主張する通り、その使途を厳しく問うことは重要であり、日医が言う「責務」が果たされたのか検証が欠かせない。

3 | 賃上げ対応を加算で縛る手法の利点と欠点

その半面、ベースアップ評価料のような加算で縛る利点と欠点は意識する必要がある。今回のように加算で給与を引き上げる方法は元々、介護・障害福祉職員の処遇改善加算で始まった経緯があり、体系が簡素化された2024年度改定を含めて、2012年度以降、財源が確保されたタイミングなどを通じて、給与が段階的に引き上げられてきた。

その後、介護・福祉職員と同様の仕組みが看護職員の給与引き上げでも採用され、2022年度改定で看護職員の給与アップに関する加算措置として、「看護職員処遇改善評価料」が創設された¹⁷。こちらも確実な給与引き上げに繋がるように加算で使途が制限されており、これら全ての加算では給与水準の変化などを国に報告することも義務付けられている。

今回のベースアップ評価料では、上記で挙げた先例が参考にされた経緯があり、プラス面としては、財源を着実に給与引き上げに回せる点を指摘できる。その結果、現場職員は恩恵を受けるし、

¹³ 2024年5月13日『週刊社会保障』No. 3267におけるインタビューを参照。

¹⁴ 2024年2月14日記者会見における健保連の三宅泰介政策部長の発言。同月15日『ミクス Online』配信記事を参照。

¹⁵ 2024年2月14日記者会見における連合総合政策推進局の佐保昌一局長の発言。同日の『m3.com』配信記事を参照。

¹⁶ 2024年2月14日記者会見における日医会長の松本氏の発言。同日『m3.com』配信記事を参照。

¹⁷ 看護職の給与引き上げについては、2021年第2次補正予算に必要経費が全額国費（国の税金）で計上された。その後、2023年度予算から保険制度の枠内で対応する形に変更された。

裏付けとなる保険料や公費（税金）を負担する人に対しての説明責任も果たされやすくなる。

一方、マイナス面として、資料提出など医療機関の事務負担が増える点は否定できない。実際、中医協会長の小塩氏は「医療機関の方々の事務作業が膨らむことは申し訳ない」と理解を求めた¹⁸。日医の長島公之常任理事もベースアップ評価料について、「仕組みが複雑で細かな計算が必要になるため、実際にはどのように算定し、具体的にどの程度の賃上げが行えるのか、見通しがつきづらいといった不安の声が（筆者注：現場から）上がっている」と認めている¹⁹。

ただ、2026年度以降の対応を視野に入れると、制度の複雑化が進む危険性が高い。現在の経済情勢を踏まえると、2026年度診療報酬改定でも賃上げ対応は引き続き焦点になると見られており、ベースアップ評価料の仕組みが継続されることはほぼ間違いないと思われる。

一方、一般的な傾向として、診療報酬の加算は改定の度に複雑化することが多い。複雑で多様な医療現場へのテコ入れを診療報酬という単一のルールで統制しようとする、「〇〇の場合は加算」「××を満たせば減算」といった形でルールが細かく定められるようになるためである。

その結果、加算のルールや点数は複雑化して行くのが通例であり、恐らく今回のベースアップ評価料についても、何らかの形で制度が複雑になる流れは避けられない。そうなると、事務負担は一層、増えることが予想され、さらに現場の不満は高まるかもしれない。

以上のように考えると、筆者は加算だけに頼る方法は問題が多く、限界もあると考えている。このため、「医療機関の経営状況は千差万別です。地域差もあるでしょうし、診療特性によっても異なる。やはり初再診料や入院基本料などの基本診療料を増点し、医療機関がそれぞれの裁量で最も適した形で賃上げを行うのが本来のあるべき姿」²⁰という意見は重要と考えている。

もちろん、貴重な改定財源がキチンと賃上げに回ったか検証も必要である。このため、例えば医療機関や医療法人ごとに労働分配率が分かるような情報開示を通じて、予算の使途を事後的に検証できる制度設計も選択肢として考えられるのではないかと。例えば、2023年8月施行の改正医療法で導入された「経営情報データベース」では、「職員の職種別の給与・人数」が任意提出項目とされており、この仕組みを使った情報開示の強化も一案である。

4 | 生活習慣病関係の報酬見直し

第3に、生活習慣病の報酬見直しに関わる部分である。図表1で示した通り、▲0.25%の改定率を確保するため、診療所の生活習慣病対策を中心に報酬体系が見直された。これは診療所の報酬カットを主張していた財務省の意見が部分的に反映された形であり、言わば財務省が予算決着時の大臣合意で、本体プラス改定を呑む際、厚生労働省に約束させた歳出改革という側面を持っていた。

見直しは「特定疾患療養管理科」「生活習慣病管理科」を中心に実施された。このうち、前者の特定疾患療養管理科とは、生活習慣病など厚生労働相が定める疾患を主病とする患者について、身近な病気やケガに対応する「かかりつけ医」が計画的に療養を管理した場合に受け取れる項目。

その淵源は1958年の「慢性疾患指導料」に遡り、制度改正と名称変更を経て、2006年度診療報酬改定から現在の仕組みになった。点数は診療所の場合で225点、100床未満の病院で147点、100床以上200床未満の病院で87点と設定されている。

¹⁸ 2024年5月13日『週刊社会保障』No. 3267におけるインタビューを参照。

¹⁹ 『日経ヘルスケア』2024年5月号におけるインタビューを参照。

²⁰ 2024年5月7日『m3.com』配信記事における日医常任理事の長島氏に対するインタビューを参照。

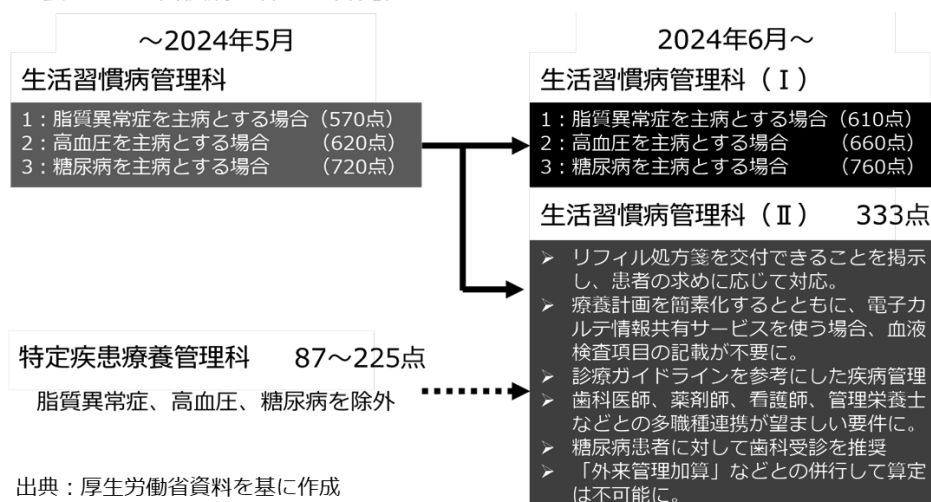
2024 年度改定では、脂質異常症、高血圧、糖尿病が対象から除外されたほか、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群が追加された。中でも、後述する通り、脂質異常症、高血圧、糖尿病が対象から外れたことがポイントである。

一方、後者の生活習慣病管理料は栄養、運動、休養、喫煙、飲酒、服薬など生活習慣に関する総合的な治療管理を評価する項目であり、「生活習慣病管理科（Ⅰ）」「生活習慣病管理科（Ⅱ）」の 2 つに細分化された。具体的には、（Ⅰ）の点数が 40 点ずつ引き上げられ、脂質異常症が 570 点から 610 点に、高血圧症が 620 点から 660 点に、糖尿病が 720 点から 760 点に変わった。

さらに、生活習慣病管理科（Ⅰ）の要件も細かく定められた。元々、それまでの生活習慣病管理科では、患者に療養計画書を丁寧に説明して患者の同意を得るとともに、計画書に患者の署名を受けることが義務付けられていたが、手続きが部分的に簡素化された。

このほか、患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬、またはリフィル処方箋（一定程度の条件で繰り返し使える処方箋）を交付できることを掲示し、患者の求めに応じて対応、▽診療ガイドラインなどを参考に疾病管理を実施する、▽歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士などの多職種と連携することを望ましい要件に追加、▽1 カ月に 1 回以上、総合的な治療管理を実施する要件を廃止——といった変更も加えられた。

図表3：生活習慣病関係の加算見直しのイメージ



一方、細分化された生活習慣病管理料（Ⅱ）の点数は 333 点に設定されるとともに、月 1 回に限って算定可能とされた。こちらは特定疾患療養管理料の対象から外れた脂質異常症、高血圧、糖尿病の「受け皿」の側面を持っており、生活習慣病管理料（Ⅰ）と同様に、療養計画に対する患者の同意と署名が要件とされた。検査や処置などに関しては、行為ごとに点数を付ける出来高払いが採用された。

これらの見直しの主な内容のイメージは図表 3 の通りである。つまり、従来の生活習慣病管理料と比べると、療養計画書の書式が簡素化されるなど要件が見直されており、日医サイドは「以前より算定しやすくなったはずだ」と説明している²¹が、生活習慣病に関する加算が整理されるとともに、診療ガイドラインをベースとした疾病管理が義務付けられるなど、要件が一部で厳格化された。

5 | 生活習慣病関係の報酬見直しの影響

こうした見直しについては、診療所向け報酬カットを求める財務省の考え方に加えて、中医協における支払側の意見も反映された面がある。具体的には、健保連の幹部は 2023 年 10 月の専門誌で、「計画的な医学管理をどの診療報酬項目で評価すべきかを体系的に整理する時期に来ています」と

²¹ 『日経ヘルスケア』2024 年 5 月号における日医常任理事の長島氏に対するインタビューを参照。

述べていた²²。このため、見直しについて、健保連は「歴史的な経緯や併算定の状況など、全部をつまびらかにした成果でもある」と評価している²³。

逆に言うと、こうした見直しには財政当局や支払側の意向が強く反映されている分、診療団体から「非常に影響の大きい改定」²⁴という評価が出ている。実際、厚生労働省の資料²⁵によると、特定疾患療養管理料の算定する際に主傷病（複数記載を含む）として記載されていた割合は高血圧 57.7%、脂質異常症 23.9%、糖尿病 16.2%であり、3 疾患が除外されることが医療機関の経営に及ぼす影響は大きいとみられる。

ただ、健保連は「現在は報酬の名称がかかりつけ医機能にはつながりにくいものが多く、患者が全然知らない間に算定されている面があります」としており、一層の報酬見直しを要求している²⁶。

さらに、2023 年通常国会で成立した改正医療法に基づき、かかりつけ医機能を強化するための制度²⁷がスタートしており、2026 年度診療報酬改定に影響を及ぼす可能性がある。

実際、機能強化の論議を意識しつつ、健保連は今回の見直しについて、かかりつけ医機能の制度整備に向けた「前段階」と位置付けた²⁸上で、「かかりつけ医として加算などの意味合いについて患者に説明できなければいけない。（略）今後、患者がかかりつけ医を選んで診療を受ける時代がやって来る。その時、医療機関はこうした加算などについても患者が説明する必要がある」²⁹として、一層の見直しに期待感を示している。

このため、生活習慣病の報酬見直しを含め、かかりつけ医に関わる診療報酬の取り扱いは 2026 年度改定でも引き続き争点になりそうだ。

5——介護・障害福祉の報酬改定に対する評価

1 | 改定率に対する評価

次に、トリプル改定のうち、介護報酬と障害福祉サービス報酬の改定率を見ると、図表 2 の通り、いずれも改定率は診療報酬本体を上回った。中でも介護については、医療と介護の連携が強く意識されるようになった 2012 年度以降の改定率と比べると、初めて介護報酬の改定率が診療報酬本体を超えた³⁰。このため、単純に改定率だけで見ると、人手不足が顕著な介護や障害福祉に財源が振り向けられた形だ。

²² 2023 年 10 月 23 日『週刊社会保障』No. 3240 における健保連理事の松本氏に対するインタビューを参照。

²³ 2024 年 4 月 24 日『m3.com』配信記事における健保連理事の松本氏に対するインタビューを参照。

²⁴ 2024 年 3 月 25 日『m3.com』配信記事における日本医療法人協会副会長の太田圭洋氏に対するインタビューを参照。

²⁵ 2023 年 11 月 10 日、中医協資料を参照。

²⁶ 2024 年 4 月 24 日『m3.com』配信記事における健保連理事の松本氏に対するインタビューを参照。

²⁷ ここでは詳しく触れないが、2023 年通常国会で創設が決まった新制度では、入退院支援や介護との連携など、かかりつけ医が地域で果たしている機能を可視化し、自治体や地域の医師会が協議しつつ、機能を充足することが想定されている。現在、厚生労働省の審議会で詳細な議論が進んでおり、2025 年度からスタートする見通し。元々、かかりつけ医の位置付けや定義が曖昧だったことが新型コロナウイルス禍で浮き彫りになり、その機能強化を巡って財務省、日医、健保連などが激しい攻防を繰り広げた。法改正の内容や検討経過に関しては、2025 年 5 月 28 日拙稿「4 月から始まった『かかりつけ医』の新制度は機能するのか」、2023 年 8 月 28 日拙稿「かかりつけ医強化に向けた新たな制度は有効に機能するのか」、同年 7 月 24 日拙稿「かかりつけ医を巡る議論とは何だったのか」、2021 年 8 月 16 日拙稿「医療制度論議における『かかりつけ医』の意味を問い直す」を参照。

²⁸ 2024 年 6 月 1 日『社会保険旬報』No. 2929 における健保連理事の松本氏に対するインタビューを参照。

²⁹ 『日経ヘルスケア』2024 年 5 月号における健保連理事の松本氏に対するインタビューを参照。

³⁰ ここでは詳しく触れないが、介護報酬改定では職場環境改善などを旨とする「生産性向上」画焦点となり、加算措置の創設などが講じられた。詳細は 2025 年 5 月 23 日拙稿「介護の『生産性向上』を巡る論点と今後の展望」を参照。

2 | 処遇改善加算の簡素化

さらに、処遇改善加算の簡素化も意識された。元々、処遇改善加算は「例外的かつ経過的」という位置付けの下、2012 年度からスタートし、3 年に一度の報酬改定とか、消費増税などのタイミングに合わせて、段階的に変更または拡充されてきた³¹。直近では、2021 年度補正予算で月額 4,000 円の引き上げに必要な財源が全額国費（国の税金）で計上され、2022 年 10 月以降は介護報酬に組み込まれた。こうした累次の対策を通じて、月額で計 10 万円程度の給与改善が図られた。

しかし、パッチワーク的に制度改正が積み上げられた結果、3 種類の加算ごとに 6 通りの取得パターンが生まれ、実に計 18 通りの細分化された区分が現場の事務負担になっていた。

そこで、2024 年度介護報酬改定では体系が簡素化された。厚生労働省が示したイメージは図表 4 の通りであり、18 通りのパターンが 4 パターンに減るだけでなく、職場環境改善などの取り組みが進んでいる事業所に関しては、加算率が底上げされることで、上位区分への移行が期待されていた。

図表4：2024年度改定で見直された処遇改善加算のイメージ

加算率（※）		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等（※）		新加算の趣旨
【24.5%】 【22.4%】 【18.2%】 【14.5%】	新加算（介護職員等処遇改善加算）	I	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】		事業所内の経験・技能のある職員を充実
		II	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ ダブルポイントの配分率【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】		総合的な職場環境改善による職員の定着促進
		III	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】		資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
		IV	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】		介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

出典：厚生労働省資料から抜粋

3 | 訪問介護の基本報酬引き下げと、現場・業界団体の反発

しかし、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、財源確保や処遇改善簡素化の努力がフイになっているように見える。元々、訪問介護では利用者の体に触れる「身体介護」と、家事や掃除など「生活援助」、通院などの際に車両への乗車・降車を手助けする「乗降介助」に大別された上で、ケアの時間数に応じて、基本報酬の単価が細かく設定されている。このうち、身体介護の報酬は図表 5 のように定められており、2024 年 4 月からの基本報酬が 2～3%ほど引き下げられた。

この決定には業界団体や現場から疑問の声が多く寄せられた。例えば、2024 年 3 月に開催された社会保障審議会介護給付費分科会（以下、分科会）では、委員から「事業者の持続可能性の低下だけでなく、特に訪問介護員離れにつながっているとの声も届いております。国民の生活、暮らしを維持・継続できる体制が確保できているのかを懸念している」³²、「基本報酬の引下げの提案では、

³¹ 淵源は 2009 年度第 1 次補正予算で創設された「介護職員処遇改善交付金」に遡る。この時、約 4,000 億円の国費（国の税金）で給与が引き上げられたが、3 年の期限が切れたため、2012 年度改定で介護報酬に組み込まれた。

³² 2024 年 3 月 18 日に開催された介護給付費分科会議事録における日本介護福祉士会の及川ゆりこ会長の発言を参照。

事業所の経営が黒字だったからと説明され、本当に大丈夫なのだろうか」³³といった不満や不安が次々と示された。現場でも「加算拡充はありがたいが、なぜそれが基本報酬を引き下げる理由になるのか分からない。どうしても納得できない。これからサービスの重要性が更に増していくのに、その担い手の誇りを傷つける施策はやっぱり許せない」³⁴といった厳しい批判が寄せられた。

こうした不満の背景には、訪問介護事業所の厳しい経営状況がある。周知の通り、介護現場は恒常的な人材不足に陥っており、中でも訪問介護の状況は深刻である。例えば、

図表5：2024年度改定で引き下げられた訪問介護の基本報酬のイメージ

サービスの種類	～2024年3月	2024年4月～
身体介護20分未満	167単位	163単位
身体介護20分以上30分未満	250単位	244単位
身体介護30分以上1時間未満	396単位	387単位
身体介護1時間以上1時間30分未満	579単位	567単位
以降、身体介護30分を増すごとに算定	84単位	82単位

出典：厚生労働省資料を基に作成
注：1単位は原則10円。

ば、介護労働安定センターの調査では、職員の不足状況を職種ごとに尋ねており、最新の2022年度調査によると、訪問介護員を「大いに不足」「不足」「やや不足」と答えた事業所は83.5%に及んだ。全ての職種では「大いに不足」「不足」「やや不足」の合計が66.3%だったことを考えると、その深刻さを読み取れる³⁵。

4 | 訪問介護の基本報酬引き下げに関する国の説明

では、こうした意見や不満に対し、どういう形で厚生労働省は説明しているのだろうか。武見氏は2024年3月の参院予算委員会で、下記のように述べた³⁶。

訪問介護の基本報酬の見直しは、一つ目、その理由でありますけれども、今回の改定率のプラス〇・六一％分について、介護職員以外の職員の賃上げが可能となるよう配分することとされている中で、訪問介護の現場はそのような職員の割合が低いんです、規模が小さいから。それから二つ目は、訪問介護の事業所において、介護事業経営実態調査における収支差率、(略)七・八％、それから介護サービス全体平均の二・四％に比べて相対的に高いことなどを踏まえました。

ここでは、2つの理由が述べられている。1つ目の理由については、改定財源の分配が影響している。先に触れた通り、改定率の1.59%のうち、0.98%は介護職員の処遇改善で対応し、残りの0.61%については、ケアマネジャー（介護支援専門員）など処遇改善の対象にならない介護職員以外の給与引き上げに充当するように配分されている。

一方、訪問介護の事業所は小規模で、介護職員だけで構成していることが多い。このため、武見氏の説明に従うと、0.61%分の財源については、訪問介護に充当する必要がないというわけだ。

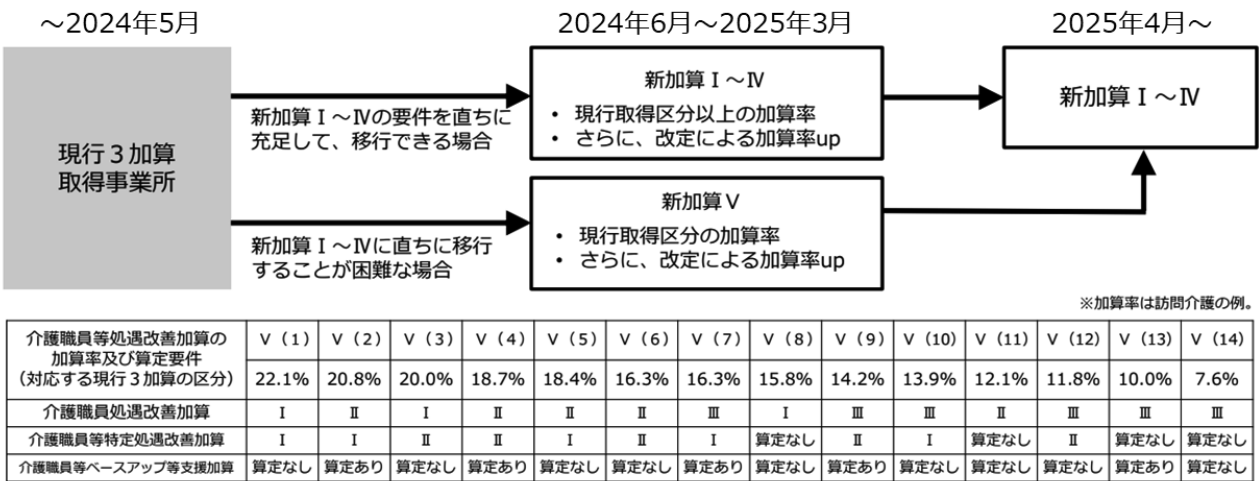
第2の点は「訪問介護の経営状況が良好」という説明である。ここでも述べられている通り、介

³³ 同上議事録における認知症のひと家族の会代表の鎌田松代理事の発言を参照。
³⁴ 2024年2月19日『JOINT ニュース』配信記事における及川氏に対するインタビューを参照。
³⁵ 訪問介護事業所の有効回答数は2,452件、全体は6,405件。
³⁶ 2024年3月8日、第213回国会参院予算委員会における答弁を参照。

護報酬のサービスごとの分配に際しては、「介護事業経営実態調査」の収支差が考慮されることになっており、訪問介護の利益率は 2022 年度決算ベースで 7.8%だった。これは全サービス平均の 2.4%を大きく上回っており、引き下げられる余地があったという判断のようだ。

第 3 に、引用した国会答弁の部分で明示的に述べられていない論点として、簡素化された処遇改善を使えば、最大で 25%程度の収入増が図れると説明されている点も見逃せない。厚生労働省は処遇改善加算の簡素化について、「現行の階段状になっている隙間を埋め、介護事業所に処遇改善の財源を何とか流し込みたいという考え方」³⁷としており、これを使えば基本報酬の引き下げによる影響を上回る増収や賃上げが可能になるという論理だ。

図表6：2025年4月までの経過措置として創設された処遇改善の新加算



出典：厚生労働省資料から抜粋

さらに、多くの事業所が処遇改善加算を取得できるようにするための手立てを講じた点も強調されている。例えば、2025 年 4 月までの 1 年間限りの暫定措置として、図表 4 の（I）～（IV）の 4 パターンに加えて、図表 6 の通り、新たな区分として（V）が創設された。その結果、現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今回の改定による加算率の引き上げを受けることが可能とされている。

5 | やっぱり不可解？国の説明

しかし、こうした説明には多くの疑問符が付く。1 つ目の説明については、確かに 0.61%分の部分はヘルパー以外の職種の給与などに充てられることが想定されているが、それでも基本報酬を引き下げる理由にはならない。

2 点目の「訪問介護の経営状況が好調」という説明については、様々な側面から検討する必要がありそうだ。この問題に関するメディアの記事³⁸を見ると、訪問介護事業所の約 4 割が赤字であることが強調されており、訪問介護の業界全体として「好調」とは言えない点が論じられている。

このほか、訪問介護の数字が「好調」になった理由として、「7.8%」という数字には同一建物における訪問介護と、それ以外の訪問介護が混在している影響を指摘する意見も聞かれる。つまり、

³⁷ 2024 年 3 月 14 日に開催された医療介護福祉政策研究フォーラムにおける厚生労働省の古元重和老人保健課長の発言。2024 年 4 月 21 日『社会保険旬報』No. 2925 を参照。
³⁸ 例えば、2024 年 3 月 10 日『朝日新聞デジタル』配信記事を参照。

訪問介護のビジネスでは、ヘルパーの移動時間を少なくすると、収益率が上がりやすくなる。このため、サービス付き高齢者向け住宅など同一建物に住む高齢者に対し、ヘルパーが短時間で数多くサービスを提供すると、それだけ収支差は改善する³⁹。それでも統計上の分類は「訪問介護」で一括りされるため、実態以上に経営が好調のように見えたのではないかと、という指摘である⁴⁰。

しかし、いくら訪問介護が「好調」だったとしても、それ自体が基本報酬引き下げに踏み切る理由にならない。例えば、財源の分配を考える時、基本報酬を維持しつつ、処遇改善の引き上げ幅を抑えることも可能だったはずである。

6 | リフォームした家を再び建て増し？

訪問介護の基本報酬を引き下げた国の説明の3点目として、処遇改善加算による上乘せの可能性についても、一定程度は理解または評価できる面があるが、やはり苦しい説明と言わざるを得ない。確かに処遇改善加算を通じて、最大25%程度の賃上げに繋がるという説明は一貫している。

だが、零細業者に関しては、煩雑な手続きを要する処遇改善加算の取得が困難という事情がある。実際、小規模な事業所には加算取得に必要な事務員や専門家を雇う余裕はなく、「結果的に加算算定をあきらめる例は少なくありません。未算定にはちゃんと理由がある」という声が出ている⁴¹。さらに、処遇改善加算の使途は介護職員の給与に限定されており、物品費の上昇などインフレ全般に対応できるわけではない。

このほか、経過措置として5つ目の加算を設定したことで、図表6の通り、制度は再び複雑化した点も見逃せない。この辺りは経過措置とはいえ、当初の「簡素化」という説明と整合していない。

しかも、取得要件とされている「任用要件・賃金体系」「研修の実施」「昇級の仕組み作り」については、事業所が2024年度中の実施を「誓約」するだけで、加算要件を満たしたと見なすとしており、かなり異例の対応と言える。恐らく基本報酬の引き下げに対する不満が渦巻いたことで、現場へのダメージを少しでも緩和するため、異例の手立てを講じざるを得なくなったと推察される。

7 | 不可解な説明や対応が続く理由は？

以上を踏まえると、表向きの説明だけで意図や背景を理解しにくく、「不可解」としか言い様がない。この「謎」を解くカギとして、改定財源が「処遇改善」「それ以外」に切り分けられた点に着目したい。つまり、既述した通り、改定率が決着した際、処遇改善はプラス0.98%、それ以外はプラス0.61%と決められた。その結果、両者の間で財源を融通することは難しくなった。

しかも、処遇改善の部分については、社会保障の充実を名目に引き上げられた消費税収が充当されることになっている一方、それ以外の部分は財源の手当てが講じられていないため、社会保障費の増額要因にカウントされている。

³⁹ 厚生労働省が2023年11月の分科会に示した資料に沿って、2021年の延べ訪問回数ごとに訪問介護事業所の収支差を見ると、回数が多い事業所の方が好調だった。具体的には、200回以下で▲1.5%、201～400回以下で2.3%であり、1,201～1,400回は6.7%、1,401～2,000回は6.9%、2,001回以上は8.8%という数字が示されている。なお、同一建物における訪問介護の報酬単価は通常よりも抑えられており、2024年度改定では同一建物に関するケアプラン（介護サービス計画）を作成する居宅介護支援事業所についても、同様の減額ルールが導入された。

⁴⁰ 例えば、2024年2月23日『シルバー新報』における伊豆介護センターの稲葉雅之社長に対するインタビューを参照。

⁴¹ 2024年5月24日『シルバー新報』における日本ヘルパー協会の境野みね子会長に対するインタビューを参照。

言い換えると、財源に「ミシン目」が入っている⁴²ため、両者をまたがる形で財源を組み替えることが不可能になり、基本報酬を維持する代わりに、処遇改善加算の引き上げ幅を抑える選択肢は取り得なかったと思われる。

一方、「それ以外」の部分では、介護経営実態調査で初めて赤字となった特別養護老人ホームの財源などに回す必要性に迫られた。その結果、厚生労働省としては、予算編成過程で決まった改定率とミシン目の範囲内で、サービスごとの分配を決めることになったため、見掛け上は「好調」とされる訪問介護の基本報酬引き下げに踏み切らざるを得なかったと推測される。それでも人材不足が深刻な訪問介護にとって打撃であることは間違いなく、厚生労働省の「失敗」と指摘せざるを得ない。今後の対応策として、可能な限り早い段階で基本報酬を是正することが求められる。

図表7：同時改定に向けた審議会メンバーの意見交換会の開催状況とテーマ

同時改定の年	開催回数	開催時期	主なテーマ
2012年	1回	2011年11月	1. 医療・介護施設の機能分化と連携の促進 2. 在宅医療・介護の充実
2018年	2回	2017年3月 2017年4月	➤ 医療・介護連携が必要な場面として、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取り——を想定しつつ、下記のサービスや内容を議論。 1. 看取り 2. 訪問看護 3. リハビリテーション 4. 関係者・関係機関の調整・連携
2024年	3回	2023年3月 2023年4月 2023年5月	1. 地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携 2. リハビリテーション・口腔・栄養 3. 要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療 4. 高齢者施設・障害者施設等における医療 5. 認知症 6. 人生の最終段階における医療・介護 7. 訪問看護 8. 薬剤管理 9. その他

出典：厚生労働省資料を基に作成

6——医療・介護連携で重視された9つのテーマ

今回の改定における特徴の一つとして、医療と介護の連携が例年以上に強く意識された点を指摘できる。その一つの表れとして、中医協と分科会の意見交換会が2023年3～5月に渡って計3回開かれた。その際、「医療・介護・障害サービスの連携」「リハビリテーション・口腔・栄養」など9つのテーマが話し合われた。

今回の改定における対応が手厚かった点は図表7を見ると、一目瞭然であろう。確かに過去の同時改定（2012年、2018年）と比べると、テーマの全てが目新しいわけではないが、2012年改定では中医協と分科会の意見交換会は2011年11月に1回開かれたただけだった。2018年改定では時期が前倒しされ、2017年3月と4月に2回開催されたが、今回の2024年度同時改定では1回分増えた。さらに議論されたテーマを見ても、高齢者の救急や介護施設における医療など、2024年度改定では従来よりも広範なテーマが網羅されたことを確認できる。

⁴² こうした複雑なやり繰りに関しては、2024年1月25日拙稿「2024年度の社会保障予算の内容と過程を問う（上）」を参照。

結局、上記の議論を踏まえ、6月から始まった新たな報酬体系では、多職種・多機関連携を促す加算が細かく設けられた。以下、(1) 急性期医療、高齢者救急、(2) 入退院支援や看取り、外来、在宅など——の2つに関して、改定内容の概略や狙いを考察する。

7——急性期医療、高齢者救急の改定内容

1 | 地域包括医療病棟の創設

急性期医療、高齢者救急のうち、2024年度改定の最も大きな注目として、「地域包括医療病棟」(3,050点)という診療報酬の区分が創設された点を指摘できる。これは医療資源投入量のミスマッチを解消することで、医療機関の機能分化を図るとともに、早期の在宅復帰支援を図る狙いが込められている。

具体的には、高齢化で軽度・中度の高齢者の救急搬送が増えている中、誤嚥性肺炎など医療資源投入量の少ない疾患でも、救急病院に搬送されており、リハビリテーションを十分に受けられず、要介護状態が悪化しているケースが多い。

そこで、地域包括医療病棟では、▽救急患者の受け入れ、▽リハビリテーション、栄養管理の提供、▽退院に向けた意思決定支援、▽在宅復帰支援——などを包括的に提供することが意識されている。

これらの意図については、施設基準の内容や診療報酬の設計で読み取れる。例えば、施設基準では、患者10人に対して看護師1人を配置している点（いわゆる10対1基準）とか、リハビリテーション職や管理栄養士の配置、平均在院日数が21日以内である点などが定められている。

このほか、診療報酬でも定額で支払われる「包括払い」と、診療行為や施設基準に応じて支払われる「出来高払い」が組み合わせられており、入院基本料などは包括払いとして設定されている一方、入院日から14日を限度として算定できる「初期加算」(1日当たり150点)、計画策定から14日を限度に算定できる「リハビリテーション・栄養・口腔連携加算」(1日当たり80点)などの加算も設けられた。これらの施設基準や加算を通じて、可能な限り、早い段階で治療やリハビリテーション・栄養・口腔ケアを集中的に実施したい意図が見えて来る。

2 | 協力医療機関の義務化

次に、高齢者救急の関係では、高齢者施設と「協力医療機関」の連携強化に向けた改正が目をつけた。しかも、これは診療報酬と介護報酬の両面でテコ入れが図られている点で、正に同時改定の賜物である。

ここで言う協力医療機関とは、既に制度化されている仕組みである。具体的には、介護保険施設の基準では、救急時の搬送などで協力を仰ぐ「協力医療機関」を定めることになっている。

しかし、詳しい内容は規定されておらず、両者の連携が取れているとは言えなかった。そこで、特別養護老人ホーム（以下は特養）や老人保健施設、介護医療院の施設系サービスについては、協力医療機関の指定が義務付けられた。その際の要件としては、▽入所者の病状が急変した場合などに備えて、医師または看護職員が相談に対応できる体制を常時確保している、▽診療の求めがあった場合、診療を行える体制を常時確保している、▽入所者の病状の急変が生じた場合、入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している——などが定められた。さらに、「1年に1回以上、協力医療機関との間で、急変時の対応などを確認するとともに、協力医療機関

の名称などを自治体に提出」「協力医療機関からの退院後、速やかに再入所できるように努める」などの基準も設定された。

このほか、上記の要件を満たす医療機関と連携した場合、1 カ月 100 単位を得られる「協力医療機関連携加算」も新設された（2025 年度以降は 50 単位、1 単位は原則として 10 円、以下は同じ）。このほか、特養に配置されている医師の急変時対応などを評価する「配置医師緊急時対応加算」（1 回当たり早朝・夜間 650 単位、同深夜 1,300 単位）が見直された。これは入居者の急変時に駆け付けられる体制を整備するため、2018 年度改定で創設された加算であり、現在は早朝・夜間、深夜だけ算定できるが、2024 年度改定では日中でも勤務時間外であれば、1 回当たり 325 単位の算定が認められることになった。国の委託調査⁴³では、同加算を取得している施設は 5.9%にとどまっており、テコ入れ策が講じられた形だ。

一方、診療報酬改定でも「協力対象施設入所者入院加算」（往診は 600 点、それ以外は 200 点）、「介護保険施設等連携往診加算」（200 点）が創設された。このうち、前者では、介護保険施設の入所者が急変した際、協力医療機関として指定されている医療機関が入院を受け入れた場合に取得できるようになっており、介護施設との定期的なカンファレンス開催などが要件となっている。さらに、後者は介護保険施設の入所者に対し、協力医療機関の医師が往診を行った場合に受け取れる加算であり、前者と後者ともに高齢者の救急医療に関して、医療機関と介護施設の連携を図ることに力点が置かれている。

以上のような内容を総合すると、高齢者施設と医療機関の連携強化に関して、診療報酬と介護報酬の両面で、テコ入れが図られたことになる。実際、厚生労働省幹部は「介護保険施設が医療の視点を含めたケアマネジメントをするためには、普段から相談に乗ってくれる医療機関と連携していることが大切」と強調するとともに、医療機関サイドとしても、「訪問診療や往診をし、必要な場合には入院を受け入れる」という「面倒見のよい医療機関」が求められると述べている⁴⁴。

さらに、医療業界から「連携を通じたスムーズな入院受け入れも浸透していく」⁴⁵という声が出ているほか、介護業界団体からも「これまでも医療機関と契約して入所者の健康管理などを担ってもらい取り組みをしてきたが、形式的になっていた面も否定できない。今改定を機に実質的な連携を実現できれば介護施設としての機能向上が期待される」⁴⁶との期待も出ている。

8——入退院支援、看取りや在宅、外来などの改定内容

1 | 入退院支援、看取りでの連携

次に、入退院支援や看取り、外来、在宅などでも、医療・介護連携の強化が図られた。このうち、入退院支援に関しては、在宅ケアを受けていた高齢者が入院した際、ケアマネジャーから医療機関に対する情報提供が円滑に進むようにするため、「入院時情報連携加算Ⅰ」が改正された。具体的には、改正前には利用者の入院から 3 日以内に提供した場合、1 カ月 200 単位を受け取れたが、2024 年度改正を経て、「入院した日」の情報提供が課された。さらに、報酬単価も 200 単位か

⁴³ PwC コンサルティング合同会社（2023）『特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究事業報告書』（老人保健事業推進費等補助金）を参照。回答した特養は 1,148 施設。

⁴⁴ 2024 年 7 月 1 日『週刊社会保障』No. 3274 における厚生労働省保険局医療課長の眞鍋馨氏に対するインタビューを参照。

⁴⁵ 2024 年 5 月号『日経ヘルスケア』における全日本病院会の猪口雄二会長のインタビューを参照。

⁴⁶ 同上における全国老人福祉施設協議会の小泉立志副会長のインタビューを参照。

ら 250 単位に引き上げられた。4 日以上 7 日以内の情報提供を対象としていた「入院時情報連携加算Ⅱ」も「入院した翌日または翌々日」に短縮化されるとともに、報酬が 1 カ月 100 単位から 200 単位に引き上げられた。

看取り対応の強化では、介護保険の訪問入浴介護と短期入所生活介護に関して、64 単位の「看取り連携体制加算」が創設された（前者は 1 回当たり、後者は 1 日当たり算定可能）。

2 | 外来、在宅での連携

外来に関しては、かかりつけ医機能を評価する「地域包括診療科」「地域包括診療加算」が見直された。いずれも元々、高血圧や糖尿病など慢性疾患の患者に対する継続的かつ全人的な医療を評価するため、2014 年度に創設された制度。今回の見直しのうち、医療・介護連携に関わる部分としては、ケアマネジャーからの相談に対応する旨が算定要件と施設基準に明記されるとともに、担当医が多職種連携の場である「サービス担当者会議」「地域ケア会議」に出席することも求められるようになった。地域包括診療加算に関しては、加算額も引き上げられた。

さらに、24 時間での在宅医療体制の構築する観点に立ち、在支病や在支診が他の医療機関の在宅患者に対し、往診を実施した場合に取得できる「往診時医療情報連携加算」(200 点) が創設された。

3 | リハビリテーション、口腔、栄養でのテコ入れ

リハビリテーションの関係では、口腔ケアと栄養の一体的な提供を促す加算が設けられた。具体的には、それぞれの専門職などが共有された情報を使いつつ、リハビリテーション・口腔・栄養を一体的に実施した場合に取得できる新類型が「リハビリテーションマネジメント加算」として創設された。さらに、訪問系や短期入所系の事業所が歯科医やケアマネジャーに対し、口腔に関する利用者の健康状態を情報提供した場合に取得できる「口腔連携強化加算」(1 回 50 単位) が創設された。施設系でも、利用者が自宅や別の施設、医療機関などに退所した場合の連携を円滑にするための対応策として、「退所時栄養情報連携加算」(1 回 70 単位) が新設される。

このほか、リハビリテーションに関わる医療・介護連携では「退院時共同指導加算」(1 回 600 単位) が新設された。この加算では、退院した利用者のリハビリテーション計画の作成に際して、訪問・通所リハビリテーションの事業所に勤める専門職が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、医療機関と情報を共有することが要件として設定されている。

高齢者の栄養に関する情報を共有した場合に受け取れる加算として、「栄養情報連携料」(70 点) も創設された。この加算では、医療機関が介護保険施設とか、在宅医療を提供する医療機関に対し、高齢者が入院している間の栄養管理に関する情報を提供した場合、加算を受け取れるようになった。介護報酬改定でも、高齢者が介護保険施設から自宅や他の施設、医療機関などに退所した場合、介護保険施設の管理栄養士が退所先に対して、栄養管理の情報を提供すると、1 カ月 1 回を限度に 70 単位を受け取れる「退所時栄養情報連携加算」(1 回当たり 70 単位) が創設された。

では、こうした改定の意味合いをどう評価したらいいだろうか。これらの改定内容を単発で見ると、医療・介護連携を一層、強化しようとする厚生労働省の意図を十分に理解できる。

しかし、それだけでは厚生労働省の意図を全て理解できるわけではない。むしろ、急性期病床の適正化など他の制度改正との整合性を複線的に考察する必要がある。さらに、過去の診療報酬改定と対比することで、政策的な意味合いを考察する際の解像度も上がると考えている。

以下、(1) 急性期医療、高齢者救急、(2) 入退院支援や看取り、外来、在宅など——という2つの点で、過去の経緯と対比させつつ、今回の改定に関する政策的な意味合いを深掘りする。

9——過去の改革や改定との対比を通じた考察(1)～急性期医療の見直し～

1 | 地域包括医療病棟の政策的な意味合い

急性期医療や高齢者救急の見直しを論じる前提として、2006年度診療報酬改定まで遡る必要がある。この時、患者7人に対して看護師1人を配置する「7対1基準」(現名称は急性期一般入院料1)の報酬を高く設定したことで、厚生労働省の予想以上に、多くの医療機関が7対1基準を取得した。

そこで、適正化策の一つとして、2017年度から「地域医療構想」という政策が本格的にスタートした⁴⁷。つまり、急性期医療の見直しとか、在宅医療の充実、医療・介護連携の強化といった提供体制改革を「地域の実情」に応じて進めることが意識されたわけだ。

一方、診療報酬改定でもテコ入れが本格化しつつある。例えば、2022年度診療報酬改定⁴⁸では、感染症対応まで想定した「スーパー急性期」を評価する改定項目として、「急性期充実体制加算」(7日以内460点、8日以上11日以内250点、12日以上14日以内の期間180点)が創設された。

こうした過去の経緯と重ね合わせると、地域包括医療病棟が創設された背景が一層、浮き彫りになる。つまり、急性期医療の見直し、あるいは7対1基準の適正化という観点である。具体的には、7対1基準適正化の「受け皿」として、高齢者救急では地域包括医療病棟を普及させたいという企図である。

2 | 協力医療機関の政策的な意味合い

介護施設と協力医療機関の連携についても、急性期医療見直しの文脈で捉え直すと、7対1基準の見直し論議と関連していることに気付く。具体的には、高齢者施設と救急医療機関の意思疎通を日頃から促している点とか、在支病、在支診など地域との接点を持つ医療機関が担うことを「望ましい」とされた点については、単に医療・介護連携を強化する狙いだけでなく、救急医療の負担を軽減する意図が見え隠れする。言い換えると、切れ目のない提供体制づくりという説明に加えて、7対1基準の適正化を含めた急性期医療の見直しという意図も念頭に置く必要がある。

実際、厚生労働省幹部は介護保険施設と協力医療機関の関係構築による効果として、「入所者の

⁴⁷ 地域医療構想は2017年3月までに都道府県が作成し、人口的にボリュームが大きい「団塊世代」が75歳以上になる2025年をターゲットに、医療提供体制改革を進めようという意図が込められていた。具体的には、都道府県が2025年時点の医療需要について、救急患者を受け入れる「高度急性期」「急性期」、リハビリテーションなどを提供する「回復期」、長期療養の場である「慢性期」に区分して推計。さらに、4つの病床区分ごとに人口20～30万人単位で設定される2次医療圏(構想区域)ごとに病床数を将来推計した。その上で、自らが担っている病床機能を報告させる「病床機能報告」で明らかになった現状と対比させることで、需給ギャップを明らかにした。その結果、全国的な数字では、高度急性期、急性期、慢性期が余剰となる一方、回復期は不足するという結果が出ており、高度急性期や急性期病床の削減と回復期機能の充実、慢性期の削減と在宅医療の充実が必要と理解されている。地域医療構想の概要や論点、経緯については、2017年11～12月の拙稿「[地域医療構想を3つのキーワードで読み解く\(1\)](#)」(全4回、リンク先は第1回)、2019年5～6月の拙稿「[策定から2年が過ぎた地域医療構想の現状を考える](#)」(全2回、リンク先は第1回)、2019年10月31日拙稿「[公立病院の具体名公表で医療提供体制改革は進むのか](#)」を参照。併せて、三原岳(2020)『[地域医療は再生するか](#)』医薬経済社も参照。なお、地域医療構想については、目標年次が到来したため、厚生労働省は2040年頃を見通したポスト地域医療構想の議論を始めている。この点については、稿を改めて検討する。

⁴⁸ この時の経緯の詳細については、2022年5月27日拙稿「[2022年度診療報酬改定を読み解く\(下\)](#)」、2022年1月27日拙稿「[2022年度の社会保障予算を分析する](#)」を参照。

病状が突然悪化した場合に救急車を呼ぶ回数が減るでしょうし、入院の回避にもつながることが期待できます」「高齢者救急がこれから増えることが予想されるなかで、ここをうまく回すことをめざす必要があります」と期待感を示している⁴⁹。

3 | またもや公益裁定となった 7 対 1 基準の数値見直しを加味すると…

さらに、他の診療報酬改定に目を向けると、急性期医療の見直しという意図は一層、明確になる。その一つとして、急性期医療の実績を定量的に評価する「重症度、医療・看護必要度」の見直しを指摘できる。

ここで言う「重症度、医療・看護必要度」とは入院基本料などの施設要件で使われている基準。病棟内の入院患者の状態などについて、▽輸血や血液製剤管理などのモニタリング項目と、呼吸ケアなど専門的な治療を評価する A 項目、▽食事摂取など看護・介護の手間を評価する B 項目、▽全身麻酔など外科的な治療など重症患者の度合いを測る C 項目——の 3 項目に渡って点数で評価することで、急性期医療の状況を定量的に把握することを目的としている。

その評価方法は複雑かつ精緻であり、基準 1 (A 得点が 2 点以上かつ 3 点以上)、基準 2 (A 得点が 3 点以上)、基準 3 (C 得点が 1 点以上) のいずれかを満たす該当患者の基準を設定した上で、入院基本料に応じて、クリアしなければならない比率が定められている形だ。

言い換えると、これを「操作」すれば、医療機関は 7 対 1 基準の取得が難しくなり、経営は打撃を受ける。その半面、厚生労働省から見ると、7 対 1 基準の適正化策として使える側面を持つ。実際、中医協の検討では毎回、争点になっており、最終的に B 項目の廃止などの見直しが講じられた。

4 | ICU の要件厳格化も

このほか、急性期医療の見直しでは、ICU を持つ病院を対象とした「特定集中治療室管理料」の要件厳格化も見逃せない。この管理料は ICU を有する医療機関について、配置される医師や看護師、治療室の面積、先に触れた「重症度、医療・看護必要度」に応じて細かく分かれており、医療機関サイドが重症な患者を受け入れるほど、高い点数を取れる仕組みになっている。

今回の見直しでは、特定集中治療室管理料の区分が 1~4 の 4 種類から 1~6 の 6 種類に細分化されるとともに、診療報酬の点数が高い 4 つの区分 (1~4) については、SOFA (Sequential Organ Failure Assessment) という数値基準が導入された。

ここで言う SOFA とは重症患者を対象としたスコアであり、呼吸や肝臓、循環、中枢など 6 種類の機能不全を 0~4 点で点数化し、最大 24 点で評価する。2024 年度診療報酬改定では、管理料 1~2 で「入室日の SOFA スコア 5 以上」、3~4 で「入室日の SOFA スコア 3 以上」という数値基準が設定された。言い換えると、ICU を備えた医療機関が高い診療報酬点数を取ろうとすると、重症度が高い患者を受け入れる必要に迫られた形であり、急性期医療の適正化に繋げる意図を読み取れる。

このほか、ICU の関係では医師の配置基準も見直された結果、1~4 の管理料では専任の医師について、一定の場所で夜勤や拘束される「宿日直」の医師ではないことが要件化された。これは後述する「医師の働き方改革」を意識した医師の負担軽減という側面を持つとともに、医療機関は医師を多く確保することが求められることになり、ICU を含めた急性期医療の適正化に繋がる要素を持

⁴⁹ 2024 年 5 月 1 日『社会保険旬報』No. 2926 における厚生労働省医療課長の眞鍋氏に対するインタビューを参照。

っている。

5 | DPC の要件厳格化など

さらに、入院医療を包括的に評価する DPC（診断群分類）も厳格化された。DPC は一定規模以上の病院における診療や検査などを包括的に評価する仕組みであり、医療機関の状況を細かく評価する「係数」が設定されている。

2024 年度改定では平均在院日数の短縮など、医療提供体制の効率化に寄与する取り組みを評価する「機能評価係数Ⅱ」の 6 項目のうち、データの透明化などを図る「保険診療係数」が削除された。

この意図について、厚生労働省幹部は「（筆者注：保険診療係数は）ほぼ全てで『100 点』を取れるので、医療機関間で差が付かない」とした上で、「その分を他の係数に振っているので、他の係数が平均よりも高いところは良くなる一方、低いところは下がります」と説明している⁵⁰。要は DPC の絞り込みを図るため、多くの医療機関が満たしている係数を撤廃したというわけだ。

6 | 急性期医療の見直しという共通点

以上のような細かい改定項目を照らし合わせると、高齢者救急を見直す動きとか、地域包括医療病棟の創設の意図が単なる医療・介護連携にとどまらない様子を読み取れる。むしろ、地域医療構想などで一貫して意識されている急性期病床の適正化、さらに言うと、中小規模病院の再編を促す意図が見え隠れする。

実際、厚生労働省幹部は「今回の改定を踏まえ、高度急性期、急性期では、集約化が進むのではないかと見込んでいます」と述べている⁵¹。費用抑制に期待する健保連も、地域包括医療病棟の新設や地域包括ケア病棟の見直しを意識しつつ、「医療資源の投入量等に応じてメリハリを効かせる内容」「病床機能の分化・強化連携が進むことを期待しています」と話している⁵²。

10——過去の改革や改定との対比を通じた考察(2)～入退院支援や看取り、外来、在宅など～

1 | 地域医療構想、かかりつけ医の機能強化、過去の改定

同じく入退院支援や看取り、外来、在宅などでも、他の制度改革や過去の報酬改定との対比が必要と考えており、この部分でも既述した地域医療構想との関係性が欠かせない。

具体的には、既に記述した通り、地域医療構想は急性期病床の見直しに加えて、リハビリテーションなどを提供する回復期の充実や医療機関同士の連携、在宅復帰支援、在宅医療の充実、医療・介護連携も意識されている。このほか、過去の診療報酬、介護報酬改定でも、上記の観点に沿った見直しが講じられてきた⁵³。

⁵⁰ 2024 年 3 月 13 日『m3.com』配信記事における厚生労働省医療課長の眞鍋氏に対するインタビューを参照。

⁵¹ 2024 年 7 月 1 日『週刊社会保障』No. 3274 における厚生労働省医療課長の眞鍋氏に対するインタビューを参照。

⁵² 2024 年 6 月 10 日『週刊社会保障』No. 3271 における健保連理事の松本氏のインタビューを参照。

⁵³ 例えば、2021 年度介護報酬改定では、ケアマネジャーが退院支援業務に当たってもらえるようにする「通院時情報連携加算」（1 カ月当たり 50 単位）が創設された。現行制度では、どんなにケアマネジャーが退院支援に協力しても、高齢者が回復したり、亡くなったりして、介護保険サービスを使わない場合、居宅介護支援費の報酬は発生しないため、同加算を通じた連携が企図された。2021 年度介護報酬改定の内容については、2021 年 5 月 14 日拙稿「2021 年度介護報酬改定を読み解く」を参照。

2 | 介護予防の強化

今回の改定のうち、リハビリテーション・口腔・栄養の一体的な運用に関しては、介護予防の強化という文脈も意識する必要がある。政府は近年、介護保険の給付抑制を目指す手段として、要支援・要介護状態の維持や改善を図る「自立支援・重度化防止」を重視しており、その一環として、2018年度改定ではADLの維持・改善に取り組む通所介護（デイサービス）に対するインセンティブとして、「ADL維持等加算」が創設された。

さらに、リハビリテーション・口腔・栄養の連携に関しては、2021年度介護報酬改定の時点で「今回の改定でやりたかったものの一つ」（筆者注：3つが）一体となって取り組むことでより効果的な自立支援・重度化防止につながることを期待される⁵⁴と説明されていた。

3 | 今回改定の政策的な意味合い

こうした制度改正を「補助線」のように引くと、今回の改定内容の意味合いを理解できる。まず、地域医療構想を含めた医療提供体制改革の流れでは、入退院支援の円滑化とか、看取りや外来、在宅での医療・介護連携の強化を通じて、切れ目のない提供体制の構築を図ろうとする意図である。実際、中医協の議論に参加している日医常任理事の長島氏は「1つの医療機関だけで地域のかかりつけ医機能を全て担うのは現実的ではなく、地域での医療・介護連携を通じて面としてかかりつけ医機能を発揮することが求められる。この観点で、医師が日ごろからケアマネジャーと相談できる体制は不可欠⁵⁵」としており、医療・介護連携の方向性は今後も続くと思われる。

このほか、リハビリテーション・口腔・栄養の連携強化についても、介護予防の強化という延長線で捉えれば、その意図が一層、明確になる。一例として、厚生労働省幹部は「（筆者注：十分なリハビリテーションには）栄養状態はよくなければなりませんし、栄養を補給するためには、口から食べられることが大切」とした上で、今回の報酬改定を通じて、上記のような取り組みを急性期の段階でも実施して欲しいと説明している⁵⁶。

以上のような議論を踏まえると、医療・介護連携が期待される場面が幅広くなっていると言える。これまでの医療・介護連携では在宅における入退院支援、看取り対応、療養支援などに力点が置かれていたが、今回の同時改定では高齢者施設における救急とか、外来における情報共有、介護予防の強化など、医療・介護連携が求められる部分が深くなっており、切れ目のない提供体制を構築する上で重要な視点である。

11——その他の提供体制改革に関わる改定

1 | 医師の働き方改革に関する内容

このほか、厚生労働省幹部が「触っていないところがない」⁵⁷と振り返るほど、細かい見直しが広範に渡って実施された。例えば、提供体制改革のうち、2024年度から施行された「医師の働き方改革」では、少し攻防が見られた。

⁵⁴ 2021年2月5日に開催された慢性期リハビリテーション学会における老健局老人保健課長の眞鍋氏による説明。2021年3月1日『社会保険旬報』No. 2812を参照。

⁵⁵ 2024年5月号『日経ヘルスケア』におけるインタビューを参照。

⁵⁶ 2024年7月8日『週刊社会保障』No. 3275における厚生労働省医療課長の眞鍋氏に対するインタビューを参照。

⁵⁷ 2024年3月13日『m3.com』配信記事における厚生労働省医療課長の眞鍋氏に対するインタビューを参照。以下、肩書は全て当時。

そもそも医師の働き方改革は 2024 年度から本格施行されており、医師の残業時間を原則として年 960 時間、例外的に年 1,860 時間に制限することが重視されている⁵⁸。具体的には、残業時間の上限や医療機関の役割に応じて、▽残業時間を年 960 時間に抑制する「A 水準」、▽地域医療提供体制を確保する観点に立ち、止むを得ずに年 960 時間を超える場合、年 1,860 時間までの残業が認められる「B 水準（地域医療確保暫定特例水準）」、▽多くの症例を集中的に経験する必要がある研修医の教育なども含めて、年 1,860 時間の超過勤務が認められる「C 水準（集中的技能向上水準）」——に大別された⁵⁹。

つまり、A 水準の年 960 時間を原則となっており、あくまでも B 水準と C 水準は例外扱いである。しかも、B 水準は 2035 年度で廃止されることになっており、医療機関は診療体制の見直しとか、看護師や薬剤師など他の職種に業務を移譲する「タスクシフティング」などを通じて、医師の超過勤務時間を抑える必要に迫られている。

一方、医師の働き方改革に関する診療報酬の見直しとしては、救急医療を担う医療機関の適切な労務管理などを支援するため、2020 年度診療報酬改定で、「地域医療体制確保加算」（当時 520 点、1 点は原則 10 円）が創設された⁶⁰。この加算を受け取れるのは年間救急搬送件数が 2,000 件以上の大規模な病院。2020 年度の時点で、引き上げられた消費税込を充当することが決まるなど、改定の柱の一つに位置付けられており、2022 年度改定で点数が 620 点に増額された⁶¹。

しかし、今回の改定に際して、中医協に提出された資料では、当初の想定と逆の結果が示された。つまり、同加算を算定している医療機関では、年 960 時間以上超過勤務した医師の割合が 2020 年の 5.2%から 2022 年に 5.8%と少し増えていた。

そこで、健保連は「加算の目的と効果のいずれの観点から見ても、このまま評価を継続する必要性は乏しく、廃止と言わざるを得ません」と主張⁶²。結局、地域医療体制確保加算は維持された一方、「2024 年度で 1,785 時間以下」「2025 年度で 1,710 時間以下」などの要件が定められた。

2 | 新興感染症対策

さらに、2024 年度改定では新興感染症対策の強化も意識された。新型コロナウイルスへの対応では、介護施設におけるクラスター（感染者集団）防止などが大きな課題となり、2021 年度介護報酬改定では、感染症対応などに関する BCP（事業継続計画）の策定が事業所に義務付けられた⁶³。

さらに、コロナ対応では発熱外来や病床の確保、医療機関同士の連携、自宅療養患者への在宅医療の確保なども課題となったことで、2022 年臨時国会では感染症対応に関する予見可能性を高めるため、都道府県が医療機関と協定を事前に結ぶ「医療措置協定」が創設された⁶⁴。

⁵⁸ 医師の働き方改革の詳細については、2023 年 9 月 29 日拙稿「[施行まで半年、医師の働き方改革は定着するのか](#)」、2021 年 6 月 22 日拙稿「[医師の働き方改革は医療制度にどんな影響を与えるか](#)」も参照。

⁵⁹ なお、B 水準では「連携 B 水準」という分類も作られており、主な勤務先の超過勤務時間が年 960 時間に収まるものの、副業・兼業先の労働時間を通算すると年 960 時間を超えてしまう医師が所属する医療機関が対象。C 水準についても、臨床研修医・専攻医が研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を習得する際に適用する「C—1 水準」、医師登録後の臨床従事 6 年目以降の医師の高度技能育成に必要な場合に適用する「C—2 水準」に分かれている。

⁶⁰ 2020 年度診療報酬改定に関しては、2020 年 4 月 24 日拙稿「[2020 年度診療報酬改定を読み解く](#)」を参照。

⁶¹ 2022 年度診療報酬改定のうち、医師の働き方改革の部分に関しては、2022 年 5 月 27 日拙稿「[2022 年度診療報酬改定を読み解く（下）](#)」を参照。

⁶² 2023 年 11 月 15 日、中医協議事録における健保連理事の松本氏の発言。

⁶³ 2021 年度介護報酬改定に関しては、2021 年 5 月 14 日拙稿「[2021 年度介護報酬改定を読み解く](#)」を参照。

⁶⁴ 2022 年臨時国会で成立した改正感染症法の内容などに関しては、2022 年 12 月 27 日拙稿「[コロナ禍を受けた改正感](#)

この仕組みは2024年度から施行されており、「病床確保」「発熱外来」「自宅療養者に対する医療提供」「後方支援」「人材派遣」に関して、都道府県が医療機関と協定を締結。医療機関が協定に沿った対応を実施しなかった場合、かかりつけ医との連携などを図る「地域支援病院」の指定取消などが可能になった。これと併せて、2024年度からスタートした都道府県の「医療計画」では、新興感染症対策を規定することが新たに義務付けられた⁶⁵。

こうした状況の下、2024年度報酬改定では、都道府県を中心とする上記の仕組みを下支えするような内容が盛り込まれた。具体的には、特養や有料老人ホームが医療措置協定の締結医療機関と連携体制を構築した場合などを対象に「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」（1カ月当たり10単位）を受け取れる制度改正が介護報酬改定で講じられた。

さらに、感染者が発生した場合に備え、診療報酬の「感染対策向上加算」を届けている医療機関から3年に1回以上、感染制御などについて実地指導を受けている場合に取得できる「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）」（1カ月5単位）も創設された。現実的な問題として、1カ月50～100円の加算を受け取るため、どこまで介護事業所が積極的になるか疑問だが、感染症への対応を強化する一環として、介護施設も連携対象に関わって欲しいという国の意図を見て取れる。

同じく診療報酬サイドでも「感染対策向上加算」「外来感染対策向上加算」の要件の一つに、都道府県との医療措置協定締結が位置付けられた。このほか、受診歴の有無とは関係なく、発熱患者などを受け入れる体制を有した上で、実際に対応した場合の加算として、「発熱患者等対応加算」（1カ月限度に20点）が新たに設定された。

3 | 医療と障害の連携

今回の改定は2年に1回の診療報酬本体と、3年サイクルの障害報酬の見直しが重なったため、医療と障害が重なる領域も論点になり、その一つの例として、医療的ケア児の支援に関わる改定は見逃せない。

ここで言う医療的ケア児とは、NICU（新生児特定集中治療室）などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器などを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童を指す。こども家庭庁の試算によると、その数は全国で約2万人に及び、支援に関する国や自治体の責務などを定めた「医療的ケア児支援法」が2021年6月に成立した。現在は国・自治体による情報提供の強化とか、受け入れ環境や施設の整備、多職種・多機関連携の促進などが図られており、2021年度障害福祉サービス報酬改定でも、医療的ケア児に対する報酬が新たに設定された。2022年度診療報酬改定でも、医療的ケア児が学校に安心して通えるようにするため、医師が診療情報を保育所や児童相談所などに提供した場合、「診療情報提供料Ⅰ」という加算を受けられるようになった⁶⁶。

しかし、受け入れ態勢が不十分な点などが課題として指摘されている。さらに、高齢者の在宅医療と比べると、関係する機関・職種が医療、児童福祉、障害福祉、教育などにまたがる上、子ども

感染症法はどこまで機能するか」を参照。

⁶⁵ 医療計画は6年周期で改定されており、2024年度から始まった新しい計画では、従来の5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）と5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児救急を含む小児）、在宅医療に加えて、新興感染症対策が追加された。さらに、同時期に改定された「予防計画」との整合性も意識された。この時の法改正については、2021年7月6日拙稿「[コロナ禍で成立した改正医療法で何が変わるか](#)」を参照。

⁶⁶ 医療的ケア児に関する2022年度診療報酬改定については、2022年5月16日「[2022年度診療報酬改定を読み解く（上）](#)」を参照。

の成長とともに関係する支援機関や職種が変容する難しさもある。

こうした状況の下、トリプル改定では、比較的重度な医療的ケア児が入院する際、在宅生活からの連続性を確保するため、医師や看護師が事前に自宅を訪ね、患者の状態や人工呼吸器の設定などケア状態を把握したケースを評価する加算として、「医療的ケア児（者）入院前支援加算」（1,000点）が診療報酬で創設されるなど、いくつかテコ入れが講じられた。

4 | 居宅介護支援事業所に関する改定

このほか、提供体制改革に関わる改定では、ケアマネジャーが勤める居宅介護支援事業所に対する見直しが注目される。具体的には、質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価する「特定事業所加算」の要件に、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」が追加された点である。

この要件のうち、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」という部分は両親や兄弟姉妹の面倒を過度に見ている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」を意味する。ここで言うヤングケアラーについて、こども家庭庁のウェブサイト⁶⁷では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」とされており、2024年通常国会では子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が支援対象として明記された。

しかし、ヤングケアラーの支援は手探りの状態が続いている。そもそもの問題として、ヤングケアラーの支援に際しては、医療、介護・福祉、教育、司法など幅広い専門職や支援機関が連携する必要があり、しかも児童生徒や若者の成長に合わせる形で、支援の内容も変更する必要がある。その意味では医療的ケア児と共通した難しさがあり、ケアマネジャーも多職種連携に加わることが期待されている。

特定事業所加算に加えられた要件のうち、「障害者、生活困窮者、難病患者等」も重要な内容を含んでいる。これは分野・属性を問わず、相談支援や地域の支え合いづくりなど取り組む「重層的支援体制整備事業」という事業が絡んでいる。

ここで言う重層的支援体制整備事業では、「属性や世代を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを通じて、継続的支援や多機関連携・多機関協働を強化することが意識されている⁶⁸。

例えば、80歳代の元気な高齢者と50歳代の引きこもりなど、これまでは「制度の狭間」で見落とされていた人達への支援を強化するため、相談体制の強化や地域のネットワークづくり、ネットワークへの参加支援などが重視されている。この事業は2021年度から市町村で段階的に実施され

⁶⁷ こども家庭庁ウェブサイト「ヤングケアラー」を参照。

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

⁶⁸ 重層的支援体制整備事業については、宮本太郎ほか編著（2023）『生活困窮者自立支援から地域共生社会へ』全国社会福祉協議会、永田祐（2021）『包括的な支援体制のガバナンス』有斐閣、鎗木奈津子（2020）『詳説 生活困窮者自立支援制度と地域共生』中央法規出版のほか、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2023）「重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック 重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック」、同（2021）「重層的支援体制整備事業に関わる人になった人に向けたガイドブック」（全て社会福祉推進事業）を参照。医療・介護・福祉の政府文書に多用されている「地域の実情」という言葉に着目した拙稿コラムの第6回でも取り上げた。

ており、今回の改正では、生活困窮者支援などの場にケアマネジャーの出席を促すことで、重層的支援体制整備事業への関与が期待されたとと言える。

言い換えると、ケアマネジャーの役割は一般的にケアプラン（介護サービス計画）作成とか、介護保険のサービス調整と理解されているが、これらの役割にとどまらない幅広い領域との連携を意識するように求められた形だ。より具体的に言えば、「個を地域で支える援助と、個を支える地域を作る援助を一体的に推進する手法」⁶⁹と理解されているソーシャルワークの担い手として、ケアマネジャーが関与する必要性が意識されたとと言える。

5 | 地域包括支援センターの負担軽減策

ヤングケアラーや重層的支援体制整備事業の関係では、地域包括支援センターの負担軽減策にも言及する必要がある。地域包括支援センターは主に中学校区単位で設立されている介護の相談窓口として、相談対応や軽度者向けケアマネジメント（介護予防支援）などに当たっている。

さらに、近年は既述した重層的支援体制整備事業への対応とか、仕事と介護の両立支援、ケアラーに対する支援、地域の支え合いづくりなどでも主体的な役割が期待されている。例えば、2022年12月の介護保険部会の意見書では、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業において、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うことなども期待されている」といった期待感が示された⁷⁰。

一方、地域包括支援センターの業務が逼迫している⁷¹ため、負担を軽減する観点に立ち、介護保険部会意見書では居宅介護支援事業所に対し、軽度な要支援者のケアマネジメント（介護予防支援）の業務委託を可能とする制度改正の必要性が言及された。その後、2024年度介護報酬改定では、居宅介護支援事業所に委託した場合の報酬単価やルールが定められた。

12——おわりに

本稿では、6年ぶりとなった「トリプル改定」の経過や論点などを取り上げた。本稿で見た通り、医療と介護、障害にまたがる様々な論点が話題となる中、賃上げ対応が焦点になったほか、多機関・多職種連携を促す改定が数多く講じられた。

ここで、次の節目となる2026年度診療報酬改定を簡単に展望すると、賃上げ対応は今後も論点になる可能性が高い。しかも、出産費用の保険適用という難題⁷²も控えており、2024年度改定と同様、改定率をプラスに向かわせる要因が多い。

一方、国の厳しい財政事情を踏まえると、歳出改革路線は今後も継続するため、生活習慣病関係

⁶⁹ ソーシャルワークの考え方や事例に関しては、岩間伸之ほか（2019）『地域を基盤としたソーシャルワーク』中央法規出版を参照。

⁷⁰ 介護保険部会意見書の内容については、2023年1月12日拙稿「次期介護保険制度改正に向けた審議会意見を読み解く」を参照。

⁷¹ 地域包括支援センターの業務過多に関しては、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2023）「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究報告書」、NTTデータ経営研究所（2022）「地域包括支援センターにおける業務負担軽減に向けた取組に関する調査報告書」（いずれも老人保健健康増進等事業）を参照。

⁷² 厚生労働省は2024年6月、関係団体の代表や有識者で構成する「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」を発足させ、2026年度における出産費用の保険適用に向けた論点整理などを開始した。出産育児一時金の引き上げから保険適用の論議までの経過や背景については、2023年6月27日拙稿「出産育児一時金の制度改正で何が変わるのか？」も参照。

の加算見直しなどが焦点になりそうだ。さらに急性期医療の適正化を含めた医療提供体制改革も2026年度改定以降に議論される公算が大きく、プラスに向かう流れと、マイナスに働く流れが交錯しそうだ。

しかし、こうした意思決定は現場にシワ寄せをもたらす可能性もある。具体的には、全国一律の診療報酬や介護報酬では、地域差を考慮できないため、医療資源にアクセスできない患者が増えるなど弊害が生まれる危険性である。

実際、政府は現在、身近な病気やケガに対応する「かかりつけ医機能」の強化や「ポスト地域医療構想」など都道府県を主体とした「地域の実情」に応じた体制整備の必要性を盛んに強調している⁷³。このため、都道府県には「地域の実情」に応じた体制整備に向けた主体性が期待されるほか、一連の提供体制改革と報酬改定の「喰い合わせ」の悪さを認識する必要がある。

さらに介護と障害では、賃上げ対応を含めた人材確保が最大の課題である。特に、訪問介護の基本報酬引き下げに関する厚生労働省の説明は合理的とは言えず、不可解と言わざるを得ない。介護現場の苦しい状況を鑑みると、早急な軌道修正が不可欠である。

このほか、本稿で言及した通り、単身世帯や認知症の人の増加など、今後は困難化・複雑化したケースが増えることが予想されるため、多職種・多機関連携の充実が一層、求められる。関係機関の情報共有を含めた現場の工夫とともに、報酬面による国の下支えも重要になる。

⁷³ 「地域の実情」という言葉は近年、医療・介護・福祉領域で頻繁に使用されている。その使われ方や自治体の実情、今後の方策や論点などについては、「地域の実情」という言葉に着目した拙稿コラムを参照（リンク先は第1回）ここで専ら取り上げた医療提供体制改革については、第4回を参照。

ますます拡大する日本の死亡保障不足

「2024（令和 6）年度 生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞」より



保険研究部 上席研究員 有村 寛
arimura@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2025 年 3 月 25 日発行「保険・年金フォーカス」
を加筆・修正したものである。

1——はじめに

「日本人は保険好きであり、多くの保険に入りすぎて」おり、「死亡保障マーケットは飽和状態、高齢化の進行とともに、衰退の方向」との印象もあるが、実は死亡保障不足が発生しているのではないか、ということについて、「日本の死亡保障不足は深刻なのか」（『保険・年金フォーカス』（2024 年 9 月 24 日）等で紹介させていただいたところである。

今般、2024 年 11 月末に、生命保険文化センターより、「2024（令和 6）年度 生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞」が公表されたことから、「世帯主が加入している死亡保障金額」、「世帯主に万が一があった場合に必要と考える金額」等の最新数値について見ていくこととしたい。

保険・年金フォーカス「日本の死亡保障不足は深刻なのか」（『保険・年金フォーカス』2024年9月24日）の要旨

- ①「世帯主が加入している死亡保険金額」は低下を続けている。
- ②「世帯主に万が一があった場合に必要と考える金額」に対する「世帯主が加入している死亡保険金額（平均額）」の割合も低下を続けており、日本における死亡保障不足は拡大している。
- ③スイス再保険も、日本の死亡保障不足はアジアの先進市場の中で最も深刻」と指摘している。

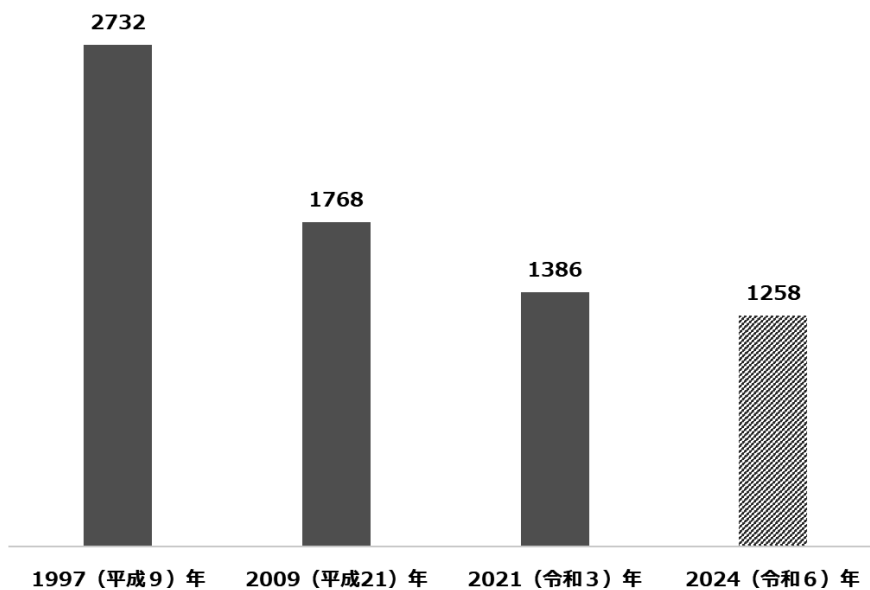
2——さらに減少した世帯主の死亡保険金額

（図表 1）は、世帯主の死亡保険金額（平均額）の推移を示したものである。

前回調査（2021 年）では、1386 万円と、1997 年（2732 万円）と比較すると半分近く減少していたところだが、2024 年はさらに減少して、1258 万円になった。

直近 5 回の調査結果でも減少を続けており、2024 年の減少率は、なかでも比較的大きい（図表 2）。

【図表1】世帯主の普通死亡保険金額（平均額、単位；万円）



【図表2】世帯主の普通死亡保険金額（直近5回）

	2012年	2015年	2018年	2021年	2024年
世帯主の普通死亡保険金額(平均額、万円)	1,671	1,509	1,406	1,386	1,258
対前回（%）	—	▲ 9.7	▲ 6.8	▲ 1.4	▲ 9.2

（出所）生命保険文化センター「2024（令和6）年 生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞」より。

3——増加に転じた「世帯主に万一があった場合に必要と考える生活資金」

生命保険文化センターでは、「世帯主に万一のことがあった場合に必要と考える生活資金」についても調査している。同金額については、前回までは減少傾向にあったが、今回は一転して「年間必要額」、「総額」とともに増加している（図表3）。昨今のインフレが背景にあるものと考えられる。

【図表3】世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金

	年間必要額	必要年数	総額	世帯平均年収 （税込）	総額/ 世帯平均年収
1997（平成9）年	417万円	16.9年間	7,113万円	747万円	9.5年分
2009（平成21）年	344万円	16.8年間	5,804万円	614万円	9.5年分
2021（令和3）年	327万円	17.1年間	5,691万円	628万円	9.1年分
2024（令和6）年	354万円	17.3年間	6,283万円	669万円	9.4年分

（出所）生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」各年度版より筆者作成。

4——「充足率」もいっそう低下

生命保険文化センターでは、「世帯主に万一があった場合に、必要と考える生活資金」（総額）に対する「世帯主の普通死亡保険金額」の割合を「充足率」と定義し、公表している。

上記の「充足率」は、これまでも減少傾向が続いてきたが、「世帯主が万一の場合に必要なと考える生活資金」は増加する一方、「世帯主が加入している普通死亡保険金額」は減少していることから、今回、いっそう低下することとなった（図表4）。

【図表4】「世帯主が万一の場合に必要なと考える生活資金」に対する「世帯主の普通死亡保険金額」の割合（充足率）

	世帯主が万一の場合に 消費者が必要と考えてい る金額①	世帯主平均加入 普通死亡保険金額②	充足率 ②/①
1997（平成9）年	7,113万円	2,732万円	38.4%
2009（平成21）年	5,804万円	1,768万円	30.5%
2021（令和3）年	5,691万円	1,386万円	24.4%
2024（令和6）年	6,283万円	1,258万円	20.0%

（出所）生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」各年度版より筆者作成。

5——おわりに

ここ数年の生保個人保険販売業績では、新契約高はプラス進展しているが、保有契約高は微減している（図表5）。

【図表5】生保個人保険販売業績

	2021年		2022年		2023年	
	実 績	対前年 増加率	実 績	対前年 増加率	実 績	対前年 増加率
新契約高	46.4兆円	5.3%	50.2兆円	8.1%	53.9兆円	7.4%
保有契約高	806.8兆円	▲1.1%	794.5兆円	▲1.5%	790.7兆円	▲0.5%

（出所）生命保険協会 生命保険事業概況 月次統計より筆者作成。

保険金支払による消滅や満期となった契約も一定存在すると思われるが、(図表 6) のとおり、解約返戻金の金額は増加しており、解約も多く発生しているものと考えられる。

【図表 6】 解約返戻金の推移

	2021年		2022年		2023年	
	実 績	対前年 増加率	実 績	対前年 増加率	実 績	対前年 増加率
解約返戻金	8.01兆円	1.1%	11.37兆円	42.0%	11.40兆円	0.3%

(出所) 生命保険協会 生命保険事業概況 月次統計より筆者作成。

上記については、インフレに伴う生活費への充当や、預貯金、新 NISA への預け替えの他 (図表 7)、円安のタイミングでの外貨建て商品の解約等も背景として考えられるが、死亡保障が減ることのリスクについて、十分に理解していないケースも含まれているのではないだろうか¹。

【図表 7】解約・失効契約の解約返戻金の使途

	生活 費に あて た	預 貯 金に 預け 替え た	他 の 生 命 保 険 の 掛 け	現 金 で 保 有 し た	損 害 保 険 商 品 や 株 式 等 に 投 預 け 替 え た	自 動 車 や 家 電 製 品 等 に あ て た	住 宅 ロ ー ン 等 の 返 済	そ の 他	解 約 返 戻 金 は な か っ た	不 明
2018 (平成30) 年	24.8	21.5	15.8	6.5	1.1	4.4	3.8	6.3	25.6	1.9
2021 (令和 3) 年	26.4	22.0	11.9	6.8	2.4	3.1	3.6	2.9	30.8	1.5
2024 (令和6) 年	22.0	21.8	10.8	7.3	6.0	4.0	1.3	4.5	33.3	0.8

(出所) 生命保険文化センター「2024 (令和6) 年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」より。

スイス再保険は、2020 年 9 月に「日本の死亡保障不足はアジア先進国でも最も深刻」と指摘したが、これまで述べてきたとおり、日本における死亡保障不足は、いっそう深刻な状況になっているものと考えられる。

日本における死亡保障不足については、引き続き、注視して参りたい。

¹ なお、ここ数年で平均貯蓄額(2021 年 1,454 万円→2023 年 1,474 万円)、共働き世帯割合(2021 年 68.8%→2023 年 70.1%)とも大きな変化は見られず、死亡保障の減少は、何等かの代替手段があつてのことではなさそうである。

平均貯蓄額は、二人以上勤労世帯の数値。家計調査報告[貯蓄・負債編](総務省)より。

共働き世帯割合は、①男性雇用者と無業の妻からなる世帯、②雇用者の共働き世帯とした場合、②/(①+②)にて算出。厚生労働省 HP より。

2024年20代人口流出率にみる 「都道府県人口減の未来図」

大半が深刻な若年女性人口不足へ



生活研究部 人口動態シニアリサーチャー 天野 馨南子
amano@nli-research.co.jp

※ 本稿は2024年4月8日発行「基礎研レポート」
を加筆・修正したものである。

1—20代人口を失うことは人口の地元再生産の機能を失うこと

地方の大幅な人口減が止まらない。

エリアの人口の未来を考える場合は、過去の人口遺産（統計的に見て人口再生産にこれ以上寄与しない）である中高年人口を含む「総数」で見えていても何もわからない。にもかかわらず「県の総人口が△00万をきることをどう思いますか」といった従来型の取材がいまだに絶えない。

移民¹比率が2%程度の日本におけるエリア人口の「未来」は人口の総数などではなく、

①出生数（増減）

②人口移動による増減（転入－転出：転入超過）、特にその大半を占める20代人口の社会増減

によって、決まる。例えば、東京一極集中というパワーワードで知られる東京に増え続けている転入超過人口は、その9割が20代人口である。

統計的には30代後半以降の男女の婚姻力や出生力は著しく低い。男女ともに初婚同士の婚姻の大半（男性8割、女性9割）が34歳までの人口で構成されている。また、第3子の母親・父親の平均授かり年齢であっても35歳までである。このような統計の実態がある中で、2024年に東京一極集中によって東京都に純増した人口は、世代別人口で見ると2つの世代のみで、20代人口が85%（88,776人）と圧倒的で、残りが10代（15,382人）の15%である²。さらに、20代人口（88,776人）の内訳をみると、20代前半人口が64,070人で72%を占めている。そのうち22歳が最も多く、20代前半のうち4割超となり、いわゆる浪人・留年や院卒と思われる23歳・24歳を含めると、4年制大卒の就職による移動人口が8割弱に達する（図表1）。

¹ 移民なら誰でもいいわけではない。国内の男女バランスを崩さないような男女割合や国内定着・家族形成・納税増加につながる移民でなければ単なる「企業の足元の人手不足自転車操業要員」にすぎず、人口の未来にはつながらない。

² 30代人口について、前半人口は1251人純増したものの、後半人口は2062人純減しているため、30代人口としては811人純減している。

つまり東京における若年者の一極集中現象は、東京都と地方との雇用綱引きがもたらす「4年制大卒男女の就職による民族大移動現象」といってもいいだろう。

【図表 1】 2024 年・東京都 20 代前半転入超過人口 各歳内訳（男女計、人、％）



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、「人口推計」より筆者作成

東京一極集中の主役である 20 代前半人口は、国勢調査でみるとその 9 割以上が未婚者である。そして彼ら、特に女性を失うことは、失ったエリアにおける婚姻減をもたらし、必然的に出生数減の未来をもたらす。2021 年に実施された第 16 回出生動向基本調査³でみると、18 歳から 34 歳の未婚男女のそれぞれ 8 割以上が結婚を希望している。日本は婚外子が 2 %程度で推移しており、初婚同士の男女が最終的にもつことになる子ども（完結出生児数）の平均値も 1.9 と高水準を続けている（特に地方部ほどこれを超えている）。

初婚同士の夫婦のもつ子どもの数がほとんど変わらない中で、地元の出生数が減少する主因は、夫婦の間の子どもの数が減ったことが原因ではなく、その上流の「婚姻減」にあり⁴、そして、その婚姻数はエリアから消えた 20 代未婚女性（すなわち就職で大きく転出超過してしまう女性人口）の数の影響をダイレクトに受ける。

そこで本稿では、2024 年における都道府県の「20 代人口の社会減（転出超過）がそのエリアの 20 代人口に占める割合」（以下、20 代人口社会減割合）の分析結果をランキング形式で紹介し、地方の人口の未来がいかに危機的状況にあるかを伝えたい。

2——男性に比べて女性の 20 代人口流出が顕著に高いーワースト1は4%/年

図表 2 から 4 はそれぞれ、2024 年の都道府県別の 20 代人口転入超過数を前年 2023 年の都道府県別 20 代推計人口で割った「20 代人口社会減割合」ランキングとなっている。図表 2 が男女合計、

³ 国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査後に実施する定期の大規模調査。
⁴ ゆえに、「子育て支援」「妊活支援」といった諸々の「既婚者支援策」の出生数への効果がみられないのは統計的に見れば当然の結果である。

図表3が男性、図表4が女性のランキングとなっている。

男女合計では、前年の20代人口の3%以上を社会減させたエリアが13エリアとなる（前年は9エリアのため、悪化）。「なんだ3%か」という読み方をしてしまう読者もいるかもしれないが、これは20歳から29歳の10歳階級分の人口の3%をたった1年で失っているため、10年間同じ状態が続くと、実に10年前にそのエリアに存在した20代人口の30%分を失うことになる計算である。2%以上3%未満の県も15エリア存在する。これらのエリアは10年間で10年前の20代人口の20%以上を社会減させることになる。

一方で、東京都は2023年の20代人口の47%の20代人口を10年で得ることとなる（ $189.9 \text{ 万} \times 0.47 = 89 \text{ 万人}$ ）という、今後も凄まじい20代人口増が予想される。

バブル崩壊後、男女ともに東京への転入超過が発生した1997年⁵から2024年（28年間）で、東京都に男性80万人・女性94万人が社会増だけで増加している（女性/男性=1.2倍）。ちなみに2024年10月の都道府県人口をみると、香川県92万人、山梨県79万人であることから、30年弱で地方2県分の人口（ほぼ20代人口）が東京都に就職期の移住で純増しているのである。

さらに「20代人口社会減割合」ランキングを男女別でみると、男女で大きな差があることが明確となる。

20代男性では、3%減を超えるエリアが奈良県を筆頭に7県（前年3県で悪化）にとどまるが、女性では17県（前年13県で悪化）にものぼり、ワースト1～3位の高知県、岩手県、青森県は4%を超える。一般的に地方創生のイメージで語られることの多い地方が、男性よりも女性をより多く流出減させている実態が浮かび上がる。

20代女性流出率（図表4）において、高知県、岩手県、青森県、愛媛県、秋田県、山口県、福島県、徳島県、和歌山県、奈良県、石川県、山形県、長崎県、大分県、福井県、新潟県、島根県で3%を超えているが、広域で見ると、

東北地方—岩手県、青森県、秋田県、福島県、山形県

四国地方—高知県、愛媛県、徳島県

近畿地方—奈良県、和歌山県

中国地方—山口県、島根県

が目立つエリアとなっている。これらの県は、このままのペースであれば、ここから10年間で20代人口の3割程度の女性を失うことを覚悟しなければならない。当然ながら、これらの女性の大半が20代前半人口であるため、この約10年間で今の20代人口数の最大3割程度の婚姻減、そして15年間程度で（出生が発生する30代前半を彼女たちが超える期間）今の20代人口の最大6割（婚姻減×2）程度の出生減も覚悟しなければならない。

⁵ 1996年に女性から転入超過が起こっている。

【図表 2】 2024 年・対前年 20 代人口社会増減ワーストランキング（男女計、人、％）

2024 年 20 代人口対前年社会減率（男女計）

worst	都道府県	性別	2023年 20代推計	2024年 20代社会増減	20代 社会減率	対前年 変化Pt
1	高知県	男女計	51,000	-2,002	-3.9%	-1.1%
2	青森県	男女計	87,000	-3,250	-3.7%	-0.2%
3	奈良県	男女計	115,000	-4,074	-3.5%	-0.5%
4	山口県	男女計	107,000	-3,646	-3.4%	-0.5%
5	愛媛県	男女計	103,000	-3,506	-3.4%	-0.1%
6	岩手県	男女計	89,000	-2,996	-3.4%	-0.3%
7	秋田県	男女計	59,000	-1,976	-3.3%	-0.3%
8	徳島県	男女計	57,000	-1,891	-3.3%	-0.2%
9	山形県	男女計	79,000	-2,606	-3.3%	-0.5%
10	福島県	男女計	142,000	-4,636	-3.3%	-0.2%
11	和歌山県	男女計	69,000	-2,161	-3.1%	-0.2%
12	石川県	男女計	112,000	-3,492	-3.1%	-0.7%
13	鳥取県	男女計	44,000	-1,343	-3.1%	-0.2%
14	岐阜県	男女計	179,000	-5,062	-2.8%	-0.4%
15	香川県	男女計	79,000	-2,214	-2.8%	0.1%
16	島根県	男女計	52,000	-1,438	-2.8%	-0.4%
17	長崎県	男女計	97,000	-2,596	-2.7%	0.4%
18	新潟県	男女計	172,000	-4,537	-2.6%	0.0%
19	大分県	男女計	92,000	-2,409	-2.6%	0.3%
20	三重県	男女計	160,000	-4,128	-2.6%	0.1%
21	福井県	男女計	65,000	-1,665	-2.6%	0.7%
22	広島県	男女計	263,000	-6,615	-2.5%	0.2%
23	茨城県	男女計	268,000	-6,503	-2.4%	-0.6%
24	佐賀県	男女計	70,000	-1,678	-2.4%	-0.3%
25	岡山県	男女計	187,000	-4,342	-2.3%	0.0%
26	鹿児島県	男女計	121,000	-2,609	-2.2%	-0.7%
27	山梨県	男女計	75,000	-1,574	-2.1%	0.0%
28	長野県	男女計	164,000	-3,433	-2.1%	0.0%
29	富山県	男女計	88,000	-1,659	-1.9%	-0.1%
30	群馬県	男女計	179,000	-3,284	-1.8%	0.1%
31	宮崎県	男女計	81,000	-1,455	-1.8%	-0.3%
32	兵庫県	男女計	509,000	-7,920	-1.6%	0.2%
33	京都府	男女計	295,000	-4,301	-1.5%	-0.4%
34	北海道	男女計	453,000	-6,591	-1.5%	-0.3%
35	静岡県	男女計	313,000	-4,528	-1.4%	-0.1%
36	熊本県	男女計	148,000	-2,140	-1.4%	0.3%
37	滋賀県	男女計	148,000	-1,916	-1.3%	-0.3%
38	宮城県	男女計	237,000	-2,911	-1.2%	-0.2%
39	沖縄県	男女計	148,000	-1,504	-1.0%	-0.3%
40	栃木県	男女計	175,000	-1,394	-0.8%	0.3%
41	福岡県	男女計	547,000	-2,857	-0.5%	0.0%
42	愛知県	男女計	836,000	-966	-0.1%	0.0%
-	千葉県	男女計	663,000	1,061	0.2%	0.6%
-	埼玉県	男女計	788,000	8,430	1.1%	0.0%
-	大阪府	男女計	1,003,000	12,835	1.3%	0.3%
-	神奈川県	男女計	1,051,000	20,706	2.0%	0.1%
-	東京都	男女計	1,899,000	88,776	4.7%	-0.1%

【図表 3】 2024 年・対前年 20 代人口社会増減ワーストランキング（男性、人、％）

2024年 20代人口対前年社会減率（男性）

worst	都道府県	性別	2023年 20代推計	2024年 20代社会増減	20代 社会減率	対前年 変化Pt
1	奈良県	男性	57,000	-2,076	-3.6%	-0.1%
2	青森県	男性	46,000	-1,585	-3.4%	-0.5%
3	高知県	男性	27,000	-929	-3.4%	-1.3%
4	山形県	男性	42,000	-1,380	-3.3%	-0.9%
5	山口県	男性	56,000	-1,718	-3.1%	-0.7%
6	鳥取県	男性	23,000	-700	-3.0%	-0.6%
7	徳島県	男性	30,000	-910	-3.0%	-0.6%
8	愛媛県	男性	54,000	-1,581	-2.9%	0.1%
9	福島県	男性	77,000	-2,215	-2.9%	-0.1%
10	秋田県	男性	32,000	-920	-2.9%	-0.3%
11	石川県	男性	60,000	-1,703	-2.8%	-0.6%
12	和歌山県	男性	35,000	-986	-2.8%	0.0%
13	岐阜県	男性	93,000	-2,600	-2.8%	-0.6%
14	香川県	男性	41,000	-1,098	-2.7%	0.4%
15	島根県	男性	27,000	-701	-2.6%	-0.6%
16	岩手県	男性	48,000	-1,220	-2.5%	0.2%
17	広島県	男性	137,000	-3,254	-2.4%	0.2%
18	三重県	男性	84,000	-1,968	-2.3%	0.3%
19	佐賀県	男性	35,000	-809	-2.3%	-0.5%
20	新潟県	男性	90,000	-2,030	-2.3%	0.3%
21	福井県	男性	34,000	-737	-2.2%	0.7%
22	長崎県	男性	49,000	-1,031	-2.1%	0.1%
23	岡山県	男性	95,000	-1,972	-2.1%	0.3%
24	茨城県	男性	145,000	-2,973	-2.1%	-0.6%
25	長野県	男性	87,000	-1,749	-2.0%	-0.3%
26	大分県	男性	48,000	-963	-2.0%	0.7%
27	鹿児島県	男性	61,000	-1,174	-1.9%	-0.8%
28	兵庫県	男性	252,000	-4,478	-1.8%	0.2%
29	京都府	男性	151,000	-2,660	-1.8%	-0.5%
30	山梨県	男性	40,000	-646	-1.6%	-0.3%
31	群馬県	男性	96,000	-1,489	-1.6%	0.1%
32	宮崎県	男性	41,000	-616	-1.5%	-0.1%
33	富山県	男性	48,000	-661	-1.4%	0.1%
34	滋賀県	男性	78,000	-1,010	-1.3%	-0.4%
35	北海道	男性	234,000	-2,928	-1.3%	-0.3%
36	静岡県	男性	166,000	-2,059	-1.2%	-0.2%
37	沖縄県	男性	77,000	-952	-1.2%	-0.4%
38	宮城県	男性	123,000	-1,491	-1.2%	-0.4%
39	熊本県	男性	75,000	-895	-1.2%	0.4%
40	福岡県	男性	274,000	-1,941	-0.7%	0.0%
41	千葉県	男性	341,000	-1,641	-0.5%	0.6%
42	愛知県	男性	437,000	-629	-0.1%	0.0%
-	栃木県	男性	94,000	58	0.1%	0.6%
-	大阪府	男性	498,000	3,934	0.8%	0.2%
-	埼玉県	男性	405,000	4,900	1.2%	0.1%
-	神奈川県	男性	544,000	11,888	2.2%	0.2%
-	東京都	男性	957,000	44,298	4.6%	-0.2%

【図表 4】 2024 年・対前年 20 代人口社会増減ワーストランキング（女性、人、％）

2024年 20代人口対前年社会減率（女性）

worst	都道府県	性別	2023年 20代推計	2024年 20代社会増減	20代 社会減率	対前年 変化Pt
1	高知県	女性	24,000	-1,073	-4.5%	-0.7%
2	岩手県	女性	42,000	-1,776	-4.2%	-0.6%
3	青森県	女性	41,000	-1,665	-4.1%	0.0%
4	愛媛県	女性	49,000	-1,925	-3.9%	-0.4%
5	秋田県	女性	27,000	-1,056	-3.9%	-0.3%
6	山口県	女性	51,000	-1,928	-3.8%	-0.3%
7	福島県	女性	65,000	-2,421	-3.7%	-0.2%
8	徳島県	女性	27,000	-981	-3.6%	0.2%
9	和歌山県	女性	33,000	-1,175	-3.6%	-0.7%
10	奈良県	女性	58,000	-1,998	-3.4%	-0.9%
11	石川県	女性	52,000	-1,789	-3.4%	-0.9%
12	山形県	女性	36,000	-1,226	-3.4%	-0.1%
13	長崎県	女性	47,000	-1,565	-3.3%	0.6%
14	大分県	女性	44,000	-1,446	-3.3%	-0.2%
15	福井県	女性	29,000	-928	-3.2%	0.5%
16	新潟県	女性	81,000	-2,507	-3.1%	-0.2%
17	島根県	女性	24,000	-737	-3.1%	-0.3%
18	香川県	女性	38,000	-1,116	-2.9%	-0.3%
19	鳥取県	女性	22,000	-643	-2.9%	0.2%
20	茨城県	女性	123,000	-3,530	-2.9%	-0.6%
21	岐阜県	女性	86,000	-2,462	-2.9%	-0.1%
22	三重県	女性	76,000	-2,160	-2.8%	-0.2%
23	山梨県	女性	34,000	-928	-2.7%	0.1%
24	広島県	女性	124,000	-3,361	-2.7%	0.2%
25	岡山県	女性	92,000	-2,370	-2.6%	-0.4%
26	佐賀県	女性	35,000	-869	-2.5%	-0.2%
27	富山県	女性	41,000	-998	-2.4%	-0.3%
28	鹿児島県	女性	60,000	-1,435	-2.4%	-0.6%
29	長野県	女性	76,000	-1,684	-2.2%	0.5%
30	群馬県	女性	83,000	-1,795	-2.2%	0.1%
31	宮崎県	女性	40,000	-839	-2.1%	-0.4%
32	栃木県	女性	81,000	-1,452	-1.8%	-0.1%
33	熊本県	女性	73,000	-1,245	-1.7%	0.1%
34	静岡県	女性	147,000	-2,469	-1.7%	0.0%
35	北海道	女性	219,000	-3,663	-1.7%	-0.3%
36	兵庫県	女性	256,000	-3,442	-1.3%	0.1%
37	滋賀県	女性	69,000	-906	-1.3%	-0.2%
38	宮城県	女性	115,000	-1,420	-1.2%	-0.1%
39	京都府	女性	146,000	-1,641	-1.1%	-0.3%
40	沖縄県	女性	72,000	-552	-0.8%	-0.1%
41	福岡県	女性	273,000	-916	-0.3%	0.1%
42	愛知県	女性	398,000	-337	-0.1%	0.0%
-	千葉県	女性	322,000	2,702	0.8%	0.4%
-	埼玉県	女性	383,000	3,530	0.9%	-0.1%
-	神奈川県	女性	507,000	8,818	1.7%	0.0%
-	大阪府	女性	504,000	8,901	1.8%	0.4%
-	東京都	女性	942,000	44,478	4.7%	0.0%

資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、「人口推計」より筆者作成

男性ランキングで2%を超えるエリアは26県であるが、女性ランキングでは31県にものぼる。このように、これから婚姻、さらには男性人口と異なり出生数を地元にもたらず20代未婚女性人口を継続的に流出させるなかで、「子育て支援優先」「婚姻率（有配偶率）が高い」「合計特殊出生率が高い」「幸福度が高い」と地方が主張したとしても、統計的に見るならば「20代女性が未婚でどんどん地元から出ていくから、それに連動して子育て支援優先、その他の指標も上昇しているに他ならない」という見方をしなければならない⁶。こうなると、地域少子化対策や地方創生対策で「地元定着女性に意見を聞けば聞くほど、未婚女性の流出増加が止まらない」という結果になってしまっている可能性も考えるべきだろう。「地元に残った男女」アンケート調査を実施して、「地元を去った男女」の気持ちを知ることができるとは到底思えないからである。

3——科学的な人口政策を

日本の人口政策は中央・地方ともに「よさそうな・いいことしよう」といった感情論、思い込み論をもとに、EBPM（Evidence-based Policy Making）とはかけ離れた方向性で進められている感が否めない。

移民の少ないエリアにおいて、エリア全体（人流の影響を受けにくい）の合計特殊出生率が1.5を切るような状況が長期に続くならば、減少していく人口の回復が困難であるという人口学分野における研究もある中で、日本は1995年から1.5を継続的に切り続け、今や移民を多く入れている国がキープするべきとされる最低ラインの出生率の1.3をも維持できなくなっている。

「では、もううちの自治体は終わりなのでしょうか」

という問いかけを、地方の人口減対策の委員会の後の取材などで受けることがある。

これには、「科学的に考えて優先順位の高い事項にしっかり向き合って取り組んできた結果の人口減であるならばそうであるが、これまで統計的な主要因に対して何もできていないのだから、伸びしろは大いにある」と申し上げている。

親子一世代間で激変した理想のライフデザイン（夫婦の働き方）を、人口マジョリティである中高年が痛感し、いかに人口マイノリティの若者の価値観によりそった雇用改革にまい進できるかに、就職期に若者がとどまることなく流出している社会減エリアの雇用対策・婚姻減対策・少子化対策のすべての成果がかかっている。

⁶ すでに日本では都道府県間の出生率高低と出生増減には相関関係がなく、県単位で見ると市町村において出生率が高いエリアほど出生減が激しいといった分析結果も出てきている。

新設された5歳児健診とは？

法定健診から就学までの期間における発達障がいや虐待リスクに対応、
その後のフォローアップ体制には課題も



生活研究部 研究員 乾 愛
m-inui@nli-research.co.jp

※ 本稿は2025年2月10日発行「基礎研レポート」を
加筆・修正したものである。

1——はじめに

2023年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」における、今後3年間の集中的な取り組みである「加速化プラン」の具体的な施策のひとつとして乳幼児健康診査（以下、乳幼児健診）の推進が掲げられた。¹その中で、切れ目のない乳幼児健診の実施体制を整備するため、2023年度補正予算により「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業が創設され、2024年度現在では全国展開が進められている。

乳幼児健診の1歳6か月健診及び3歳児健診については、法定健診として母子保健法の12条第1項に基づき、市町村に実施が義務付けられているが、それ以外の健診は必要に応じて実施される体制となっている。

3歳児の法定健診から就学まで概ね3年間もの期間があり、かねてからこの期間の発達障がいの見過ごしや、育児負担感増大に伴う児童虐待リスクの高まりが懸念されていた。特に、幼児期は言語理解や社会性の発達が著しく成長する段階にあり、その間の保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の子どもの成長・発達に多大なる影響を及ぼすことを考えると、5歳児健診は極めて重要な位置づけにあるとされている。また、養育環境や経済的困窮などの子どもの健康に影響を与える社会的決定要因に対して、適切な保健指導や子育て支援におけるサポートを行うことにより、より健全な学童期につなげる役割も期待されているのである。

本稿では、乳幼児健診に関する市町村の取り組み状況や5歳児健診のポイント、課題について概説する。

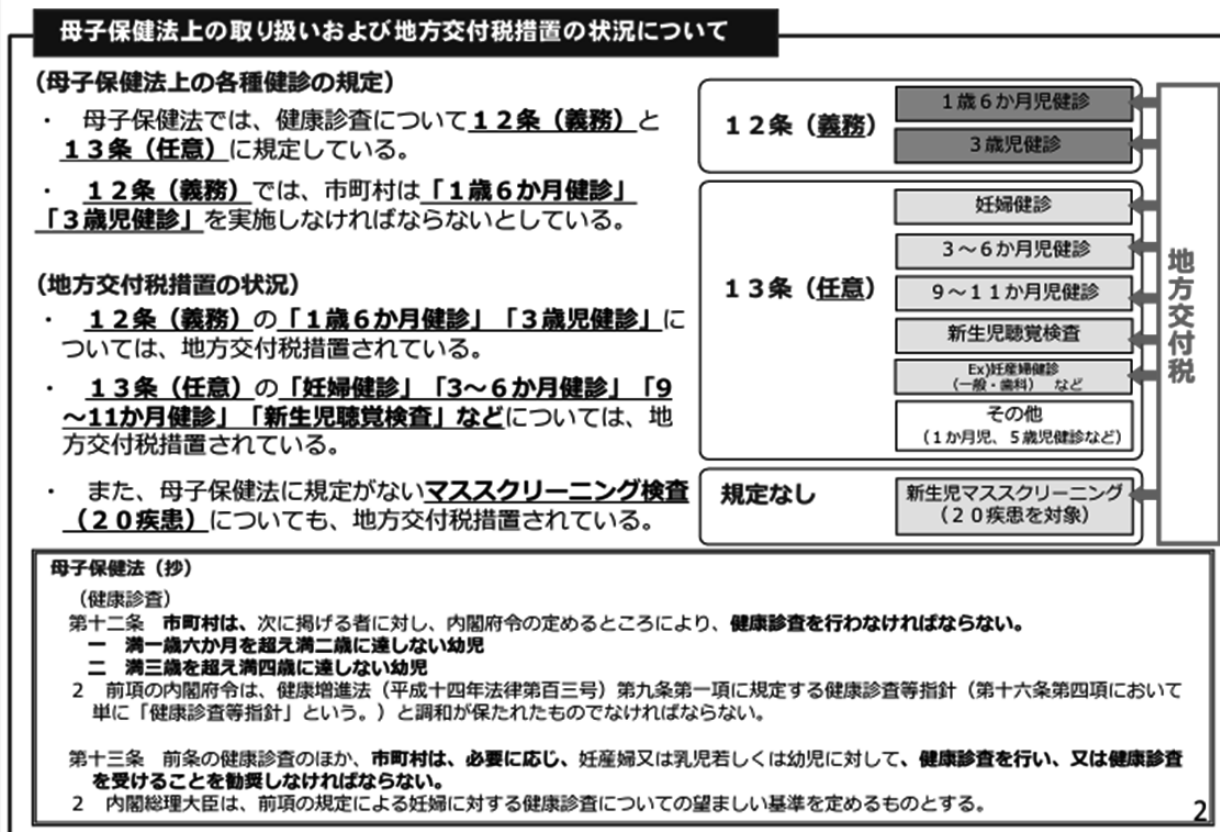
¹ 子ども家庭庁（2023）子ども未来戦略「子ども・子育て支援加速化プラン」p4
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0d0aedc2-11b2-4c31-b263-22f55be05578/027e19be/20240222_councils_shingikai_kodomo_sodachi_1b4F7eh4_09.pdf

2—乳幼児健診の位置づけと取組み状況

1 | 乳幼児健診の位置づけ

乳幼児健診は、母子保健法において規定されており、第12条（義務）と第13条（任意）に区分される（参照：図表1）。第12条（義務）では、「市町村は1歳6か月児健診及び3歳児健診を実施しなければならない」とされており、それ以外の妊婦健診や新生児聴覚検査、3～6か月児健診や9～11か月健診などは、市町村が地域の実情に応じて任意で実施できるものと規定され、財源についても地方交付税が裏付けとなっている。

図表1. 乳幼児健診の現状について



出所：こども家庭庁,第2回こども家庭審議会成育医療等分科会,資料2（令和5年11月22日）より引用

2 | 自治体の取組み状況

子ども未来戦略の加速化プランの中で言及がなされた1か月健診及び5か月健診については、市町村が任意で実施することはできるものの国の助成制度の対象ではなかったため、これまでも一部の自治体でしか実施されていなかった。

2022年度の全国の自治体における乳幼児健診の実施状況について、図表2に示した。これによると、子ども家庭庁が1,793市区町村の実態を整理した結果、法定健診である1歳6か月健診や3歳児健診の実施率はいずれも95%前後（集団健診）であり、地方交付税で運営される3～5か月健診や9～11か月健診の実施率も高い水準であるのに対し、これまで公費で負担されていなかった1

歳児健診や5歳児健診は低い水準に留まっているのが分かる。

新たに5歳児健診が、地方公共体が実施する特定の事業に対して国から交付される国庫補助の対象として創設されたことは、自治体の安定的な事業遂行のためにも大変重要な決定であったことは間違いない。今後、全ての市町村において5歳児健診の実施が想定されているため、そのポイントを概説したい。（本稿では、5歳児健診に併記されている1か月健診については取り扱わない。）

図表2. 乳幼児健診等の実施率について

健康診査	市区町村数	乳幼児健診等 実施率	一 般 健 康 診 査				
			実施ありの場合実施方法				
			集団		個別	一部個別	その他 (無回答を含む)
			市区町村数	実施率	市区町村数	市区町村数	市区町村数
2週間児健診	71	4.1%	4	5.6%	67	0	0
1か月児健診	541	31.1%	15	2.8%	522	4	0
2か月児健診	133	7.6%	41	30.8%	85	7	0
3～5か月児健診	1,725	99.1%	1,281	74.3%	399	45	0
6～8か月児健診	831	47.7%	458	55.1%	350	23	0
9～11か月児健診	1,354	77.8%	640	47.3%	682	32	0
1歳～1歳6か月児未満	316	18.2%	262	82.9%	49	5	0
1歳6か月児健診	法定健診		1,636	94.1%	52	48	5
3歳児健診	法定健診		1,676	96.4%	26	34	5
4歳児健診	43	2.5%	42	97.7%	0	1	0
5歳児健診	246	14.1%	225	91.5%	10	11	0
6歳児健診（就学まで）	71	4.1%	70	98.6%	1	0	0

注1）一般健康診査の集団実施率は、一般健康診査を集団で実施している市町村数を、その健診を実施している全体の市町村数で割った百分率である。

注2）福島県の2自治体の実施をしていないため、1歳6か月児及び3歳児健診の実施市区町村数は1,739自治体となっている。

出所：こども家庭庁成育局母子保健課「令和4年度母子保健事業の実態状況」より筆者作成

3——5歳児健診のポイント

1 | 目的と意義

5歳児健診の目的は、「幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ること」とされている。5歳児健診の内容としては、①身体発育状況、②栄養状態、③精神発達の状況、④言語障害の有無、⑤育児問題となる事項の確認（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）、⑥その他の疾病及び異常の有無等を確認することである。

特に、5歳児では社会的な発達状況を評価するのに最適な時期とされている。例えば、発達障がい、明らかに顕著な特性があれば3歳頃から目立ち始めるため、法定健診でのスクリーニングにてフォローをすることができるが、いまだ集団生活を経験していない幼児において、家庭生活における発達状況のみの聞き取りだと正確にスクリーニングできずに支援につながらないことがある。

一方で、5歳児が保育園・幼稚園・認定子ども園のいずれかに就園している割合は、2020年度時点で99.3万人（98.1%）と報告されており²、いずれかの環境で集団生活を送っている状況であれば、遊びや人間関係を通して社会的な発達を評価することができるため、発達特性に偏りがあれば目立ちやすく非常にフォローしやすい。また、社会生活を経験していれば、食事・運動習慣や生活リズムがある程度固まってくるため、過度な偏食による栄養状態の偏りや肥満傾向、近年問題視されているメディア視聴状況などについても評価しやすい。これらを踏まえて、保健指導や養育相談の体制を整えることができれば、偏食による欠食問題や不規則な生活リズムによる不登校など、就学後に与える影響を低減させることに期待ができる。5歳児健診の導入は、義務教育期間の生活にスムーズにつなげるためにも非常に意義があるものと考えられる。

2 | 実施体制

そもそも乳幼児健診の実施方式には、市町村の保健センター等で実施する集団健診と、医療機関に委託して実施される個別健診が存在する。集団健診では、他児との関係性など社会性の発達を観察できること、多職種による保護者への保健指導や相談支援を同日に提供できることなどに大きな意義が認められている。個別健診は、就業している保護者の時間制約が緩和される、プライバシーに配慮しやすいなどの利点がある一方で、保護者が同年齢のこども達の発達・発育や遊びの様子を目にしたり、健診当日に多職種による保健指導や相談支援を受ける機会が少なくなる。

したがって、5歳児健診は、情緒、社会性の発達状況や育児環境の課題等に対する気づきの場としての役割があり、多職種によるこども・家族の状態に応じた支援を開始し、就学に向けて必要な準備を進めていく必要があるため「集団健診方式」での実施が推奨されている。集団健診は、医師や保健師、管理栄養士や心理相談員等の専門職に加えて、こども家庭センター、保育所等、医療機関、療育機関、児童発達支援センター等の関係機関と連携する必要もある。健診当日の流れを図表3に示しているが、健診の結果や専門職の評価を踏まえて、その後の支援方針を決定するため、普段の幼児の生活の場に関わる所属機関との連携体制は非常に重要な役割を担うこととなる。

図表3. 健診当日の流れについて



出所：令和3年度～5年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「5歳児健診マニュアル」より引用

² 株式会社 NTT データ経営研究所（2023）「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」より、5歳児の就園率について算出
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mishuuenji_kentou_iinkai/pdf/zentaiban.pdf

3 | 問診項目とその解釈

5歳児健康診査マニュアルによると³、問診項目を通じて、これまでの既往歴や予防接種歴、日常生活の様子や子育ての状況など、子ども・家庭の身体的・精神的・社会的な観点から情報を収集するとある。分かりやすくするため、子ども家庭庁母子保健課からの事務連絡で示された5歳児健康診査問診票を図表4へ示した。

図表4. 5歳児健康診査問診票

5歳児健康診査問診票

※問診票は、車にお子さんの世話をなさっている方が記入してください。

既往歴	1	3歳児健康診査で異常等を指摘されましたか。	《はいえ・はい》
	2	(前の設問で「はい」と回答した人に対して、)医療機関で検査や治療を受けましたか。	《はい・いいえ》
	3	片足で5秒以上、立つことができますか。	《はい・いいえ》
	4	ボタンのかけはずしができますか。	《はい・いいえ》
	5	お手本を見て四角が書けますか。	《はい・いいえ》
目・耳・鼻・舌	6	はっきりした発音で話ができますか。(カ行・サ行がタ行に置き換わったり、不明瞭な発音がありませんか。)	《はい・いいえ》
	7	目のことで気になる症状はありますか。	《はいえ・はい》
	8	聞き間違いが多いですか。	《はいえ・はい》
	9	しりとりができますか。	《はい・いいえ》
発達・行動	10	じゃんけんの勝ち負けがわかりますか。	《はい・いいえ》
	11	言葉で自分の要求や気持ちを表し、会話をすることがうまくできますか。	《はい・いいえ》
情緒・行動	12	カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくありますか。	《はいえ・はい》
	13	注意しても全く聞かないですか。	《はいえ・はい》
	14	長い時間でも、落ち着いてじっとしていることができますか。	《はい・いいえ》
	15	すぐに気が散りやすく、注意を集中できないですか。	《はいえ・はい》
	16	順番を待つことが出来ますか。	《はい・いいえ》
	17	ルールに従って遊ぶことが苦手ですか。	《はいえ・はい》
	18	生活や遊びの中で特定の物や動作にこだわりが強いと感じますか。	《はいえ・はい》
	19	集団生活では、友達と一緒に遊んだり、行動することができますか。	《はい・いいえ》
	20	自分からずんずんよく他人を争い取りますか。(親・先生・子どもたちなど)	《はい・いいえ》
	21	頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よく訴えますか。	《はいえ・はい》
	22	一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多いですか。	《はいえ・はい》
	生活習慣	23	友達と協力しあう遊びができますか。(砂で一つの山を作るなど)
24		外で体を動かす遊びをしますか。	《はい・いいえ》
25		朝食を毎日食べますか。	《はい・いいえ》
26		ふだん大人を含む家族で一緒に食事を食べますか。	《はい・いいえ》
27		保護者が、毎日、仕上げ磨きをしていますか。	《仕上げ磨きをしている(こどもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている)・こどもが自分で磨かず、保護者だけで磨いている・こどもだけで磨いている・こどもも保護者も磨いていない》
28		うんちをひとりでしますか。	《はい・いいえ》
29		5歳になる前までに受ける予防接種は終了していますか。	《はい・いいえ》
30		テレビやスマートフォンなどを長時間見せないようにしていますか。	《はい・いいえ》
31		寝る直前にテレビや動画を観ますか。	《はいえ・はい》
32		お子さんの睡眠で困っていることがありますか。	《はいえ・はい》
親(主な養育者)や子育ての状況	33	現在、お子さんのお母さんは妊娠をしていますか。	《なし・あり(1日・本)》
	34	現在、お子さんのお父さん(パートナー)は妊娠をしていますか。	《なし・あり(1日・本)》
	35	あなたご自身の睡眠で困っていることはありますか。	《はいえ・はい》
	36	あなたはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。	《はい・いいえ・何ともいえない》
	37	あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。	《感じない・時々感じる・いつも感じる》
	38	(前の設問で「いつも感じる」もしくは「時々感じる」と回答した人に対して、)育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか。	《はい・いいえ》
	39	子育てにおいて「もう無理」「誰か助けて」と感じたことはありますか。	《まったくない・ほとんどない・時々ある・いつもある》
	40	子育てについて気軽に相談できる人やサポートしてくれる人はいますか。	《はい・いいえ》
	41	この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。	《そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない》
	42	現在の暮らしの経済的状況を総合的にみて、どう感じていますか。	《大変ゆとりがある・ややゆとりがある・普通・やや難しい・大変難しい》
	43	お子さんが大人同士のけんかや暴力を目撃することはありますか。	《はいえ・はい》
	44	この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか。あてはまるものすべてに○を付けて下さい。	《しつけのし過ぎがあった・感情的に叩いた・乳幼児だけを家に残して外出した・長時間食事を与えなかった・感情的な言葉で怒鳴った・いずれも該当しない》
健康相談の内容			
指導内容			
特記事項			

出所：子ども家庭庁成育局母子保健課 令和5年12月28日事務連絡，別添2より引用

³ 令和3年度～5年度 子ども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「5歳児健診マニュアル」研究分担者：小枝達也・小倉加恵子、研究協力者：是枝聖悟

この問診票を見ると、例えば、「精神・神経発達」などの項目では、5歳児時点での標準的な知的能力やルールを理解、対人コミュニケーション能力について確認ができるようになっている。しりとりでは、5歳児時点で大半の子どもが3往復以上のしりとりができることを前提に現在の発達状況を評価することに加えて⁴、質問が聞き取れずしりとりができない場合には難聴等⁵の可能性がありことや、ひらがなが読めているのにしりとりだけでできない場合にはその他の所見と合わせて自閉症スペクトラム障害の可能性も視野に入れるなどの評価を実施している。

他にも「情緒・行動に関する設問」では、癇癪度合いや集中力などの状況を確認することで、衝動性や不注意な行動特性が日常生活にどれほど影響を与えているかを評価している。仮に、それらの行動特性が酷い場合には、心理発達相談などの専門職への相談や児童精神科への診察へつなぐこともあるため、家庭や保育場面などと合わせて注意深く聞き取りを実施している。

さらに、「メディアの視聴や睡眠に関する設問」では、テレビやスマホの視聴時間や入眠前の視聴有無、睡眠への影響について確認し、家族を含めたメディアリテラシーについて評価を実施している。

ある研究報告では⁶、幼児期のテレビの視聴量（時間）が多いほど7歳時点でのADHD（注意欠如・多動性障害）に関連する問題が多いことを示す結果も存在する。また、文部科学省の研究報告によると⁷、メディアによる暴力・残虐描写については幼児や小学生など低年齢の子どもの方が影響を受けやすいと言われており、視聴時間やタイミングだけでなく、攻撃的な内容になっていないか、人権的に問題があるものでないかを含めて確認を進めている。

と上記までは子どもの発達特性に関する評価であったが、「親や子育ての状況」では、子どもに影響を及ぼし得る養育者の状態や子育ての状況を確認している。特に、育てにくさにより対応に苦慮していないかどうか、あるいは育児協力者の有無や子育て支援広場等の利用状況を把握し、必要時にその他の適切なサポートにつなげる必要がある。また、「子どもが大人同士の喧嘩を見る機会がある」などの項目は、児童虐待防止法における心理的虐待の一種である「面前DV」に該当する。東京都目黒区では⁸、面前DVに関する子どもへの影響などもHP上に公開しており、憂慮すべき重要な項目として位置づけられている。2020年三重県の「面前DV」に関する認知度調査では⁹、「言葉を知っており児童虐待であることも知っている」は11.6%、「言葉を知らないが、児童虐待であることは知っている」48.5%と合わせて認知度は6割程度とされているものの、9割近くが「面前DV」という言葉を知らないのが実態である。そのため、5歳児健診では、日頃の子どもへの養育態度が適切な方法となっているのかを振り返る機会に加えて、どのような対応が児童虐待に該当するのかを知る重要な機会となろう。

⁴ 転居や家庭の事情で、集団生活をあまり経験していない場合やしりとりを経験していない場合にも、初見でルールが理解できずに回答ができない例もあり、教えるとすぐに対応できる場合もあることに留意。

⁵ 筆者の経験では、聴力に問題はないが、中耳炎の悪化や耳垢塞栓症で一時的に聞こえにくいことで回答がしにくい場面があったため、必ずしも知的能力だけの問題にとどまらずに多角的に評価する必要がある。

⁶ Christakis, D.A., Zimmerman, D.L., DiGiuseppe, D.L., & McCarty, C.A. (2004). Early television exposure and subsequent attentional problems in children, *Pediatrics*, 113, 708-713.

⁷ 平成28年度 文部科学省委託調査 「青少年を取り巻くメディアと意識・行動に関する調査研究」 ―メディアによって表現された暴力的有害情報が青少年に与える影響に関する文献調査―

⁸ 目黒区「子どもの前での夫婦げんかは、子どもへの心理的虐待にあたります」

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kateishien/kosodatekyouiku/kosodate/menzendvboushi.html>

⁹ 三重県子ども・福祉部子育て支援課「「配偶者等からの暴力に関するアンケート」の実施結果報告」
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001052292.pdf>

4——5 歳児健診後の諸課題

1 | 乳幼児健診後のフォローアップ体制

このたびの5歳児健診の新設により、切れ目のない支援体制が期待されているが、地域行政の発達支援の体制にはいくつかの課題が存在していると筆者は考えている。一般的な地域行政の発達のスクリーニングは、法定健診である1歳6か月児健診や3歳児健診、そして今回新設された5歳児健診が重要な機会となるが、乳幼児健診で発達状況の再評価や専門機関の診断へつなげる（紹介）必要となる場合は、健診に併設された心理検査の枠から漏れたり、別日に設定された心理相談の枠も継続フォローの予約が先行するため数か月先になることがある。

上述した通り、5歳児の大半は既にいずれかの集団組織に所属し、親はそれを前提にスケジュールを組み立てているため、わざわざ休暇を取得して改めて来訪することは容易ではない。さらに、現時点で地域行政が設置している発達フォロー教室なども平日の日中に実施していることが多い。

（一部で土日の開催を実施している自治体も存在する）行政側が段階的な発達支援教室の整備をしても、5歳児健診にてフォローが必要と判断された親子が参加するにはスケジュールが合わない可能性が非常に高いことが懸念される。

2 | 児童精神科の初診までの期間と療育

専門家の発達フォローや行政の発達支援教室につながったとしても、就学に向けて児童精神科への受診や、療育機関への所属にも高いハードルが待ち受けている。一般的に、行政のスクリーニングから児童精神科へ予約し、初診に至るまで数か月～1年ほど要すると言われている¹⁰。これは、自閉症スペクトラムに関する認知度が上昇したことや、不登校・自殺企図など子どもが抱える精神疾患が多様化したことでニーズが格段に上昇したことが理由とされている。また、児童精神科は、診療時間も通院期間も他の診療科と比較して非常に長いことが知られている。診断結果を導くだけでも複数の検査を経る必要があり、ひとつの検査だけで1時間ほど要するものもあり、再検査を実施することもある。

また、療育を担う施設は、2012年には2,106か所であったのが、2020年には7,722か所へ増加しているが、利用者数自体も2012年の47,074人から2020年の118,850人へと増加していることが報告されている¹¹。5歳児健診新設による切れ目のない支援を実施するには、スムーズな受診体制の確立や、専門機関における診療枠や療育施設などの受け皿の確保も重要な視点となる。

3 | 教育機関との連携体制

地域行政によるスクリーニングや発達支援教室、専門機関での診断や療育を経た後にも、就学に向けた各教育機関との連携が必要となる。一般的に、何らかの身体的・精神的障がいを持つ子どもは、その状態に応じて特別支援学校への入学、教育機関に併設される特別支援学級への通級、普通学級への入学、あるいは普通学級に在籍した上で特別支援学級へ通級するなど様々なパターンが

¹⁰ 神奈川県立こども医療センター、児童思春期精神科「当科外来の現状について」より参照

<https://kcmc.kanagawa-pho.jp/departments/psychiatry.html>

¹¹ 植田紀美子（2023）「療育と児童発達支援の現状と課題」社会保障研究，Vol8,NO1,p4-p16.

<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh28080102.pdf>

存在する。また、就学を希望する教育機関に在籍期間中に対応可能な人材が揃っているか否か（人員配置や資格の有無）などの受入体制に左右されることもある。子ども側の行動特性を考慮した配慮の必要性や、医療処置の有無などによる追加配置の必要性なども影響し、受け入れ体制を一律に規定することもできない。この度の5歳児健診の新設を契機に、その後のフォローアップ体制の整備や受け皿の拡充、教育機関との連携体制の強化も併せて検討していく必要があるだろう。

推し活とお金の話

癒し、マウンティング、投げ銭、ホスト、金融商品・・・



生活研究部 研究員 廣瀬 涼
hirose@nli-research.co.jp

※ 本稿は2024年6月17日発行「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

本レポートのポイント

「推し活による出費の負担感」に関して約4割が推し活による出費を負担と感じている。
推し活をすることで、半数以上が生活費への影響を感じている。
他のオタクに対する敵対意識…①マウンティング、②同担拒否、③他者排除
ホストクラブにおける「売掛金」の仕組み…女性に代わってホストがその借金を肩代わりする。

※本レポートにおける「オタク」とは、昨今使用されている「広義」としてのオタクを指している。特定コンテンツにおける熱心な消費者層や1980年代に使われていた差別意識を含む識別としての呼称としてのオタクではなく、その言葉の大衆化に伴い、好きなモノ・好きなコンテンツがあることを自称する目的や、アイデンティティとして使われる「オタク」や、熱心に消費するという「消費性」、趣味としての側面に焦点を当てているという点を留意したい。また、「推し」という言葉も同様に、大衆的に使われている「最屑にしているモノ・コト」という意味を指している。

1——推し活にはお金がかかる！！

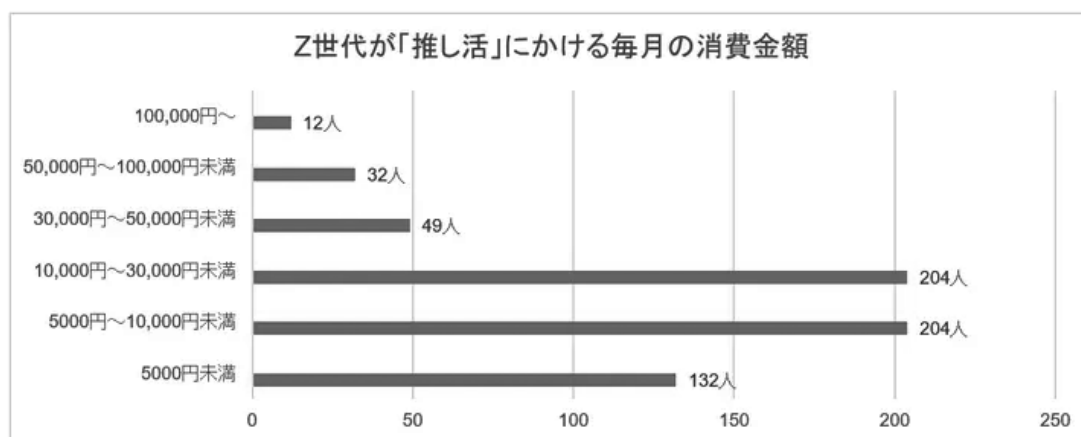
オタ活・推し活にはお金がかかる。新作グッズの購入、コンサートやイベントへの参加費や交通費、スパチャを始めとした投げ銭など、「消費すること」が自身を満たすことに繋がるが故に、自身の推しに対する依存性高まるほど「消費すること」そのものに熱心になっていく。

文化放送がZ世代のリスナー669人を対象に行った「推し活の消費金額」調査をみると、毎月の「推し活」消費金額は、5,000円～10,000円未満、10,000円～30,000円未満が同率で1位であった。アンケートに回答したZ世代の半数以上が「推し活」に、月に5,000円～30,000円お金をかけていることになるⁱ（図1）。

他の調査も見てみよう。推し活メディア「Oshimoa」の「推し活女子の消費に関するアンケート調査ⁱⁱ」によると18歳以下（高校生以下）は平均8,296円、18歳～24歳（高校生除く）は平均20,894円、25歳～34歳は平均22,759円であったという。中でも18歳～24歳を詳しく見ると、「5,000円以下」が12.3%、「～10,000円」が33.5%、「～30,000円」が35.8%、「～50,000円」が12.3%、

「50,000 円～」が 6.1%と、半数が 10,000 円以上使っている。

図 1 Z 世代が「推し活」にかかる毎月の消費金額



出所：「文化放送リスナーアンケート～全国の『レコメン！』リスナーに対する、「推し活」に関する項目を含む実態調査」より引用

ちなみに株式会社クレディセゾンが厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」をもとに年代・性別の手取りの平均額を算出しているが、20 歳～24 歳は 17 万前後となっているⁱⁱⁱ（表 1）。

表 1 株式会社クレディセゾンが算出した性別・年代別の平均手取り額

年齢	男性の手取りの平均額	女性の手取りの平均額
19歳以下	14.624万円	13.792万円
20歳～24歳	17.072万円	16.648万円
25歳～29歳	20.128万円	18.632万円
30歳～34歳	23.264万円	19.792万円

出所：<https://www.saisoncard.co.jp/credictionary/lifestyle/article056.html>

表 2 株式会社クレディセゾンが算出した手取り 17 万円でのモデルケース

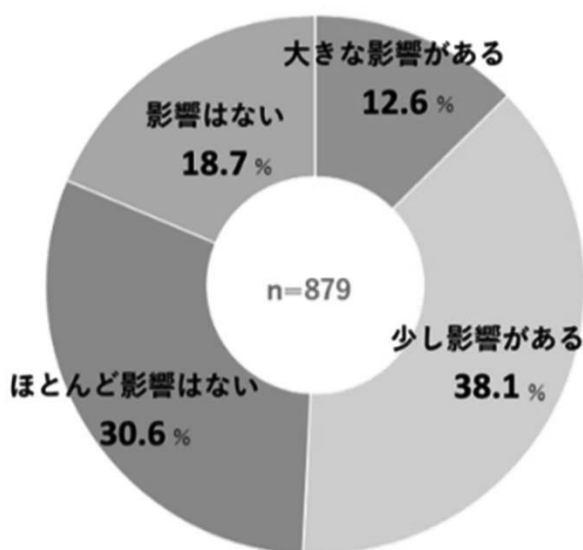
家賃(管理費・共益費を含む)	57,000円
食費	30,000円
水道光熱費	10,000円
通信費	10,000円
保険医療費	5,000円
娯楽交際費	25,000円
雑費	15,000円
その他(貯金など)	18,000円

出所：<https://www.saisoncard.co.jp/credictionary/lifestyle/article061.html>

同社が算出している手取り 17 万円でのモデルケースをみると、推し活費用が含まれる娯楽交際費は 25000 円相当となっている^{iv} (表 2)。しかしこれは、自由に使えるお金を推し活に全て振り分けた場合であり、実際は洋服や化粧品などの美容費や、交際費、外食、日々のコンビニでのちょっとした散財など、それだけで自由に使える費用の大半が無くなってしまうのが現実だろう。だとすれば、経済的に余裕があって、無理なく消費している人はわずかであって、推し活の費用を工面することが負担となっている層の方が多いと思われる。

株式会社エイチームフィナジーの「推し活にかけるお金と節約に関する意識調査」^vでは、推し活による出費の負担感を聞いているが「非常に負担に感じている」と回答した人が 12%、「どちらかというと負担に感じている」と回答した人が 28.9%と、約 4 割が推し活による出費を負担と感じている。また、株式会社ロイヤリティマーケティングの「推し活消費に関する調査」によれば、推し活をすることで、生活費に「大きな影響がある」と 12.6%が、「少し影響がある」と 38.1%が回答しており、半数以上が生活費への影響を感じているようだ^{vi} (図 2)。

図 2 推し活で生活費に影響が出ているか



出所：株式会社ロイヤリティマーケティング「推し活消費に関する調査」(実施期間：2023 年 11 月 6 日～11 月 10 日)

とあるラジオで「推し活のために食事を抜きます！」と意気揚々と Z 世代のパーソナリティーが話していたが、au じぶん銀行株式会社の「推し活に関する調査」においても、推し活費用の捻出のために 6 割近くが「食費の節約 (57.1%)」と回答し、「推し活以外の趣味にかかる費用の節約 (42.9%)」、「交通費の節約 (32.0%)」と続くなど、節約した分を推し活に充てている人が多いことがうかがえる。自身の生活において推し活が高いプライオリティとなっているとも言えるだろう。

2——なぜ、無理してまで推し活をするのか

ここまで読んで、「そんなに無理して消費しなきゃいいのに」と思われた読者もいると思うが、働くこと・勉強すること（延いては生活すること）に対するプライオリティやモチベーションが低下したことにより、自分自身の優先度が高くなり、「自分の好きなことをしている時間」と「した

くない労働をしている時間」との、二極化が進み、推し活を始めとした自身を満たす消費が、やりたくない作業（仕事）をやるためのモチベーションとなっていると筆者は考える。

楽天インサイト株式会社の「推し活に関する調査」では「推し活」で人生が変わったか、聞いているが「良い方向に変わった」と回答した人は 63.7%、「悪い方向に変わった」はわずか 2.0%であったという^{vii}（図 3）。具体的には、「気持ちが前向きになった」と回答した人が 57.8%で最も多く、次いで「やるべきことへの活力を持つことができた」（34.4%）、「ストレスを感じるものが減った」（31.9%）と推し活がポジティブ経験に繋がっていることが伺える（図 4）。他にも株式会社キャリアデザインセンターが運営する「女の転職 type」の「推し活について」のアンケートをみると、推し活によって「仕事のモチベーションが上がる」という回答が 5 割を超えている^{viii}。

図 3 「推し活」で人生が変わったか（n=1,000：単位：%）

			良い方向に変わった	悪い方向に変わった	特に変わらない
(n)					
性	全体	(1,000)	63.7	2.0	34.3
別	男性	(406)	55.9	3.4	40.6
	女性	(594)	69.0		30.0
推	国内のアイドル	(324)	73.1		25.3
	K-POPアイドル	(133)	72.9	3.0	24.1
	ミュージシャン・バンド	(249)	67.5	2.4	30.1
	俳優・女優・モデル・タレント	(167)	64.7	3.0	32.3
	声優	(84)	70.2	3.6	26.2
	お笑い芸人	(56)	66.1	5.4	28.6
	スポーツ選手	(148)	66.9	3.4	29.7
	インフルエンサー	(87)	63.2	2.3	34.5
	VTuber・ボーカロイド	(38)	73.7		26.3
	漫画・アニメのキャラクター	(181)	58.6		40.9
	ゲームのキャラクター	(78)	52.6		47.4

※ 2%未満のグラフスコアは非表示（%）

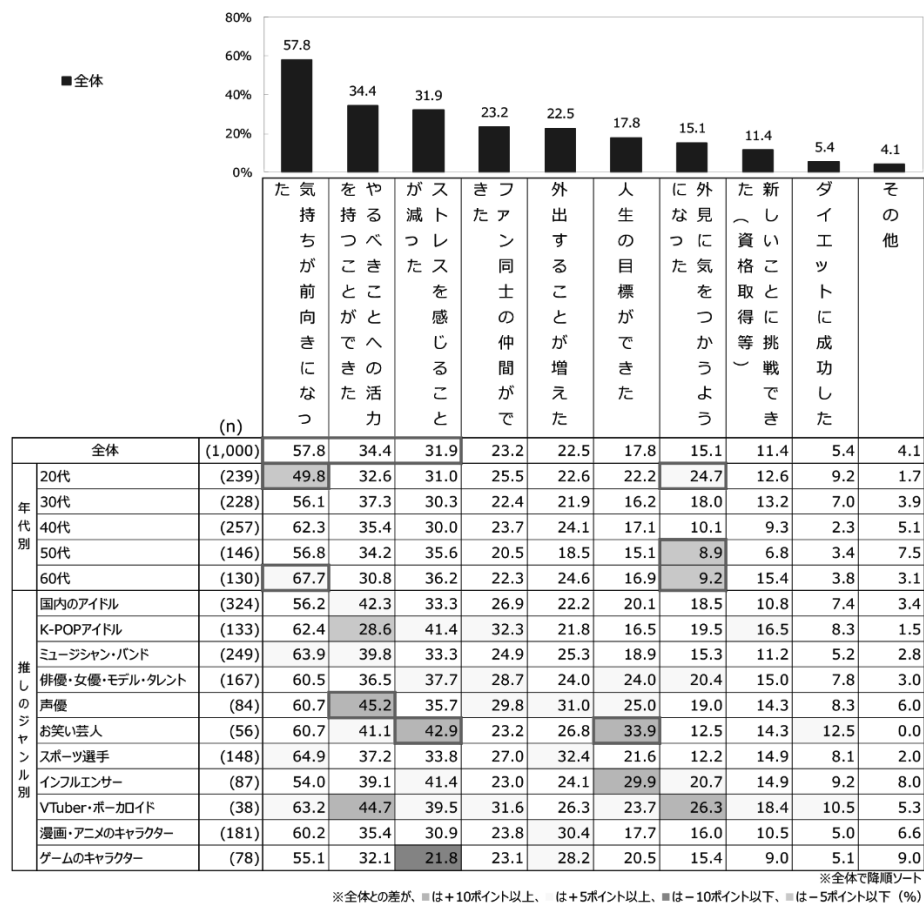
出所：楽天インサイト株式会社「推し活に関する調査」より引用

実際、消費者にとって推し活は、生活の潤いや、精神的満足感、やらなくてはならないタスクに対するモチベーションに繋がっているわけだが、言い換えれば自身を満たす、労う対象があるから渋々仕事ができる訳で、ご褒美なしでは生きていけない、という現在志向が強い消費者の傾向として現れているともいえるのかもしれない。冒頭で述べた通り、「消費すること」が自身を満たすことに繋がるが故に自身の推しに対して依存性を見出せば見出すほど「消費すること」そのものに対しても熱心になっていくのである。

さらに、コミュニティの存在が消費に拍車をかけているともいえる。現代社会で推し活をしていく上で、コミュニティ（他のオタクとの交流）に身を置くことは避けられない。いくら他のオタクと距離をとりたくとも情報収集をする上では、SNS を利用する必要があるからである。ライブには定員があり、サイン入りアイテムや握手券などの有形物も需要が供給を上回ることが多く、日用品のようにすべての消費者の手に渡るほど供給がされない。そのため、ファンはその限られたパイ

をコミュニティの中で他のファンと奪い合うことが普通である^{ix}。

図4 「推し活」を通して得たこと (n=1,000：単位：％)



出所：楽天インサイト株式会社「推し活に関する調査」より引用

彼らの目的は、消費による自己満足の追求であり、自身の購買機会を他人に譲る事や自分が入手できなかったものを持っている他のオタクを称賛することはできない。経済力があるのに売り切れ等で購入できない時、その感情は妬みになるからである。彼らが他のオタクとの交流において、平静を保つことが出来るのは、自身の経済的・時間的制約の中で購買欲求を充足出来る時であり、言い換えれば“買う事が出来る欲しいと思ったもの”を買えてはじめて、他のオタクと親交を深めることができるのである。そのため、オタクにとって他のオタクは情報源であり、時には帰属欲求や共感欲求を満たす同志としての側面を有しているのは確かではあるが、自身の消費機会を守る上でも、また、自身のコンテンツ愛を示す上でも競い合いを避けては通れない存在である。それ故、自身の経験やグッズなどを見せびらかし、他のオタクに優位性を示す「マウンティング」や、コミュニティ内の新参者やにわかファンを排除したいと思ったり、自分と同じ人物を応援(担当)しているオタクとの交流を拒む「同担拒否」などが行われるわけである^x。

3——他のファンと競い合う故に

例えばスパチャを始めとした投げ銭は、その殆どがオープンなプラットフォームであるが故に、

他のオタクと同じ場に参加する必要があり、他のオタクのコメントや投げ銭動向を見ざるを得ない状況にある。そのため、自身の推し活と他人の推し活を比較せざるを得ない機会も無数に存在することになる。ちなみにオタク界限には昔から「ガチ恋勢」という言葉が存在する。「ガチ恋勢」とは、アイドルタレントや二次元キャラクターなどを本気で恋愛対象として見てしまっているファンのことを指す。本気の恋愛対象であるが故に自分が1番のファンでなくてはいけない、自分が1番に推しを支えなくてはいけないという、義務感に駆られることになり、他のオタクの消費動向も可視化されてしまう投げ銭というシステムは自身の価値を推しに見出してもらおうとする手段として強い依存性があるのである^{xixii}。

2021年に投げ銭について消費生活センターに寄せられた相談件数は全国で少なくとも102件あり、そのうち半数近くが未成年者の利用に関するものだったという。その多くが親のクレジットカードなどを勝手に使って高額の投げ銭をしており、なかには両親の複数のクレジットカードを使って700万円もの投げ銭をした女子高校生もいたという。はじめは応援するだけのつもりだったのが、推しから認知されたい、推しにいい顔をしたい、他のファンと競いたいと、推し活の目的が推し活をフックにした承認欲求の充足や、1番のファンとして推しを支えなくてはならないといった幻想を抱いてしまう事が、課金金額を増額させるトリガーとなってしまっている。

4——ホストのアイドル化とホストバブル

これは、従来の疑似恋愛ビジネスの様相を持つホスト遊びの様に自身の担当（指名しているホスト）をNo.1にしたいが故に大金を支出する顧客と、その支えを受けるホストとの共依存の関係に似ているのかもしれない。ホストへの消費も他の客の存在が消費に拍車をかけている点も同様である。最近では、ホストのデコレーショントラックが繁華街を走っていたり、ホスト自身がSNSを活用しファンを獲得しているなど、ホストのアイドル化やインフルエンサー化が起きている。従来ならば、ホストクラブは興味がある人しか入店しないし、そのような繁華街に足を運ばない限りホストという文化そのもの（店構えや掲げられた写真や広告などを含めて）に触れることはなかった。ある意味その施設に「興味を持っている人」と「そうでない人」とでゾーニングできていたわけである。しかし、現在では、お店に行かないと消費者が接点を持つことができなかった「水商売」というクローズドな世界がTikTokやその他SNSが新たな接点となり、ホストの敷居を大きく下げたわけだ。2023年10月時点で新宿区歌舞伎町ではおよそ300店舗のホストクラブが営業しており、ここ4年間で30～40店舗は増え、空前のホストバブルとも言われている。ホスト業界の華やかさや、数億円稼ぐキャストなどホスト市場がコンテンツとして若者のスマホに表示され消費されているのだ。

歌舞伎町の社会学に詳しいライター佐々木チワワが言及するように、ホストクラブは接客業としてのパフォーマンスを有閑階級の女性を買う、大人の社交場として閉じられている空間であったが^{xiii}、ホストクラブがカジュアル化したことにより、推し活のように推しキャストを見出して、その人に貢ぐためにお金を稼いで応援する若者も増えている。疑似恋愛を楽しむ者もいれば、そのキャストを店でナンバー1にするとといったように、自分の推しのホストを輝かせることに躍起になる客も多く、ある意味「ファンとアイドル」の関係のような推し活に類する目的でホストクラブに通うものもいる。メジャーなアイドルよりも距離が近いことが「自分が応援しなくては」という幻想を

生みやすいのかもしれない。

一方で、若年層の客が増えたことで支払い能力に関する問題が表面化しているのも事実だ。ホストクラブには女性客が飲食代を「ツケ払い」にする「売り掛け」というシステムが存在する。本来「ツケ払い」は店側に対して女性が負う「借金」を指すが、ホストクラブの「売掛金」の仕組みにおいては、女性に代わってホストがその借金を肩代わりする形となっている。店側からすれば入る収益は変わらないため、店側は女性の支払い能力を超えてでも利益を上げようとし、それを回収できるかどうかはホストと客の問題となるわけだ。また、営業での支払いに留まらず、個人的な金銭のやりとりや経済的支援が生まれるなど、依存性が増すことで見えない支出も増えていく。その資金を工面するために、闇バイトや風俗店で働く者も多く、中にはそれを前提に営業している悪質なホストクラブも存在するようだ。ホストが女性に直接仕事を斡旋すると、罪に問われるためスカウトグループに依頼し、返済能力のない客にそのような仕事をさせ、その女性が働けば働くほど、見返りとしてそのスカウトに報酬が与えられるというシステムだ。ある意味そのスカウトにとってはその女性客を働かせれば、働かせるだけ利益を得ることができるため、ホストクラブに通わせて、さらなる売掛金を作らせ、その業界から抜け出せないようにしていくようだ。人によっては薬物を使用させながら女性に働かせ続けることもあるようだ。

ホストに限らず、水商売や性産業、パパ活や売春などをテーマにした漫画やドラマがヒットしたことや、SNS でそのような業界を華美に取り扱った情報を投稿する者もいる。人によっては自身がそのような体験を通して不幸になっているということを美化してコンテンツ化する者もいる。そのようなコンテンツ自体が悪いとは言い切れないが、今までゾーニングされていた成人向けコンテンツや産業がフィルターもなく、若年層の眼に留まってしまっていることは大きな問題であると筆者は考える。

また、水商売や性産業などで実際に働く者による、高額な給与が稼げる事や自身の煌びやかな生活が SNS に投稿されることも多く、そのような際立った光の部分が若年層の眼に触れる事や、若者に影響力のあるファッションショーに水商売や性産業で働く女性が参加したり、ある種のインフルエンサーとして若者の向けのコンテンツに登場することも多く、情報を取得する側が意識しない限り、成人向けコンテンツとのゾーニングは不可能に近い。言い換えれば高校生、中学生、延いては小学生でさえ、SNS や YouTube を開けば、常にそのようなコンテンツとの接点が生まれる可能性（リスク）があるわけである^{xiv}。

5——未成年においては

ホストクラブに通えない未成年においても、このような推し活によるトラブルは他人事ではない。ホストと同じように依存性を見出し、高額な金額を貢いでしまう「メン地下」が大きな問題になっている。「メン地下」とは、メンズ地下アイドルの略で、大手芸能事務所に所属せず、小さな会場でライブを繰り返す男性アイドル指す。メン地下に限らずカフェの店員など、ホスト同様に容姿のいい男性とコミュニケーションをとることを目的としたサービス業が盛り上がりを見せており、それを支えているのは、自分だけの「推し」をつくって応援したいと考える女子中高生などのティーンエイジャーが中心であるという。メン地下はメジャーなアイドルに比べ、物理的に非常に距離が近いことから、精神的に未熟な世代が夢中になりやすい。そのビジネスモデルは「推し」と二人き

りで写真撮影ができる「チェキ券」の販売や、ライブへの来場やグッズ購入に基づいて付与されるポイントを餌にお金を使わせるというモノである。通常たまったポイント数に応じた特典を受けることができ、TBS テレビ『N スタ』調べによれば^{xv}、あるメン地下では、「推しの動画 約 30 秒」は 30 ポイント=3 万円、「推しからの手紙」は 300 ポイント=30 万円、「プリントシール機で撮影など 1 時間デート」は 500 ポイント=50 万円、「ドライブ・映画など 3 時間デート」は 1000 ポイント=100 万円、「テーマパークで 4 時間デート」は 1500 ポイント=150 万円、「日帰り大阪旅行 8 時間」は 3000 ポイント=300 万円、と大変高額である。また、このポイントの有効期限が「1 か月」であり、早くポイントを入手（＝お金を使って）して目的の特典に交換しないとそのポイントが無駄になってしまうらしい。

入場料やチェキの撮影費用の捻出のために、家庭内から多額の金品を持ち出したり、パパ活や売春を行ったりするケースも多く、警視庁には、2020 年頃からメン地下に関する相談が寄せられるようになり、2022 年中には相談件数が、前年の約 3 倍に急増し、中でも、16～17 歳が多かったという。警視庁が検挙した違法な性風俗店や JK ビジネス店で働いていた女子高校生の中には、その稼働理由として、メン地下の応援のためという少女が複数いたなど、メン地下をきっかけに未成年者が無理な資金調達にもがいているのである。

警視庁少年育成課では「その「推し活」大丈夫？メン地下って知ってる？」といったタイトルで注意喚起したチラシを作成しているが、前述した通り、メン地下にせよ、ホストにせよ、自身の支出が可視化されて推しにその行為が認知されることは、自身の価値を推しに見出してもらうことになるため精神的充足につながり、自身の存在を認識してもらう手段となる消費が可視化される行為にも強い依存性が生まれてしまうのである。

6——オタ活市場と金融商品

このように「オタ活（推し活）」と「お金」は切っても切れないモノであり、昨今ではこの金の流れに着目してプロモーションを行う金融機関が散見されるようになった。明確にサブカルファンをターゲットとした金融商品で最も有名なのは、静岡県のスルガ銀行が提供していた通称「サブカルローン」ではないだろうか。サブカルチャーに関する幅広い利用目的に応えるため、2015 年より提供を開始された当商品の特徴は、「サブカル関連専用のカードローン」という点にあり、例えば同人誌の出版購入や、各種ライブイベントへの遠征費、コスプレ衣装の制作費、フィギュアやゲームグッズの購入費用、その他プラモデル改造や自主芸術作品制作にコレクション管理費など、サブカルに関連する事柄であれば「次元を問わず利用可能」であったという。実際にサブカルローンのチラシはコミケ（コミックマーケット）でも配布されており、SNS で話題となった。現在は当商品の取り扱いはないようだが、同様の商品として観賞魚、水槽、古着、時計、ワイン、アート、ホビーなどの購入費用全般を対象として「コレクターズローン（商品名：目的別ローン＜カード型＞）」が販売されている。一方で、イオン銀行も同名の「サブカルローン」と呼ばれる商品の取り扱いがあり、こちらもフィギュア、コスプレ、鉄道、カメラ、趣味に関わるモノを対象としている。

次にフリマアプリのメルカリが発行する「メルカード」を紹介しよう。ネット広告を中心に推し活を強く意識したプロモーションを行っているメルカードは、CM 内でも「推しは推せるときに推せ」「メルカードを作って買えば 3000 ポイントもらえる」「もらえたポイントは“推し活補助金”

だ」と、「推し活」との親和性を強調している。

ソニー銀行は推し活に対して貯蓄とローンの2種類のアプローチからリーチを図っている。ソニー銀行は前述したサブカルローンのように趣味やオタ活に特化した金融商品を擁しているわけではないが、Web CMにおいて「推しのライブが今月あるの!?!」「発売日にゲームを楽しみたい!」「あの試合は目に焼き付けたいな!」といった突発的な趣味への支出や、どうしても購入したいグッズや参加したいイベントへの機会をお金で失いたくないというオタクが日々抱える悩みを問題として提示し、「趣味にはお金がかかるから、いざというときに「ソニー銀行のカードローン」という強い味方がいるよ」というストーリーを提供している。

また、2023年3月には元「モーニング娘」の田中れいなを起用した「推し口座」に関するCMを放映していた。好きなアーティストがコンサートの開催を発表する。うれしい反面、チケットやそれに伴う宿泊費や交通費の捻出が大変だ。それならば、ソニー銀行で推し活用の口座を作ればおまかせ入金で自動的に貯められるから「ソニー銀行で推し活貯金しよう!」といった内容であった。このCMの面白いところは、田中れいながCM中に他のオタク達の反応をSNSで確認し、「他のみんなもコンサートに行く気満々だ」と発言している部分である。推し活、オタ活は個人の精神的充足につながる、ある意味自己満足な消費である。行きたいイベントがあったら何も考えずに参加すればいいのだが、このCMにおいてはお金(費用)が参加することに対するネックになっている。このネックに対して周りの反応が、参加する=支出することへの後押しになったり、逆に参加しないことに対するいい訳になったりすることも現実のオタ活の中ではよく見られる光景であり、そのオタク心理が描かれている点が個人的に印象に残っている^{xvi}。

同様に第一生命が若者の特質した消費行動を12に細分化し、「はっけん!タマラン星人」と題して、刹那的で現在志向の強い消費者に対して個人年金保険を勧めると言った旨のプロモーションを展開している。「チョコ・チョコ・カキンゼイ」「マイアサ・コーヒー・カイガーチ」などお金がたまりにくい消費行動を擬人化し、宇宙人のように扱っているのが特徴的だ。その中に「オシガ・トウトスギテ(推しが尊すぎて)」という宇宙人もおり、専用のCMでは彼らの生態として「なんなら推しのために働いている」と表現している。好きなことに対して熱心に消費を行っているからお金を貯めることができない。それなら明るい未来のために個人年金保険に加入するのはどうか、とCMでは提案している。

また、少し性質は異なるが高島屋の「スゴ積み」も趣味へのアプローチとして面白い取り組みをしている。例年高島屋が開催しているバレンタインイベント「アムール・デュ・ショコラ」のパンフレットには「もう来年が待ち遠しい。」「年に一度のショコラの祭典を、更に贅沢に楽しむなら。」「スゴ積み」と、積み立てサービスの広告が掲載されていた。12カ月間の積立で1か月分がボーナスとしてプラスされる仕組みで、積立額は5千円、1万円、3万円、5万円、10万円から選ぶことができる。利用は積立開始から1年後であるため、1月中に申し込みをすると来年の「アムール・デュ・ショコラ」で使えるというのだ。一般的な投資では長期的に変動を考慮したり、損するリスクも存在するために金融リテラシーが低い層からは敬遠されがちだ。また、現在志向が強く、経済的余裕がない消費者においては投資や貯金においても「わざわざ現在の消費を減らしてまで未来のために供える」ために強い動機を必要とする。しかし、チョコへの支出を奮発するという事が例年の習わしになっていて、チョコ購入にある程度の資金が必要なことを事前にわかっている消費者から

したら、無意識のうちに1年間積み立てられていて、しかも色までついてくるわけだから合理的なサービスと言えるのかもしれない。

最後に、クレジットカード作成そのものが推し活に繋がるクレジットカード「ナッジ(nudge)」を紹介しよう。ナッジは「推しを応援できる Visa クレジットカード」がキャッチコピーとなっている。利用者は芸能人、スポーツ、エンタメ、アニメなどのカテゴリーから自身の推しや好きなコンテンツのデザインを選択することができる。また、選択したデザインごとに利用額に応じた特典があり、限定の着ボイスや画像、オリジナルの音声メッセージがもらえる。つまり、そのデザインの中に自身の推しがいれば、推しのデザインのクレジットカードで推し活をしているだけなのに、特別な特典がもらえるという“クレジットカードを媒介とした”ファンと推しの間のポジティブな循環が生まれていくのである。

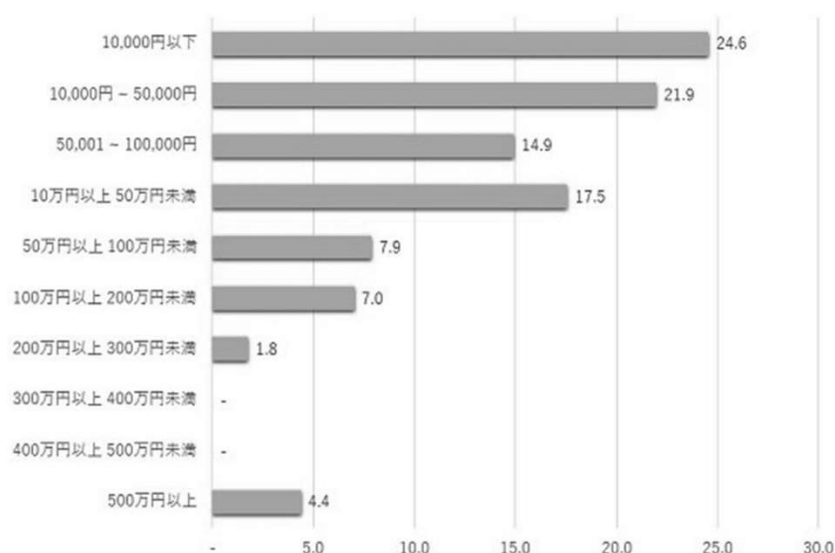
7——オタク心理にもっとも寄り添った金融商品は

色々な金融商品を紹介してきたが、金融商品とオタクを結び付ける際に、筆者はそのオタクが実社会においてどのようなペルソナを擁しているか、ターゲティングするべきであるとする。お金に余裕がある人々にとってはオタ活における資金調達は、問題にはならない。オタ活をするために、「お金が足りない」「貯金がない」「ローンを利用しなければならない」という問題を抱えている層、言い換えれば、十分な経済的余剰がなく、お金があればその時に使い切ってしまう現在志向の強い消費者で、お金があっても使い切ってしまう、もしくは日々のオタ活に熱心で預金がないからローンを利用する必要がある消費者がターゲットになる。この対象者の行動を考えると、はたして貯金や個人年金保険といった、先を見据えた金融商品にニーズはあるのだろうかと思う。オタ活に過度に熱中する人々は、冒頭で述べた通り自身の食費を割いてでもオタ活に支出したいし、自転車操業のようにオタ活資金を何とか捻出しようとする。オタクにとって大事なことは「推しは推せるときに推せ」の精神であり、「今」の消費が最もプライオリティが高い訳である。推しから自身の存在意義や生きるための活力を見出しているならそれは尚更で、今の自分を満たす＝推しに貢ぐ事ができないのならば、それこそ「先」は見出せないのだ。そのような側面から見れば、購買機会を損出したくないという、オタクの心理にもっとも寄り添っているのはやはり、ローン関連の商品なのではと、思う。

8——「推しは推せる範囲で推せ」

一方で、好きなことに対する消費に歯止めが利かなくなってしまうからこそ、推し活やオタ活を理由にパパ活や闇バイトといったお金にまつわる問題も生まれている。好きなモノを消費するためにローンをして機会損出を防ぐこと自体は合理的なのかもしれないが、それを支払うのは未来の自分である。マネースタジオの、推しのために借金を利用したことがある女性を対象に行った「女性によるアイドルやアニメなど『推し』のために借金をした経験の調査」を見ると、借金の金額は1位が10,000円以下 24.6%、次いで10,000円～50,000円で21.9%、10万円以上50万円未満が17.5%となり、調査対象者の半数の女性は、推しのための借金を、5万円までで利用していたという。また、4.4%は500万円以上の借金があったという^{xvii}。

図5 推しのために合計いくら借金をしたか



出所：マネースタジオ <https://cash-studio.com/oshi-cashing-marketresearch/> より引用

よく、推し活を控えさせるにはどうすればいいか、なんでお金もないのにオタ活なんてするのか、推し活を辞めさせるのはどうすればいいか、といった質問をうけるが、それを差し止めようとするのは難しいだろう。確かに公序良俗に反したり、家族や友人のお金に手をつけるなど犯罪に近い行動を伴う場合は、法的に強制的に対処することができるかもしれないが、オタ活は、基本的には趣味の延長線上にあるものであり、自己責任で完結すべきものだからである。

誰も他人の好きなモノを奪う事は出来ないし、それをする権利もない。ただ、自身の推し活によって身内含め誰かに迷惑が掛かるのならば、その推し活は個人の問題で済まないため「人の勝手」という理屈は正当性を失う。少しでも他人に迷惑がかかるのならば、そのオタ活を顧みる必要があるだろうが、誰にも迷惑をかけないのであれば、厳しい言い方をすれば推し活は全て自己責任なのである。推し活によって自己破産に至ったという話も耳にしたことがある。推し活をコントロールできるのは自分自身だけなのである。

「推しは推せるときに推せ」という気持ちは痛いほどよくわかるが「推しは推せる範囲で推せ」という言葉や、「推しは自分のために推せ^{xviii}」という意識を念頭において無理のない推し活を勧めたいし、自戒にしたいと思う。

ⁱ 株式会社文化放送「《文化放送 リスナーアンケート結果》若年層に人気のエンタメバラエティ『レコメン！』リスナーに聞いた！「Z世代の推し活と消費行動に関する調査」 2023/06/23

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000185.000007381.html>

ⁱⁱ 株式会社 minor role「推し活にいくら使ってる？推し活女子の世代別の金額内訳と消費行動を調査！（oshimoa）」 2023/07/04 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000122459.html>

ⁱⁱⁱ 株式会社クレディセゾン「日本人の手取りの平均はいくら？年齢・業種・都道府県別に紹介」 2021/03/22 <https://www.saisoncard.co.jp/credictionary/lifestyle/article056.html>

^{iv} 株式会社クレディセゾン「手取り17万円の生活水準はどれくらい？知っておきたい生活の基礎知識を解説」2021/03/22 <https://www.saisoncard.co.jp/credictionary/lifestyle/article061.html>

^v 株式会社エイチームフィナジー「「推し活にかかるお金と節約に関する意識調査」を実施！～7割以上が推し活に使うお金が「月5,000円未満」という回答に～」 2023/02/17 <https://www.navinavi-hoken.com/articles/oshikatsu>

^{vi} 株式会社ロイヤリティマーケティング「推し活消費に関する調査」 2023/12/13 <https://biz.loyalty.co.jp/report/102/>

- vii 楽天インサイト株式会社『「推し活」していることを周囲に共有している人は74.2%！「推し活」で人生が「良い方向に変わった」人は6割以上』推し活に関する調査 2023/11/22 <https://insight.rakuten.co.jp/report/20231122/>
- viii 女の転職 Type「第75回 推し活してる？推し活について聞いてみました。」2023/10/03 <https://woman-type.jp/academia/discover-career/data/vol-75/>
- ix もちろん、オタクではない一般消費者がそれを消費するコストも当然ある。
- x 推し活やオタ活で消費されるコンテンツそのものの性質から見ても、ライブなどのイベントは「その時・その場所」という限定性を擁する水物である。グッズなども数量限定で販売されることが多く、消費しない事で生まれる損を回避するために消費が行われてしまう事も大きな要因であることを留意したい。
- xi 従来の推し活ではCDや写真集などの有形物を購入する事で「買い支え」する応援消費の側面と、CDなどについてくる握手券やツーショット券などを利用して推しているアーティストに直接会いに行くことで、自身の精神的充足を目指すトキ消費の側面が中心であった。従って、買い支えにしる、握手券の大量入手にしる、有形物を介して行われるため、アーティスト本人に直接すべてが還元されるわけではない。しかし、システム手数料やマネジメント料が引かれてしまうにせよ、投げ銭という消費行動は現金（後日換金できるポイント）で直接「推し」に投資ができるわけで、消費者が消費（推しへの投資）によって得られる効用も従来の推し活とは少し性質が異なるようだ。例えば従来の買い支えでは、消費者が熱心に消費を行い、それがCDの売り上げや、売上ランキングの結果に如何に反映できるかがファンにとっての目的であった。そのため、推すアーティストに対して自身がどれだけ貢献しているかを知ってもらうすべは、自らが直接本人に伝えるという方法以外なかった。また、握手券についても、参加者は多くの支出をすれば多くの枚数を手に入れることができ、握手をする時間が長ければ長いほどアーティストと触れ合う時間は長くなり、その結果アーティストに認知してもらえるようになり、これがある意味自己承認欲求の充足に繋がっていたわけだ。アーティストと長く握手できるという事は、間接的にアーティストのCDを多く購入したことの表れではあるものの、アーティスト本人からは、そのファンが実際にいくら自分に投資してくれたかまではわかるわけではなかった。また、長く握手できればできるほど、そのアーティストの時間を拘束（独占）できるわけで、拘束時間が長ければ長いほど他のファンに対するマウンティングに繋がり、自身の独占欲を満たすこともできるわけだ。しかし、自分が何枚握手券を持っているのかはSNSで自分が何枚使用したかを明らかにしない限り、他人に知ってもらうすべはなかったのである。推し活によるCDの大量購入については、大量購入したCDをダンボールに入れて不法投棄されていたことも度々問題になってきた。彼らは大量にCDが欲しいわけではなく、いらぬものについてくるCDを所有しなくてはならないわけで、かつてビックリマンシールのためにチョコが捨てられていたように、捨てることがわかっているのに購入しなくてはならないという非合理的な消費が行われていたのである。
- 要するに、従来の推し活では自身が課金したことや、課金額を推しているアーティストや他のファンに認知してもらう事が消費の構造的に難しかったわけだ。
- xii オタ活の本質は自身の精神的充足にある。その一つである推し活は他人の存在から自身の生きがいを見出す行為であり、そもそも推しの存在に依存している側面が強い。それ故に自身の精神的支柱である推し＝依存対象から自身の存在を認識してもらう手段となる投げ銭にも強い依存性が生まれるのである。
- xiii 週刊ポスト コロナ禍で空前のホストバブル 歌舞伎町新記録「年5.2億円」売上のホストが誕生 2022年3月11日号
- xiv パパ活や売春を含めた自身の身を売ることによって金銭を受け取る行為でさえ、カジュアルに、華やかに、手軽にお金を稼ぐ手段として投稿されており、そのような投稿から、短時間でまとまったお金を稼ぎたい、お小遣いが足りない、といった問題をあたかも簡単に解消できる手段のように若者が捉えかねないのも問題だ。
- xv TBSテレビ・Nスタ「“メン地下”相談件数は3倍に…一般的なアイドルとの違いは？300万円分のポイントで“日帰り旅行”も」 2023年2月3日(金) <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/311874?display=1>
- xvi 推し活貯金と言えば、家で貯金箱や封筒に明確な目的を持ったうえで、その用途に必要なお金を貯めていくという、ある意味利己的な目的を達成するために行われることが一般的だ。手取りが少ない、もしくは目的を達成するためにバイトの出勤回数を変動させる層においては、お金を稼ぐことも、貯めることも明確な金額といつまでに必要か、ということがわかっているから頑張って資金を工面できているという事も事実である。経済的に余裕がある層からすれば、突発的な支出やまとまった出費も痛くもかゆくもないのかもしれないが、そもそも自由に使えるお金が少ない人々や、目的に応じて稼ぐ金額が変動する人々においては、いくら未来で使われる推し活の費用とはいえ、まとまった金額が毎月貯金に回ってしまう事は、日々の生活の支出の自由度を奪う事になる。ましてや、ジャンルによっては毎月、毎週、場合によっては毎日のように支出する対象があり、未来にある漠然とした目的のために貯金するよりも、目の前にある絶え間なく供給されるオタ活対象を消費することにも注力する必要がある、今必要なオタ活費用と、今後特定のイベントのために必要な明確な費用を貯める事で、精一杯なのではと思う次第である。
- オタクは自身の欲求に忠実に動物的に動いてしまうからこそ、計画性なく消費が行われてしまいがちだ。漠然とした目的もないまま「いずれ推しのために使うから」という意識で貯金をするオタクは少ないのでは、と筆者は思う次第である。それができるのは経済的に余裕があり、推し活に限らず「貯金」をする余力＝習慣がついている故の話であると考えられる。
- xvii マネースタジオ「アイドルやアニメなど『推し』のために借金経験のある女性の市場調査」2020/11/20 <https://cash-studio.com/oshi-cashing-marketresearch/>
- xviii 自分の為という意識の中に、他のオタクに負けたくない、自分が1番でないと気が済まない（精神衛生上よくない）という目的があるのならば、そのような他人を顧みる事で追及する目的も自分の為と言えないわけではないが・・・。

「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の再提唱

企業の目的は利益追求にあらず、社会的価値創出にあり



社会研究部 上席研究員 百嶋 徹
hyaku@nli-research.co.jp

※ 本稿は2025年3月31日発行「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

1——はじめに

日本企業の不祥事が後を絶たない。特にCSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）やESG（環境・社会・企業統治）の取り組みを実践する優良企業とされていた日本有数の大企業でも相次いでおり、「CSR、ESGとは何か」と改めて考えさせられる。

筆者は、社会課題解決（志の高い社会的ミッションの実現）による社会的価値（social value）の創出を企業経営の上位概念に位置付け、その結果の報酬として経済的リターンを捉える「志の高い社会的ミッションを起点とする真のCSR経営」を、パーパス経営が提唱される以前の2008年頃からいち早く唱えてきた。

この「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の対極にあるのが、「目先の利益追求を優先する短期志向（ショートターミズム：short-termism）の経営」だ。筆者が「社会的ミッション起点の真のCSR経営」を提唱する際に、付加価値分配構造の詳細な考察に基づいて、我が国の大企業の多くが経営の短期志向に陥っていることをいち早く指摘した。

本稿では、「社会的ミッション起点の真のCSR経営」とは何かを改めて詳説した上で、データをアップデートした付加価値分配構造の分析結果から、筆者がいち早く打ち出した「我が国の大企業の多くが経営の短期志向に陥っている」との主張は現時点でも変わらないことを論じたい。足下で欧米の右派・保守派の政党が反ESGの動きを強めている中でも、我が国の大企業には、こだわり続けて変えてはいけぬ企業経営の「在り方・原理原則」として、筆者が提唱してきた「社会的ミッション起点の真のCSR経営」を、産業界で久々に高水準の賃上げ機運が高まっている今こそ、力強く推進・実践することを推奨したい。

2——「社会的ミッション起点の真のCSR経営」とは何か？

1 | 企業の社会的責任・存在意義は社会的価値創出にあり

企業の社会的責任（CSR）や存在意義とは何か。筆者は、「企業の社会的責任や存在意義は、単

に製品・サービスをアウトプットとして提供することにとどまらず、あらゆる事業活動を通じて社会課題を解決し社会を良くするという『社会的ミッション』を実現すること、すなわち『社会的価値』を創出することにこそあり、結果としてそれと引き換えに経済的リターンを獲得できると考えるべきであり、経済的リターンありきではなく社会的ミッションを起点とする発想が求められる。このような社会的価値創出を経済的リターンに対する上位概念と捉える『社会的ミッション起点の真のCSR経営』は、従業員、顧客、取引先・サプライヤー、株主、債権者、地域社会、行政など『多様なステークホルダー（マルチステークホルダー）』との高い志の共有、いわば『共鳴の連鎖』があってこそ実践できる。経営者は、社会を豊かにする社会変革（ソーシャルイノベーション）をけん引すべく、強い使命感・気概・情熱を持って、沸き立つ高い志を多様なステークホルダーと共有し、社会的ミッションを成し遂げなければならない」と主張してきた¹。

社会的ミッション起点の真のCSR経営において、「経営トップの役割としては、経営戦略の構築力・実行力もさることながら、志の高い社会的ミッションを掲げ、それを全社に浸透・共有させ、組織風土として醸成し根付かせるとともに、社外のステークホルダーからも共感を得て、多様なステークホルダーと一致結束する関係を構築することが極めて重要である。高い志への共鳴の連鎖を通じて醸成される、企業とステークホルダーとの信頼関係は、いわゆる『ソーシャル・キャピタル』²と呼ばれるものであり、CSRを実践するための土壌となる」³と言える。

また「一組織での社会的課題の解決は難しくなっており、産学官、営利・非営利など多様な組織が連携する『オープンイノベーション』⁴の重要性が高まっている」⁵。その意味でも、志の高い社会的ミッションの下での多様な組織・プレーヤーとの共鳴・連携は欠かせない。すなわち、「企業にとって、製品・サービスのライフサイクルが短縮化する中、顧客ニーズの多様化や産業技術の高度化・複雑化に伴い、異分野の技術・知見の融合なしには、イノベーションのスピードアップが難しくなっている。とりわけ社会を変える革新的な製品・サービスの開発は、企業が自社技術のみで完結させることがますます困難となってきた。イノベーションを巡るこのような環境変化の下で、企業は社内の知識結集だけでなく、大学・研究機関や他社などとの連携によって外部の叡智や技術も積極的に取り入れる『オープンイノベーション』の必要性が高まっている」⁶。

「社会的価値の創出」とは、最終的には、人々の快適性・利便性、心身の健康（ウェルネス）、安全・安心、幸福感（ウェルビーイング）など社会生活の質（QOL）を豊かにすることにつながる事が重要であり、企業活動の「ソーシャルインパクト（社会全体への波及効果）」と捉えることができる。

¹ 企業の存在意義や社会的責任を社会的価値の創出と捉える考え方については、文末の＜参考文献②＞筆者が執筆した「社会的ミッション起点の真のCSR経営」に関わる主要な論考を参照されたい。

² コミュニティや組織の構成員間の信頼感や人的ネットワークを指し、コミュニティ・組織を円滑に機能させる「見える資本」と言われる。「社会関係資本」と訳されることが多い。

³ 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にて指摘。

⁴ 拙稿「オープンイノベーションのすすめ」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2007年8月号を参照されたい。

⁵ 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にて指摘。

⁶ 拙稿「クリエイティブオフィスのすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2018年3月14日、同「AIと研究開発DX」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2020年12月28日にて指摘。筆者は、社会を変える革新的な製品・サービスの企画開発のための必要条件として、「オープンイノベーションの推進」とともに、「創造的なオフィス環境の整備」が挙げられると考えている（同「クリエイティブオフィスのすすめ」『基礎研レポート』2018年3月14日）。

「社会的ミッション起点の真のCSR経営」と言うと小難しく聞こえるかもしれないが、平たく言えば、「企業経営は世のため人のために行う」「企業経営は社会の役に立ってなんぼ」ということだ。また、「真のCSR実践においては、適切な『ガバナンス（G）』の下で、企業活動の一举手一投足を『環境（E）や社会（S）への配慮』という『フィルター』にかけることが不可欠である」⁷ため、筆者が提唱する「社会的ミッション起点の真のCSR経営」は、「ESG経営」と言い換えることもできる。すなわち、「あらゆる企業行動がCSRにより規定される＝CSRがあらゆる企業行動の拠り所となる」「CSRは、常にあらゆる経営戦略や企業活動に対する上位概念と位置付けられる」⁸と考えるべきだ。環境や社会への配慮によりサステナブル（持続可能）な社会の構築に貢献することは、企業のサステナビリティ（持続可能性）の前提となる。サステナブルな社会への貢献は、まさにあらゆる企業が共有すべき最重要の社会的ミッションであり、社会的ミッション起点の真のCSR経営は、「サステナビリティ経営」とも言えるだろう。

2 | 「非金銭的リターン」の重要性

企業が大規模な自然災害や事故、感染症のまん延（パンデミック）など想定外の緊急事態あるいは中長期における社会的ニーズに応えた結果、仮に短期利益が獲得できなくとも、企業が受け取るリターンには、経済的リターン以外に「非金銭的なモチベーション（＝リターン）」がある、と筆者は考えている。

緊急時の社会的ニーズに対応した事例としては、コロナ禍の中で特に品不足が一時深刻化したマスク、フェースシールド、防護ガウン、消毒液、人工呼吸器など医療関連製品の増産要請という緊急性が極めて高い社会的ニーズに応じて、地方の中小企業を含め企業規模を問わず異業種企業が、緊急支援として、自社の経営資源を活かして迅速かつ果敢に新規参入し懸命に供給を増やそうとした動きが、日本でも散見されたことが挙げられる⁹。このことは、志の高い社会的ミッション起点の企業行動として高く評価されるべきだ。中には、フェースシールドやガウンを医療機関などへ無償提供する動きも見られた。「企業の目的は利益追求」とする経営者には、このような行動は取れないだろう。

非金銭的なモチベーション（リターン）としては、具体的には高い志を達成したことによる満足感ややりがい、さらには社会からの企業に対する評価向上が挙げられる。このような非金銭的な社会的評価が、従業員のモチベーション向上ひいては生産性向上、ブランド価値の向上による顧客拡大や志の高い優秀な人材の確保、行政からの協力獲得などにつながり、経済的リターンにプラスの波及効果をもたらすことが期待される¹⁰。このように無形の「非金銭的リターン」は、いずれ経済的リターンに転換され経済的リターンとの好循環を生み出し得る、と考えられる。

筆者は、「企業が財務的リターンのみを追求すると、社会的ミッションを軽視するリスクが高まる。営利企業の行動を社会的ミッションの実現に仕向けるためには、従業員、株主、取引先、顧客、

⁷ 拙稿「CSRとCRE戦略」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2015年3月31日にて指摘。

⁸ 拙稿「地球温暖化防止に向けた我が国製造業のあり方」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研所報』Vol. 50（2008年6月）にて指摘。

⁹ 拙稿「コロナ後を見据えた企業経営の在り方」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2020年8月28日にて詳細に取り上げた。

¹⁰ 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にて指摘。

地域社会など多様なステークホルダーが企業の社会的ミッションに共鳴し、企業がそれを実現すれば社会が高く評価することにより、企業にミッション達成のやりがいを感じさせることが必要である。すなわち、企業行動において社会的価値追求と経済的リターン追求のギャップを埋めるのは、非金銭的動機付けであると考えられる」「営利企業を常に社会変革へと突き動かすには、社会的ミッションを実現する企業を称賛し鼓舞する社会風土を醸成する必要がある。そのためには、財務的リターンなど金銭的評価がなければ、リスクを取った行動を起こせない保守的な発想からの脱却が求められる。このようなリスクを取らない発想は、高い志と目利き能力の欠如を露呈するものである。株主至上主義の下で『経済的リターンの確証がなければCSRに取り組まない』とする考え方は本末転倒だろう。本来経営トップが沸き立つ高い志を多様なステークホルダーと共有し、社会変革に向けたCSRを実践すべきである」¹¹と主張してきた。

企業とステークホルダーの間にこのようなコンセンサスが醸成されているなら、仮に経済的リターンが短期的に見込めなくとも、企業はやりがいや社会からの評価などの「非金銭的リターン」を糧に社会課題の解決に乗り出すことができるはずだ。企業を適正に評価しリスクマネーを提供して企業活動を支える、重要なステークホルダーの1つである資本市場（株主・投資家）にも、このようなスタンスが求められる。すなわち、社会的ミッション実現に向けて真のCSRを誠実に実践する企業を応援し育てるという強い気概が必要だ。

3——「社会的ミッション起点のCSR経営」を2008年頃からいち早く提唱

1 | 米ビジネスラウンドテーブルが2019年にパーパス経営の実践を表明

筆者は、第2章にて詳述した「志の高い社会的ミッションを起点とする真のCSR経営」の考え方を企業経営の在るべき姿として、2008年頃からいち早く提唱してきた¹²。

一方、米国主要企業の経営者により構成される米経営者団体ビジネスラウンドテーブル（Business Roundtable、BRT）が、「Statement on the Purpose of a Corporation（企業の目的に関する声明）」¹³を公表して、「顧客、従業員、サプライヤー、地域社会、株主といったすべてのステークホルダーの利益のために会社を導くことをコミットする」マルチステークホルダー重視のパーパス経営の実践を表明したのが2019年8月であるから、筆者はそれより十年以上も前に、前述の「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の考え方を先見的に打ち出していたことになる。

BRTは1978年以来、「コーポレートガバナンスに関する原則（Principles of Corporate Governance）」を定期的に公表してきたが、97年以降は「企業は基本的には株主に貢献するために存在する」とする「株主第一主義（principles of shareholder primacy）」を支持してきた。2019年に発表した上記声明は、それまでの株主第一主義から脱却するものであり、181名のCEO（最高経営責任者）が署名した。声明の中で、各企業はそれぞれ独自の企業目的（corporate purpose）を果たしている一方で、「私たちは『すべてのステークホルダーに対する基本的なコミットメント

¹¹ 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にて指摘。

¹² 筆者は、志の高い社会的ミッションを企業経営の上位概念に据える考え方を拙稿「地球温暖化防止に向けた我が国製造業のあり方」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研所報』Vol.50（2008年6月）および同「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にていち早く体系的にまとめた。

¹³ Business Roundtable “Business Roundtable Redefines the Purpose of a Corporation to Promote ‘An Economy That Serves All Americans’ ” August 19, 2019

(a fundamental commitment to all of our stakeholders)』を共有している」としている。

その基本的なコミットメントとして5つが挙げられている。すなわち、①顧客に価値を提供すること (Delivering value to our customers) : 顧客の期待に応え、あるいはそれを越えること、②従業員に投資すること (Investing in our employees) : 公正な報酬や重要な福利厚生を提供から、急速に変化する世界に対応できる新しいスキルを身につけるための研修・教育を通じたサポートまでも含む、③サプライヤーと公正で倫理的な取引を行うこと (Dealing fairly and ethically with our suppliers) : 企業規模を問わずミッション達成に貢献してくれるサプライヤーに対して、良きパートナーとしての役割を果たすことに尽力すること、④企業活動を行う地域社会に貢献すること (Supporting the communities in which we work) : 事業全体で持続可能な手法を取り入れることにより、地域社会の人々を尊重し環境を保護すること、⑤株主に長期的な価値を生み出すこと (Generating long-term value for shareholders) : 株主との透明性と効果的なエンゲージメント (建設的な対話) に努めること、が挙げられた。つまり、マルチステークホルダーとして顧客、従業員、サプライヤー、地域社会、株主が挙げられている。

2 | 2015 年を境に「社会的ミッション起点のCSR経営」の考え方に時代が追い付いてきた

2010 年代半ばくらいまでは、そもそもBRTが株主第一主義を支持しており、株主価値最大化や経済的リターン最優先の考え方が全盛の時代だった。従って当時は、筆者が提唱する「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の考え方に対して、「青臭い」「きれい事だけでは企業経営はできない」と感じる向きが多く、ほとんど賛同を得られなかったと記憶している。

世界的にビジネスに対する社会の価値感に転機が訪れたのは、2015 年頃ではないだろうか。2015 年は、地球温暖化対策の国際協定であるパリ協定がCOP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) で合意され、2030 年までの国際社会全体の開発目標であるSDGs (持続可能な開発目標) が国連サミットで採択された年だ。投資家が投資先企業に対してESGへの配慮を求めるESG投資が台頭してきた時期とも重なる。これらの動きに共通するのは、企業に経済的リターンの追求だけでなく、環境・社会への配慮や社会課題の解決も求める視点だ。そして前記したように、2019 年にBRTが株主第一主義からマルチステークホルダー重視のパーパス経営への転換を表明したことが、この価値観の転機を決定的なものにしたと思われる。

筆者の考え方は、2010 年代半ばまでは時代を先取りし過ぎた感があったが、2015 年前後を境に筆者の考え方に時代が追い付いてきており、「我が意を得たり」と筆者は心強く感じている。筆者の考え方が受け入れられる素地は整いつつあるものの、筆者の力不足もあり、「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の考え方は、未だ産業界に浸透・普及しているとは言い難い。これには、第5章にて後述する「CSRに対する根強い根本的誤解」があることも影響しているとみている。筆者は、「社会的ミッション起点の真のCSR経営」の考え方の普及啓発に今後も愚直に努めていく所存だ。

4——ドラッカーが唱えるSR概念～あらゆる組織が「社会的」であるべき

「マネジメントの父」と称されるピーター・F・ドラッカーは、1974 年に刊行された名著『マネジメント』の中で「企業をはじめとするあらゆる組織が社会の機関である。組織が存在するのは組

組織自体のためではない。自らの機能を果たすことによって、社会、コミュニティ、個人のニーズを満たすためである」「社会の問題の解決を事業上の機会に転換することによって自らの利益とすることこそ、企業の機能であり、企業以外の組織の機能である」と指摘し、「自らの組織が社会に与える影響を処理するとともに、社会の問題の解決に貢献する役割」の重要性を説いた¹⁴。

これは今日で言うところの「組織の社会的責任（S R : Social Responsibility）」の在り方を提唱したものであり、S Rの議論を70年代前半に先取りしていたことは、ドラッカーの卓越した先見性を示している。

すなわち、あらゆる事業活動を通じた社会問題解決による社会変革（ソーシャルイノベーション）は、営利企業、非営利組織、行政など営利・非営利を問わず、あらゆる組織のS Rであると言えるのだ。まさに事業活動を通じて社会課題に取り組む社会的企業（ソーシャルエンタープライズまたはソーシャルベンチャー）を創業する社会起業家が2000年代半ば以降、ソーシャルイノベーションの旗手として脚光を浴びるようになってきたが、社会的企業やNPO・NGOだけが「社会的」であるのではなく、あらゆる組織が「社会的事業体」であるべきなのだ。

筆者が提唱する通り、「社会的ミッション起点の真のCSR・ESG経営」が、企業の社会的責任であり存在意義（＝社会的目的）であるならば、あらゆる企業が志の高い社会的ミッション（＝社会課題解決）の実現に邁進しなければならない。このように、あらゆる企業が共通の拠り所として当たり前に「社会的ミッション起点の真のCSR・ESG経営」を実践するようになれば、そのような呼称はもはや必要なくなるだろう。筆者はそのような世界の構築を標榜している。逆に言えば、元々「ESG」という言葉が出てきたのは、社会を豊かにすべく、高い志を持ってソーシャルイノベーションに邁進する努力が不十分である、あるいはそのような努力を怠ってきた多くの企業経営に対する「アンチテーゼ」と捉えることができるのではないだろうか¹⁵。

前述の社会起業家が脚光を浴びるようになったのも同様だ。社会的企業だけが「社会的」であるのではなく、本来は営利企業も高い社会性を有するべきであって、その社会性が社会的企業を常に下回ってよいと考えるべきではない。営利企業も「社会的企業」と呼ばれるべく、高い志を持って社会課題解決に邁進しなければならない。そうすれば、「社会的企業」「社会起業家」という呼称は必要なくなるだろう。社会的企業・社会起業家の台頭も、志の低い営利企業へのアンチテーゼと捉えるべきだろう¹⁶。

5——CSRに対する2つの根強い根本的誤解

筆者が標榜する「CSR・ESG経営の実践が当たり前になる世界」に至るまでには、必ずしも短い道のりではないだろう。産業界・資本市場の関係者や有識者などの間で、CSR・ESGへの多くの誤解が未だ蔓延しているからだ。ここでは、2つの根強い根本的な誤解を指摘しておきたい。

¹⁴ ピーター・F・ドラッカー『エッセンシャル版マネジメント』ダイヤモンド社、2001年より引用。

¹⁵ 拙稿「ESGという言葉を使わなくていい世界を目指せ！」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2023年9月8日にて指摘。

¹⁶ 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号にて指摘。

1 | 【誤解①】CSR＝フィランソロフィー⇒CSRは古い

1つは、「CSRは古い、時代遅れ」との誤解だ。このように考える向きの多くは、「CSRはボランティア、寄付、植林、芸術文化支援（メセナ）など慈善の社会貢献活動（フィランソロフィー）を指している」との誤解を抱いているように思われる。

「社会的ミッション起点の真のCSR・ESG経営」には、勿論そのようなフィランソロフィー活動も含まれるが、前述したように、それにとどまらず企業活動の一挙手一投足までを内包する考え方だ。CSRは、フィランソロフィーといった特定の狭い企業活動に限定するのではなく、企業経営の基盤を成すもっと広い普遍的な概念として、「企業が良き企業市民として社会で存在するために責任を持ってなすべきこと」と捉えるべきである、と筆者は考えている。すなわち筆者は、「CSR（企業の社会的責任）と企業の社会的存在意義（＝社会的目的）はほぼ同義である」と捉えている¹⁷。

筆者が「社会的ミッション起点の真のCSR経営」と「CSR経営」の前に「真の」という形容詞をわざわざ付けているのは、この1つ目の誤解と一線を画するためだ。

2 | 【誤解②】企業の目的＝経済的リターンの獲得

2つ目は、「企業の目的は経済的（金銭的）リターン（＝財務的パフォーマンス）の獲得である」との誤解だ。

企業がこの誤解を抱えたまま、「経済的リターンと社会的価値の両立」を標榜しても、利益追求を第一に考える限り、「儲からなければ社会課題解決に取り組まない」とする本末転倒な考え方に陥りかねない¹⁸。これでは、異なるレイヤーにある経済的リターンと社会的価値を無理やり接合したにすぎない。本来は、沸き立つ高い志が強い使命感・気概・情熱を生み、それがマルチステークホルダーの共感を醸成して社会的ミッションを実現する原動力となるべきだ。「社会的価値追求を経済的リターンの上位概念に位置付け、経済的リターンは社会的価値追求の結果と捉える」との筆者が提唱する考え方を取らない限り、「社会的価値追求への取り組み＝真のCSR活動」は長続きせず、マルチステークホルダーからの共感・信頼感も得られない。

「社会的ミッション起点の真のCSR・ESG経営」では、企業の目的は、志の高い社会的ミッションを掲げそれを実現すべく、愚直・誠実に社会的価値創出に邁進し続けて社会を豊かにすることだ。社会的価値を創出し社会的ミッションを実現した結果の「ご褒美（＝報酬）」として、初めて経済的リターンが獲得できるのであって、利益獲得が決して目的ではないのだ。

一方、利益ありきの「経済的リターン（利益）ファースト」の考え方が行き過ぎると、従業員が過剰なノルマに迫われて創造性や働きがい・エンゲージメント（愛着や誇り）を消失していくなど企業経営に不具合が起き、さらに事態が深刻化すると、会社ぐるみで法制度や社会的倫理から逸脱して不正・違法な利益獲得に手を染めるなど取り返しのつかない企業不祥事にまでつながり、最悪のケースでは企業破綻にまでつながってしまうこともあり得る、と筆者はこれまでも指摘してきた

¹⁷ 拙稿「ESGという言葉を使わなくていい世界を目指せ！」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2023年9月8日にて指摘。

¹⁸ 拙稿「エコノミストリポート／問われる「真のCSR経営」 蔓延する「株主至上主義」 従業員軽視は付加価値生まず」毎日新聞出版『週刊エコノミスト』2024年8月6日号にて指摘。

19。「社会的ミッション起点の真のCSR・ESG経営」の対極にあるのが、「目先の利益追求を優先する短期志向（ショートターミズム）の経営」だ²⁰。短期志向の経営が企業不祥事にまでつながってしまうと、企業価値の大きな毀損を招くことは明らかだが、ショートターミズムは企業不祥事に至らなくとも、経済的リターンの継続的な創出には結局つながらないことに留意すべきだ²¹。短期志向の経営では、目先の利益確保には成功したとしても、それは長続きせず、結局中長期で見れば、経済的リターンをもたらさない。

6——バランスを欠く付加価値分配に舵を切る日本の大企業

筆者は、第5章にて前述した「ショートターミズムは企業不祥事に至らなくとも、経済的リターンの継続的な創出には結局つながらないこと」を説明する典型事例として、いつも日本の大企業を挙げている。

我が国の大企業の多くは、外国人投資家の台頭や四半期業績の開示義務付けなど、資本市場における急激なグローバル化の波に翻弄され、2005 年前後を境に株主利益の最大化が最も重要であるとする「株主至上主義」へ拙速に傾いた、と筆者は考えている²²。筆者は拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号にて、「多くの大企業は、短期志向の株主至上主義の下で、労働や設備への分配を削減して将来成長を犠牲にする代わりに、短期収益を上げ株主配当の資金を捻出するという『バランスを欠いた付加価値分配』に舵を切ったこと」を付加価値分配構造の詳細な考察に基づいて、いち早く指摘した²³。

本稿では、財務省「法人企業統計調査」の直近実績の 2023 年度までのデータを用いて、我が国大企業（資本金 10 億円以上）の付加価値分配構造を製造業と非製造業に分けて改めて考察し、CSR経営の視点から我が国企業の課題を抽出する。

1 | 大企業製造業の分析

筆者が 2009 年に最初に考察を行った当時は、2008 年のリーマン・ショックを契機とする世界金融経済危機後に我が国の大手メーカーが派遣労働者の大量解雇・派遣切りに走った状況に筆者は疑問を感じ、拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号では分析対象を「大企業製造業（資本金 10 億円以上）」とした（元データは 1980 年

19 拙稿「最近の企業不祥事を考える」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2015 年 12 月 28 日、同「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019 年 3 月 25 日にて指摘。

20 拙稿「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019 年 3 月 25 日にて指摘。

21 拙稿「最近の企業不祥事を考える」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2015 年 12 月 28 日にて指摘。

22 拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号にて指摘。

23 筆者は、財務省「法人企業統計調査」の資本金 10 億円以上のデータを用いて、我が国大企業の付加価値分配構造の詳細な考察を行った。拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号では、1980～2008 年度の大企業製造業を分析対象とした。同「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019 年 3 月 25 日では、2017 年度までデータをアップデートして分析を行うとともに、大企業非製造業についても新たに分析を行った。同「エコノミストリポート／問われる「真のCSR経営」 蔓延する「株主至上主義」 従業員軽視は付加価値生まず」毎日新聞出版『週刊エコノミスト』2024 年 8 月 6 日号では、大企業製造業について 2022 年度までデータをアップデートして分析を行った。本稿では、直近実績の 2023 年度データ（2024 年 9 月 2 日発表）を加えた分析を大企業製造業と同非製造業について行うこととする。

度から 2008 年度までの法人企業統計調査)。

付加価値分配構造について、同拙稿にて筆者が行った収益サイクルの山(ピーク)同士である 2000 年度と 2007 年度の比較考察を改めて振り返るとともに、今回新たに 2007 年度と直近実績値の 2023 年度の比較分析を行うこととする。

(1) 2000 年度と 2007 年度の比較分析

まず 00 年度と 07 年度のピーク間比較について、同拙稿での考察結果は次の通りである。「00 年度と 07 年度を比べると、付加価値が約 4 兆円の増加(年率 1.1%増)にとどまる一方、営業利益は約 4.6 兆円増加(同 5.2%増)した(図表 1)。分配の源泉となる付加価値の増分を営業利益の増分が上回った。一方、従業員人件費が約 1.6 兆円減少しており、この間の増益は付加価値増分のすべてが営業利益に回された上に、一部は人件費削減からも捻出された。他方、建物・機械装置など償却資産への分配を代理的に表す減価償却費は、約 0.8 兆円増と若干の増加にとどまった。また、従業員人件費が削減される一方、役員人件費は規模が大きいものの増額されており、従業員のみにしわ寄せする形で利益捻出が図られた」「営業利益から金融機関への支払金利、行政への法人税・事業税等、株主への配当金が捻出され²⁴、この中で株主配当が約 3.6 兆円増加し、営業増益分のほぼ 8 割が充てられた」との分析結果を示し、「この間の営業利益に偏重した付加価値分配は、結局株主配当の資金捻出に主眼があったものとみられる」と筆者は主張した²⁵。

図表 1 大企業製造業(資本金 10 億円以上)の付加価値分配構造の変化
(2000 年度→2007 年度→2023 年度)

単位:10億円								
	従業員人件費 ①	役員人件費 ②	減価償却費 ③	賃借料 ④	租税公課 ⑤	営業利益 ⑥	付加価値 Σ(①~⑥)	配当金
2000年度(A)	27,278	461	8,661	2,402	1,325	10,607	50,734	2,119
2007年度(B)	25,687	534	9,501	2,178	1,652	15,171	54,723	5,669
2023年度(C)	25,582	396	7,687	1,567	1,211	15,981	52,423	10,699
増減(B)-(A)	▲ 1,592	74	840	▲ 225	326	4,565	3,989	3,550
年率増減率	-0.9%	2.1%	1.3%	-1.4%	3.2%	5.2%	1.1%	15.1%
増減(C)-(B)	▲ 105	▲ 139	▲ 1,814	▲ 611	▲ 441	810	▲ 2,300	5,030
年率増減率	0.0%	-1.9%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	0.3%	-0.3%	4.0%
<分配率>								
2000年度	53.8%	0.9%	17.1%	4.7%	2.6%	20.9%	100.0%	4.2%
2007年度	46.9%	1.0%	17.4%	4.0%	3.0%	27.7%	100.0%	10.4%
2023年度	48.8%	0.8%	14.7%	3.0%	2.3%	30.5%	100.0%	20.4%

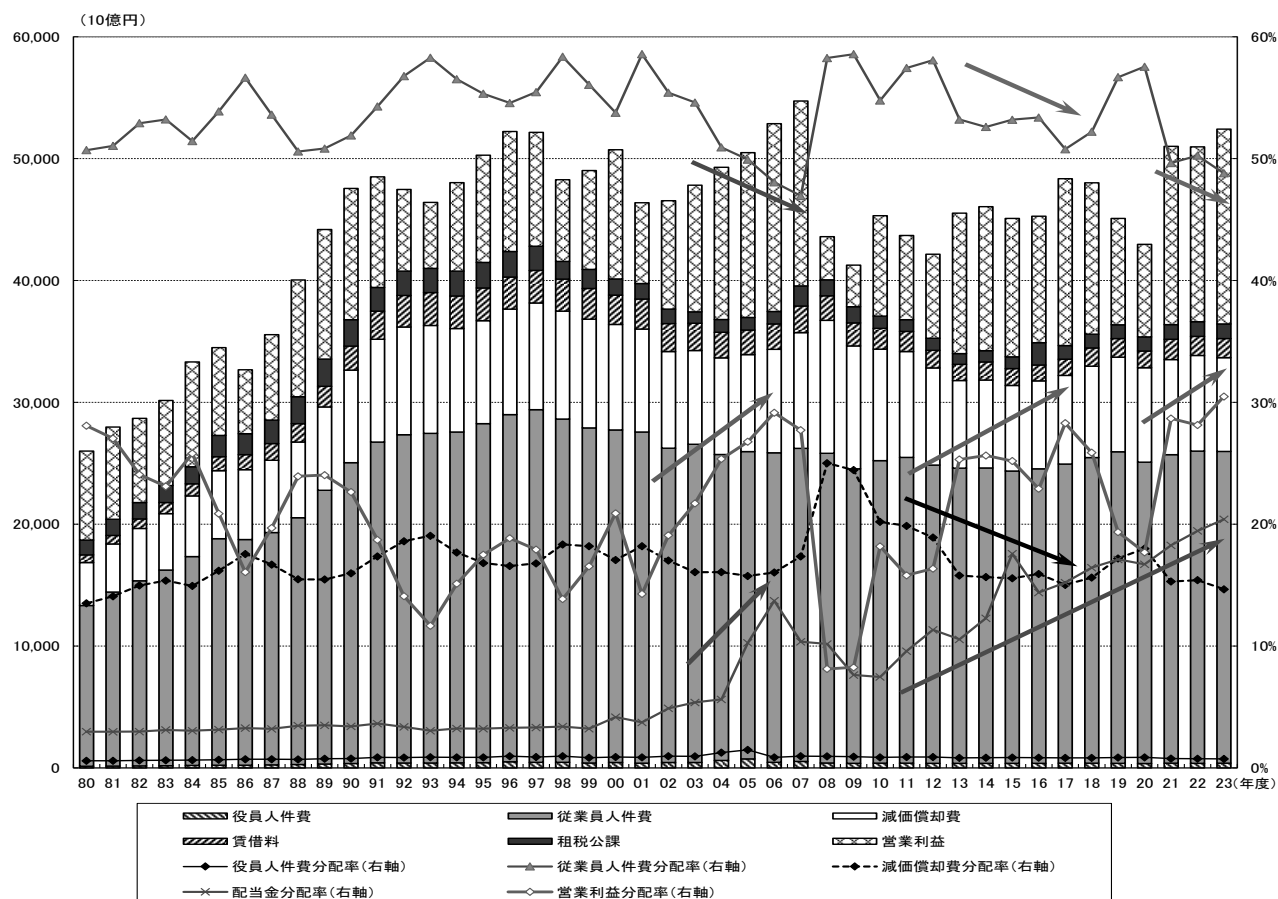
(備考) 役員人件費=役員給与+役員賞与、従業員人件費=従業員給与+従業員賞与+福利厚生費、分配率=各付加価値構成要素÷付加価値合計

(資料) 百嶋徹「CSR(企業の社会的責任)再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号、同「社会的ミッション起点の CSR 経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019 年 3 月 25 日、財務省「法人企業統計調査」から筆者作成。

²⁴ 厳密には、営業利益から支払金利(営業外費用)を差し引き、(支払金利以外の)営業外損益を加算したもの(経常利益)に特別損益を加算したもの(税引前利益)から法人税・住民税・事業税および法人税等調整額(税効果会計)を差し引いたものが最終利益(=当期純利益、税引利益)となる。株主配当金は最終利益から捻出される。

²⁵ 「」は、拙稿「CSR(企業の社会的責任)再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号より引用。

図表 2 大企業製造業（資本金 10 億円以上）の付加価値分配構造の推移



(備考) 役員人件費＝役員給与＋役員賞与、従業員人件費＝従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費、分配率＝各付加価値構成要素÷付加価値合計

(資料) 百嶋徹「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号、同「社会的ミッション起点の CSR 経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019 年 3 月 25 日、財務省「法人企業統計調査」から筆者作成。

さらに「付加価値に占める各要素の比率（分配率）を見ると、従業員人件費の比率（労働分配率）は 00 年度の 54% から 07 年度に 47% へと 7 ポイント低下する一方、営業利益の比率は 21% から 28% へと 7 ポイント上昇した（図表 1）。労働分配率は 80 年代以降、50～60% のレンジで推移してきたが、05 年度から 07 年度まで 50% を割り込み、歴史的な低水準が続いた（図表 2）。株主配当の比率は 4% から 10% へと 6 ポイント上昇した。配当金比率は 80 年代から 90 年代までは 3% 前後の水準で安定していたが、05 年度以降 10% 以上の水準に切り上がった。一方、役員人件費の比率は 1% 前後の水準で安定している」との分析結果を示し、「00 年度から 07 年度にかけて、従業員への付加価値分配の抑制により、株主への分配が優先され、その傾向が 05 年度以降に特に強まったとみられる」と筆者は結論付けた²⁶。

(2) 2007 年度と直近実績の 2023 年度の比較分析

今回 2007 年度と直近実績値の 2023 年度を新たに比べてみると、「分配のパイ」となる付加価値

²⁶ 「」は、拙稿「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009 年 12 月号より引用。

が約 2.3 兆円減少（年率 0.3%減）したにもかかわらず、営業利益のみ約 0.8 兆円増加（同 0.3%増）している（図表 1）。その他の付加価値構成要素はすべて減少しており、この間の営業利益を増加させるべく、設備・建物の投資・賃借の抑制や人件費の削減などが図られた。中でも減価償却費が約 1.8 兆円減（同 1.3%減）と減少幅が最も大きく、次いで賃借料が約 0.6 兆円減少（同 2%減）していることから、この間で特に設備・建物の投資・賃借の抑制が図られたとみられる。

従業員人件費と役員人件費は各々約 0.1 兆円削減された（図表 1）。産業界では、23 年度以降、久々に賃上げ機運が高まっているが、23 年度の従業員人件費（約 25.6 兆円）は前年度対比 0.1%減と弱含み横ばいとなっており、23 年度時点では賃上げの効果が未だ顕在化していない。

分配のパイ（＝付加価値）が減っても、営業利益の増加だけではその他の付加価値構成要素すべてを減少させてでも確保するという「営業利益に極めて偏重した付加価値分配」が、この間にもなされたと言える。配当原資となる営業利益捻出を優先するスタンスがうかがえる。その結果、23 年度の営業利益は約 16 兆円と、17 年ぶりに 06 年度のピーク水準（約 15.4 兆円）をわずかながら更新した。

配当の源泉となる営業利益の増分（約 0.8 兆円増）がなんとか確保された中で、株主配当の増加額が約 5 兆円増（年率 4%増）と営業増益分を大幅に上回っていることが目を引く（図表 1）。23 年度の株主配当は、絶対額で約 10.7 兆円と初めて 10 兆円の大台に乗った。この間の増配には、営業利益の増加（約 0.8 兆円増）に加え、営業外収益の増加（約 11.3 兆円増）や法人税などの税効果による税金費用の減少（約 1.4 兆円減）などの一部が充てられたとみられる。分配のパイが減る中で、営業利益に極めて偏重した付加価値分配に加え、営業外の財務対策なども総動員して、大幅な増配の原資が捻出された、と言える。

2023 年度の分配率を見ると、労働分配率は 48.8%と、80 年代以降で最も低い 07 年度の水準（46.9%）に比べ若干上昇したものの、80 年代以降の変動レンジ（50～60%）の下限値を下回っており、2010 年代以降で見れば循環変動を示しながら低下傾向にある（図表 1、図表 2）。23 年度の労働分配率は、分母の付加価値が前年度対比 2.9%増えたこともあり、前年度対比でも 1.5 ポイント低下しており、労働分配率で見ても賃上げの効果は未だ顕在化していない。営業利益の比率は 30.5%と 07 年度の水準（27.7%）に比べ小幅の上昇ではあるが、2010 年代以降で見れば循環変動を示しながら上昇傾向にあり、かつ 80 年代以降では初めて 30%の大台に乗った²⁷。減価償却費の比率は 14.7%と 07 年度の 17.4%から低下し、10 年代以降も弱含み傾向にある。

一方、配当金の比率は 20.4%と 07 年度の水準（10.4%）に比べ 10 ポイントも上昇して初めて 20%の大台に乗り、2000 年代半ば以降、唯一明確な上昇基調にある（図表 1、図表 2）。このように株主への分配が優先される傾向が一層強まっており、増配の資金捻出のために、設備の投資・賃借や従業員への付加価値分配の抑制、営業外の財務対策などにより目先の利益確保が図られているとみられる。

（3）短期志向の経営は付加価値創出につながらず

大企業製造業において、営業利益では前述の通り、直近実績の 2023 年度に 17 年ぶりに 06 年度のピーク利益をわずかながら更新する一方、各ステークホルダーへの「分配のパイ」となる本来最

²⁷ 70 年代では、70 年度（32.7%）、73 年度（32.7%）、79 年度（30.4%）に各々 30%台に達している。

も重要な付加価値では23年度に約52.4兆円と、ピークを記録した07年度の96%の水準にとどまっている（図表2）。大企業製造業全体の付加価値は、80年代までは高成長を遂げてきたが、90年代以降は循環変動を示しながら低成長にとどまり、2008～09年度はリーマン・ショックの影響により、ほぼ20年前の水準まで急減した。その後、緩やかに回復してきたものの、コロナ禍で20年度に再び落ち込んだ。21年度に急回復したものの、直近実績の23年度でもピーク水準を更新できていないのである。

短期志向の経営は、結局縮小均衡を招くだけで「真の稼ぐ力」である付加価値創出力、つまりGDP成長力にはつながらなかったのではないだろうか。このため、大企業での短期志向の経営は、日本経済の「失われた30年」を招いた主因の1つである²⁸、と筆者は考えており、このままでは日本経済は「失われた40年」に陥りかねない。

我が国では、2003年が「CSR元年」と言われ、CSRという言葉自体はこの20年で広く普及したが、大企業の多くは2000年代半ば以降、短期志向の株主至上主義へ拙速に舵を切り、また企業不祥事も依然として後を絶たず、日本企業はCSRの在り方を問われ続けている。今となっては、「2003年はCSR元年」という掛け声は虚しく響く。

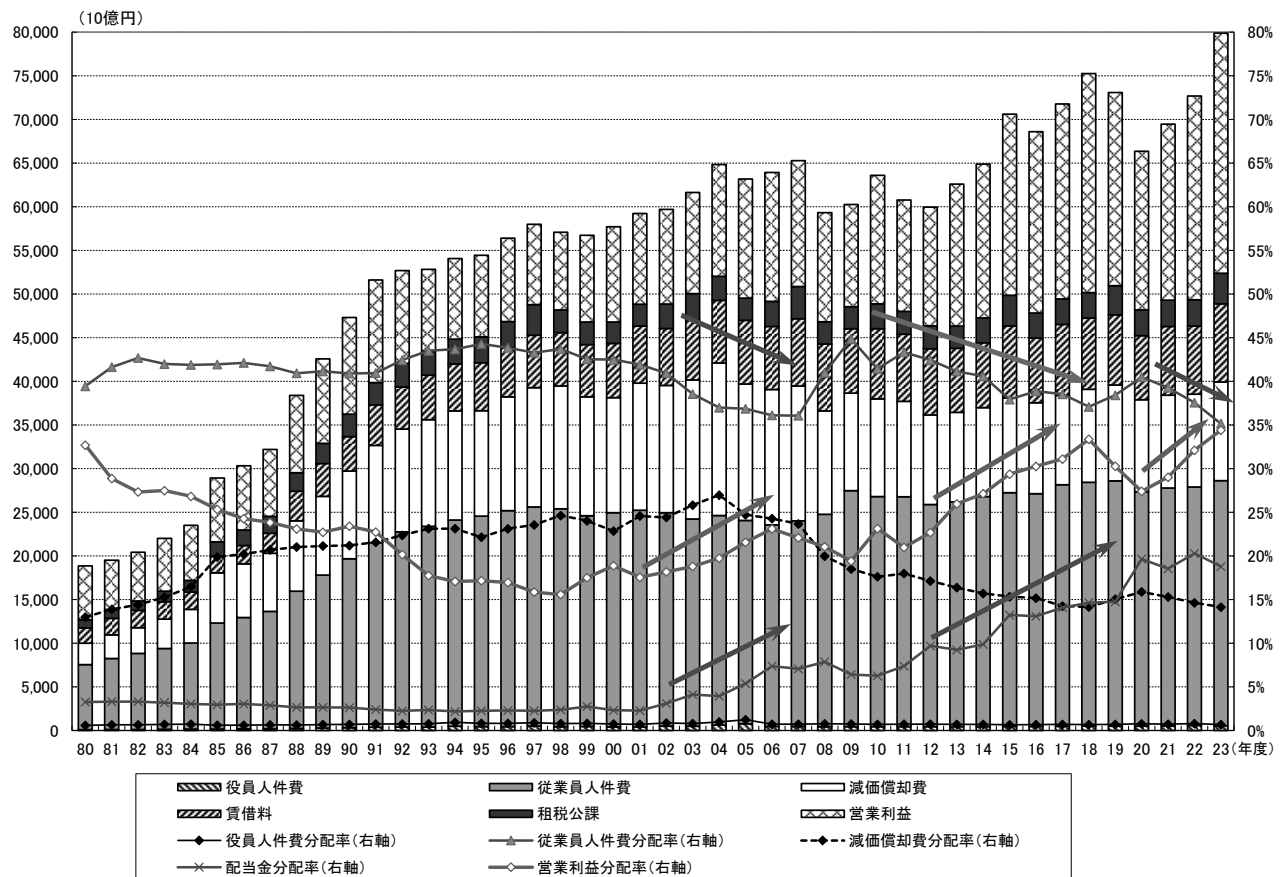
2 | 大企業非製造業の分析

大企業非製造業（資本金10億円以上）についても、製造業と同様に2000年度と2007年度、2007年度と直近実績値の2023年度の各々比較分析を示す。付加価値分配構造について、拙稿「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日にて筆者が行った00年度と07年度の比較考察を改めて振り返るとともに、今回新たに07年度と23年度の比較分析を行うこととする。

我が国の大企業非製造業全体の付加価値は、80年代まで高成長を遂げた後、90年代以降は成長率が鈍化しつつも、リーマン・ショックによる落ち込みも製造業ほど大幅ではなく、緩やかな成長軌道を維持してきた（図表3）。コロナ禍で20年度に落ち込んだものの、直近実績の23年度は約79.9兆円と過去最高の水準にあり、前年度対比では9.9%増と高い伸びを示した。

²⁸ 拙稿「最近の企業不祥事を考える」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2015年12月28日にて、「短期志向の経営は、日本経済の『失われた10年』を『失われた20年』に引き延ばした主因の1つになってしまったのではないかと指摘。

図表3 大企業非製造業（資本金10億円以上）の付加価値分配構造の推移



（備考）役員人件費＝役員給与＋役員賞与、従業員人件費＝従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費、分配率＝各付加価値構成要素÷付加価値合計

（資料）百嶋徹「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日、財務省「法人企業統計調査」から筆者作成。

（1）2000年度と2007年度の比較分析

まず00年度と07年度の比較について、同拙稿での考察結果は次の通りである。「00年度と07年度を比べると、付加価値が約7.6兆円増加（年率1.8%増）する一方、営業利益は約3.5兆円増加（同4.1%増）しており、付加価値増分の47%が充てられ付加価値構成要素の中で最も厚い分配増がなされた（図表4）。付加価値が増加する中で、従業員人件費は約1兆円減と唯一分配が減少しており、製造業と同様に従業員のみがしわ寄せを受ける形となった。減価償却費は約2.3兆円、賃借料は約1.5兆円、各々増加した。一方、株主配当は約3.3兆円増加し、営業増益分の9割超に相当する」との分析結果を示し、「非製造業でも、営業利益および株主配当に厚い分配増がなされたと見える」と筆者は主張した²⁹。

さらに「分配率を見ると、労働分配率は00年度の42.5%から07年度に36.1%へと6.4ポイント低下する一方、営業利益の比率は18.9%から22.1%へと3.2ポイント上昇した（図表4）。減価償却費は0.8ポイント、賃借料は1ポイント、各々上昇した。労働分配率は80年代以降、40～45%のレンジで推移してきたが、03年度から07年度まで40%を割り込み、歴史的低水準が続いた（図

²⁹ 「」は、「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日より引用。

表3)。一方、株主配当の比率は2.3%から7.1%へと4.7ポイント上昇した。配当金比率は80年代以降、2~3%の低水準で安定していたが、05年度以降5%以上の水準に切り上がった。役員人件費の比率は概ね0.6~1%の水準で安定しているが、05年度のみ1.3%と1%を超えた」との分析結果を示し、「00年度から07年度にかけて、大企業製造業と同様に、従業員への付加価値分配が抑制される一方、営業利益への相対的に厚い分配増を経由して株主への分配が優先されるようになり、その傾向が05年度以降に特に強まったとみられる」と筆者は結論付けた³⁰。

図表4 大企業非製造業（資本金10億円以上）の付加価値分配構造の変化
(2000年度⇒2007年度⇒2023年度)

単位:10億円

	従業員人件費 ①	役員人件費 ②	減価償却費 ③	賃借料 ④	租税公課 ⑤	営業利益 ⑥	付加価値 Σ(①~⑥)	配当金
2000年度(A)	24,513	437	13,183	6,216	2,456	10,891	57,697	1,346
2007年度(B)	23,539	480	15,453	7,704	3,677	14,413	65,267	4,611
2023年度(C)	28,078	551	11,301	8,948	3,510	27,485	79,874	15,011
増減(B)-(A)	▲974	43	2,270	1,488	1,221	3,522	7,570	3,265
年率増減率	-0.6%	1.3%	2.3%	3.1%	5.9%	4.1%	1.8%	19.2%
増減(C)-(B)	4,539	71	▲4,152	1,244	▲167	13,073	14,607	10,400
年率増減率	1.1%	0.9%	-1.9%	0.9%	-0.3%	4.1%	1.3%	7.7%
<分配率>								
2000年度	42.5%	0.8%	22.8%	10.8%	4.3%	18.9%	100.0%	2.3%
2007年度	36.1%	0.7%	23.7%	11.8%	5.6%	22.1%	100.0%	7.1%
2023年度	35.2%	0.7%	14.1%	11.2%	4.4%	34.4%	100.0%	18.8%

(備考) 役員人件費＝役員給与＋役員賞与、従業員人件費＝従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費、分配率＝各付加価値構成要素÷付加価値合計

(資料) 百嶋徹「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日、財務省「法人企業統計調査」から筆者作成。

(2) 2007年度と直近実績の2023年度の比較分析

今回2007年度と直近実績値の2023年度を新たに比べてみると、付加価値が約14.6兆円増加(年率1.3%増)する一方、営業利益は約13.1兆円増加(同4.1%増)しており、付加価値増分の89%が充てられ、この間も付加価値構成要素の中で最も厚い分配増がなされた(図表4)。一方、従業員人件費が約4.5兆円増と増加に転じ、賃借料が約1.2兆円増加したが、減価償却費が約4.2兆円減少し設備投資が抑制されたとみられる。23年度の従業員人件費(約28.1兆円)は前年度対比2.8%増加した。非製造業には、多くの異業種が含まれるため³¹、各業種の動向を一括りで議論することは難しいものの、基本的にはサービス系内需型産業が多く含まれ、全体の付加価値が増加基調にあることもあり、国内での労働需要が相対的に強く賃上げと人員増が人件費を押し上げていると推測される。

一方、株主配当の増加額は約10.4兆円増(年率7.7%増)と大幅な増加を示し、営業増益分の8割に相当する(図表4)。非製造業では17年度以降、株主配当の絶対額が10兆円の大台を超えてい

³⁰ 「」は、「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日より引用。

³¹ 農林水産業、建設業、電気・ガス業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、学術研究・専門技術サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉業、職業紹介・労働者派遣業、その他サービス業などが含まれる。

る。この期間も主として営業利益への厚い分配増を通じて株主配当の急増がもたらされた。

2023年度の分配率を見ると、営業利益が34.4%と07年度対比12.3ポイントも上昇しており、2000年代半ば以降、循環変動を示しながら増加傾向にある（図表3）。23年度の水準は、60年代以降で最も高い水準にある。労働分配率は35.2%と同0.9ポイント低下し、80年代～2000年代初頭の変動レンジ（40～45%）の下限値を大幅に下回り、2010年代以降、循環変動を示しながら低下傾向にある。23年度の労働分配率は、前述の通り、分子の人件費が前年度対比2.8%増加したものの分母の付加価値が同9.9%増えたため、前年度対比でも2.4ポイント低下した。23年度の水準は、60年代以降で最も低い水準にある。減価償却費は14.1%と07年度対比9.5ポイントも低下しており、2000年代半ば以降、明らかな低下傾向にある。

一方、配当金の比率は18.8%と同11.7ポイントも上昇しており、2000年代半ば以降、営業利益とともに明らかな上昇傾向にある（図表3）。このように07年度から23年度にかけても、大企業製造業と同様に、株主への分配が優先される傾向が一層強まっており、増配の資金捻出のために、従業員や設備への分配率の引き下げなどにより、目先の営業利益の確保が図られているとみられる。

（3）大企業製造業との比較

これまで考察してきたように、大企業非製造業においても大企業製造業と同様に、2000年代半ば以降、営業利益の確保を通じた株主配当に偏重した付加価値分配に舵を切ったとみられる。

ただし、大企業製造業と異なるのは、大企業非製造業では2000年代半ば以降も付加価値の成長軌道を維持しているようにみえる点だ。現状は付加価値成長を実現できていても、利益ファーストの短期志向の経営を中長期で続けてしまうと、第5章で指摘したように、社内に様々な不具合が蓄積され、継続的な利益創出が結局難しくなるとともに、不具合の蓄積が企業不祥事発生の萌芽さらには温床になりかねないことには留意が必要ではないだろうか。

今後の付加価値関連データの動きを注意深く見ていく必要があるだろう。

7——社会変革に挑戦する高い志への回帰

1 | 社会的価値創出に邁進する米国ハイテク企業と経営の短期志向に陥る日本企業

筆者が提唱する「社会的ミッション起点の真のCSR経営」を今、真剣に追求・実践しているのは、アップル、グーグル、アマゾン・ドット・コム、マイクロソフトをはじめ、シリコンバレーやシアトルなどに立地する米国の優れたハイテク企業であろう。先進的な米国企業は、スタートアップを含め、目先の利益を上げるのではなく、「社会を良くして世界を変えること＝社会的価値の創出を世界規模にスケール（拡張）すること」を競い合っている、と言っても過言ではない。それらの企業の経営者は、短期利益の獲得にこだわる金の亡者ではなく、「テクノロジーの社会実装を世界規模にスケールすることを通じた壮大な社会的ミッションの実現」を真剣に日夜考えている志の高い起業家（アントレプレナー）であり、経営の上位概念に据える社会的価値の創出のためなら、長期的視野の下で、環境変化への抜本的な対応も厭わない、柔軟かつ機動的な発想を持ち合わせている。

一方、日本企業はどうか。ソニーを創業した井深大氏と盛田昭夫氏、トヨタ自動車の礎をつくった発明家の豊田佐吉氏（同氏が発明した自動織機を製造・販売するため、豊田自動織機が設立され

た)、トヨタグループを創業した豊田喜一郎氏(佐吉氏の長男)、パナソニックを創業した松下幸之助氏、本田技研工業を創業した本田宗一郎氏をはじめ、我が国の大手メーカーの創業者たちは、強い情熱や使命感を持って、まさに社会的ミッション起点の真のCSR経営をいち早く追求・実践した、我が国を代表する産業人だった。しかし、これまで述べてきた通り、その後、我が国の大企業の多くは、2005年前後を境に短期志向の株主至上主義へ大きく舵を切ってしまった、と筆者はみている。

「米国企業は短期志向、日本企業は長期志向」との固定観念を持つ向きは多いかもしれないが、前述したように、現状は「巨大ハイテク企業など先進的な米国企業は長期志向、日本の大企業の多くは短期志向」というのが筆者の見立てであり、先進的な米国企業は、有数の日本企業が創業期に持ち合わせていた「高い志」のお株を完全に奪ってしまっているようにみえる。

目先の利益を追わずに社会的価値の創出に邁進する、米国のハイテク企業がむしろ高収益を確保する一方、短期志向の経営の下で社会的価値追求への意識が希薄となっている、我が国の大企業の多くが相対的に低収益に陥っている。この両者の収益格差は、人材や設備・研究開発への先行投資を十分に行っているかどうか、によって生じているとみられるが、さらにその根本原因としては、ビジネスモデルなどの問題というよりは、「世界を良くしたい・世界を変えたい」という社会的ミッションに高い志を持って取り組み、強い使命感・気概・情熱を持って、誠実かつ愚直にそれを行い抜き成し遂げようとしているか、すなわち「社会変革(ソーシャルイノベーション)への高い志・熱き思い」を経営の原動力としているか、ということに行き着くのではないだろうか³²。

日本の大企業は、創業時の高い志に立ち返って、CSRを果す誠実な経営を実践する必要がある³³、と筆者は早くから主張してきた。

2 | 原点回帰するパナソニック

2021年にパナソニックグループのCEOに就任した楠見雄規氏は、創業者松下幸之助氏の経営理念を改めて社内にあまねく徹底させるべく、同社の事業目的である「社会の発展への貢献」を実践する際の拠り所となる「経営基本方針」を約60年ぶりに大きく改訂した³⁴。

そこには、「企業が『社会の公器』であると考えれば、企業の活動に必要な経営資源である、人材、資金、土地、物資などは、社会からお預かりしたものととなります。社会からお預かりした資源を使って活動を行う以上、企業はそれらを最大限に活かしきり、その活動からプラスを生み出して、社会に貢献しなければならないのです」と記述されており、社会の発展に貢献するのが企業の本来の使命であると同社が位置付けるのは、「企業の持ち主は、企業自身ではなく、社会のものである」とする松下幸之助氏の「企業は社会の公器」であるとの考え方が背景にあることがわかる。松下幸之助氏の「企業は社会の公器」という言葉は、第4章で紹介したドラッカーの「企業をはじめとするあらゆる組織が社会の機関である」という言葉と相通じるものがある。

また、「我々は利益を追うことが目的ではなく、会社を大きくすることが目的ではなく、すべて消費者の皆さんの厳選に入選するような立派な仕事をしていく。人々の生活を豊かにし、生活を改善

³² 拙稿「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日にて指摘。

³³ 拙稿「CSR(企業の社会的責任)再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研REPORT』2009年12月号にて指摘。

³⁴ パナソニックホールディングスHP2021年10月1日「パナソニックグループの経営基本方針」

向上し、文化を進展させてゆくような仕事をしていけば、必ず報酬はいただけるのだ。その報酬がいただけないことでは絶対基本が誤っているのだ、と考えるとそこからいろいろな改革が生まれてくる」「一般に、企業の目的は利益の追求だとする見方があります。しかし、パナソニックグループは利益を『社会に貢献した報酬として社会から与えられるもの』と考えています。すなわち、社会への貢献の度合いに応じて利益も大きくなり、逆に、利益を生んでいない状態は、企業がその社会的責任を果たしていない、あるいは社会的責任を果たす力が不足している状態であり、ただちに改革が必要であると認識することができます」と明記されており、利益ありきではなく、「社会への貢献が利益の上位概念＝利益は社会への貢献の結果」としっかりと捉えられている。「利益を生んでいない状態は、企業がCSRを果たしていない、あるいはCSRを果たす力が不足している状態」との考え方も、極めて明快だ。

さらに、「企業は顧客、事業パートナー、株主、社会など、多くの関係先とさまざまな形の関係を保ちながら経営を行っています。『社会の公器』である企業は、そうした関係先の犠牲の上に自らの発展を図ることは社会から認められず、全ての関係先と共に発展していくことこそ、企業を長きにわたって発展させる唯一の道なのです」と明記し、マルチステークホルダー重視の経営が説かれている。第2章で紹介した「多様なステークホルダーから共感を得て、マルチステークホルダーと一致結束する関係を構築することが重要」との筆者の考え方と相通じるものがあると、僭越ながら筆者は感じている。

筆者は、「経営基本方針」にて示された同社の考え方に強く共感する。このような高い志に基づく経営が多くの日本企業に広く普及し、ESG経営の実践が当たり前となって、ESGという言葉を使わなくても済むようになることを心から願っている。

8——むすび

米国での第2次トランプ政権の誕生や欧州での右派・極右政党の台頭などにより、欧米で反ESGの動きが高まっている。反ESGの動きが足下で特にやり玉に挙げるのは、企業の気候変動対策とDEI（多様性、公平性、包摂性）施策だ。

例えば、トランプ大統領は、就任初日の1月20日に地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」から再離脱する大統領令に署名した。一方で、「drill, baby, drill（掘って、掘って、掘りまくれ）」とのスローガンの下、石油や天然ガスなど化石燃料の増産によってエネルギー価格を引き下げ、インフレ抑制につなげる方針を打ち出している。また「大統領令『過激で無駄な政府のDEIプログラムと優遇措置の廃止』では、バイデン前政権の方針を覆し、連邦政府機関及びその請負契約業者に対して、採用や評価等においてDEIを考慮せず、個人の能力や業績に基づいて対処するよう求めた。また、省庁等の各連邦政府機関に対して、民間部門における『違法なDEI差別及び優遇措置の廃止』を奨励し、個人の『創意工夫、卓越性、勤勉さ』に基づく方針を推進するための適切な行動をとるよう命じた」³⁵という。さらに「米連邦通信委員会（FCC）のカー委員長は、『不当』な多様性・公平性・包摂性（DEI）政策を推進する企業によるM&A（合併・買収）提

³⁵ 労働政策研究・研修機構HP 国別労働トピック：2025年2月「トランプ政権の発足と大統領令―「多様性」推進方針の撤回など」より引用。

案を承認しない考えを示した」「カー委員長は 21 日のインタビューで、『F C C の承認獲得を目指している企業は、D E I によるあらゆる類いの不当な差別の撤廃に直ちに組みんでもらいたい』と語った」³⁶という。

気候変動や人権に関わる対策で世界をリードしてきた E U においても、「欧州委員会は 2 月、環境や人権分野への対応に関する規制を一部緩和する方針を公表。産業競争力を取り戻すための方針転換の兆候が欧州内でも浮上してきた」³⁷という。

このような反 E S G の政治圧力に対応する動きが、主として米国企業の大企業で相次いでいる。例えば、脱炭素を目指す金融機関の国際的な枠組み「ネットゼロ・バンキング・アライアンス (N Z B A)」を脱退する大手金融機関が相次いでいる。トランプ大統領の就任前後で J P モルガン・チェース、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーなど主要米銀がいち早く軒並み脱退し、日本勢も加盟金融機関 6 社のうち、3 月に入って 5 社が相次いで脱退した。「共和党の一部政治家から N Z B A への加盟が化石燃料企業への融資削減につながる場合には反トラスト法 (独占禁止法) に抵触する恐れがあると指摘される」³⁸など訴訟リスク・法的リスクへの懸念が背景にあるという。一方で「脱退した米主要銀はいずれも脱炭素化は依然として価値のある目標だと認識していると表明している。脱退した日本の金融機関も同様だ」³⁹という。D E I についても、「施策の撤回・縮小を表明する米国企業が目立っている。2023 年に米最高裁が積極策を違憲とする判断を示して以降、反対派による訴訟が急増したことが背景だ。企業は自社が標的になるのを避けようと動くが、半面、企業イメージや人材登用に悪影響を及ぼす可能性があり、難しい判断を迫られている」⁴⁰という。このようにいずれも背景としては、法的リスクへの懸念が大きいようだ。

一方、「米ウォルト・ディズニーは 20 日に株主総会を開き、性的少数者への取り組みを評価する外部調査への参加をやめるべきだとする株主提案を否決した。ディズニーは役員報酬を決める基準から D E I 関連を縮小する動きもあったが、株主は多様性への取り組みを支持した」「アップルも 2 月の株主総会で、『アップルは D E I の取り組みを取り下げるべき』とする株主提案を反対多数で否決している」⁴¹という。このように一方では、株主が企業の D E I の取り組みを支持する動きが散見される。

このような欧米での足下の動きを見ていると、企業による気候変動や D E I への取り組みは、イチゼロの議論というよりバランスを探ることが重要であると感じる。

筆者は勿論、企業による気候変動対策は今後も欠かせないとの立場だが、『脱炭素社会の在るべき姿』へ一足飛びに瞬間移動することは難しい。だからこそ、そこに辿り着くまでの道筋 (パスウェイ)、すなわち『トランジション (移行)』段階の現実的な取り組みが重要となる」、「最終的な在るべき姿にこだわり過ぎると、トランジションでの現実的な取り組みの幅広い検討が不十分になりかねない。移行期では、『セカンドベストの選択肢』も備えて、国や企業がその時点でできる最大限

³⁶ ブルームバーグ 2025 年 3 月 22 日「米連邦通信委、D E I 推進企業の M & A 計画は不承認も一委員長が警告」より引用。

³⁷ 日本経済新聞 2025 年 3 月 5 日「脱炭素の枠組み脱退 邦銀も」

³⁸ ロイター 2025 年 3 月 5 日「三井住友 F G、脱炭素の国際的枠組み「N Z B A」から離脱」より引用。

³⁹ ブルームバーグ 2025 年 3 月 18 日「M U F G も気候変動対策グループ「N Z B A」を脱退—国内 3 社目」より引用。

⁴⁰ 日経電子版 2025 年 1 月 25 日「米国企業、D E I 施策に訴訟リスク コストコは継続方針」より引用。

⁴¹ 日本経済新聞 2025 年 3 月 22 日「反 D E I の株主提案否決 米ディズニー総会「平等指数」参加継続」

の努力を尽くすべき」⁴²と考えている。「在るべき姿」を厳格な目標（K P I）として固執し過ぎて、企業が疲弊し産業競争力の低下に歯止めがかからなくなるなら、本末転倒だろう。

D E Iについても、企業の行き過ぎた施策がK P I（例：ある背景を持った人材を何人管理職に登用する）達成の目的化を促し、個々の従業員の能力評価が軽視されて「逆差別」を招くのであれば、元も子もないだろう。逆差別を生むような不当なD E I施策は訴訟リスクを高めることにもなり、リスク管理の面からも、そのような状況は絶対に避けるべきだ。だからと言って、企業がD E I推進活動を全くやらなくてよいわけではない。例えば、イノベーション論のセオリーとして「多様性がイノベーションを生む」と言われる通り、異分野の知見や多様な意見・経験・価値観・感性を持った多様な従業員間のコミュニケーションにより、多種多様な知がぶつかり合い「化学反応」を起こすことで、「画期的なアイデア＝叡智」が育まれる可能性をやはり大切にすべきだ⁴³。米国の先進的な巨大ハイテク企業は、このような多様性を大切にし強味としてきたはずだ。逆に同質性・凝集性の高い組織が、集団として誤った意思決定を行ってしまう現象をグループシンク（groupthink）と言うが、企業組織がこれに陥らないためにも、人材の多様性は欠かせない。

2020～2021年頃までは、リベラル派・左派政党の下でE S G促進の動きが世界的に定着するように見えたが、過去3年で一転して保守派・右派政党による反E S Gの政治圧力が世界的に高まってきた。気候変動対策やD E I推進プログラムなどを含めE S GやC S Rの取り組みは、本稿で述べてきた通り、本来は経営者の高い志に根差したものであるべきだ。時の政権が打ち出す政策に真っ向からあらがうと、企業にとって、ビジネス活動を円滑に行えなくなるリスクが高まり得るため、政治圧力への一定の対応は致し方ないところだが、企業の存在意義に関わるE S GやC S Rの取り組みの重要性は、本来は政治側の党派に左右されるようなものではないはずだ。

世界に多大な影響を与え続ける欧米では、政権の党派によってC S R・E S Gへの考え方が180度変わってしまうのが現実だ。C S R・E S Gを取り巻く環境はこのように流動的であるからこそ、経営者には、ブレることのない骨太の企業経営の「在り方・原理原則」として、本稿で詳説してきた「志の高い社会的ミッションを起点とする真のC S R・E S G経営」の考え方をしっかりと取り入れて実践することを推奨したい。我が国では、産業界で久々に高水準の賃上げ機運が高まっている今こそ、賃上げを「単なる人手不足への対応」として捉えるのではなく、社会的ミッション起点の真のC S R・E S G経営の下で、従業員を重要なマルチステークホルダーの1つとみなして「人的資本経営」⁴⁴を推進する視点から、歴史的な低水準にとどまっている「労働分配率を引き上げる好機」として捉えることが、我が国の経営者には求められる。

<参考文献①>

- ピーター・F・ドラッカー『エッセンシャル版マネジメント』ダイヤモンド社 2001年
- 日経電子版 2025年1月25日「米国企業、D E I施策に訴訟リスク コストコは継続方針」
- 日本経済新聞 2025年3月5日「脱炭素の枠組み脱退 邦銀も」
- 同 2025年3月22日「反D E Iの株主提案否決 米ディズニー総会「平等指数」参加継続」

⁴² 拙稿「E Vと再エネの失速から学ぶべきこと」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2024年9月26日にて指摘。

⁴³ 拙稿「行きたくなるオフィス再考」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2023年3月30日にて指摘。

⁴⁴ 拙稿「人的資本経営の実践に資するオフィス戦略の在り方」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2024年3月29日を参照されたい。

- パナソニックホールディングスHP 2021年10月1日「パナソニックグループの経営基本方針」
- Business Roundtable “Business Roundtable Redefines the Purpose of a Corporation to Promote ‘An Economy That Serves All Americans’ ” August 19, 2019
- ブルームバーグ 2025年3月18日「MUF Gも気候変動対策グループ「NZBA」を脱退一国内3社目」
- 同 2025年3月22日「米連邦通信委、DEI推進企業のM&A計画は不承認も一委員長が警告」
- ロイター2025年3月5日「三井住友FG、脱炭素の国際的枠組み「NZBA」から離脱」
- 労働政策研究・研修機構HP 国別労働トピック：2025年2月「トランプ政権の発足と大統領令―「多様性」推進方針の撤回など」

<参考文献②>筆者が執筆した「社会的ミッション起点の真のCSR経営」に関わる主要な論考（※弊社媒体の筆者の論考は、弊社ホームページの筆者ページ「[百嶋 徹のレポート](#)」を参照されたい）

- 百嶋徹「地球温暖化防止に向けた我が国製造業のあり方」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研究所報』Vol.50（2008年6月）
- 同「CSR（企業の社会的責任）再考」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2009年12月号
- 同「震災復興で問われるCSR（企業の社会的責任）」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2011年5月13日
- 同「もし日本の経営者がドラッカーの『マネジメント』を真剣に実践したら」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2011年12月29日
- 同「頑張れ！日本の家電メーカー」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2012年10月2日
- 同「アップルのものづくり経営に学ぶ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2013年3月29日
- 同「アップルの成長神話は終焉したのか」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2013年10月24日
- 同「アップルに対する誤解を解く」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2014年7月8日
- 同「CSRとCRE戦略」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2015年3月31日
- 同「最近の企業不祥事を考える」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2015年12月28日
- 同「製造業を支える高度部材産業の国際競争力強化に向けて（前編）」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2016年12月30日
- 同「製造業を支える高度部材産業の国際競争力強化に向けて（後編）」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2017年3月31日
- 同「AIの産業・社会利用に向けて」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2018年3月29日
- 同「イノベーションの社会的重要性」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2018年8月15日
- 同「【Apple】高収益体質の礎を築いたサプライチェーン改革」『徹底研究!!GAFA』洋泉社 2018年12月
- 同「企業不動産（CRE）の意味合い」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2019年3月4日

- 同「社会的ミッション起点のCSR経営のすすめ」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2019年3月25日
- 同「寄稿 ハンドブック発刊によせて／地域活性化に向けた不動産の利活用」国土交通省土地・建設産業局『企業による不動産の利活用ハンドブック』2019年5月24日
- 同「エコノミストリポート／カナダ、中国でスマートシティー グーグル系も街づくりに本格参入 データ連携基盤の構築がカギ」毎日新聞出版『週刊エコノミスト』2019年10月29日号
- 同「エコノミストリポート／スマートシティー 日本でも巨大プロジェクト進行 アフターコロナ対応も視野に」毎日新聞出版『週刊エコノミスト』2020年7月14日号
- 同「コロナ後を見据えた企業経営の在り方」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2020年8月28日
- 同「コロナと都市／DXの最終型はスマートシティーで実現」(一社)不動産協会『FORE』2020年通巻118号2020年11月
- 同「特別レポート：コロナ後を見据えた企業経営の在り方」日本生命保険相互会社(協力：ニッセイ基礎研究所)『ニッセイ景況アンケート調査結果－2020年度調査』2020年12月8日
- 同「特集：企業の責任ある行動 コロナ後を見据えた企業経営の在り方」第一法規『会社法務A2Z』2021年12月号
- 同「特集：2022年変わる世界、変える経営 アフターコロナを見据えた企業経営のあり方」商工中金経済研究所『商工ジャーナル』2022年No. 562 (2022年1月号)
- 同「企業不動産(CRE)戦略：社会的価値を創造するプラットフォームとしてのオフィスなどのCRE」ダイヤモンド社『週刊ダイヤモンド』2023年3月11日号
- 同「行きたくなるオフィス再考」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2023年3月30日
- 同「ESGという言葉を使わなくていい世界を目指せ！」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2023年9月8日
- 同「人的資本経営の実践に資するオフィス戦略の在り方」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2024年3月29日
- 同「エコノミストリポート／問われる「真のCSR経営」 蔓延する「株主至上主義」 従業員軽視は付加価値生まず」毎日新聞出版『週刊エコノミスト』2024年8月6日号
- 百嶋徹監修『日経ムック CRE 社会的価値を創出する企業不動産戦略』日本経済新聞出版2024年8月29日
- 百嶋徹「EVと再エネの失速から学ぶべきこと」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2024年9月26日
- 同「社会的インパクトをもたらすスマートシティー」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2025年1月22日
- 同「『社会的ミッション起点の真のCSR経営』の再提唱」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2025年3月31日
- 同「企業不動産(CRE)は社会的価値創出のプラットフォームに」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2025年4月3日

トランプ 2.0 と E U

促されるのはE Uの分裂か結束か？



経済研究部 常務理事 伊藤 さゆり
ito@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2025 年 1 月 17 日発行「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

「トランプ 2.0 とE U」の再録にあたって

第2期トランプ政権の発足直前に執筆した「トランプ 2.0 とE U」を所報に再録するにあたり、本稿での論点と、その後のトランプ 2.0 の政策展開およびE Uとの関係の変化とを比較して感じたことを3点指摘しておきたい。

1点目は、トランプ 2.0 の政策の柱は概ね予想されていた通りだが、その手法は予想を超えて強引で、場当たりのであるということだ。相互関税の発表や、トランプ大統領のパウエル連邦準備制度理事会（F R B）議長の解任示唆などが、ドル安、株安、債券安の「トリプル安」、「米国売り」を引き起こす場面もあった。トランプ 2.0 は米国への信認を傷付け、ドルの特権的地位を自ら手放そうとしている。

2点目は、トランプ 2.0 による多様性、公平性、包摂性（D E I）の撤回や大学への圧力など、リベラルな価値観への攻撃は、予想以上に激しく、かつ、前面に打ち出されていることだ。2月のドイツの総選挙を前に、バンス副大統領が右派ポピュリストを排除する欧州の民主主義を批判したこともあり、米欧が共有してきた価値の基盤は失われている。

3点目は、こうしたトランプ 2.0 の政策や姿勢が生み出す「空白」が、E Uの安全保障の自立ばかりでなく、競争力やユーロの国際的な地位向上の「機会」になるとの論調が出始めていることだ。安全保障面では、ドイツが国防支出等の拡大のために「債務ブレーキ」を見直し、欧州連合（E U）は3月に「欧州再軍備計画」を打ち出した。再軍備計画の2本柱のうち、防衛産業基盤への投資資金を融資する枠組み「欧州のための安全保障行動（S A F E）」は5月に稼働し始めた。もう1本の柱である防衛支出に関して財政ルールからの時限的な逸脱を認める「国家免責条項（N E C）」の利用は、4月末までにE U加盟 27 カ国のうち 16 カ国が申請した。北大西洋条約機構（N A T O）は、国防費の目標を、国防費で 3.5%、有事に必要なインフラなど広義の安全保障支出に 1.5%で、合計 5%とし、「無理筋」と言われたトランプ政権の要求水準まで引き上げることで合意する見通しとなっている。

競争力とユーロの国際的な地位向上に関しては、25 年 3 月初旬に筆者が現地調査した時点では、

欧州には、エネルギー自給国である上に、マネーも高度な人材を引き付ける米国とのイノベーションの格差には埋めがたいと、無力感に覆われている印象があった。しかし、トランプ 2.0 が、マネーや高度な人材の「米国離れ」を誘発していることで、EU がしっかりとした受け皿を作れば、圧倒的に優位なポジションから後退する米国との格差を埋めることができるという機運が芽生えてきているように感じる。

他方、EU 圏内でも、反リベラル、ナショナリストの右派ポピュリスト政党が根強い支持を得ており、中核国の独仏の政権支持率はともに低空飛行が続く。

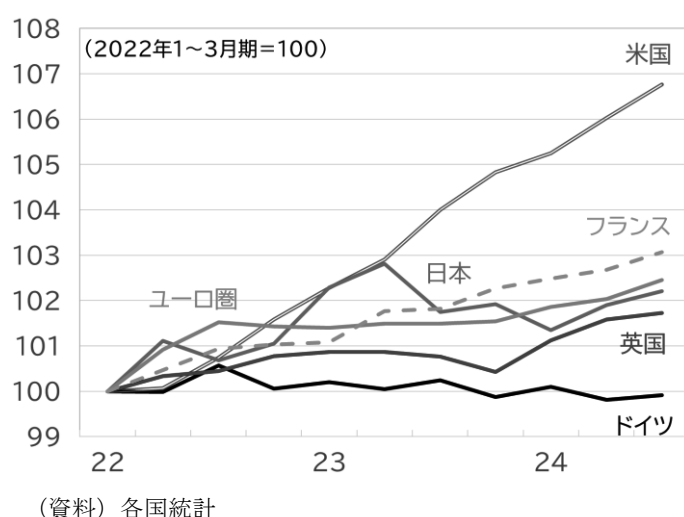
果たして EU が、「米国離れ」を助長するトランプ 2.0 を好機としてマネーや人材の受け皿を作り、安全保障面での自立性の向上や競争力の強化、ユーロの国際的地位向上の機会を掴むことができるのか、今後、別稿にて論じて行きたい。

1——はじめに

2025 年 1 月 20 日に始動する第 2 期トランプ米政権（トランプ 2.0）の政策は 2025 年のグローバルな経済・金融政策の見通しの不確実性を高める最大の要因だ。

欧州連合（EU）と米国の安全保障、貿易・投資を通じた結びつきは強く、バイデン政権（21 年 1 月 20 日～）とは、対ロシア制裁、ウクライナ支援、中国リスクの軽減（デリスキング）で共同歩調をとってきた。トランプ 2.0 の政策転換は、EU に直接的・間接的にさまざまな影響を及ぼす見通しである。米国に比べて停滞する欧州経済（図表 1）をさらに下押しし、各国の内政の混迷や EU 内の対立をエスカレートさせ、EU の分裂を促すリスクも懸念される。他方で、過去の経験から、トランプ 2.0 という危機は EU の結束を促すという見方もある。

図表 1 主要国・地域の実質 GDP



EU ではトランプ 2.0 よりも一足早い 24 年 12 月 1 日に第 2 期フォンデアライエン体制（VDL 2.0）が始動した。

以下、本稿では、トランプ 2.0 の予想される政策への欧州の対応や影響を概観した上で、VDL 2.0 の EU の進路と日本への示唆について考察する。

2——トランプ 2.0 の政策への欧州の対応、影響

トランプ 2.0 の政策について、次期大統領のこれまでの発言などを元に図表 2 にまとめた¹。それぞれの概要と欧州の対応や影響は以下のとおりである。

図表 2 トランプ 2.0 の予想され得る政策と欧州の対応・欧州への影響など

	トランプ2.0で予想され得る政策	欧州の対応・欧州への影響など
(1)安全保障	● ウクライナにおける戦闘の停止 ● 中東和平の実現 ● NATO加盟国への国防費増額要求	● ウクライナへの継続的支援 ● 国防費増額、防衛産業の基盤強化
(2)政治・外交	● 二国間でのディールを指向 ● イーロン・マスク氏の影響力拡大	● 価値観を共有する非主流派の右派の政治家の立場の強化
(3)通商	● 全輸入品に10%~20% ● 中国からの輸入品に60% ● 中国への10%の追加関税、メキシコ、カナダへの25%の関税賦課	● 追加関税回避のための天然ガス、防衛装備品の対米輸入増 ● 中国製品の供給過剰と価格競争激化 ● 供給網の不安定化
(4)気候変動・エネルギー	● パリ協定離脱 ● エネルギー生産に対する規制撤廃 ● 化石燃料の採掘推進 ● IRAの見直し	● グローバルな気候危機対応の遅れ ● 対米エネルギー・コスト差の拡大 ● 化石燃料価格低下によるインフレ圧力緩和 ● クリーン・テック企業の立地競争力回復
(5)税制改革	● 減税・雇用法(TCJA)の延長 ● 国内製造業企業の法人税率引き下げ(21%→15%) ● チップ超過勤務手当への非課税 ● 州・地方税控除の上限撤廃、など	● 米欧間の成長格差の拡大 ● 米国のインフレ再燃、金利高止まり、ドル高ユーロ安を通じた欧州の物価、金融政策への影響
(6)移民	● 国境封鎖、移民流入阻止 ● 数百万人単位での不法移民の強制送還	● 欧州における不法移民対策強化を求める政治的圧力の増大

(資料) 各種資料より筆者作成

1 | 安全保障

安全保障面では、次期大統領は、ウクライナにおける早期の戦闘停止²、中東和平の実現、北大西洋条約機構（NATO）加盟国の国防費の増額を求める方針に言及してきた。

うち、ウクライナにおける戦闘停止とNATO加盟国の国防費の増額は、欧州の安全保障に直結する問題である。

欧州にとって、ウクライナでの戦闘が早期に停止し、復興の段階に入ること自体は望ましいが、トランプ 2.0 が欧州の同盟国の頭越しにロシアとディールをまとめることを懸念する。ロシアに停戦を受け入れさせることを優先するために譲歩する一方で、米国がウクライナへの関与を弱めることは、国境に隣接する国々を中心に欧州の安全保障面での脅威の増大につながる³。

¹ それぞれの政策実現の可能性、公約等に対する達成度、実現する場合のタイミングについては本稿では立ち入らない。

² 大統領選挙期間中は 24 時間以内と述べてきたが、今月 7 日の私邸「マルアラーゴ」での会見 ([Donald Trump full speech at Mar-a-Lago ahead of inauguration](#)) では「6 カ月以内」に発言を後退させている。

³ 小泉悠「ウクライナ「停戦」シナリオを読む」『中央公論』2025 年 2 月号 36-43 頁が様々な停戦のシナリオについて論じている。トランプ 2.0 が早期停戦を優先し、ウクライナを信頼に足る安全保障の保証がない状態に放置することが将来のより深刻な事態につながるリスクを論じたものとして、Orysia Lutsevych OBE “[A rapid ceasefire in Ukraine could lead Donald Trump into a Russian trap](#)” Chatam House Expert comment, 9 January 2025

欧州が、ウクライナ支援で米国の肩代わりをすることには限界があるが、ギャップを埋める努力は必要になる。1月14日にはフランス、英国、ドイツ、イタリア、ポーランドの5か国の国防相が会談をし、15日にはドイツのピストリウス国防相がキエフを訪問した。フランスのマクロン大統領は、23年2月にウクライナへの平和維持部隊の派遣構想を打ち出しており、ゼレンスキー大統領は、同構想について、マクロン大統領と14日に協議したことも明らかにしている⁴。同構想は、欧州とロシアの直接対決につながるなどの懸念などから欧州諸国の反発を招き、現時点でも、広く賛同を得るには至っていない模様だ。

NATO加盟国の国防費の2%目標は、オバマ政権期の2014年9月に合意し、2024年を期限とするが、次期大統領には1期目で「NATO離脱」をカードに引き上げを迫ったことが目標の達成を促したとの自負がある⁵。

トランプ次期大統領は、カナダやグリーンランド、パナマ運河を巡る物議を醸す発言が飛び出した今月7日の会見⁶で、NATOの国防費の目標について「5%まで引き上げるべき」との考えを述べている。

2章で見る通り、VDL2.0では、欧州レベルでの防衛・安全保障体制の強化を進める方針である。NATOの国防費の目標は、今年6月開催の首脳会議での合意を目指し、2030年までに3%に引き上げる案を検討し始めていると報じられている⁷。トランプ2.0の要求水準と現実的な妥協点を探ることが目標となる。

2 | 政治・外交

トランプ2.0は、スローガンのMAGA (Make America Great Again 〈米国を再び偉大にする〉) を推進する。外交政策においては自国第一主義の抑制主義的傾向を強めると見られ、次項の関税政策をカードとして活用する。国務長官にマルコ・ルビオ氏、国家安全保障担当の大統領補佐官にマイク・ウォルツ氏など対中強硬派を指名した。ルビオ氏、ウォルツ氏は、自国第一の抑制主義とは一線を画し、同盟国との連携を重視するスタンスとされる⁸。中国との関係はG7で合意したデリスクング（リスク軽減）よりもデカップリング（分断）を指向する傾向が強まると見られている⁹。

バンデン政権との違いは、同盟国・同志国がディールの対象となる点である。

対欧州では、トランプ1.0でEU離脱を決めた英国を賞賛し、分裂を支持するような言動をとった。次期大統領はハンガリーのオルバン首相、イタリアのメローニ首相など右派の政治家と近い関

⁴ [Zelensky Macron discuss Western troops deployment in Ukraine before German defense chief visits](#), AP, January 15, 2025

⁵ [NATO Defence Expenditure of NATO Countries \(2014-2024\)](#) によれば、2014年には2%を超えていたのは、米国、英国、ギリシャの3か国のみであったが、2024年にNATO加盟32か国のうち23か国の達成が見込まれるようになった。ロシアのウクライナ侵攻という欧州の安全保障環境の激変が後押しした面も大きい。

⁶ 前掲注2参照。カナダについては軍事力の行使は否定する一方、グリーンランドとパナマ運河については領土的野心を実現するための軍事力の行使や経済的威圧を行う可能性を排除しなかった。

⁷ [Nato's European members discuss 3% target for defence spending](#), Financial Times, December 12 2024。2024年の米国の国防費のGDP比も3.38%で5%とは距離がある。欧州のNATO加盟国では、7か国が2024年目標に未達であり、スペインが1.28%で最下位、大国ではイタリアが1.49%に留まっている。

⁸ 渡部恒雄「アメリカ外交はどこへ向かうのかー弱い政権基盤と矛盾する政策志向」『中央公論』25年2月号を参考にした。

⁹ 米コンサルティング会社ユーラシア・グループは、2025年の10大リスクのトップを世界的なリーダーシップの欠如という「Gゼロ世界の混迷」とし、第3位を「米中決裂」とした。他方で、トランプ氏の方針によって米中がディールに動くとの見方もある（垂水秀夫「米中のディールに取り残されるな！」『Voice』令和7年2月号16-25頁）

係にある。24年6月の欧州議会選挙でも極右ポピュリスト政党が勢いづき、イタリア、オランダのように右派ポピュリスト政党が第1党となり、連立政権で重要なポジションを占めるケースも増えている。トランプ2.0では、EUの統合を推進してきた主流の中道派ではない非主流派の立場を強化する可能性がある。

但し、それにより、EUの分裂圧力が一気に強まるということにはならないだろう。24年6月の欧州議会選挙では右派～極右会派が勢力を伸ばしたが、会派は3つに分裂、広範な連携に至らなかった¹⁰。右派の主流化とともに、極右を阻止する防疫線（コルドンサニテール）はかつてほど強固なものではなくなり、親EU、法の支配の尊重、ウクライナ支持などで一致できるかなどの条件に基づく現実的なパートナーシップに形を変えつつある。24年9月に総選挙を実施したオーストリアでも、右派ポピュリスト政党が主導する連立政権の樹立が見込まれるようになっている。オランダの事例のように、極右ポピュリスト政党が第1党になった場合でも、他党との連立が必要になることが、政策の急展開の歯止めとして働く。

3 | 通商

関税引き上げについては、トランプ氏は就任前から強い意欲を示し、メキシコ、カナダへの25%の追加関税のほか、EUにも石油や天然ガスの大規模購入で赤字削減に動かなければ、「関税を引き上げるだけだ」と脅しをかけている。

バイデン政権も関税を政策ツールとしたが、主なターゲットは中国だった。補助金などの活用で、米国への投資を促す一方、中国へのデリスキングのためにニアショアリング（地理的に隣接する国・地域間の供給網構築）やフレンドショアリング（信頼できる国・地域間での供給網構築）を促進するスタンスもとった。

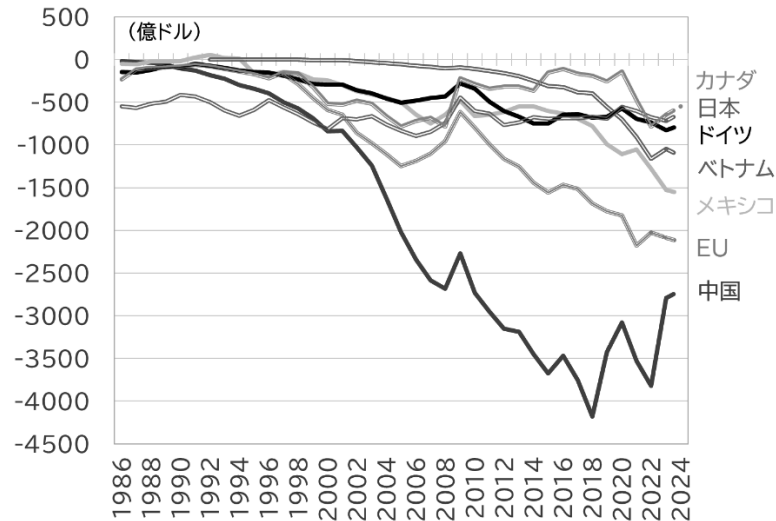
その結果、米国の中国向け貿易赤字はトランプ1.0に比べると減少しているが、メキシコやベトナム、EUに対する赤字は増えている（図表3）。メキシコやベトナム向けの赤字は両国が中国製品の迂回輸出先になったことが理由とみられる。対EUでは、競争力の低下に悩むドイツ向けの赤字が依然高水準であるほか、アイルランド向けの赤字もドイツをしのぐ規模に増えた。アイルランド向けの赤字は、同国が医療・医薬品やエレクトロニクスなどのグローバル企業の集積地となっていることを反映したもので、米国企業の活動に由来する部分が多い。それでも、トランプ2.0が貿易赤字を理由にEUに化石燃料輸入や防衛装備品の購入を迫る姿勢は変わらないだろう。

フォンデアライエン委員長や欧州中央銀行（ECB）のラガルド総裁の発言¹¹からは、EU側も米国との関税引き上げ競争に陥るよりは、天然ガスや防衛装備品の購入をカードとする交渉を通じて妥協点を探ることを優先する構えであるようだ。

¹⁰ メローニ首相の「イタリアの同胞」はECR、オルバン首相の「フィデス」はフランスの国民連合などとともにP f Eを形成、ドイツのA f Dは他国の少数の極右政党とともにE S Nを形成している。

¹¹ “EU’s opening bid to avoid Trump’s tariffs: We could buy more American gas” POLITICO, November 8, 2024 及び “Buy American to avoid Trump trade war, says Christine Lagarde”, Financial Times ,November 28 2024

図表3 米国の主要貿易相手国・地域との貿易収支



(注) 2024 年は 1～11 月期の実績

(資料) 米商務省センサス局

米国とEUの協議で妥協点が見いだせず、米国がEUへの関税を引き上げた場合、EUも対抗措置をとる可能性が高く、関税引き上げ合戦に陥ることになる。国際通貨基金（IMF）は、昨年10月の「世界経済見通し」で、次期大統領が選挙期間中に主張してきたような政策が実行に移された場合、メインシナリオの経済見通しから、どの程度の乖離が生じるかという試算を行っている（図表4）。試算では、米国の関税引き上げに中国とユーロ圏は対抗措置をとると想定している。主要国・地域間の追加関税の応酬は、関税引き上げを巡る不透明性ととも当事国である米国、中国、ユーロ圏の実質GDPも押し下げる。関税引き上げ合戦に陥れば、ユーロ圏の緩やかな景気回復を阻害する要因となる。

ユーロ圏の経済・物価に対するトランプ2.0の関税政策の影響では、米中対立の先鋭化による間接的な影響にも注意が必要である。中国の内需の不振と米国の貿易制限的措置の強化によって、中国製品は供給過剰に陥りやすく、安価な製品の域内市場への流入や第3国市場における価格競争が一層激化するおそれがある。

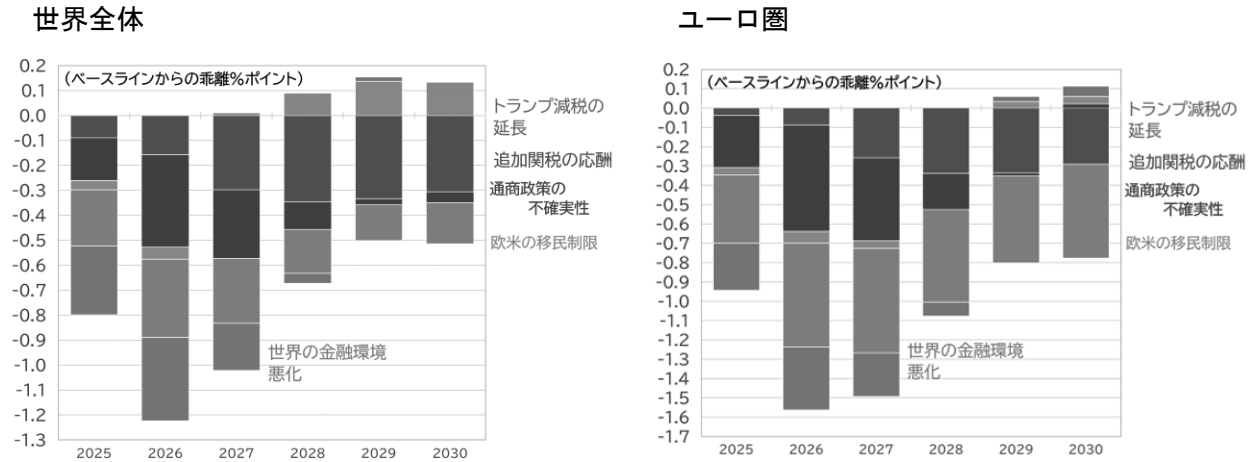
EUには、競争条件の歪みに対処するために、VDL1.0期に強化した経済安全保障や競争条件の公平化のために整備したツール¹²を行使する選択肢もあるが、対抗措置と報復の連鎖に陥るリスクも伴う。

トランプ2.0に対峙するEUの通商政策が、保護主義的傾向を強めるのではなく、世界貿易機関（WTO）による多国間の貿易システムの擁護と自由貿易協定（FTA）のネットワークの拡充の方向に向かうことが世界全体にとって望ましい進路である¹³。

¹² VDL1.0でEUが整備したツールについては、伊藤さゆり「経済安全保障と競争力：フォンデアライエン体制1期目の成果と2期目の課題」『世界経済評論』2025年1・2月号で解説している。

¹³ これらは、Ignacio García Bercero, Petros C. Mavroidis, André Sapir らの提言（“How the European Union should respond to Trump’s tariffs” Bruegel Policy Brief, 09 December 2024）でもある。EUは昨年12月に、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビアの5カ国が加盟する関税同盟・メルコスールとの自由貿易協定（FTA）の最終合意にこぎつけている。

図表4 世界経済のリスク要因の経済見通しへの影響



(資料) 国際通貨基金 (IMF) 「世界経済見通し (2024 年 10 月) (Box 1.2 Risk Assessment Surrounding the World Economic Outlook' s Baseline Projections)」

4 | 気候変動・エネルギー

気候変動・エネルギー政策では地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の離脱と化石燃料の採掘促進、バイデン政権の看板政策の1つであるクリーンエネルギー市場の拡大に寄与したインフレ削減法 (IRA)¹⁴の見直しなどが見込まれる。

米国がパリ協定を離脱し、地球規模の課題である気候危機への政治的なコミットメントを解消し、化石燃料に逆行しようとしていることは、グローバルな気候危機対応をリードする役割を果たしてきた欧州にとって歓迎すべき動きではない。半面で、EUのクリーンテック企業の立地競争力回復の契機となる可能性もある。

米国のパリ協定離脱で直接問題となるのは途上国への資金支援であろう。2024 年 11 月にアゼルバイジャンで開催された気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29) では、この問題が主要な議題とされ、2025 年以降の新規目標は、従来の 1000 億ドルから、先進国主導で 2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドルに引き上げることで合意したばかりである。米国の離脱でも、新たな目標の達成を変わずに目指すのであれば、他の先進国が負担を増やすか、経済力をつけた能力ある途上国の負担を増やすことが必要になる。

脱炭素を掲げる民間金融機関の姿勢には政治的な圧力を受けた変化が見られる。米銀の大手 6 行は国際的な銀行連合「ネットゼロ・バンキング・アライアンス (NZBA)」から、資産運用再大手のブラックロックは「ネットゼロ・アセットマネジャーズ・イニシアチブ (NZAM)」から離脱する方針を表明した。

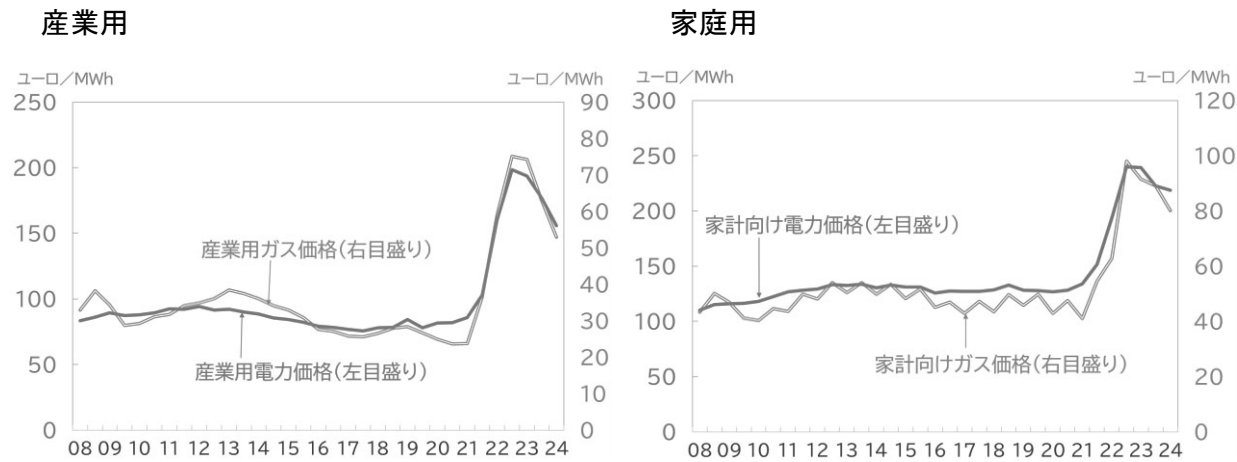
しかし、ユーラシア・グループが「エネルギー移行の世界的停滞」を 2025 年の「リスクもどき」に分類しているように、トランプ 2.0 の逆行が、「米国の脱炭素化の取り組みを遅らせる」として

¹⁴ EV車両の製造や太陽光、水素、風力などクリーンエネルギーを生産する施設のほか、太陽発電用パネルや風力発電用ブレードなどクリーンエネルギーの生産に必要な設備・部品などの製造を対象とした。具体的な投資の内容等について、伊藤実佐子「IRAで拡大した米国気候変動対策市場、日本企業のビジネスは」ジェトロ地域分析レポート 2024 年 10 月 17 日が詳しい

も、世界のエネルギー移行の流れに与える影響は限定的との見方もある¹⁵。

エネルギー・コストの米欧間の格差は開いた状態が続きそうだ。ウクライナ侵攻開始後の制裁と報復措置の応酬の過程で、2022年にはノルドストリーム、ヤマル経由のロシアから欧州へのパイプライン・ガスの供給が停止、代替する供給源を求めざるを得なくなり、エネルギー・コストが上昇、特にドイツで産業の競争力が優先課題となる契機となった。EUのガス、電力の価格は、産業用、家庭用向けともに、2022年ピークの水準から低下しているが、ウクライナ侵攻以前に比べると割高なレベルに留まっている（図表5）。トランプ2.0の化石燃料の採掘促進で、米国のエネルギー・コストを下げれば、米国と欧州の差は一段と拡大する可能性はあるが、ガス価格全体の押し下げ効果も期待できる。

図表5 EUのガス、電力価格



(注) 税を除く価格

(資料) 欧州委員会統計局

トランプ2.0の他の政策は、基本的に物価を押し上げると見られているが¹⁶、気候変動・エネルギー政策は、化石燃料価格の低下を通じて、欧州にもインフレ圧力を緩和する効果がある。

トランプ2.0が求める米国産LNGの輸入の拡大が円滑に進むのかは不明な面がある。EUの天然ガスの輸入は、ウクライナ侵攻後、省エネルギーと需要の鈍化で減少傾向にある。ロシア産の減少分を補ったのは、主に米国産のLNGとノルウェーからのパイプライン・ガスであり、エジプト、アンゴラ、オマーンなど新たな供給源からの輸入も増えた。EUの最大のガス供給国は、2021年はロシアであったが、2024年にはノルウェーに替わっている¹⁷。ロシアからの調達量は、2025年1月1

¹⁵ ユーラシア・グループは、すでに「再生可能エネルギーが費用対効果の高いもの」となっていること、「増加する電力需要を満たすために、再生可能エネルギーの積極的な拡大を追求し続ける」と見られること、「地熱、二酸化炭素の直接空気回収、先進的原子力発電などの次世代クリーンエネルギー技術はトランプ支持層に支えられていること」などが「米国のエネルギー移行の政治的な回復力を強化する」としている。欧州にとっては、エネルギー移行が「輸入依存の削減とエネルギー安全保障の向上の手段」であることなど、他国もそれぞれの事情からエネルギー移行を進めると見ている。

¹⁶ 関税引き上げの物価押し上げ効果は限定的との見方もある。価格に転嫁された場合、物価を押し上げるが、消費者の購買意欲を落とす効果も働くこと、輸入業者が利益マージンを圧縮することで吸収する可能性や、輸出業者が米国市場へのアクセスを優先し、値下げによって吸収する可能性もあるためである。

¹⁷ データは [Bruegel Dataset European natural gas imports](#) による（2025年1月14日アクセス）。ノルドストリームはロシアとドイツを直接結び、ヤマルはポーランド経由でロシアとドイツを結んだ。ウクライナ経由のパイプライン・

日にはウクライナ経由のパイプラインからの供給が止まったことで、トルコ経由（トルコ・ストリーム）のパイプライン・ガスとLNGが残るルートとなっている。

EUは2027年の脱ロシア産化石燃料を目標としており、その達成のために米国産のLNG輸入を増やす余地はあるが、EUが描く構想の通りに進展するかは不確かな面がある。EUではエネルギーの選択は各国の権限であり、企業の決定に左右される面も大きい。エネルギー安全保障の観点からは米国への傾斜を進めることが得策なのかが問われる。気候目標との兼ね合いでは、天然ガス需要が減少傾向にある中で、CO₂に次いで地球温暖化への寄与が大きい温室効果ガスであるメタン排出量の強度が高い米国のLNGの輸入を増やすことが適切な判断かも問われる¹⁸。

IRAは、EUにとって、米国の脱炭素化政策の具体策として歓迎される半面、EUの競争力の低下をもたらす悩ましき面もあった。政府支援の規模が大きく、税額控除に関わる地理的要件も設けられていたため、クリーンテック企業の欧州からの流出リスクを高めると考えられていた。トランプ2.0では、関税収入とならんで減税策の財源確保のためIRAの見直しが見込まれているが、IRAによる投資と雇用の恩恵は共和党の支持が高い州に大きいとされており、どの程度の見直しが実施されるかは不透明である。

トランプ2.0の気候懐疑主義が、欧州に波及する可能性はあるが、その度合いは限定的であろう。米国と異なり、EUの場合は、脱化石燃料がエネルギー安全保障面の強化策となる。気候政策への市民の支持も押し並べて高く、気候懐疑主義はEUでは非主流派の主張である。右派～ポピュリストでも、気候変動対策の手法の見直しを求めるが、対策そのものを否定する政党は限定されている¹⁹。

5 | 税制改革

税制面では、減税・雇用法（TCJA）の2025年末期限の時限措置の延長。国内製造業企業の法人税率の引き下げ（21%→15%）などの減税の方針が打ち出されている。

トランプ2.0で予想される政策のうち、通商政策と後述の移民政策はGDPを押し下げ、インフレを押し下げる効果を持つが、税制改革はGDPとインフレをともに押し上げる効果がある。

米国独り勝ちの様相が一段と強まっているが、減税によるGDPの押し上げ効果で、米欧間の成長格差が一段と拡大するおそれがある（前掲図表1）。

他方、インフレの押し上げで、米国のインフレ再燃（図表6-左）、金利高止まりにより、ドル高ユーロ安が進み、欧州におけるインフレ目標収束が妨げられ、利下げを阻み（図表6-右）、景気回復のシナリオを狂わせる可能性がある。

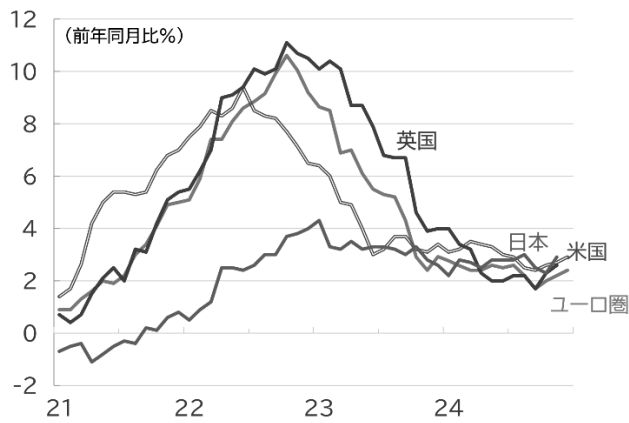
ガスは、主にオーストリア、ハンガリー、スロバキアに向かっていたが、ウクライナが国家安全保障の観点からロシアの国営ガス企業であるガスプロムとの契約更新を見送ったことで供給が止まった。トルコストリームは2020年に開通、ブルガリア、セルビア、ハンガリーにガスを供給している。

¹⁸ Agata Łoskot-Strachota, Ugnė Keliauskaitė and Georg Zachmann “Future European Union gas imports: balancing different objectives” Bruegel Analysis, 03 July 2024 の議論を参考にした。

¹⁹ 詳細は、伊藤さゆり「欧州グリーンディール関連法制のブリュッセル効果と産業立地競争力」21世紀政策研究所『EU法と日本企業-域外適用・ブリュッセル効果への対応-』（近刊）をご参照下さい。気候懐疑主義を巡る欧米の違いについては、「気候変動とポピュリスト温暖化対策と文化戦争」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2024年9月号掲載論文を参考にした。

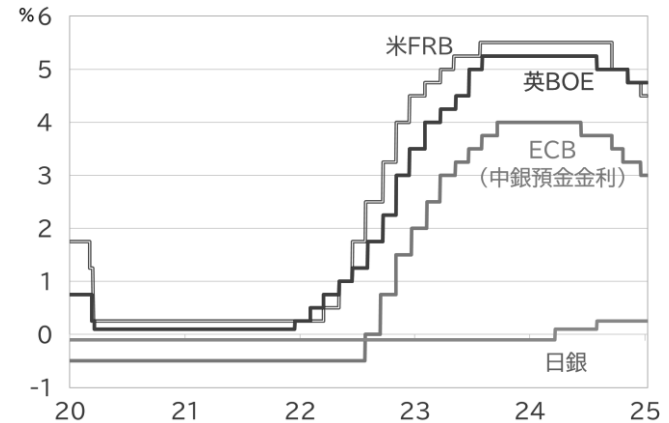
図表6 主要国・地域のCPIと政策金利

CPI



(資料) 各国統計

政策金利



(資料) 各国・地域中央銀行

6 | 移民

移民政策はトランプ 1.0 に続きトランプ 2.0 でも看板政策である。国境封鎖と移民流入の阻止、さらに数百万人単位での不法移民の強制送還を行うとしている。次期大統領が就任初日に課すとしたメキシコ、カナダへの 25%関税は、違法薬物とともに移民の流入への対応を促すことを名目とする。

米国の労働市場は、2022～23 年の大幅な利上げにも関わらず、堅調に推移してきた。12 月の雇用統計も、非農業部門雇用者数は 25.6 万人増と市場予想を上回り、失業率は前月の 4.2%から 4.1%と低下、追加利下げ観測が大きく後退した。

移民対策の強化は、労働供給の減少を通じて米国の GDP を下押しし、労働需給ひっ迫による賃上げ圧力からインフレ率を押し上げる要因となり得る。欧州は、米国の需要鈍化に加えて、ECB の利下げがユーロ安を招くことによる輸入インフレ圧力に直面するおそれがある。

欧州でも不法移民の流入阻止に加えて、難民として認定が受けられなかった移民の送還などの対策の強化が政治的な課題となっている。米国における移民対策の強化は、欧州における対策の一層の強化を求める政治的圧力の増大につながる可能性がある。

前掲図表 4 の IMF の試算は、移民制限については米国だけでなく欧州も実施する想定で行われている。欧州でもベビーブーマー世代の引退などから働き手の不足が問題となっており、成長を下押しする要因となる。

1 | VDL2.0のEUの指針

24年12月1日に本格始動したVDL2.0のEUは、トランプ2.0の政策に受動的に対応するだけでなく、脱炭素化と競争力強化の両立と防衛・安全保障面での自立性の向上を能動的に推し進めようとしている。

VDL2.0の欧州委員会の体制²⁰も、執行副委員長として、脱炭素化・循環型経済への移行と競争政策統括（スペイン／テレサ・リベラ氏）、産業政策統括（フランス／ステファン・セジュール氏）、技術主権・安全保障・民主主義統括（フィンランド／ヘンナ・ビルックネン氏）、外務・安全保障政策上級代表（エストニア／カヤ・カッラス氏）を配し、防衛・宇宙担当委員（リトアニア／アンドリウス・クビリウス氏）ポストを新設するなど2つの優先課題に取り組む意欲が伺われる。経済・生産性担当委員（ラトビア／バルディス・ドムブロフスキス氏）には、規制実施・簡素化も割り当てられており、委員長が直轄する。EUの競争力を阻害する要因として過剰規制・官僚主義の見直しが課題とされているためである。

VDL2.0の本格始動にあたり、欧州委は近く、政策指針となる「競争力コンパス」と「欧州の防衛の未来に関する白書」を提示する（図表7）。

うち、「競争力コンパス」は、24年に公表された単一市場の統合深化に関するイタリアのレッタ元首相の報告書（4月公表）²¹、競争力強化に関するECBのドラギ前総裁による報告書（9月公表）²²の提言を叩き台とする。米中とのイノベーション格差の是正、脱炭素化と競争力のための共同計画「クリーン産業ディール」、経済安全保障の強化が3本の矢を構成する。これらの実現には、EUが国境を超えた貿易や投資を妨げる障壁をさらに削減し、産業政策やエネルギー政策での連携の強化、戦略的な分野での共同行動など単一市場としての完成度を高める取り組みが必要になる²³。

「欧州の防衛の未来に関する白書」では、防衛費の増額のほか、防衛の単一市場、防衛産業の基盤強化、軍の機動性向上、防衛に関する欧州共通プロジェクトなどを盛り込む方向が明らかにされている。加盟国が権限を有する防衛・安全保障の領域で共同歩調をとる力が問われることになる。

²⁰ European Commission, College of Commissioners

²¹ Enrico Letta “Much more than a market. Speed, Security, Solidarity” April 2024

²² The future of European competitiveness: Report by Mario Draghi

²³ IMFは単一市場内には関税に換算すると製造業で44%相当、サービス業で110%相当の障壁があるとしており、EU圏内の規制等の調和の潜在的な経済効果は大きい。

図表 7 第 2 期フォンデアライエン欧州委員会（24 年 12 月 1 日～）が準備中の政策文書

文書名	方向性	
競争力コンパス	米中とのイノベーション格差の是正	- 研究とイノベーション、科学技術を経済の中心に据える - 欧州を次世代最先端技術の本拠地とする（テクノロジー主権の確立）
	脱炭素化と競争力のための共同計画「クリーン産業ディール」	- 成長戦略・ネットゼロへのロードマップ「欧州グリーンディール」堅持 - エネルギー・コストの引き下げ、クリーン・エネルギーへの投資 「欧州の自動車産業の将来に関する戦略的対話」（委員長直轄）
	経済安全保障の強化	- 安定的で安全な供給網のための貿易・投資パートナーシップの拡大 - すべての依存関係の体系的な見直し - バイオテクノロジー（重要医薬品法の制定） - 競争力ある循環型経済の促進
欧州の防衛の未来に関する白書	- 国防費の増額 - 防衛の単一市場 - 防衛産業基盤の強化 - 軍の機動性向上 - 防衛に関する欧州共通のプロジェクト	

（資料）Speech by President von der Leyen at the European Parliament Plenary on the new College of Commissioners and its programme, 27 November 2024

EU がこれらの目標を達成するためには、ドラギ報告書に示された試算では 2030 年までに 7500 ～8000 億ユーロにも上る膨大な投資が必要となる（図表 8）。IMF は前掲図表 4 の試算と合わせて、ユーロ圏が公共投資を増やした場合、中国が社会的セーフティーネットの強化に取り組んだ場合、つまりそれぞれの構造問題に取り組んだ場合には、世界経済にとってもユーロ圏にとってもリスク要因の影響を補ってあまりあるだけのプラスの効果が得られることを明らかにしている（図表 9）。

膨大な投資資金のファイナンスのため、域内の貯蓄を投資に向かわせるような金融・資本市場の整備が改めて必要とされている。

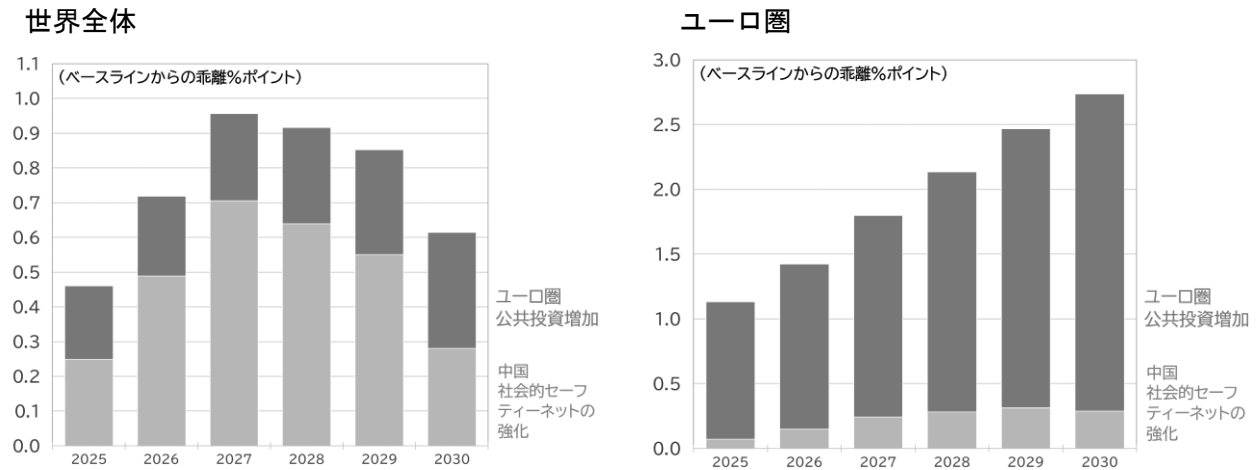
単一市場を連結するエネルギー・インフラの強化や防衛の共通プロジェクトなどを推進するための共通財源づくりも課題となる。

図表 8 EU の競争力回復に必要な追加投資額（2025～2030 年）

EU の課題		必要投資額(億ユーロ)
エネルギー移行の達成	エネルギー	3000
	運輸	1500
デジタル技術におけるリーダーとなる		1500
防衛安全保障能力の増強		500
画期的なイノベーションで生産性を高める		1000～1500
上記計		7500～8000
GDP 比		4.4～4.7%
マーシャルプラン(1948～52年)対GDP比		1～2%

（出所）European Commission “The Future of European Competitiveness, Part B” p. 282

図表 9 世界経済のリスク要因の経済見通しへの影響



(資料) 国際通貨基金 (IMF) 「世界経済見通し (2024 年 10 月) (Box 1.2 Risk Assessment Surrounding the World Economic Outlook's Baseline Projections)」

2 | 独仏政府不安でもEUの「危機バネ」は働くか？

V D L 2.0 の E U の指針の実現には、これまでとは次元の違うレベルで E U が結束する必要がある。

過去において欧州の統合の過程では危機が深化の「バネ」として働いてきたことから、トランプ 2.0 が結束を促すと見ることは可能である。2000 年代には、ギリシャに端を発する政府債務と銀行危機の共振がユーロ圏の予算案の事前審査制の導入や銀行監督と破綻処理制度の一元化による銀行同盟を後押しし、コロナ禍は復興のためのユーロ共通債を財源とする時限的な復興基金「次世代 E U」を生み出した。

しかし、V D L 2.0 では「危機バネ」は働かないとの見方もある。E U では、伝統的に加盟国間の利害対立、欧州委の権限の強化に対する加盟国の抵抗が制約要因となってきた。英国が離脱した後も、E U は 27 の主権国家からなる大所帯であり、制約要因は強まっている。

こうした制約要因を超えて統合を推進する牽引力が弱まっている問題もある。第 2 章 2 項で触れたとおり、E U の統合を支えてきた中道右派、中道左派の政党への支持は細っており、過去の危機対応でリーダーシップをとってきた独仏の政治基盤が弱体化していることも「危機バネ」が働きづらと考えられる理由である。

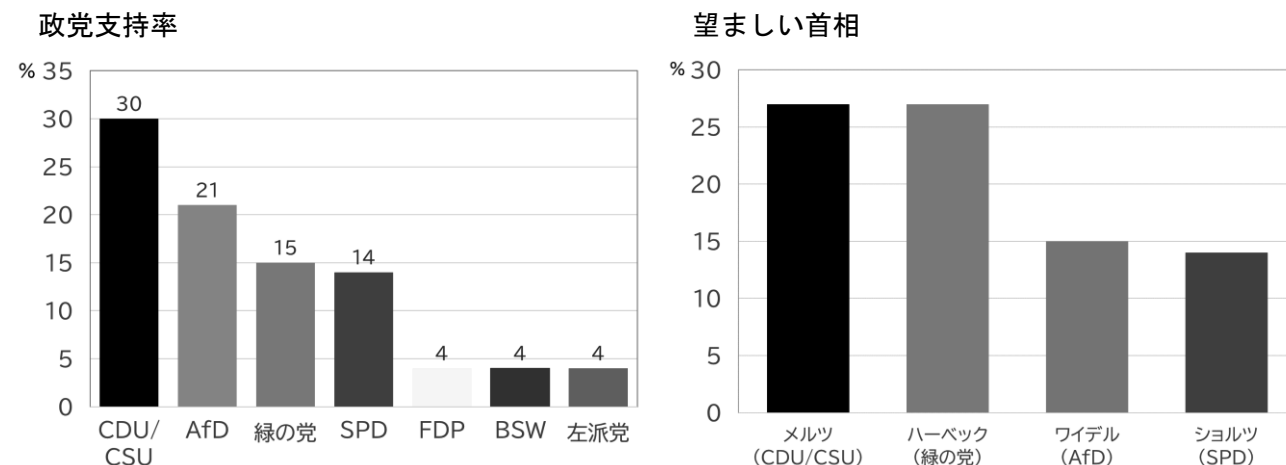
ドイツは昨年 11 月に 3 党連立政権が崩壊し、2 月 23 日に連邦議会選挙を予定する。Z D F による最新の世論調査 (25 年 1 月 10 日公表分)²⁴によれば、中道右派のキリスト教社会・民主同盟 (C D U / C S U) が支持率 30% で第 1 位、極右ポピュリスト政党のドイツのための選択肢 (A f D) が 21% で第 2 位、ハーベック副首相兼経済・気候保護相の「緑の党」が 15% で、ショルツ首相の社会民主党 (S P D) は 14% で後塵を拝している (図表 10-左)。C D U / C S U と S P D という「大連立」でも支持率は 50% を下回るが、連立を離脱した自由民主党 (F D P) と昨年 6 月の欧州議会選で躍進した急進左派の新党ザラ・ヴァーゲンクネヒト同盟 (B S W)、左派党は 4% で、議席獲得に必要な 5% に満たさず、議席を得られないことで、大連立ないし、C D U / C S U と緑の

²⁴ ZDF Politbarometer(25 年 1 月 14 日アクセス)

党の連立であれば、議席の過半数を獲得できる可能性はある。しかし、小党に票が割れた場合、AfDとの連立を拒否する姿勢を貫く限り、3党連立しか選択肢がなくなる。総選挙を経ても、3党の綱引きによる政策の迷走が続く可能性も排除できない。

政権の求心力も高まらない可能性がある。次期首相には、CDUのフリードリヒ・メルツ党首が就任する可能性が濃厚だが、世論調査で「望ましい首相」としてメルツ党首を選択する割合は最新の世論調査では27%でハーベック副首相兼経済・気候保護相と並んでいる（図表10-右）。幅広い支持を得られる首相が誕生する可能性は低いと考えられる。

図表10 ドイツ世論調査



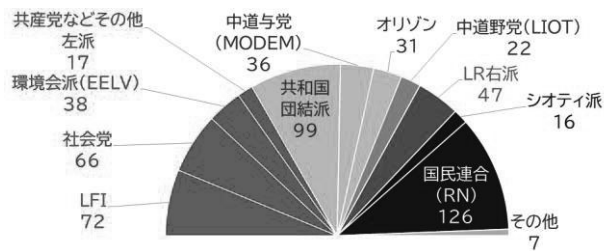
(資料) ZDF politibarometer (25年1月10日公表分)

フランスは昨年6～7月の総選挙で国民議会の議席が極右の国民連合(RN)、大統領与党、左派連合の3つに割れた(図表11)。バルニエ首相は内閣不信任案の可決で退陣、2025年度予算案はバイルー首相に委ねられた。バイルー首相は1月14日に施政方針演説を行い、国民の関心が高い年金改革については、3カ月かけて労使と協議するとして時間を確保した。調査会社E L A B Eがバルニエ前内閣の不信任可決後の24年12月10～11日に実施した調査²⁵からは、8割近くの国民が、一連の政治的な混乱が財政やフランスの経済的な魅力、経済成長などに悪影響を及ぼすと考えていることが確認された。国民連合と社会党が様子見の姿勢をとったこともあり、バイルー内閣は、直ちに不信任を突きつけられる事態はとりあえず回避したものの、支持基盤は引き続き弱い。今年後半には、再選挙が可能になることが意識される中で、2025年度の予算の審議と年金改革を巡る協議がどのように展開して行くのかが当面の注目点である。

昨年6月の前倒し選挙の決定以降のフランスの政治的な不透明感は、企業や家計のマインド、信用力に影響を及ぼしている。10年国債利回りの格差が、信用力の高いドイツに対して拡大し、フランスよりも格付けが低いイタリアに対して縮小していることは(図表12)、市場の警戒姿勢を反映したものだ。2024年7～9月期までは、パリ五輪もあり、フランスはユーロ圏を牽引する側にあったが(前掲図表1)、10～12月期以降は、ドイツとともにブレーキ役に回る可能性が高まっている。

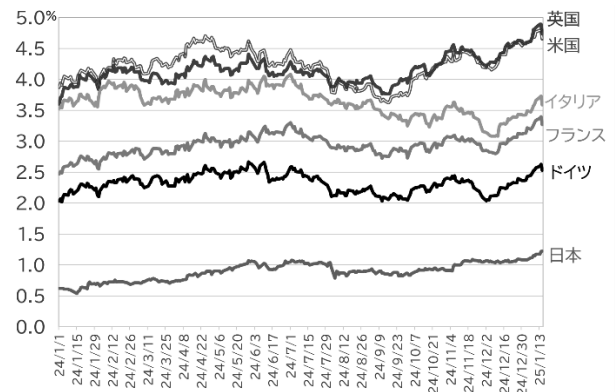
²⁵ Les Français et les conséquences économiques de la crise politique

図表 11 フランス国民議会議席構成



(資料) 国民議会

図表 12 10 年国債利回り



(資料) Datastream

ユーラシア・グループは、少なくとも 2025 年については「ヨーロッパの分裂」は「リスクもどき」で「分裂よりも統合に向かわせる可能性が高い」と分析する。「欧州の統一にとってこれまでで最も深刻な試練の 1 つとなる」が、VDL 2.0 の立場は強固であり、ドイツで 2 月の議会選挙後、メルツ氏率いる「機能不全の少ない」連立政権が誕生し、独仏関係の立て直しに貢献することなどから、「なんとか切り抜ける」という。「マクロンは国内で深刻な問題を抱えるものの、2027 年の選挙が近づくまでは、フランスの EU、外交、国防に関するリーダーシップを継続することに影響は受けない」と予想する。

但し、EU 分裂が「リスクもどき」であるのは、あくまでも 2025 年など短期の視点であることに留意が必要だろう。長期的な視点から、中西輝政²⁶は、「EU の分裂と欧州統合の挫折」を「中東秩序の大混乱とテロの蔓延」、「ロシア民主化の挫折と独裁への回帰」、「中国の膨張と軍事大国化」、「超大国・米国の衰退と「孤立主義」化」とともに世界秩序の「暗転の 5 つのシナリオ」の 1 つ、「すべてがはいよいよ現実のものになっている」という。

2025 年の EU が、トランプ 2.0 と対峙し、「危機バネ」を働かせて単一市場の完成度を高める政策協調に歩み出すことができるのか。EU は重要な分岐点に差し掛かっているように思われる。

3 | 「ブリュッセル効果」はどうなるか？

トランプ 2.0 は、コロンビア大学のアニュ・ブラッドフォード教授が「ブリュッセル効果」²⁷と名付けた EU のグローバルな規範を形作る能力に挑戦する圧力となる可能性もある。トランプ 2.0 は規範と多様性を重んじるリベラル民主主義への嫌悪感を隠そうとしていない。

加えて、政府効率化省 (DOGE) を起業家のビベック・ラマスワミ氏とともに率いるイーロン・マスク氏やメタのマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者 (CEO) ら (テクノロジーで自由の領域の拡張を目指す) テクノ・リバタリアンが政権に近づき、EU のデジタル規制への攻撃を強めよう

²⁶ 中西輝政「パックス・アメリカナ」の本当の終わり」『Voice』令和 7 年 2 月号 48 頁

²⁷ アニュ・ブラッドフォード (著)、庄司 克宏 (監修、翻訳)「ブリュッセル効果 EU の覇権戦略:いかに世界を支配しているのか」白水社

としているからである²⁸。

欧州の主流派にとっては世界最大の富豪でありインフルエンサーでもあるイーロン・マスク氏が、欧州の政治への介入を強め、「右傾化」していることへの懸念も高まっている。マスク氏は、英国では労働党のスターマー政権の早期退陣を求め²⁹、連邦議会選挙を控えるドイツでは「ドイツを救えるのはA f Dのみ」と主張、XでA f Dの共同党首のワイデル氏とライブチャットを開催³⁰し波紋を広げている。

V D L 1. 0のE Uでは、デジタル関連法の整備が進み、V D L 2. 0では着実な適用が期待されているが、デジタル領域では米国に大きな差をつけられ、大手テック企業を生み出すことも出来ていない。橘玲³¹によれば、テクノ・リバタリアンは、「貧困や戦争、気候変動などの問題は技術的に解決する」ことができ、より効果的により多くの不幸な人々を救うには「テクノロジーの進歩を加速させなければならない」という思想に基づいて、生き残りをかけた激しい競争を繰り広げている。その結果、テクノロジーの進歩が加速しているという。技術革新を競い合うテクノ・リバタリアンが、E Uのデジタル関連規制を嫌悪するのは当然とも言え、E Uの規制への攻撃にトランプ2. 0を利用することは十分考えられる。

大手テック企業にトランプ1. 0は厳しい姿勢をとり、共和党内でも大手テック企業への懐疑的な見方が支配的とされる³²が、2. 0ではMAG Aの牽引役として、より近い関係を築くことになるのか。E Uの規範パワーにどのような影響を及ぼすのかも含めて注目されよう。

4——おわりに—日本への示唆

トランプ2. 0は、政治的な目的のために関税という手段を用いる経済的な威圧、領土的野心の実現のための軍事力行使を選択肢として排除していない。中国、ロシアという軍事的にも強大な権威主義、専制主義国に対峙する上で、強気の姿勢が必要とされることは理解できる。しかし、攻撃の対象が、隣接するメキシコ・カナダ、欧州という同盟国・同志国、リベラル民主主義、規範に向いていることは、国際秩序の混乱をもたらすものであり、憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

トランプ氏は、「国際政治は大国が牛耳るものであり、小さな国は従うべき」という世界感の持ち主で、第2次世界大戦末期に米英ソ首脳がクリミア半島のヤルタに集まり密約を交わしたような「大国外交を望んでいるフシがある」との見立てもある³³。

日本にとっての米国の重要性は言うまでもなく、トランプ2. 0の米国との対立は回避すべきだが、日米の国力の差を考えれば、交渉だけで問題を解決できると考えるのは楽観的過ぎるだろう。

トランプ2. 0に向き合うために力を入れるべきことはE Uや日本に限らず、多くの国に当てはま

²⁸ 「SNS 投稿管理、米欧に溝 マスク氏「反検閲」にメタ追跡」日本経済新聞 2025 年 1 月 10 日

²⁹ [Musk examines how to oust Starmer as UK prime minister before next election](#), Financial Times, January 9 2025

³⁰ アニョ・ブラッドフォード（著）、庄司 克宏（監修、翻訳）「ブリュッセル効果 EU の覇権戦略：いかに世界を支配しているのか」白水社

³¹ 橘玲「テクノ・リバタリアンの「危険な賭け」」『Voice』令和 7 年 2 月号 108-115 頁

³² Brandon Bohrn and Peter Walkenhorst “[Trump 2.0: What is at Stake for Europe and Germany](#)” Bertelsmann Stiftung Policy Brief, October/November 2024

³³ 秋田浩之「トランプ「いじめ外交」の本質」日本経済新聞 2025 年 1 月 14 日

る。まず、グローバルな環境変化に対応した防衛・安全保障体制の整備である。自立を守り、外交を展開するための不可欠な要件となった。

経済・産業・通商政策の面では3方面での努力が必要だ。第1に同盟国・同志国間に対して、連携を通じて米国に対する交渉力を高めることだ。第2にルールに基づく自由貿易や自由な資本移動の恩恵を経済的な発展に結び付けたいと願い、今後のグローバル経済における比重を高めて行くことが見込まれるグローバルサウスの国々に対して、関係を強化することだ。多角化は、トランプ2.0の政策から派生するリスクを軽減することにつながる。第3に国内では、EUで単一市場完成への取り組みが求められるように、日本もトランプ2.0を構造問題解決の好機とし、自由な貿易や自由な資本移動による恩恵を享受できる体制の強化に動くことが望まれる。

人口減少、高齢化は経済成長をどれだけ抑制してきたのか



経済研究部 経済調査部長 斎藤 太郎
tsaito@nli-research.co.jp

※ 本稿は2025年2月28日発行「基礎研レポート」を
転載したものである。

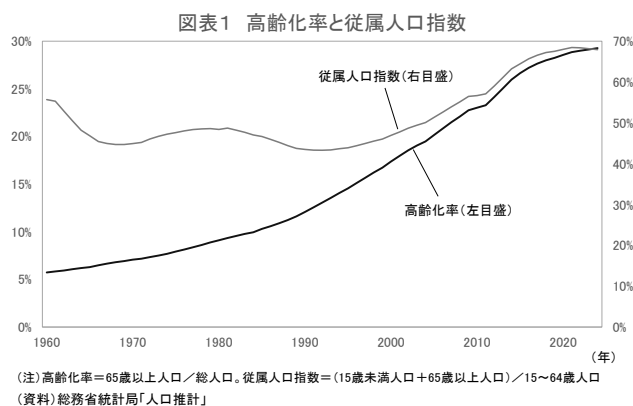
1——はじめに

消費者物価上昇率が2022年から3年連続で「物価安定の目標」の2%を上回るなど、日本経済は長年続いたデフレからは脱したが、経済成長率は低迷が続いている。実質GDPは新型コロナウイルス感染症の影響で2020年に前年比▲4.2%と急速に落ち込んだ後、2021年にはその反動もあり同2.7%と高めの成長となったが、2022年が同0.9%、2023年が同1.5%、2024年が同0.1%と急速な落ち込みの後としては低い伸びにとどまっている。2024年の実質GDPはコロナ禍前の2019年を0.9%上回ったが、言い換えれば2020年からの5年間で年平均0.2%程度しか成長していないことになる。

経済成長率の停滞が続いている要因として、人口減少の影響が挙げられることが多い。日本の人口は2008年をピークに減少局面に入っている。2024年の人口はピーク時の1億2808万人から▲429万人、▲3.4%減少し、足もとの減少ペースは年率▲0.5%程度まで加速している。

人口減少と同時に高齢化が進展していることも、経済成長率低迷の理由として挙げられることがある。高齢化によって相対的に生産性の低い就業者の割合が高まることにより、全体の労働生産性が低下する可能性があること、相対的に消費水準が低い高齢者の割合が高まることにより全体の消費水準が低下する可能性があることがその主な理由である。

1960年に5%程度に過ぎなかった高齢化率（65歳以上人口比率）は一貫して上昇しているが、1990年頃からそのペースが加速し、2024年には29.3%となった。また、従属人口指数（（15歳未満人口+65歳以上人口）／生産年齢人口（15～64歳））は1990年頃までは40%台で横ばい圏の動きが続いていたが、その後大きく上昇し、近年は60%台後半で推移している（図表1）。



本稿では、経済成長率停滞のうち人口減少による影響を確認した上で、高齢化による影響を供給面、需要面からのアプローチによって検証する。

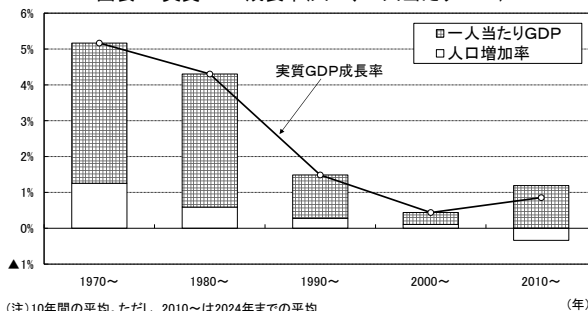
2——人口動態と経済成長の関係

日本の実質 GDP 成長率(年平均)は、1970 年代の 5.2%から 1980 年代が 4.3%、1990 年代が 1.5%、2000 年代が 0.4%、2010 年以降が 0.9%と長期的に低下傾向が続いている。

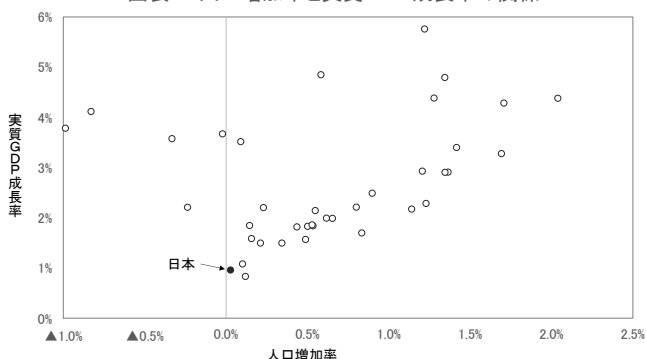
実質 GDP 成長率を人口増加率と一人当たり GDP の伸び率に分けてみると、人口増加率は 1970 年代の 1.3%から 1980 年代が 0.6%、1990 年代が 0.3%、2000 年代が 0.1%、2010 年以降が▲0.3%と徐々に低下しているが、変化のペースは緩やかである。これに対し、一人当たり GDP の伸びは 1970 年代の 3.9%から 1980 年代が 3.7%、1990 年代が 1.2%、2000 年代が 0.3%、2010 年以降が 1.2%となっており、1990 年代にその水準を大きく切り下げた後、長期にわたり低水準で推移している¹ (図表 2)。

人口の変化が一国の経済成長に影響を及ぼすことは確かである。OECD 加盟国 (38 カ国) における 1990 年以降の人口増加率と実質 GDP 成長率の関係をみると、両者には緩やかな正の相関関係がある (図表 3)。しかし、人口増加率は一人当たり実質 GDP の伸び率と連動しない。1990 年以降の人口増加率と一人当たり実質 GDP 成長率の関係をみると、両者には相関が見られない² (図表 4)。

図表2 実質GDP成長率(人口、一人当たりGDP)

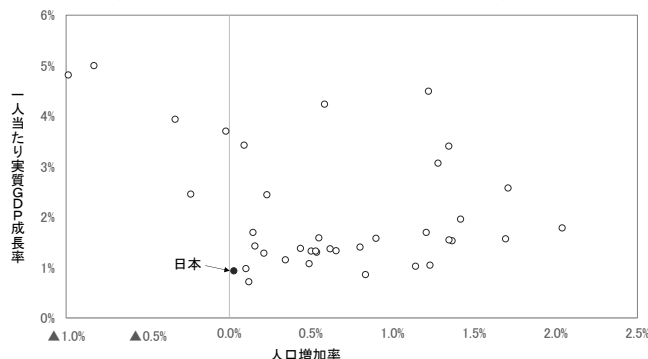


図表3 人口増加率と実質GDP成長率の関係



(出所) OECD (注) OECD加盟国(38カ国)の1990~2023年の年平均

図表4 人口増加率と一人当たり実質GDP成長率の関係



(出所) OECD (注) OECD加盟国(38カ国)の1990~2023年の年平均値

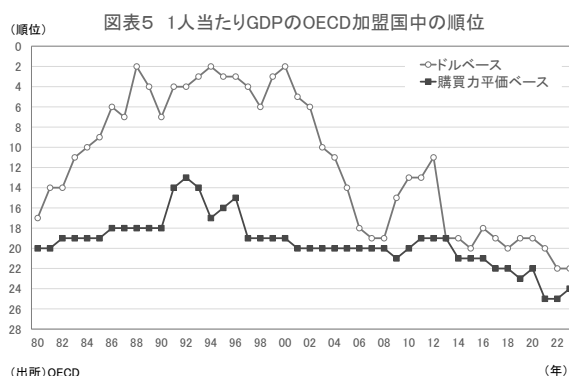
日本の低成長は人口減少とは直接関係のない一人当たり GDP 成長率の低下によってもたらされている部分が多い。人口減少が続くもとでも、一人当たり GDP の伸びを高めることによって国全体の成長率を高めることは可能である。

¹ 実質 GDP 成長率 (一人当たり GDP 成長率) は 2000 年代に低下した後、2010 年以降は持ち直しているように見える。これは 2000 年代にはリーマン・ショックの影響で成長率が急速に落ち込んだ 2008、2009 年が含まれている一方、2010 年以降はその反動で高成長となった 2010 年が含まれているためである。趨勢的には 1990 年代に急速に低下した成長率は現在まで停滞が続いていると判断される。

² 1990~2023 年の人口増加率と実質 GDP 成長率の相関係数は 0.3011、人口増加率と一人当たり実質 GDP 成長率の相関係数は -0.3065

日本は十分豊かになったので、これ以上成長する必要がないという見方もある。確かに、かつては日本の一人当たり GDP の水準が世界最上位に位置していた。しかし、経済の停滞が長期化したことにより、現在では、国際的にみて日本は十分に豊かとは言えなくなっている。

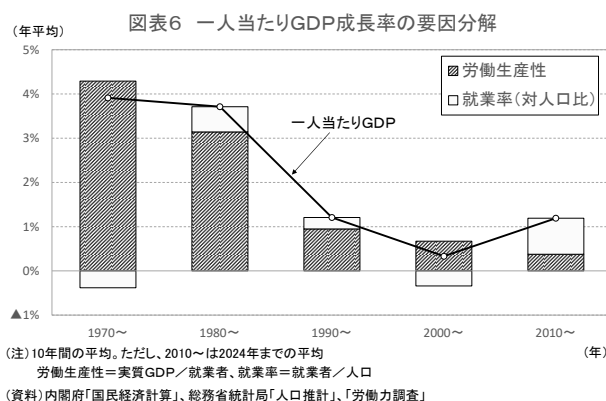
国全体の GDP の規模は米国、中国、ドイツに次ぐ世界第4位を保っているものの、一人当たり GDP で見れば、OECD 加盟国(38 カ国)の中で下位(2023 年はドルベースで 22 位、購買力平価ベースで 24 位)に位置している(図表 5)。十分に豊かだから成長の余地がないという議論は現在の日本には当てはまらない。



3——高齢化と経済成長～供給面からのアプローチ～

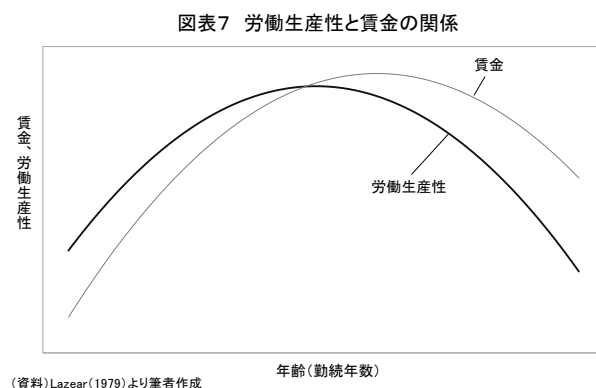
前節で示した通り、人口減少そのものが経済成長率の低下に与える影響は限定的と考えられる。しかし、日本は人口減少と同時に高齢化が進展しており、このことが経済成長の抑制に働いている可能性がある。本節では、供給面からのアプローチによって、高齢化が一人当たり GDP 成長率の低下にどれだけ寄与してきたかを検証する。

一人当たり GDP＝労働生産性(実質 GDP／就業者)×就業率(対人口比)で表される。一人当たり GDP 成長率を労働生産性の変化と就業率(対人口比)の変化に分けると、就業率は 1980 年代、1990 年代、2010 年以降がプラスとなる一方、1970 年代、2000 年代がマイナスとなっており、年代によってばらつきがある。一人当たり GDP 成長率の低下に大きく寄与しているのは労働生産性である。労働生産性の上昇率(年平均)は 1970 年代の 4.3%から 1980 年代が 3.1%、1990 年代が 0.9%、2000 年代が 0.7%、2010 年以降が 0.4%と長期にわたって低下し続けている(図表 6)。



一般的に、年齢と労働生産性の関係は逆 U 字型を描くとされている。すなわち、就労を開始したばかりの若年期には労働生産性の水準は低く、経験の蓄積とともに中年期にかけて上昇した後、一定の年齢に達すると、加齢に伴う体力や認知能力の衰えなどから低下するというものである。

一方、年齢別の賃金カーブも労働生産性と同様に逆 U 字型を描くことが知られている。ただし、企業は若年期に労働生産性を下回る賃金を支払い、高齢期に労働生産性を上回る賃金を支払うと



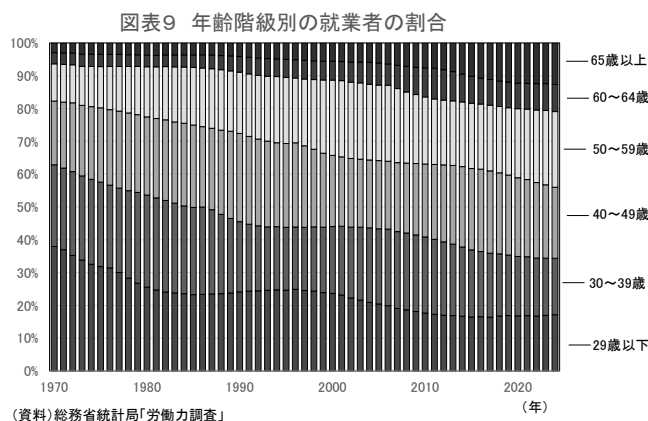
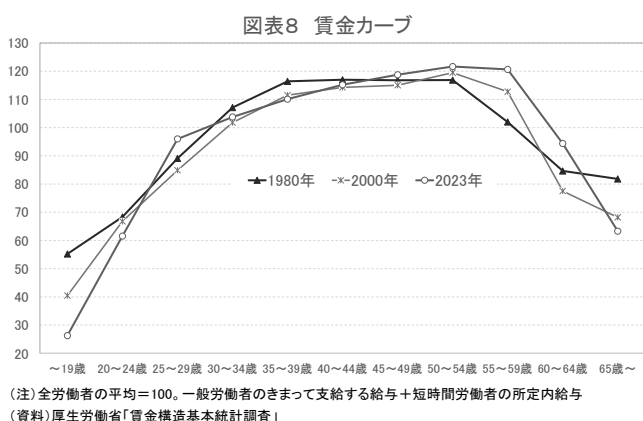
いう「後払い賃金仮説」により、賃金カーブの傾きは労働生産性のカーブよりも傾きが急で、労働生産性は賃金よりも早いタイミングでピークを迎えるとされている（図表7）。

高齢化による労働生産性への影響を見るためには、年齢階級別の労働生産性のデータが必要となる。しかし、労働生産性（付加価値／就業者）の分子となる年齢階級別の付加価値に関するデータがないことから、推計することが困難である。一方、年齢階級別の賃金は厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」から入手することができる。

労働生産性と賃金ではカーブの傾きやピーク時が異なるものの、逆 U 字型の形状となっている点は共通している。ここではまず、年齢階級別の労働生産性が年齢階級別の賃金に連動するという仮定を置いて³、1970 年以降の労働生産性の変動を年齢階級別の労働生産性の変化と年齢構成の変化に要因分解する。年齢階級別の労働生産性の分子となる年齢階級別の付加価値（実質 GDP）は、年齢階級別の賃金を年齢階級別の労働生産性の代理変数とした上で、年齢階級別に労働生産性×就業者数を計算し、実際の実質 GDP をこの比率で按分することにより求めた。

年代別の賃金カーブ（一般労働者のきまって支給する給与+短時間労働者の所定内給与）を確認すると、1980 年には賃金水準のピークが 40～44 歳だったが、その後ピークは徐々に高齢層にシフトし、2020 年以降のピークは 50～54 歳となっている（図表 8）。また、直近の若年層、高齢層の賃金カーブの傾きは従来よりも急になっていることが分かる。これは、若年層、高齢層で特に非正規化が進んでいるため、他の年齢層と比べた相対的な賃金水準が従来よりも低くなっているためである。

また、年齢階級別の就業者構成比の 1970 年から 2024 年にかけての変化をみると、29 歳以下が 38%から 17%、30～39 歳が 25%から 17%へと低下する一方、60～64 歳が 3%から 8%、65 歳以上が 3%から 13%へと上昇するなど、若年層の割合が低下、高齢層の割合が上昇している（図表 9）。



労働生産性の上昇率は、年齢階級別の労働生産性の変化と年齢構成の変化に要因分解することができる。各年齢階級の労働生産性が上昇すれば、全体の労働生産性も上昇する。年齢構成の変化については、労働生産性が相対的に低い年齢層の割合が高まれば、全体の労働生産性は低下するため、高齢化の進展は労働生産性の低下要因になると考えられる。

³ たとえば、20～24 歳の賃金が 19 歳以下の賃金よりも 10%高ければ、20～24 歳の労働生産性は 19 歳以下の労働生産性よりも 10%高いとする。

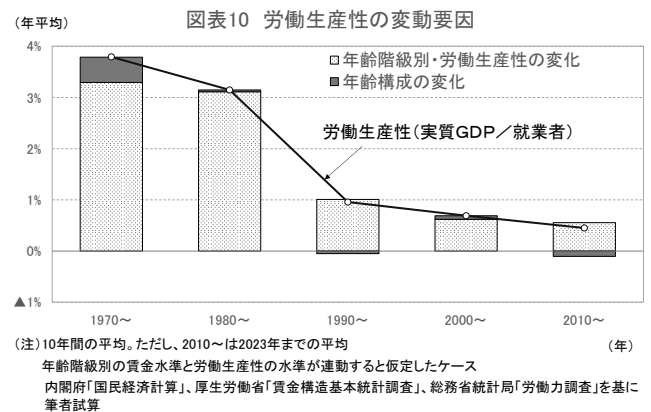
要因分解は以下の計算式による

$$\frac{LP^{t+1} - LP^t}{LP^t} = \underbrace{\frac{1}{LP^t} \times \sum \left[(LP_i^{t+1} - LP_i^t) \times \frac{w_i^{t+1} + w_i^t}{2} \right]}_{\text{労働生産性上昇率}} + \underbrace{\frac{1}{LP^t} \times \sum \left[(w_i^{t+1} - w_i^t) \times \frac{LP_i^{t+1} + LP_i^t}{2} \right]}_{\text{年齢階級別の労働生産性の変化}} + \underbrace{\frac{1}{LP^t} \times \sum \left[(w_i^{t+1} - w_i^t) \times \frac{LP_i^{t+1} + LP_i^t}{2} \right]}_{\text{年齢構成の変化}}$$

LP：労働生産性、w：年齢階級別の就業者構成比 i は年齢階級区分

1970 年以降の労働生産性上昇率を要因分解した結果が図表 10 である。労働生産性が相対的に低い高齢者の割合が高まることは労働生産性の低下要因だが、必ずしもそのような事実は読み取れない。年齢構成の変化は、1970 年代（年平均 0.5%）、1980 年代（同 0.1%）は労働生産性の押し上げ要因となっていたが、1990 年代に押し下げ要因（同▲0.1%）に転じた。2000 年代（同 0.1%）にいったん押し上げ要因になった後、2010 年以降（同▲0.1%）は再び押し下げ要因となっているが、その幅は小さい。

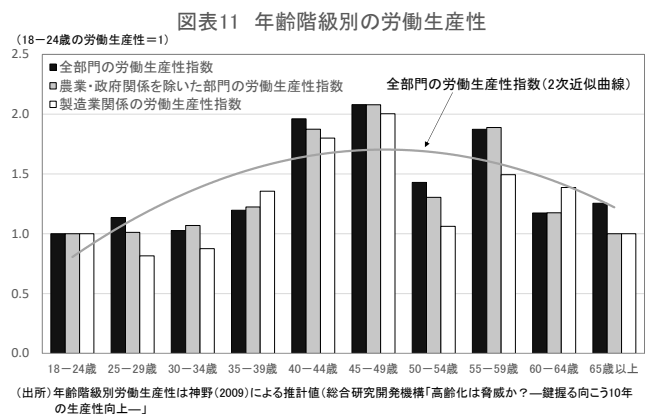
一方、年齢階級別の労働生産性の変化は、一貫して労働生産性の押し上げ要因となっているが、押し上げ幅は 1970 年代の 3.3%から 1980 年代が 3.1%、1990 年代が 1.0%、2000 年代が 0.6%、2010 年以降が 0.6%と徐々に縮小している。労働生産性上昇率の低下に寄与しているのは、主として各年齢階級の労働生産性上昇率が低下していることである。



年齢構成の変化が必ずしも全体の労働生産性の押し下げに寄与していない理由は、高齢者の割合が高まるのがマイナスに働く一方、高齢者と同様に相対的に労働生産性が低い若年者の割合が下がることが全体の労働生産性の上昇に寄与し、両者が打ち消しあっているためである。また、高齢者の相対的な賃金水準が従来に比べて高くなっていることも、高齢化による労働生産性の低下幅が小さくなっている一因になっていると考えられる。

年齢階級別の賃金水準が年齢階級別の労働生産性の水準に連動するという仮定は、高齢者の労働生産性を過大評価することにより、高齢化の影響を過小評価している可能性がある。そこで、次に先行研究の年齢階級別の労働生産性の推計値を用いて、労働生産性の変動要因を試算する。

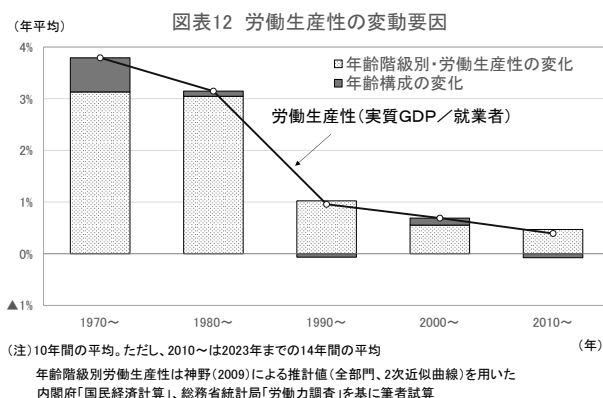
神野（2009）は、部門別のパネル・データを用いて、年齢階級別の労働者割合を生産関数に加えることにより、全部門、農業・政府関係を除いた部門、製造業関係の年齢階級別労働生産性を推計している。すべての推計結果において労働生産性は 35 歳以降に大きく上昇し、40 歳代でピークを



つけた後に低下し、65 歳以上になるとピークの半分程度となっている（図表 11）。労働生産性のほうが賃金よりも早くピークをつけることはその他の先行研究の結果と一致している。

年齢階級別の労働生産性のうち、全部門の労働生産性指数（2 次近似曲線）を用いて、労働生産性上昇率を労働生産性の変化と年齢構成の変化に要因分解した結果が図表 12 である。

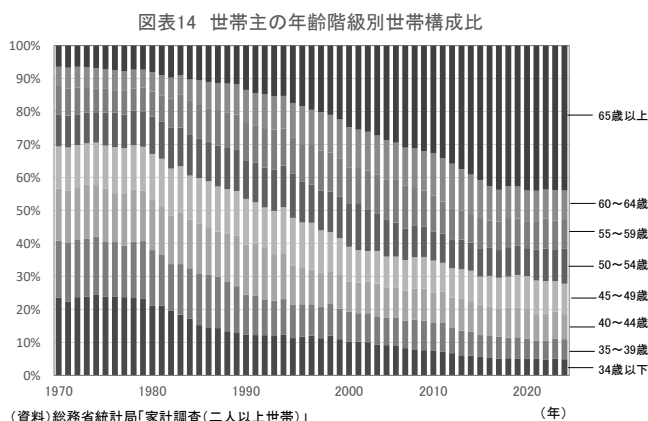
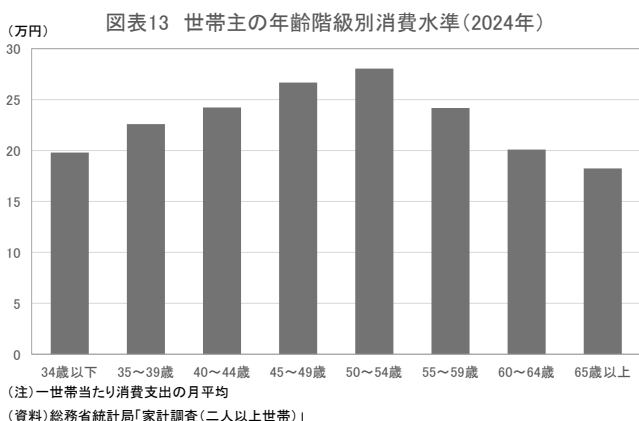
結果は年齢階級別の賃金を年齢階級別の労働生産性の代理変数とした場合（前掲図表 10）と大きく変わらない。すなわち、労働生産性上昇率の低下に大きく寄与しているのは、各年齢階級の労働生産性上昇率の低下である。年齢構成の変化は 1980 年代までは労働生産性の押し上げに寄与していたが、1990 年代以降は労働生産性の上昇に対する寄与はゼロ%を挟んで上下しており、その幅はプラスマイナス 0.1%と小さい。



4——高齢化と経済成長～需要面からのアプローチ～

前節では、高齢化による経済成長率への影響を供給面からみたが、相対的に消費水準が低い高齢者の割合が高まることは、需要面から経済成長率の低下圧力となる可能性がある。

総務省統計局の「家計調査（二人以上世帯）」を用いて、世帯主の年齢階級別の消費水準（2024 年）を確認すると、消費水準のピークは 50～54 歳で、55 歳以上は年齢が高くなるほど消費水準が低下している（図表 13）。また、高齢者世帯の割合は大きく上昇しており、世帯主が 65 歳以上の世帯の割合は 1970 年時点では 6%に過ぎなかったが、1980 年代に 10%台、1990 年代に 20%台、2000 年代に 30%台、2010 年代に 40%台と上昇の一途をたどっている（図表 14）。

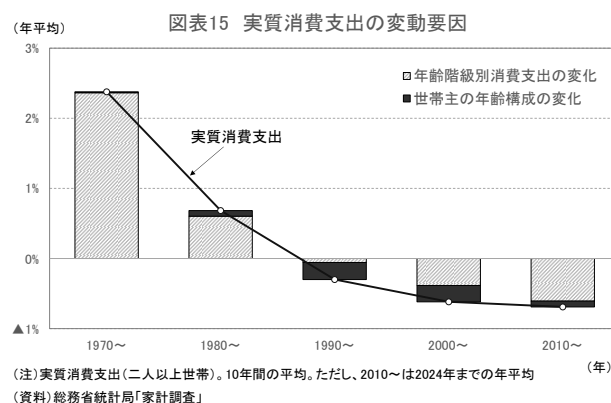


実質 GDP 成長率と同様に、個人消費の伸びは長期にわたり低下傾向が続いている。総務省統計局の「家計調査（二人以上世帯）」によれば、一世帯当たりの実質消費支出の伸び（年平均）は 1970 年代の 2.4%から 1980 年代が 0.7%、1990 年代が▲0.3%、2000 年代が▲0.6%、2010 年以降が▲0.7%と低下傾向が続いている。家計調査の消費支出は一世帯当たりとなっており、世帯人員の減少が消費水準の低下をもたらしている面がある。しかし、世帯人員一人当たりの消費支出でも、

長期にわたり伸び率の低下傾向が続いていることは変わらない⁴。

1970 年以降の実質消費支出の伸び率（一世帯当たり）を、年齢階級別の実質消費支出の変化と世帯主の年齢構成の変化に要因分解すると、年齢階級別の実質消費支出の変化は 1980 年代までは押し上げ要因となっていた。しかし、1990 年代に押し下げ要因に転じた後、押し下げ幅の拡大が続

き、2010 年以降は年平均▲0.6%となっている。
年齢構成の変化についても、1980 年代までは押し上げ要因、1990 年代以降は押し下げ要因となっているが、実質消費支出の伸び率に対する寄与度は 1990 年代が年平均▲0.2%、2000 年代が同▲0.2%、2010 年以降が同▲0.1%と小さく、押し下げ幅が拡大しているわけではない（図表 15）。



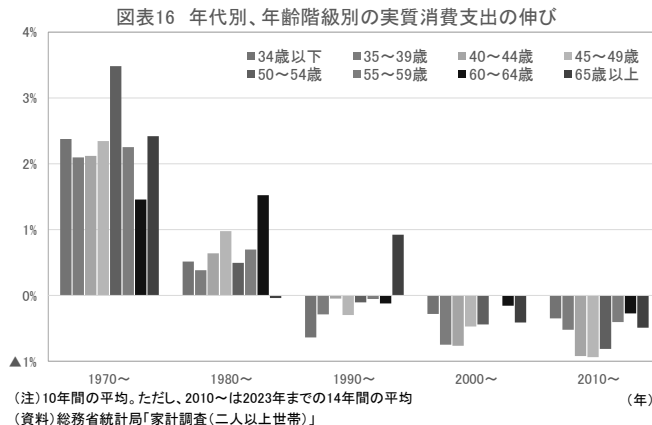
要因分解は以下の計算式による

$$\frac{C^{t+1} - C^t}{C^t} = \underbrace{\frac{1}{C^t} \times \sum \left[(C_i^{t+1} - C_i^t) \times \frac{w_i^{t+1} + w_i^t}{2} \right]}_{\text{年齢階級別の実質消費支出の変化}} + \underbrace{\frac{1}{C^t} \times \sum \left[(w_i^{t+1} - w_i^t) \times \frac{C_i^{t+1} + C_i^t}{2} \right]}_{\text{世帯主の年齢構成の変化}}$$

実質消費支出の伸び

C：実質消費支出、w：世帯主の年齢構成比 i は年齢階級区分

1990 年代以降は、高齢化の影響が消費の伸びを抑制していることは確かだが、押し下げ幅は限定的である。実質消費支出の伸びが長期にわたって低迷している主因は、各年齢階級の消費が減少を続けていることである。年齢階級別の実質消費の伸びを年代別に見ると、ほとんど全ての年齢階級で 1990 年代以降、一貫して減少している。2010 年以降では特に 40 歳代から 50 歳代前半の中年層の減少幅が大きくなっている（図表 16）。



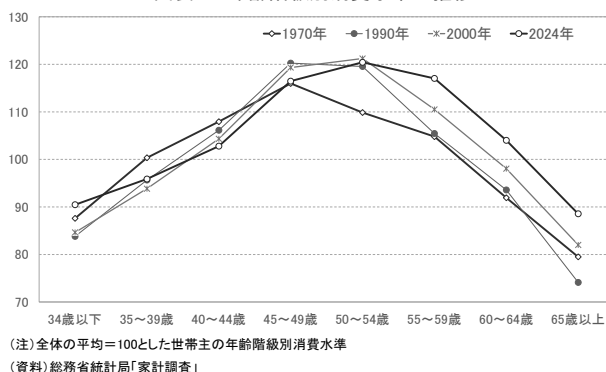
なお、この分析は家計調査の二人以上世帯によるものだが、高齢化の進展や晩婚化・非婚化の進行などに伴い単身世帯が増えているため、必ずしも日本全体の消費動向を捉え切れていない可能性がある。しかし、家計調査で単身世帯も含めた総世帯の調査、公表が開始されたのは 2002 年であり、長期的な推移をみることはできない。ちなみに、単身世帯を含む総世帯の実質消費支出の伸び率を二人以上世帯と同様に要因分解すると、2003 年から 2024 年までの実質消費支出の伸び率は年

⁴ 世帯人員一人当たりの実質消費支出の伸び（年平均）は 1970 年代が 2.8%、1980 年代が 1.3%、1990 年代が 0.6%、2000 年代が▲0.0%、2010 年以降が▲0.2%である。

平均▲0.9%だが、その内訳は年齢階級別の消費支出の変化が▲0.7%、年齢構成の変化が▲0.2%（いずれも寄与度）となった。総世帯でみても、消費低迷の主因は高齢化ではなく、各年齢階級の消費低迷であるという事実は変わらない。

年齢構成の変化、すなわち高齢化の影響が限定的にとどまっている理由のひとつとして、高齢者の相対的な消費水準が時代とともに変化していることが挙げられる。世帯主の年齢階級別の消費水準を時系列でみると、1970年時点では65歳以上世帯の消費水準は全世帯平均の8割以下だったが、2024年には9割弱まで上昇している。また、60～64歳の消費水準は1970年時点では9割程度だったが、2024年には全体の平均を上回る水準となっている（図表17）。高齢者比率の上昇が消費全体の押し下げ要因となっているものの、高齢者世帯の相対的な消費水準の上昇がその影響を打ち消している。

図表17 年齢階級別消費水準の推移



5——まとめ

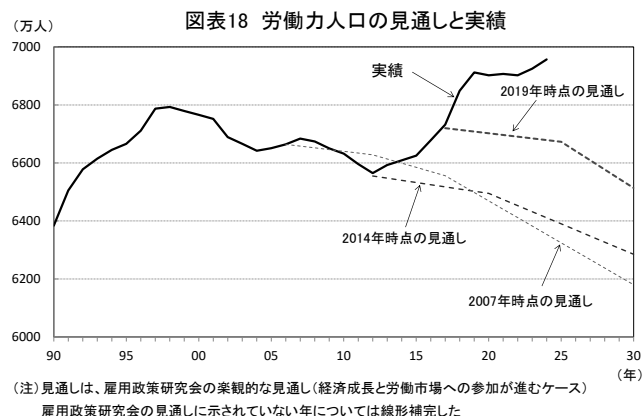
人口減少が国全体の経済成長率を一定程度抑制することは確かだが、日本経済の長期停滞の主因となっている一人当たりGDP成長率の低迷は、人口減少とは基本的に無関係である。高齢化の進展は一人当たりGDP成長率の押し下げ要因となりうるが、本稿で行った供給面、需要面からのアプローチでは、少なくとも現在までは高齢化の影響が限定的であることが示された。

現時点で高齢化の影響がそれほど大きなものとなっていない一因として、健康寿命の延伸や様々な政策・制度変更に伴い、高齢者の属性が時代とともに変化していることが挙げられる。たとえば、年齢階級別の賃金水準を時系列でみると、他の年齢層と比べた高齢者の相対的な賃金水準はかつてに比べて上昇しており（前掲図表8）、このことは高齢者の相対的な労働生産性が従来よりも高くなっている可能性を示唆する。また、高齢者の相対的な消費水準が高まっていることは、ある時点で将来の高齢化の影響を考えた場合よりも実際の影響が小さくなる要因になっていると考えられる。

高齢化の影響を過大評価しすぎた例として、人口減少と高齢化が同時に進むもとでは減少が不可避とされていた労働力人口が想定を上回るペースで増加していることが挙げられる。労働力人口は、団塊の世代（1947～1949年生まれ）が60歳を迎える2007年以降、大幅に減少することが予想されていた。しかし、継続雇用年齢や定年の引き上げなどを盛り込んだ「高年齢者雇用安定法」の改正が繰り返されたこともあり、高齢者の労働力率は大きく上昇し、労働力人口は2012年を底として増加傾向が続いている⁵。

⁵ 女性の労働力率が大幅に上昇していることも労働力人口を大きく押し上げている。

厚生労働省の雇用政策研究会が 2014 年に公表した報告書では、2020 年の労働力人口は楽観的な見通し（経済成長と労働市場への参加が進むケース）でも 6495 万人とされていた。しかし、実際には新型コロナの影響で 8 年ぶりに前年よりも減少したにもかかわらず 2020 年の労働力人口は 6902 万人となり、2014 年当時の楽観的な見通しを 407 万人上回った。労働力人口は 2021 年以降、4 年連続で増加し、2024 年には 6957 万人と過去最高を更新した（図表 18）。



一人当たり GDP 成長率の停滞は、供給面からは各年齢階級の労働生産性の上昇率低下、需要面からは各年齢階級の消費支出の減少によってもたらされている。

日本の時間当たり労働生産性（マンアワーベースの労働生産性）の上昇率は、諸外国と比べて必ずしも低くない。労働者一人当たりの生産性（メンバーベースの労働生産性）の上昇率が低いのは、生産性向上が主として労働時間の大幅削減によってもたらされていること、労働生産性の分子である付加価値（実質 GDP）の伸びが低いためである。実質 GDP は供給力と同時に需要の大きさを表す指標である。労働生産性は経済成長を供給面から分析する際に用いられる概念だが、日本は最終需要の弱さが結果として労働生産性の上昇率低下をもたらしてきた側面が強いと考えられる⁶。

需要面からは、個人消費の長期低迷が最大の問題だが、その背景には実質可処分所得の伸び悩みがある。この点については、約 30 年ぶりの高水準となった賃上げに加えて、減税や財産所得（利子・配当）の拡大などによって実質可処分所得を着実に増やすことができれば、高齢化が進む中でも個人消費の回復が期待できる。

また、企業収益が好調を続ける中でも、設備投資が低い伸びにとどまっている一因は人手不足による供給制約だが、それに加えて多くの経営者が人口減少や高齢化によって国内市場の縮小が不可避と考えていることが国内投資の抑制につながっている可能性がある。個人消費が拡大し、国内の売上が増加するという確信が持てるようになれば、国内投資の活性化につながるだろう。

日本の経済成長率が長期にわたって停滞している主因は、一人当たり GDP 成長率の低下であり、人口減少や高齢化の影響は限定的である。日本経済が長期停滞から抜け出すためには、人口減少や高齢化を巡る過度な悲観論を払拭することも必要と考えられる。

<参考文献>

大島寧子・上村末緒（2007）「少子高齢化・人口減少時代に日本は成長を確保できるか～求められる「バランスのとれた危機意識～」 みずほ総合研究所 みずほ総研論集 2007 年Ⅱ号。
斎藤太郎（2023）「生産性向上が先か、賃上げが先かー賃上げを起点に縮小均衡から拡大路線への転換を」 ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート」2023-2-28。

⁶ この点については、「生産性向上が先か、賃上げが先かー賃上げを起点に縮小均衡から拡大路線への転換を」（基礎研レポート 2023.2.28）をご覧ください。

- 神野真敏(2009)「年齢区分でみた労働生産性の推計」『高齢化は脅威か?—鍵握る向こう 10 年の生産性向上—』2009 年 11 月 pp54-65、公益財団法人総合研究開発機構.
- 内閣府 (2003)「平成 15 年度 年次経済財政報告 (経済財政白書)」.
- 永沼早央梨・西岡慎一 (2014)「わが国における賃金変動の背景: 年功賃金と労働者の高齢化の影響」 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.14-J-9.
- Lazear, Edward P.(1979), “Why Is There Mandatory Retirement?”, The Journal of Political Economy, Vol.87, No.6, pp.1261-1284.

バランスシート調整の日中比較

両国で異なる実体経済のデレバレッジと経済的影響のプロセス



経済調査部 主任研究員 三浦 祐介
y-miura@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 6 月 11 日発行「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

- 中国では、不動産不況が長期化の様相を呈している。こうしたなか、中国が今後、不動産バブル崩壊による景気の悪化を経て経済の停滞が長期化する、いわゆる「日本化」の可能性が懸念されている。本稿では、日本を長期停滞に陥らせた主因ともいえるバランスシート調整とその経済的影響について、実体経済に焦点を当て、中国と日本との比較を踏まえて今後を展望する。
- 中国でバランスシート調整が始まったのは 2015 年末である。2012 年に習政権が発足した後、質の高い発展を実現するためのサプライサイド構造改革の中核的施策として、過剰生産能力の解消、不動産在庫の解消、過剰債務の解消（デレバレッジ）の「3 つの過剰」の処理が進められるようになった。その取り組みは、全体としてみれば、2019 年頃までは一定の成果をあげたと評価できる。ただし、その後の展開は、対策の過程で生じた副作用や外部環境の変化を受け、より大きな問題が生じたり、方向転換を余儀なくされてしまったりと、構造改革の難しさを物語っている。
- デレバレッジに焦点をあて、日本との比較に基づいて中国の特徴をみると、部門によってピークや債務規模の水準が異なっており、現時点における中国のデレバレッジの圧力は当時の日本に比べて小さい。経済的影響の表れ方についても、日本では各部門の調整が連鎖したことで経済の悪循環を招き、長期停滞につながったのに対して、中国では連鎖していない。
- 中国の今後のバランスシート調整を展望すると、目下の不動産セクターの調整をうまく乗り越えられたとして、地方政府の隠れ債務処理が最大の課題である。その対策は 23 年から再び強化されている。中央政府による財政出動などを通じて、緩やかな減速にとどめる経済運営が目指されると考えられるが、人口動態などの構造変化を背景に残された時間には限りがある。次回の党大会（2027 年）といった政治日程を節目としながら、30 年代半ばに向けて段階的に処理が進むことが予想される。

1——はじめに

中国では、2020年のデベロッパー向け融資総量規制に端を発する不動産不況が長期化の様相を呈している。こうしたなか、中国が今後、不動産バブル崩壊による景気の悪化を経て低成長・低インフレに陥り、経済の停滞が長期化する、いわゆる「日本化」の可能性が懸念されている。不動産不況の状況に加えて、非金融部門における債務の蓄積や人口減少といった経済成長を取り巻く背景が、不動産不況の最中にある現在の中国と、バブル崩壊を経験した1990年前後の日本とで酷似している、あるいは日本より深刻な点も、そうした不安を強めているのだろう（図表1）。

懸念は、現実のものとなるだろうか。日本が長期停滞に陥った経緯を振り返ると、上述の不動産バブル崩壊による景気悪化に加え、過剰債務のデレバレッジなど経済全体としてバランスシート調整が発生し、金融危機の発生にまで至ったことが大きく影響している。このバランスシート調整に焦点をあてたとき、中国はどのような状況にあるといえるだろうか。本稿では、中国におけるバランスシート調整の動向と経済への影響について、実体経済に焦点を当ててこれまでの歩みと現状を確認するとともに、バブル崩壊当時の日本との比較も踏まえて今後を展望したい。

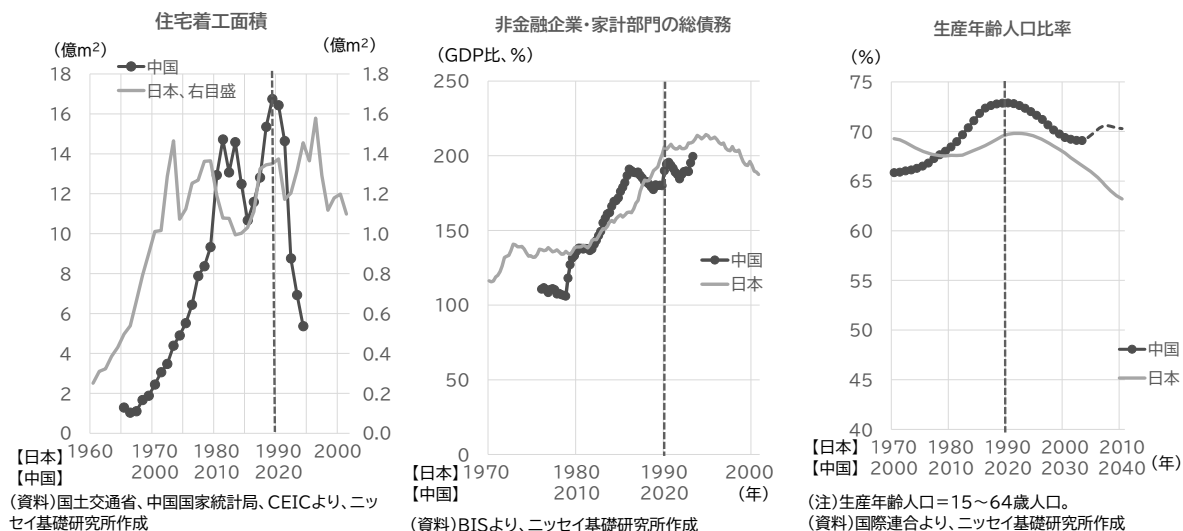
2——中国におけるバランスシート調整の歩み

1 | 2015 年末に提起された「サプライサイド構造改革」を契機にスタート

中国でバランスシート調整の動きが始まったのは、2015年末である。同年12月に開催された中央経済工作会议で、「過剰生産能力の解消、（不動産）在庫の解消、過剰債務の解消、（企業の）コスト削減、弱点の補強」の5つの取り組み（以下、中国語での総称である「三去一降一补」）を進めることが提起された。このうち、過剰生産能力の解消、不動産過剰在庫の解消、過剰債務の解消という、中国版「3つの過剰」への対策がバランスシート調整の取り組みと位置付けられる。

そこまでに至る経緯を簡単に振り返ると以下の通りだ。2008年に発生した世界金融危機に対して、当時の胡錦涛政権のもと、中国政府はいわゆる「4兆元の景気対策」と呼ばれる大規模な経済対策を実施した。また、それに続く欧州債務危機の際にも景気下支えが行われた。こうした景気対策の過程で、旺盛な設備投資が実施されて生産能力が過剰となったほか、不動産市場が過熱してデベロッパーによる積極的な住宅投資が行われた結果、不動産も過剰となった。また、間接金融中心の金融システムを背景に、投資の過熱化に伴い企業の債務も膨らんだ。他方、12年開催の第18回党大会を経て、習近平体制が発足

図表 1



した後、中国経済の発展段階が、これまでの高度経済成長から中高速成長の段階への移行に差し掛かっているとの認識のもと、「経済発展のニューノーマル」への移行が謳われるようになった。このニューノーマル移行に向けて、質の高い発展を実現するための重要な取り組みとして、上述の15年末開催の中央経済工作会议で「サプライサイド構造改革」が提起された。「三去一降一補」は、当時のサプライサイド構造改革における中核的な施策と位置付けることができる。

それでは、個々の取り組みはどのように進み、どのような成果をあげたのだろうか。具体的な展開は次項以下で示す通りだが、全体としてみれば、2019年頃までは一定の成果をあげたと評価できる。ただし、その後の展開は、対策の過程で生じた副作用や外部環境の変化を受け、より大きな問題が生じたり、方向転換を余儀なくされてしまったりと、構造改革の難しさを物語っている。

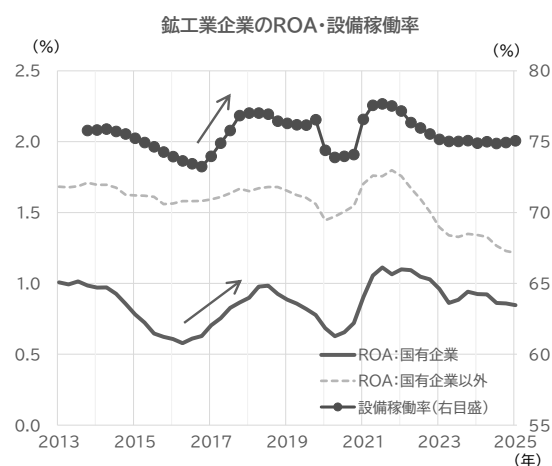
2 | 過剰生産能力の解消：行政的手段により進展するも、近年問題が再燃

過剰生産能力が深刻な製品として当時認識されていたのは、鉄鋼やセメント、ガラス、船舶等のほか、風力発電設備や多結晶シリコンなどであり、重厚長大型の産業から新興産業まで幅広い業種で過剰感が強まっていたようだ。このうち、重厚長大型の産業が、その後、過剰生産能力解消の重点対象となった。例えば、2013年に発表された「生産能力過剰の矛盾解消に関する指導意見」では、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、ガラス、船舶が政策の対象とされた。そして、15年末から対策が本格化した後の16年2月、鉄鋼業と石炭業を対象とする過剰生産能力解消の方針が公表され、それぞれ、5年間で累計1～1.5億トン（当時の生産能力の約8～13%）、3～5年で累計5億トン（同約9%）以上を削減するという具体的な数値目標が掲げられた。これをもとに、各地方や国有企業も個々に数値目標を掲げ、行政的な手段で過剰設備の淘汰が進められていった。なお、生産能力の過剰が深刻化していた他の産業（セメントやガラスなど）でも、鉄鋼・石炭ほどの強力な対策はとられなかったものの、淘汰が促された。17年12月の中央経済工作会议以降は、重点政策が「三去一降一補」から、「3つの堅塁攻略戦」（重大リスクの解消、脱貧困、環境汚染防止）へとシフトしていったが、過剰生産能力解消は環境汚染防止の文脈の中に位置づけられ、対策は継続した。

その後、鉄鋼、石炭ともに18年には前倒しで上述の淘汰目標を達成した。地条鋼と呼ばれる粗悪な鉄鋼の生産が根強く残るといった問題はみられたが、全体としてみれば、16年以降、国有企業を中心に工業企業のROAは改善し、設備稼働率も上昇した（図表2）。こうしてみると、過剰生産能力解消の対策は一定の成果をあげたと評価できる。

ただし、過剰生産能力については、最近も課題として再浮上している。例えば、23年12月に開催された中央経済工作会议では、目下の課題のひとつとして「一部の産業における過剰」が指摘されている。実際、設備稼働率は21年以降低下傾向にあり、24年1～3月期には、上述のサプライサイド構造改革が始まる前の2015年中の水準まで低下している。具体的な業種について

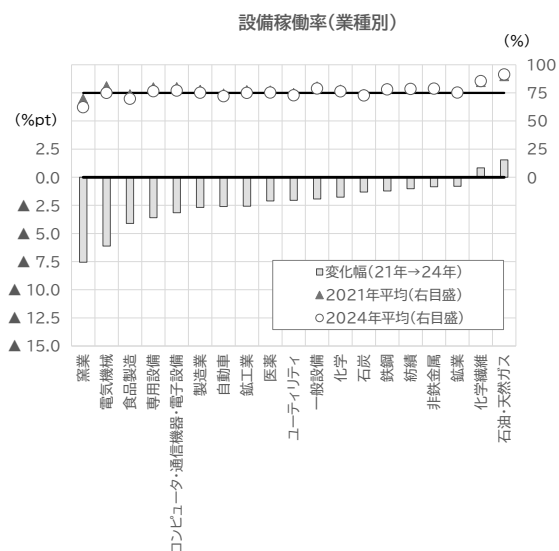
図表 2



（注）ROA、設備稼働率とも4四半期後方移動平均。
（資料）中国国家统计局、CEICより、ニッセイ基礎研究所作成

は、ハイレベルの会議体における言及はないものの、21年から24年までの設備稼働率の変化幅をみると、広範な業種で過剰感が強まっているようだ(図表3)。例えば、ガソリン車のほか、近年欧米との間で貿易摩擦の火種となっている電気自動車(EV)やリチウムイオン電池も含む比較的高付加価値の高い産業(自動車や電気機械)から、窯業や鉄鋼などこれまでも過剰生産能力が問題となっていた伝統的な産業まで多岐にわたる。EVへの転換加速によるガソリン車の販売不振や不動産不況などを受けた需要不足の影響も大きいとみられるが、中国特有の供給側の問題も引き続き作用していると考えられる。すなわち、経済や雇用の拡大などによる地方政府幹部の業績評価の仕組みを背景に、中央政府が産業振興の対象として指定した産業・製品に関する設備投資や生産が集中して過熱化する傾向がある。これは、長らく指摘されながらも十分に改善されていない根深い問題となっている¹。

図表 3



(資料)中国国家统计局、CEICより、ニッセイ基礎研究所作成

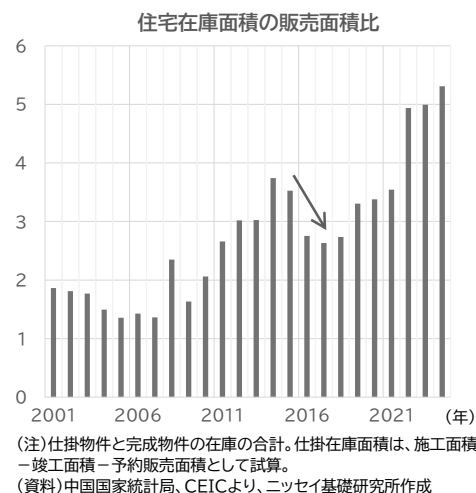
3 | 過剰不動産在庫の解消：需要喚起に頼った処理が不動産バブルを誘引

不動産の過剰在庫について、住宅在庫面積(試算値)を当年の販売面積比でみると(図表4)、2009年の1.6倍から14年には3.7倍まで上昇しており、過剰感が強まっていたことが確認できる。この過剰感を解消するために打ち出された取り組みとしては、農民工の市民化やブラック地区の再開発の促進が主に挙げられる。このうち、農民工の市民化は、中国の戸籍制度特有の特徴であった農業戸籍と非農業戸籍の別をなくすことで、農村から都市に出稼ぎに出る労働者(農民工)の都市への定住を促すという施策である。また、ブラック地区再開発は、都市部で古くに建てられた簡素な家屋が密集するエリアを再開発することで、住環境の改善や安全の向上を図るという施策だ。建て替えてから再入居させる方式と、補償金支給により別の住宅に転居させる方式の2種類があり、この時期には後者の方式を採用することが増えた。

これら対策を経て、在庫の水準は、17年にかけて2.6倍まで低下しており、在庫解消という所期の目的は一定程度達成されたといえる。

だが、ブラック再開発に伴う転居促進という需要喚起策

図表 4

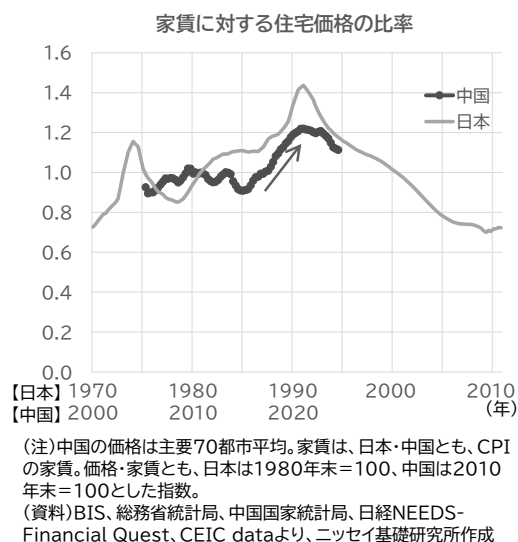


¹ 24年5月23日に、習近平総書記と企業家・専門家との座談会が開催され、24年から産業高度化のスローガンとして新たに掲げられた「新質生産力の発展」についても話題とされた。その際、習総書記は「勢いだけで大雑把なまま、準備もなく盲目的に一斉に始めて、一斉に終わるのではだめで、各地の事情に応じ適切な策を打ち、各地がそれぞれの強みを有する必要がある」と述べており、旧来の地方政府の行動パターンを改める必要があるとの考えを示している。

に頼った在庫解消という側面が強く、14年以降の金融政策や不動産政策の緩和により回復局面にあった不動産市場を一層過熱させるという副作用も生じてしまった（図表5）。そして、デベロッパーの不動産開発が積極姿勢に転じたことで、住宅在庫の水準は再び上昇した。なお、同じ比率を日本と比べると、上昇の勢いはバブル当時の日本ほどではない。

このときの不動産バブルは、地域により状況がやや異なるため、もう少し具体的にみてみよう。住宅販売価格の前年比伸び率の推移から不動産市場の好不況のサイクルをみると（図表6）、まず16年にかけて北京や上海などの1線都市を中心に過去を上回る勢いで価格が上昇した。これには、15年6月の株式バブル崩壊を受けた資金流入も影響したものとみられる。価格高騰を受け、16年12月の中央経済工作会议では不動産政策が見直され、その後も定着した「不動産は住むためのものであり投機するためのものではない」とするバブル抑制の基本方針が採用されたことで、17年に入り価格は低下に転じて調整局面に移った。ただ、過剰感が残る地方都市については住宅在庫解消が依然課題であったため、バラック再開発およびそれに伴う補助金支給など需要喚起策が続いたため、18年になると調整が不十分なまま、2線・3線都市を中心に価格は再び上昇に転じた。その後、18年中にバラック再開発政策が調整され、19年以降、不動産市場の過熱感はいよいよ沈静化していった。ただ、このときに進行した価格高騰やデベロッパーのレバレッジ拡大に対処するために20年に総量規制が実施され、それを契機に現在の不動産不況が発生し、長期化することになった。

図表 5



図表 6



4 | 過剰債務の解消：部門により進展はまちまち

過剰債務解消（以下、デレバレッジ）の取り組みについては、地方政府と企業（とくに国有企業）が主な対象となった。地方政府については、2015年12月の時点で対象として挙げられ、その後も継続的に言及されている。他方、国有企業は当初、対象として具体的に挙げられていなかったが、16年12月に「企業のレバレッジ率引き下げを重点中の重点とする」とされた後、18年4月には「構造的デレバレッジを基本的な考え方とし（中略）地方政府と企業、とくに国有企業のレバレッジ率を速やかに引き下げる」

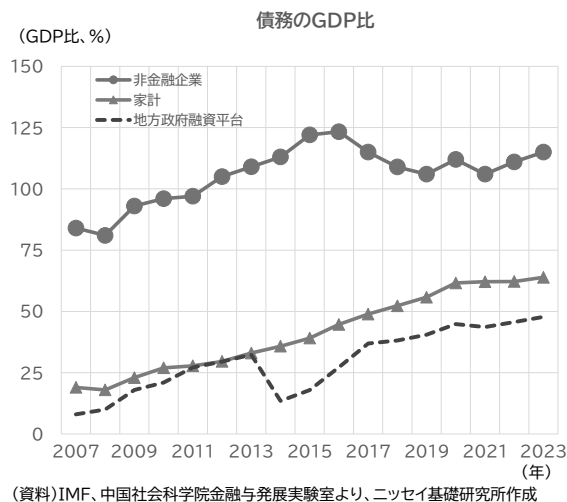
との表現に変わり、対象として明確化された。もっとも、地方政府債務問題の要である隠れ債務は、地方政府が資金調達のために設立した融資平台と呼ばれる国有企業の債務とほぼ同義であるため、地方政府と国有企業の債務問題には、少なからず重複が存在している（以下では、融資平台の債務を地方政府の隠れ債務としている）。

こうした基本方針に基づき、16年から18年にかけて様々な政策が打ち出された。代表的なものとしては、16年10月の「企業のレバレッジ比率の積極的かつ安定的な引き下げに関する意見」および「銀行による市場化されたデット・エクイティ・スワップ（DES）に関する指導意見」、18年の「地方政府の隠れ債務リスク防止に関する意見」、同年9月の「国有企業の資産負債制約の強化に関する指導意見」などが挙げられる。また、18年以降は「3つの堅塁攻略戦」（リスク解消、貧困解消、環境汚染防止）における金融リスク対策の一環として、シャドーバンキングなど金融システムにおけるレバレッジの問題への対処も強調され、18年4月にはシャドーバンキング規制ともいえる「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見」が公表された。このほか、上述の過剰生産能力淘汰の一環としても債務の再編が進められた。

これらデレバレッジの対策も、19年頃までは成果がみられた。例えば、主な部門の債務残高のGDP比をみたものが図表7だ。融資平台の債務は、上述のような性質から分類上は企業の債務に含まれるため、ここでは主にIMFによる融資平台の債務の推定値に基づき、企業債務と融資平台の債務を分けている（10年までは中国社会科学院の推定値により補完）²。そのうえで各部門の水準の推移をみると、企業部門の債務については、17年から18年にかけて頭打ちとな

り、20年にかけて低下している。具体的にどのようなセクターでデレバレッジが進んだのかは、データの制約により全体像をつかむのが難しいが、鉱工業企業部門に関しては、15年以降、国有企業を中心に負債（買掛債務なども含む）のGDP比は低下しており（図表8）、過剰生産能力淘汰も含む対策の効果が表れていることが示唆される。他方、当初から重点に据えられていた融資平台の債務に関しては、17年以降、拡大の勢いが弱まり、歯止めがかかる兆しがみられるが、縮小には転じていない³（地方政府債務の問題を巡る動向の詳細は後述）。なお、デレバレッジの対象ではなかった不動産業の負債⁴や家計部門の債務は上述の不動産バブルの影響で、2010年代後半、増加の一途をたどった。

図表 7

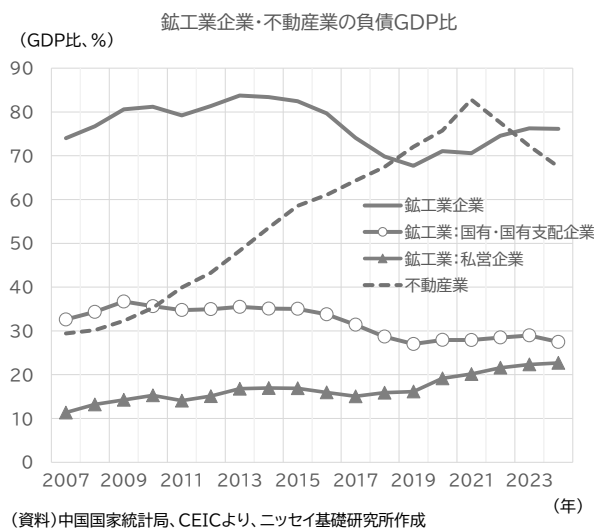


² IMF が広義の政府債務として試算しているのは、融資平台と政府引導基金（government-guided funds）の2種類で、ここでは後者は含めていない。融資平台の債務に関しては、正式な統計が存在しないため、推定する機関によって規模に幅がある。例えば、22年末時点の残高は、IMFの推定値ではGDP比45.7%（55兆元）となっているのに対して、中国社会科学院国家金融与发展実験室の推定値ではGDP比73%（88兆元）となっている。これは、融資平台と認定する具体的な基準や、親子関係にある融資平台の債務の重複を除外するか等、様々な前提の違いによるものとみられる。

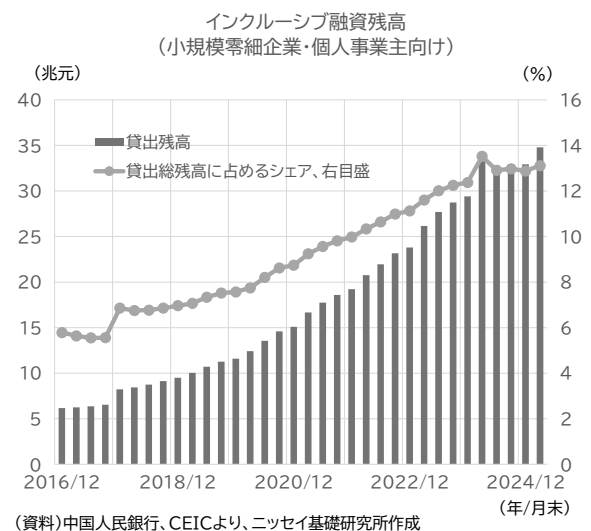
³ 14年には、審計署（会計検査院）による地方政府の隠れ債務の再調査により確定した14年末時点の隠れ債務を対象に、地方政府が置換債を発行して公式な地方政府債務に付け替えたため、融資平台の債務が一時減少した。置換債の発行規模は、15～18年の4年間で累計12.2兆元に及んだ。

⁴ 不動産業の場合、融資や債券など外部資金は一部で、住宅購入者に対する契約負債や取引先に対する買掛債務が多くを占めており、鉱工業と一概に比較できない点には留意が必要である。

図表 8



図表 9



以上を総じて、デレバレッジの取り組みの成果が表れたのは一部にとどまったといえる。また、想定外の影響も生じた。1点目が、小規模零細企業を主とする民営企業への影響だ。中国の民営企業は、信用の面で国有企業に劣ることから銀行融資を受けづらく、シャドールバンキングに対する資金調達の依存度が高いとされる。そうした中でシャドールバンキング規制が強化されたことで資金調達コストが上昇し、利払い負担が高まってしまったのだ。加えて、18年から19年にかけて米国との貿易摩擦が徐々に激化して輸出が下押しされたことで、民営企業の景況感が悪化した。2点目が、融資プラットフォームの債務に対する規制強化の影響だ。米中摩擦による景気下押しに対して経済下支えの強化が必要とされたにもかかわらず、この規制の影響で、公共投資の伸びが低下した。

こうした変化を受け、19年に入ると、小規模零細企業向けの資金繰り支援強化を中心に金融政策は緩和姿勢に転じた。さらに20年には、これもまた想定外であったコロナショックが発生したほか、22年以降は不動産不況が長期化の様相を呈し、金融緩和の継続を余儀なくされている。この結果、家計の債務拡大には歯止めがかかり、不動産業の債務も調整に転じたものの、企業部門全体では債務が再び拡大する兆しがみられる。とくに、金融包摂強化の名目で融資が強化されている小規模零細企業の債務が増加している（図表9）。

3——中国のバランスシート調整の特徴：日本との比較を踏まえた考察

前節でみた中国のバランスシート調整には、どのような特徴があるだろうか。以下では、デレバレッジに焦点をあて、日中両国の経緯を概観したうえで、中国の特徴を考察する。なお、上述の通り、中国の場合は地方政府融資プラットフォームの債務を地方政府として分類したことから、それと平仄を合わせる観点で、日本についても民間非金融企業と公的非金融企業を区別している。

1 | 両国のバランスシート調整の経緯と経済的影響の概観

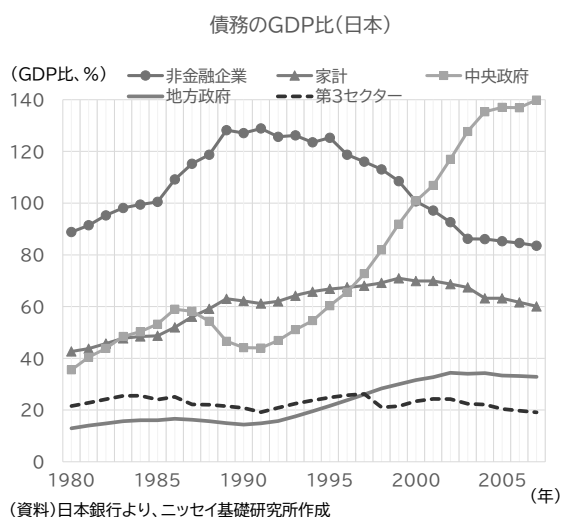
日本の場合、1980年代後半の不動産・株を中心とする資産バブル発生により景気が過熱する中で、非金融企業部門を中心に債務が増大した（図表10）。その後、90年に実施された不動産業融資総量規制な

どを引き金にバブルが崩壊し、民間企業設備が落ち込んで景気を下押しした（図表11）。これに対して財政出動と金融緩和が行われたことで、90年代後半に景気は一時回復したものの、増加する金融機関の不良債権処理が遅れたことで、97年には金融危機が発生した。その後、景気の悪化は労働市場にも及び、民間設備投資に加えて個人消費が経済を下押しすることで、経済の停滞が長引いた。

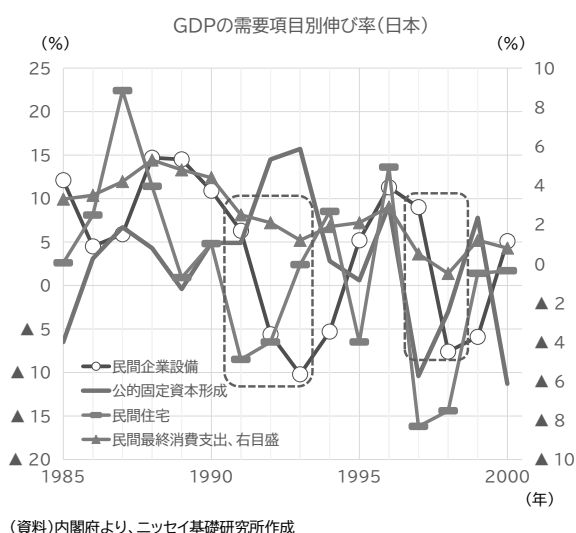
これに対して、中国における展開は前節で述べた通りだが、主な経緯を改めて時系列で示すと以下の通りだ。まず、2000年代後半から10年代前半にかけて生じた外的ショックによる下押しを受けた金融緩和の影響で、非金融企業部門を中心に民間の債務が増加したことに加え、景気下支えの役割を果たした地方政府の隠れ債務も増加した（図表12）。その後、非金融企業部門の債務は、2016年にGDP比123%の水準でピークに達した後、上述のサプライサイド構造改革の影響で低下を続け、その過程で企業の設備投資が減速した（図表13）。他方、公共投資が一定のペースで続けられたほか、不動産市場が過熱して不動産開発投資も改善した。これにより、投資全体の減速は緩やかなものにとどまったが、その分、地方政府や家計、不動産デベロッパーの債務は増加した。

18年以降は、シャドーバンキングや地方政府に対する隠れ債務の規制が強化されたことで、融資平台の債務の増勢が鈍化した一方、公共投資が減速した。この際には、不動産市場の過熱継続や、過剰設備淘汰の一巡、高度化・IT化の加速などから、不動産開発投資および製造業等企業の設備投資が下支えとなったが、その分、これら業種の企業で債務が増加した。

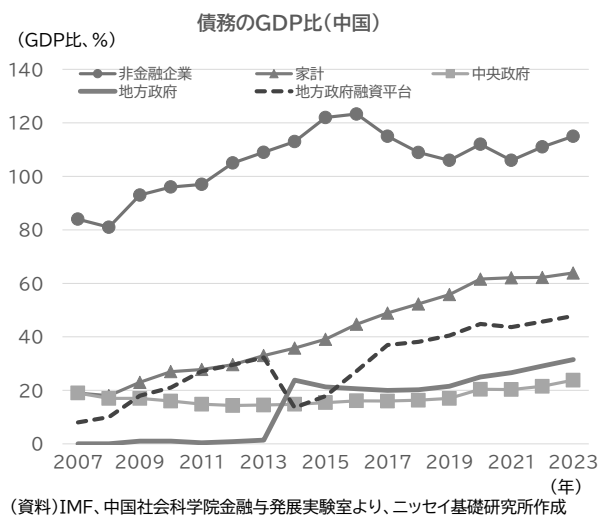
図表 10



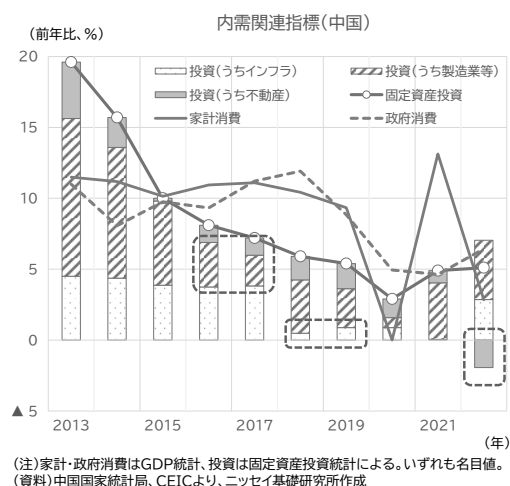
図表 11



図表 12



図表 13



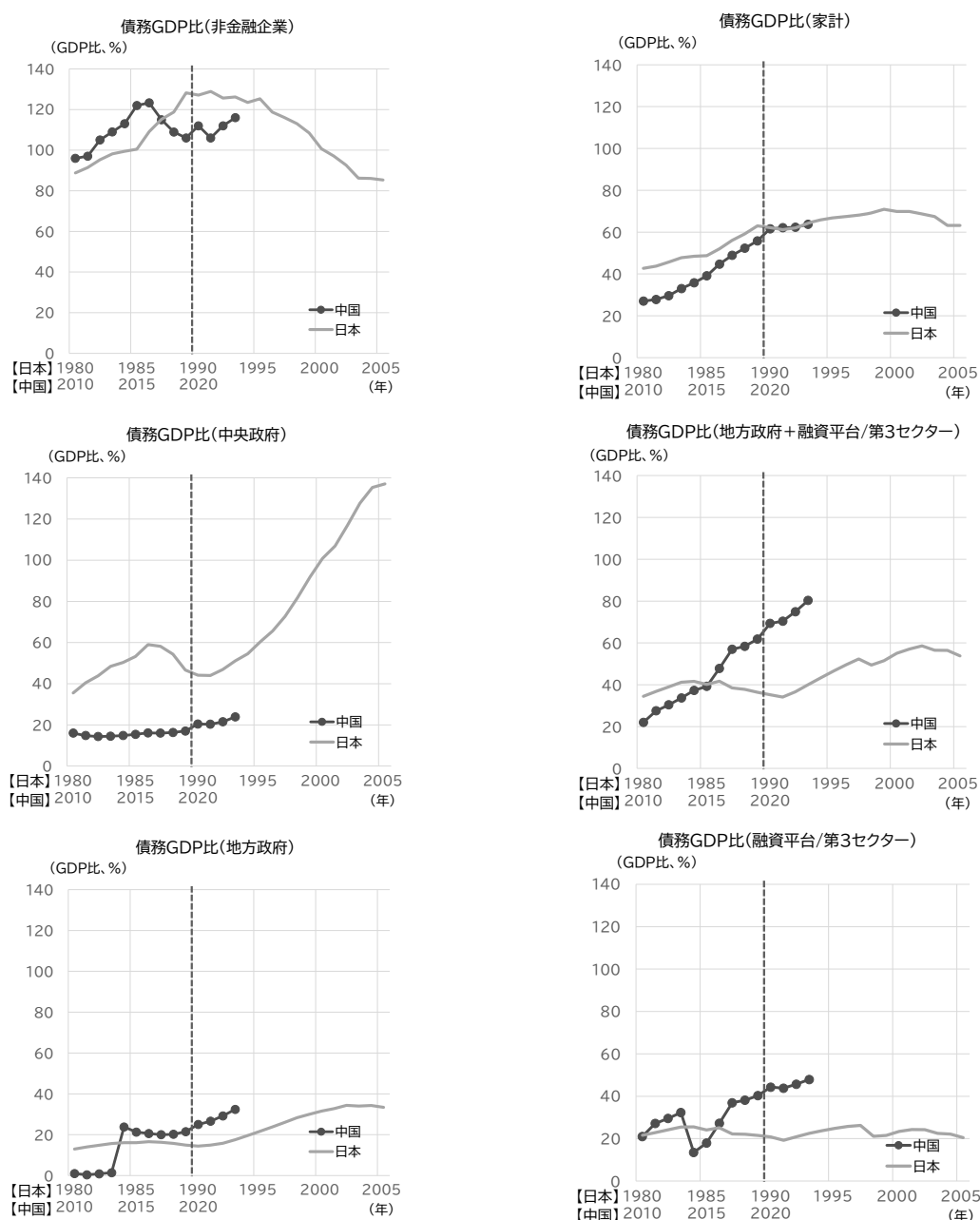
そして、20年以降は不動産市場が不況に陥ったことで、不動産デベロッパーの債務が調整に転じ、不動産開発投資が悪化した。また、家計については、デベロッパー倒産に対する不安から住宅を買い控えるようになり、債務の増勢に歯止めがかかった。これに対して、公共投資や企業の設備投資が下支えとなり、この局面でも投資の減速は限定的なものにとどまっているが、その分、企業や地方政府の債務は増加に転じつつある。なお、この間、中央政府の債務は、GDP比20%程度と低い水準を保っている。

2 | 両国のバランスシート調整の相違：影響が連鎖した日本と、連鎖していない中国

以上を踏まえ、不動産バブル崩壊時点（中国は2020年、日本は1990年とする）を基準として比較すると、日中間でどのような特徴があるだろうか。

まず、バランスシート調整の進み方については、部門によってピークや債務規模の水準が異なる点が指摘できる。図表14は、債務のGDP比を国別に示した図表10・12を部門別に示したものだ。これをみると、企業部門のレバレッジ拡大がバブル崩壊前にいったん峠を越えているほか、国（中央政府）にレバレッジの余地が残されていることが分かる。現在の中国におけるこれら2部門のバランスシート調整圧

図表 14

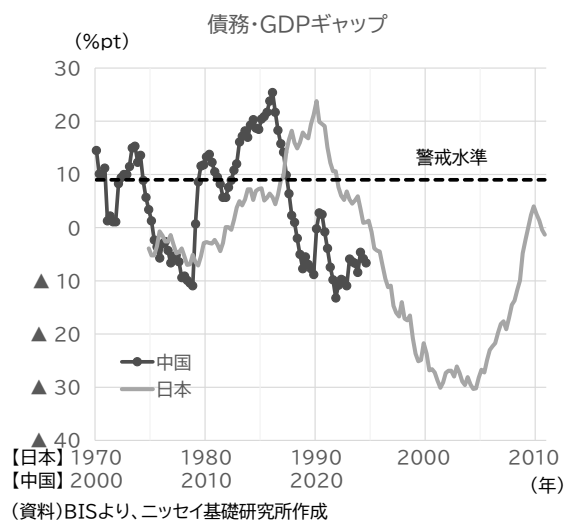


(資料)図表 10・12 に同じ

力は、当時の日本に比べて小さいといえる。また、家計部門の調整は、中国、日本ともにバブル崩壊後に発生しており、調整圧力の状況は概ね同等だろう。そして、地方政府および融資平台の債務については、既に当時の日本よりも高い水準にあり、今のところピークアウトしていないため、調整圧力は相対的に大きい。これらを総じて、不動産バブル崩壊後のバランスシート調整の状況を比べると、中国は日本に比べて既にある程度進んでおり、調整の圧力も小さいといえる。金融危機発生リスクという観点で、BIS（国際決済銀行）が早期警戒指標と位置付ける債務・GDPギャップの推移をみても、一時期はBISが警戒水準とする9%や日本のピーク時を上回る水準まで高まっていたが、17年以降は、コロナショック発生時の一時的な上昇を除き低下傾向にある⁵（図表15）。

次に、バランスシート調整による経済的影響の表れ方が、現在の不動産不況の局面も含めて異なっている。日本では、不動産バブル崩壊を契機として非金融企業部門から始まったバランスシート調整により景気が悪化した後、金融危機へと発展し、それがさらに家計のバランスシート調整へと波及することで景気が再び悪化した。このプロセスでは、不良債権処理の遅れや消費税率引き上げ、アジア通貨危機など、政策的要因、外的要因も重なったことは否めないが、企業と家計、そして金融部門のバランスシート調整が連鎖的に発生し、景気悪化の悪循環が長期停滞につながった。他方、中国の場合は、各部門の債務調整が連鎖していない。ある部門の調整に伴う下押し圧力が、奇しくも他部門によって緩和されてきたため、これまでのところ実体経済が腰折れするという事態には至らず、金融危機も起きていない。

図表 15



4—今後の展望

中国における実体経済のバランスシート調整の経緯や、日本との比較からみえる中国の特徴を踏まえると、今後の中国経済はどのように展望できるだろうか。

1 | 地方政府債務のデレバレッジが残る最大の課題

バランスシート調整の主体という観点では、目下の不動産セクターの調整をうまく乗り越えられたとして、地方政府の債務、とくに融資平台の債務の処理が残る最大の課題である。

融資平台の債務は、銀行からの借り入れや債券発行のほか、中国におけるシャドーバンキングの代表格とされる信託スキームの活用など様々な形態で存在しており、2011年に実態が明らかにされて以来、度重なる対応がとられてきた（図表16）。14年に対策が始動した際には、同年末時点で隠れ債務の

⁵ なお、もうひとつの早期警戒指標と位置付けられている DSR（Debt Service Ratios、元利払い額に対する所得の比率）は、長期平均からの乖離が続いており、コロナショック後にかい離の度合いが強まっていることから、金融危機のリスクが十分に低いとまでは言えない。

規模を一度確定したうえで、地方政府による置換債の発行（15～18年にかけて総額12.2兆元）を通じて政府債務に付け替えることで、隠れ債務の処理が試みられた。ところが、経済下支えのための公共投資など地方政府の資金需要に変わりはないため、その後も規制の抜け穴を通じて、再び隠れ債務が増大した。

こうした実情を受け、17年以降、追加の対策が講じられるようになり、現在に至る。これまでに打ち出された具体策は図表17の通りである。導入されたタイミングは策によりまちまちだが、(1) は金融リスク顕在化の回避、(2) はレバレッジ拡大の抑制、(3) はデレバレッジの実行、の3種類に大別できる。21年からは、北京市や広東省、上海市など財政的に余力のある地方が「隠れ債務ゼロ」達成のパイロットケースと位置付けられ、このうち北京市と広東省については、その目標を達成したようだ。また、23年からは、債務リスクの高い12の省・市を重点対象とし、新規の公共投資を原則として禁じるなど、次々と新たな策が講じられている。

その進捗は、第2節で示した通りで、(2) はある程度の効果をあげているものの、完全な抑制にまでは至っていない。また、デレバレッジにおいて本質的に重要となる (3) はまだ道半ばだ。地方政府への付け替えや、地方政府の歳入等による返済は地道に続けられているものの、(1) が最重要と位置付けられており、金融リスクの引き金となり得る融資平台の破たんや債券のデフォルトといった踏み込んだ対策は、回避されている。

図表 16

中国の地方政府債務に関する政策動向	
時期	政策
2011年	審計署(会計監査院)が地方政府債務の監査結果を公表 →実態が明るみに
2014年	予算法改正、地方政府債務の管理強化に関する意見→暗黙の政府保証による融資平台の資金調達を禁止
2015年	地方政府による債券発行を制度化、置換債を限定的に発行
2017年	地方政府の借り入れによるファイナンス行為の更なる規範化に関する通知
2018年	地方政府隠れ債務リスクの防止に関する意見等 →隠れ債務の定義を明確化。5～10年で解消するよう地方に通達
2021年	予算管理制度改革の更なる深化に関する意見 →隠れ債務の禁止を再度強調
2023年	金融による融資平台の債務リスク解消支援に関する指導意見、地方政府債務リスクの防止・解消に関する長期メカニズムの構築(中央金融工作会議)

(資料)各種資料より、ニッセイ基礎研究所作成

図表 17

中国の地方政府債務に関する対策の具体例	
類型	主な具体策
(1)金融リスクの回避	●資金繰り支援 ・銀行借入のリスク ・債券の借り換え ・債券等の銀行借入への付け替え ・人民銀行による緊急時の流動性供給
(2)レバレッジの拡大抑制	●新たな債務発生の防止 ・資金調達の抜け道を塞ぐための各種規制強化 ・融資平台の「非」融資平台化(一般の国有企業への転換) ・新規の公共投資プロジェクトの禁止
(3)デレバレッジの実行	●既存債務の付け替えや処理 ・地方政府による置換債発行を通じた政府への付け替え(15～18年:12.2兆元、20～23 年:2.5兆元) →分類上、隠れ債務から政府債務に転換 ・融資平台の「非」融資平台化 →分類上、隠れ債務から一般の国有企業債務に転換 ・地方政府財源による返済 ・他の融資平台や一般の国有企業による肩代わり返済 ・融資平台の再編・破たん、債券・信託等のデフォルト

(資料)各種資料、windより、ニッセイ基礎研究所作成

2 | これまでのように他部門の下支えにより経済的影響を緩和できるか

目下の不動産セクターに加えて、地方政府のバランスシート調整の影響が今後本格化するなか、経済の腰折れを回避することはできるだろうか。先にみた過去のパターンに基づけば、不動産開発投資の減少や、地方の財源制約による公共投資の下押しに対して、別の部門の投資が支えることで、引き続き緩

やかな減速にとどめるという経済運営が目指されることになるだろう。実際、足もとではそうした動きがみられるが、これまでとは取り巻く環境が変わりつつある点には留意が必要だ。

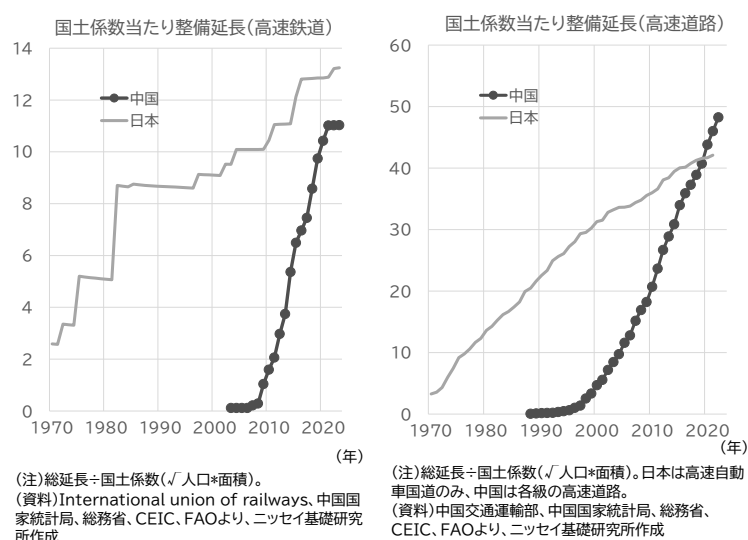
今後の経済下支えで重要な役割を担うのは、まず中央政府だ。上述の通り、中央政府の財政にまだ余力があるため、今後は中央政府の財源に基づく公共投資などに軸足が移るだろう。実際、2023年10月の特別国債増発、24年3月の超長期特別国債増発など、その証左となる動きが本格化している。

ただし、公共投資の余地は従来よりも狭まっているとみられる。例えば、高速道路や高速鉄道といった伝統的なインフラの整備状況について、人口と国土面積により基準化して比較すると、既に今日の日本並みの水準に達している（図表18）。このため、近年中国政府は、5G基地局やデータセンター、EV充電スタンドなど新型のインフラのほか、国家安全の強化に資する施設（資源備蓄など）整備のように、様々な名目で需要を創出しているが、投資押し上げの規模には限りがあるだろう⁶。

次に想定されるのが、非金融企業の設備投資だ。これも、産業高度化の加速に向けた政策支援を背景に、近年堅調が続いている。24年3月開催の全国人民代表大会では「生産力の発展加速」という目標が新たに掲げられ、今後も財政・金融による支援が続くことが予想される。ただ、経済安全保障の強化や不動産不況に対する景気の下支えを意識するあまり、投資効率を軽視した融資が拡大すれば、いずれはデレバレッジの圧力が再び高まることになる。また、既述の通り、小規模零細企業向けの融資も近年拡大が続けている。これは、雇用の安定など社会政策的な観点からの必要性は否めないものの、当初設定されていた融資残高に関する数値目標のように、行政的、一律的な支援を背景に債務の拡大が続けば、将来的に不良債権が増加して金融リスクが高まりかねない。

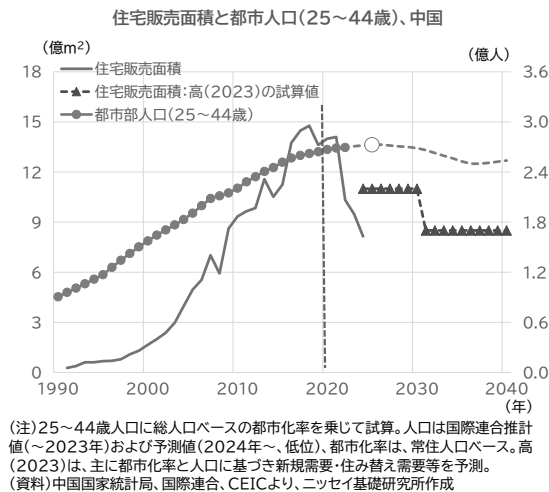
不動産開発投資に関しては、現在の不動産不況を無事に乗り越えることができたとしても、今後下支えの役割を期待することは難しそうだ。まだ都市化の余地は残っている一方で、人口の減少傾向が続く見込みで、不動産市場が構造的な転換点を迎えているためだ。例えば、住宅購入年齢層の都市部人口（試算値）と住宅販売面積について、過去の推移と現地シンクタンクによる今後の予測をみたものが図表19だ。これによれば、住宅需要は、21年の15.7億㎡をピークとして、今後は11億㎡から8.5億㎡へと段階的にシフトダウンしていく見通しだ。

図表 18

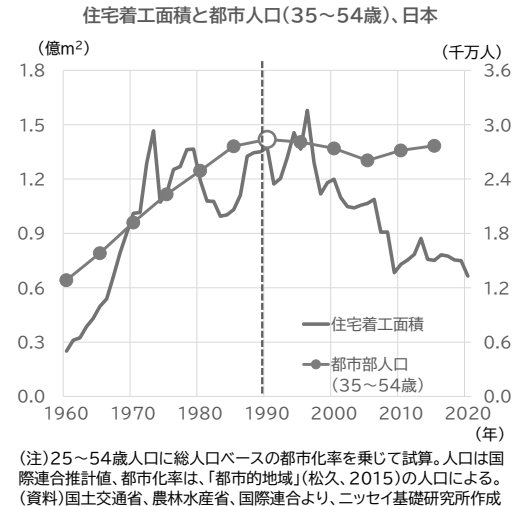


⁶ 政府系シンクタンクのある予測によれば、21～25年の5年間で見込まれる新型インフラの投資額は累計で20兆元（年平均で4兆元）とされている（国家发展改革委员会「“十四五”新型基础设施建设专家谈：新型基础设施建设呼唤新型投融资体系」、2021年12月21日）。これは、ここ数年の固定資産投資額（年間80兆元前後、試算値）に対して、5%程度にとどまる。

図表 19



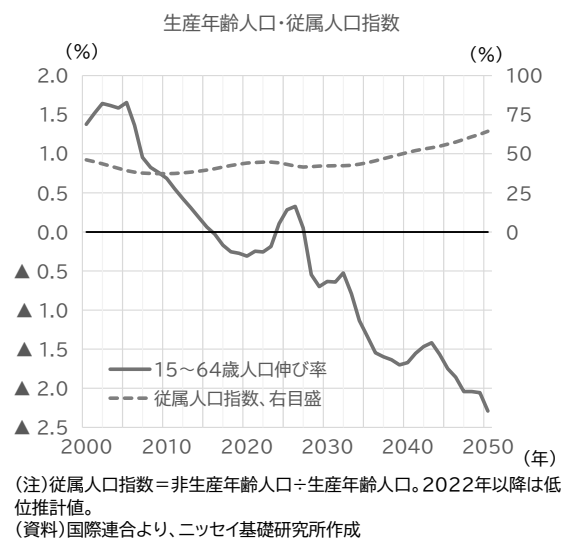
図表 20



なお、これら実体経済面での下支えに加え、金融システムによる支援は強化される可能性が高い。例えば、23年に打ち出された隠れ債務対策においては、少なくとも25年までは融資平台の債券デフォルト発生を回避し、それをサポートするために緊急時には人民銀行による流動性供給を実施する考えが示されている。不動産市場悪化の結果、不動産デベロッパーに対する地方政府の土地使用権売却収入が減少しており、地方政府および融資平台の資金繰りが厳しくなりつつある。このため、不動産デベロッパーのデレバレッジが地方政府のデレバレッジ、ひいては金融機関の不良債権増加を招き、負の影響が連鎖することがリスクとなっているが、こうした流動性支援は連鎖防止の役割を果たすことが期待される。

今後残された期間としては、人口の変化を踏まえると約10年がひとつの目安となるだろう。生産年齢人口(15～64歳)の減少は、中国経済に対する長期的な下押しする圧力としてじわじわと作用しつつあるが、国連の推計(24年版の低位推計)によれば、そのペースは30年代に入り、加速する見込みであり、消費への下押しや貯蓄率低下による投資への下押しが強まる可能性が高い(図表21)。23年10月に開催された中央金融工作会议では、不動産や地方政府債務といった金融リスク対策を進めるうえで、「速さと安定の関係をよく理解し、安定した大局という前提のもと、タイミングと度合い、効果を見極める」必要があると述べられているが、今後は「速さ」も意識する必要に迫られつつあるといえよう。

図表 21



3 | 予想される動き：今後 10 年程度かけて融資平台のデレバレッジを段階的に推進

限られた時間のなかで、今後どのような時間軸で、どのような対応が進むだろうか。

時間軸として節目となるタイミングとしては、2つの政治日程が挙げられる。1つ目が、5年に1度の党大会が開催される2027年、2つ目が、35年だ。35年は、49年の「社会主義現代化強国の実現」に向けた折り返し地点として、「社会主義現代化の基本的な実現」を達成する年として設定されている。習政権は27年から4期目も続投するとの見方が強いが、仮に5期目まで続く場合、その任期（36年）の1年前ということにもなる。今後対策を進めていく中で、こうした政治日程は対策の期限として意識されやすいと思われる。18年に地方政府の隠れ債務対策が打ち出された際には、今後5～10年以内（すなわち22年～27年まで）に隠れ債務を解消するよう地方政府に指示が出されており、党大会日程が念頭におかれた可能性がある。

こうした時間軸のもと、地方政府の隠れ債務問題については、引き続き上述の（1）金融リスク回避、（2）レバレッジの拡大防止、（3）デレバレッジの実行の3つの柱で解消を図っていくだろう。23年以降の政策動向を踏まえると、（1）人民銀行や大手国有銀行等による金融支援強化を通じて融資平台の延命を図って処理を先延ばしにしつつ、（2）中央政府が地方政府にかわって財政出動を強化するとともに、（3）地方政府への付け替えや、融資平台の「非」融資平台化（一般の国有企業への転換による地方政府からの切り離し）を中心に、隠れ債務の削減を図っていくことが予想される。

27年の段階では、その後にリスク再燃の芽を残さないという観点で、とくに（2）のレバレッジ拡大防止の達成が目指されると考えられる。（3）のデレバレッジ実行に関しては、推定55兆元とされる隠れ債務残高や1万社前後ともされる融資平台の数⁷、不動産不況を受けた地方の財政難を踏まえると、27年までの残り数年で完全な処理を実現することは非現実的だ。このため、24年11月4日～8日に開催された全国人民代表大会常務委員会では、数年をかけて10兆元規模の地方政府の隠れ債務を地方政府の債務へ付け替えることが決定された。その際、財政部は「国内外の発展環境や経済・財政の安定的な運営、地方政府の債務解消の実情」を総合的に考慮して決めたことを明らかにした。地方の債務処理が財政難により想定以上に難航していたことに加え、米

（図表 22）



国でのトランプ政権発足に伴い外部環境の悪化が懸念されるなか、時間をかけて地道に処理を続けるよりも、地方政府への大規模な付け替えを通じてリスク抑制を図る方針へと変化したことが示唆される。

これにより、27年に向けた隠れ債務の処理は、一定の進展をみたことになる。もっとも、この措置は、隠れ債務の償還を先延ばしにただけであり、財政や金融を巡る問題が抜本的な解決をみるわけではない。また、今回隠れ債務として認定された債務以外の債務（推定45.7兆元⁸）についても、リスクは燻ぶってい

⁷ 銀行業監督管理委員会（現・国家金融監督管理総局）の管理リストでは、18年末時点で11,737万社（うち2,710社はその後リストから除外）の融資平台が登録されていた。このほか、各地方政府から国務院に報告された融資平台が23年6月時点で1.8万社に及ぶとする現地メディアの報道もあるようだ。

⁸ 財政部から発表された隠れ債務（14.3兆元）が全て融資平台の債務と仮定し、IMFの推計による2023年末時点の融資平台の債務（60兆元）からその分を減じた。政府が認定している隠れ債務の規模は、推定値よりも小さい可能性がある。

る。例えば、金融市場を通じて家計などに影響が波及しやすい融資平台の債券は、今後数年にわたり償還圧力が続く見込みである（図表 22）。不動産不況や地政学リスクなど不安定な国内外環境が続くことを踏まえると、従来同様、デフォルトの回避を図りながら対策を進めていくことが予想されるが、最終処理をどのように行うのか、道筋ははっきりしていない。銀行による融資平台向け債務も残存しているだろう。

以上を踏まえると、次の節目である 35 年に向けては、ゾンビ化した融資平台の処理が本格的に進められるのではないだろうか。上述の通り、人口減少による下押しが一段と強まる 30 年代半ばからは、経済全体として生産性向上に取り組む必要性が従来以上に高まる。非効率なセクターに滞留した資金を成長の見込めるセクターに振り向けるためには、融資平台の処理は避けて通れない道となる。

なお、不動産市場に関しては依然不安定な状況にあるが、政府の対策は徐々に拡大しており、一段の悪化は回避されている。今後、一進一退を続けながらも徐々に改善し、25 年から 26 年にかけて徐々に正常化に向かうことを主な展開として想定している。

5——おわりに

不良債権処理が一巡するまでをバランスシート調整の期間とした場合、2015 年末に始まった中国のバランスシート調整は、仮に上述のような時間軸で順調に進めば、20 年に及ぶ見込みだ。日本がバランスシート調整に要した期間は、1990 年のバブル崩壊をきっかけに始まってから 04 年に不良債権処理が一巡するまでのおよそ 15 年で、それよりも長期にわたることになる。それを早いとみるか遅いとみるかは一概に評価できないが、経済の減速を段階的なものととどめながら時間をかけて取り組んできた結果、これまでのところ日本のように長期停滞に陥ることを回避できている点は評価できよう。現在は不動産不況の長期化により、そして今後は地方政府の隠れ債務処理により、経済への影響は当面続くことが見込まれるが、中央政府の財源の余力を背景に、適時適切な対応がとられれば、今しばらくはその影響を緩和しながら調整を進めることができそうだ。

もともと、不良債権処理まで順調に進んだとしても、ここ数年進められている不良債権処理の実態を踏まえると、完全に償却されるというよりも、AMC（資産管理会社）などへの売却を通じたオフバランス化が主となる可能性があり、どのように再生あるいは最終処理を図るかが課題として残るだろう。また、地方政府債務の規模は、現在以上に増加していることが予想され、地方政府の財政破たんリスクは高まっていくとみられる。これを抑制するためには、近年着手され始めた地方債務の状況を管理・モニタリングする仕組みの構築や、中央・地方の間での行財政の適切な分担の確立、地方の新たな財源の創出といった各種の行財政改革が必要とされる。これら改革の方針は、13 年に開催された第 18 期三中全会（中央委員会第 3 回全体会議）で提起されたものの、約 10 年を経ていまだ道半ばにある。新たな行財政改革については、24 年 7 月に開催された第 20 期三中全会において、地方政府の財源を強化するとともに中央政府の行政支出を拡大する等の対応を進める方針が示された。その方向性自体は妥当なものであり、今後、これらの改革が着実に進展するか、引き続き動向には注視が必要だ。

【参考文献】

- 殷劍峰、張暘（2023）「經濟復蘇幾何—2023Q3 中国宏觀金融」国家金融与發展実験室『NIFD 季报』、
<http://www.nifd.cn/Uploads/SeriesReport/a578c5ce-ba24-4d3e-a4b3-9ee47fb01d42.pdf>
- 經濟企画庁（1994）『平成 6 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- （1995）『平成 7 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- （1996）『平成 8 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- （1997）『平成 9 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- （1998）『平成 10 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- （1999）『平成 11 年度年次經濟報告（經濟白書）』
- 公益社団法人土木学会（2021）「日本のインフラ体力診断 ～道路・河川・港湾～」、<https://committtees.jsce.or.jp/kikaku/system/files/InfraCheckUP202109.pdf>
- （2023）「日本のインフラ体力診断 ～公園緑地・水インフラ・新幹線～」、<https://committtees.jsce.or.jp/kikaku/system/files/InfraCheckUP202306.pdf>
- 高瑞東（2023）「從人口視角看未来 20 年房地產需給演变」新浪財經、<https://finance.sina.cn/china/gncj/2023-04-07/zl-imypphun8380133.d.html>
- 調査統計局（1998）「最近の住宅投資動向について」日本銀行『日本銀行調査月報』1998 年 10 月号、
https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_1998/data/ron9810a.pdf
- 福本智之（2023）「中国の金融システムのリスクを如何に捉えるか」東京財団、<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4373>
- 松久勉（2015）「農業地域類型別市町村人口の将来推計—旧市町村を中心に—」『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題—平成 24～26 年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書—』農林水産政策研究所、https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/211029_R03syuraku_01.pdf
- 丸川知雄（2023）「中国の現在地は日本の 1974 年か、それとも 1993 年か」中国学.com、<https://sinology-initiative.com/economy/350/>
- 三浦祐介（2019）「中国の民営・小規模零細企業動向」みずほリサーチ&テクノロジーズ『みずほインサイト』、<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/as190425.pdf>
- 三尾幸吉郎（2024）「不動産バブルの日中比較と中国經濟の展望」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』、https://www.nli-research.co.jp/files/topics/77492_ext_18_0.pdf?site=nli
- 羅志恒、牛琴（2023a）「如何化解地方政府隱性債務？過去兩輪化債的利弊与未来可能」界面新聞、
<https://m.jiemian.com/article/9963397.html>
- （2023b）「城投轉型的實質与隱性債務測算」金融界、<https://m.jrj.com.cn/madapter/stock/2023/09/25073537903131.shtml>
- 劉安林、熊園（2024）「2024 年去產能：行業、路徑与影響」華爾街見聞、<https://wallstreetcn.com/articles/3709033>
- 梁永梅（2024）「中国式產能過剩：歷史考察及对新發展階段治理的啓示」中国社会科学院工業經濟研究所、http://gjs.cssn.cn/kydt/kydt_kycg/202403/t20240305_5736876.shtml

海底資源探査がもたらす未来

メタンハイドレートと海底金属



総合政策研究部 主任研究員 小原 一隆
kobara@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 12 月 13 日発行「研究員の眼」を加筆・修正したものである。

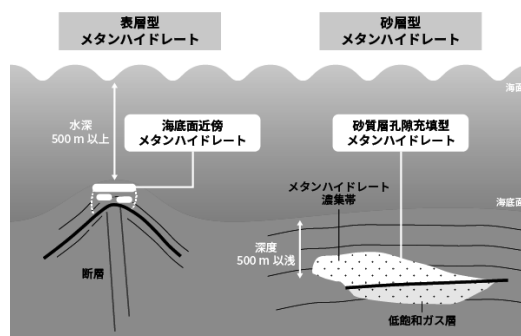
1——はじめに

日本は周囲を海に囲まれ、世界第 6 位の広大な海域を有する海洋大国である。エネルギー安全保障や産業基盤の強化の観点から、未開発の海洋資源が注目されている。中でも、メタンハイドレートと海底金属資源は、日本のエネルギー政策と経済成長を支える重要な要素として期待されている。メタンハイドレートは「燃える氷」と呼ばれ、南海トラフ東部地域での調査により、日本の天然ガス消費量の約 10 年分に相当する原始資源量が確認されている^{1,2}。また、海底には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥といった多様な金属資源も存在している。これらの資源は、エネルギーや産業の未来を支える基盤として、大きな可能性を秘めている。

2——メタンハイドレートの現状と課題

メタンハイドレートは、低温・高圧の環境下で水分子にメタン分子が閉じ込められた氷状の物質で、砂層（すなそう）型と表層型の 2 つの形態がある³（図表 1）。南海トラフ地域では、砂層型メタンハイドレートが安定的な天然ガス供給源として注目されている。このタイプは海底面下数百メートルの深部に位置しており、低温・高圧の環境下にあるため、外部環境の変化から保護されやすい。一方、日本

（図表 1）メタンハイドレートの様態



（資料）産業総合研究所

¹ メタンハイドレート研究開発事業中間評価報告書 2024 年 8 月。

² 原始資源量は、地下に集積が見込まれる資源の単純な総量であり、技術的に採掘可能な可採埋蔵量ではない。（メタンハイドレード資源開発研究コンソーシアム）

³ メタンハイドレートは、「燃える氷」とも呼ばれる、かご状の水分子の中にメタン（CH₄）が閉じ込められた白い氷状の物質。低温高圧の条件でのみ安定で、自然界では大陸縁辺の海底下や陸上の永久凍土地帯に分布。日本近海では、砂粒子の隙間を埋めるように発達した「砂層型」と、海底下の浅い泥層の中に塊状に発達した「表層型」が、それぞれ太平洋側、日本海側に多く分布していることが知られる。（産業総合研究所）

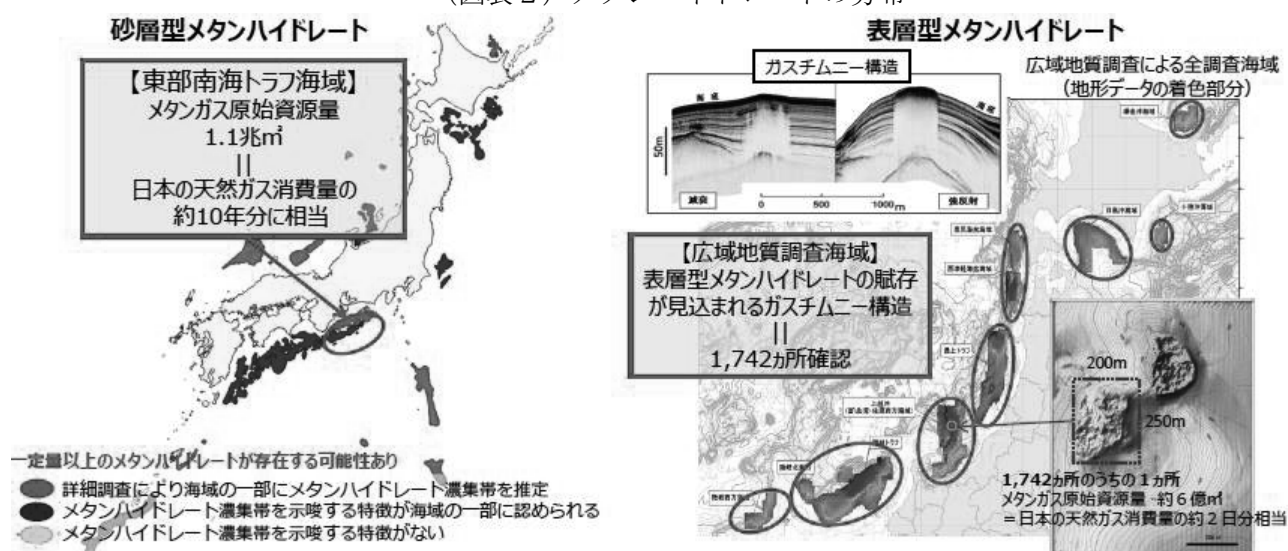
海側では表層型メタンハイドレートが広範囲に分布しており、調査では1,700か所以上で噴出痕跡が確認されている。表層型は砂層型よりも海底面に近い場所に存在するため、取り出しやすいという利点がある一方で、地質的に不安定であるため採掘には砂層型とは異なる技術が必要とされる（図表2）。

これらの資源を実際に利用するためには、多くの課題を克服する必要がある。メタンハイドレートの採掘においては、環境負荷、技術的課題および経済的課題が共通して指摘されている。例えば、採掘時の地層崩落や海底の攪乱によって濁水が広がり、周辺の海洋生態系に悪影響を及ぼす可能性がある。また、採掘中に海底面からメタンが漏洩することで、海底生物や地球温暖化に影響を及ぼすリスクも懸念されている。さらに、生産時に排出される水が周辺生態系に与える影響も課題として挙げられており、これらの環境負荷を軽減するためには、環境に配慮した採掘装置やリアルタイムで地形変動を監視するシステムの導入等が必要である。

特に、砂層型ではメタンハイドレートが海底面下深くに存在するため、圧力を下げてメタンをガス化する「減圧法」が試みられている。この方法では圧力低下に伴う地層の冷却により、メタンハイドレートの分解（ガス化）が進みにくくなるという技術的課題がある。また、採掘中に砂が井戸内に流れ込む「出砂問題」も発生しやすく、長期間安定した生産を実現するためにはさらなる技術開発が必要だ。

経済的な課題は、メタンハイドレートの生産は特殊な技術と設備を要するため、現段階では従来の天然ガス採掘に比べて高コストであるとされていることだ。メキシコ湾やブラジル沖などの深海ガス田では、3,000メートル以上の水深でも効率的な天然ガスの採掘が行われている。しかし、メタンハイドレートは自噴する天然ガスと異なり、氷状のガスを低温・高圧環境で取り出す必要があり、技術的ハードルが高く、生産プロセスが複雑化する。このため、従来の海底ガス田に比べても採算性の確保が困難とされている。商業化に向けては、効率的な生産モデルの構築と、技術革新を通じた大幅なコスト削減が不可欠だ。

（図表2）メタンハイドレートの分布



（資料）経済産業省 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員評価ワーキンググループ メタンハイドレート研究開発事業中間評価報告書 2024年8月

3——海底金属資源の可能性

日本近海には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥といった多様な海底金属資源が埋蔵されている（図表3）。例えば、日本財団と東京大学によると、南鳥島近海の有望海域における調査の結果、マンガン団塊の存在量は2.3億トン、含有するコバルト資源量は日本の年間消費量の約75年分以上、ニッケルは約11年分以上の資源量が見込まれる⁴。

1 | 海底熱水鉱床

海底熱水鉱床は、地下深部に浸透した海水がマグマ等で熱せられ、周辺から金属元素が溶け込んだ熱水が海底に噴出、冷却され、各種金属が沈殿したものである。火山活動が活発な沖縄トラフや小笠原諸島周辺で多く確認されており、銅、鉛、亜鉛などの非鉄金属を多く含む。これらは、比較的浅い水深にあるため、採掘が容易とされている。これらの資源は、国内産業への供給を安定化させ、非鉄金属の自給率向上に寄与するとともに、国内鉱業の活性化にも繋がると考えられている。石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が経済産業省の委託を受け、資源量調査や環境影響評価、生産技術開発などを実施している。

2 | コバルトリッチクラスト

コバルトリッチクラストは、海山に形成される層状の鉱床である。コバルト、ニッケル、プラチナなどの希少金属を多く含む。これらの資源は、再生可能エネルギー技術やハイテク産業に欠かせないものであり、南鳥島周辺での調査が進行中である。JOGMECを中心としたコンソーシアムが資源量の精密調査と採掘技術の開発を進めており、2020年7月には南鳥島南方の排他的経済水域（EEZ）内で世界初となる掘削試験が実施された。この試験では、サンプルの採取と採掘技術の有効性を検証し、今後の商業化に向けた重要な一歩と位置付けられている。

3 | マンガン団塊

マンガン団塊は、太平洋中央海嶺やその近辺の深海平原に滞積する球状の鉱石で、マンガンをはじめ、ニッケル、コバルト、銅などの金属を含む。これらの資源は、国際海底機構（ISA）の管理下で調査や開発が進められており、日本もこの取り組みに参加している⁵。しかし、採掘コストが高額であることや、深海での採掘技術の確立が課題となっており、商業化に向けた解決策が求められている。

4 | レアアース泥

レアアース泥は、希土類元素を豊富に含む泥状の鉱物であり、次世代のエネルギー産業やハイテク産業を支える基盤となる資源である。南鳥島海域に大規模な埋蔵が確認されており、日本の産業

⁴ 南鳥島近海における海底鉱物資源の調査速報。 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/information/2024/20240621-102397.html> （2024年12月2日閲覧）

⁵ 国際海底機構（International Seabed Authority, ISA）は、国連海洋法条約に基づき、1994年設立。深海底の鉱物資源の管理を主たる目的とする。マンガン団塊、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラストに関して概要調査・採掘規則を採択。これらの規則に従い、日本企業やJOGMEC等が当機構と契約を締結し、探査活動を行っている。

基盤を強化する可能性がある。しかし、深海に分布し、更に泥状であるため、効率的な採掘・処理技術の確立が課題となっている。東京大学を中心とする「レアアース泥コンソーシアム」が設立され、産官学連携でこれらの課題に取り組んでいる⁶。

(図表 3) 海底金属資源の例

	海底熱水鉱床	コバルトリッチクラスト	マンガン団塊	レアアース泥
特徴	海底から噴出する熱水に含まれる金属成分が沈殿してできたもの	海山斜面から山頂部の岩盤を皮殻上に覆う、厚さ数cm～10数cmの鉄・マンガ酸化物	直径 2 ～ 15cm の楕円体の鉄・マンガ酸化物で、海底面上分布	海底下に粘土状の堆積物として広く分布
賦存海域	沖縄、伊豆・小笠原（EEZ）	南鳥島等（EEZ、公海）	太平洋（公海）	南鳥島海域（EEZ）
含有金属	銅、鉛、亜鉛等（金・銀も含む）	コバルト、ニッケル、銅、白金、マンガン等	銅、ニッケル、コバルト、マンガン等	レアアース（重希土を含む）
開発対象の水深	700m～2,000m	800m～2,400m	4,000m～6,000m	5,000m～6,000m
主な用途	- 電線・配管材料 - 電子機器 - 建築材料 - 宝飾品	- リチウムイオン電池の正極材 - 次世代蓄電池技術 - 電気自動車用バッテリーシステム	- リチウムイオン電池 - 電気自動車用バッテリーシステム - モバイル電子機器（スマートフォン、タブレット等）	- モバイル電子機器（スマートフォン、タブレット等） - 半導体・光学機器 - 電気自動車用モーター - 医療機器（MRI、CT スキャン等） - レーザー装置・超音波検査装置

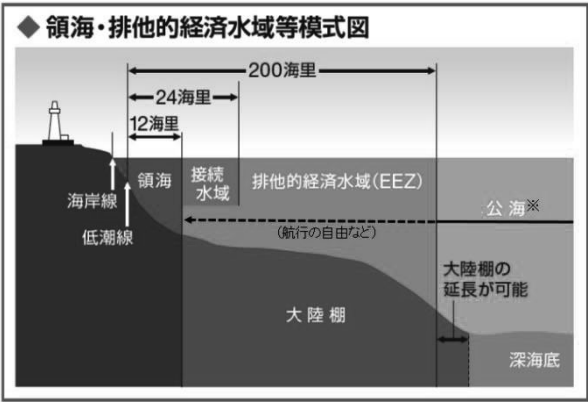
(資料) 資源エネルギー庁等よりニッセイ基礎研究所作成

4——国際連携と官民連携、技術革新の重要性

深海資源開発においては、環境影響を最小限に抑え、持続可能な形で資源を活用するために、国際連携と官民連携が重要である。深海底とその下層部および鉱物資源は、国連海洋法条約⁷に基づき「人類の共同の財産」と位置付けられており、その管理は I S A が行っている⁸ (図表 4)。I S A は、探査契約の締結、規則の策定、環境影響評価（E I A）の審査を通じて、資源開発が持続可能な形で行われるよう規制を整備している。

深海底は大陸棚の外側に位置する海底区域であり、国際的な規制の下で利用される。一方、日本の E E Z や大陸棚内に位置する海底資源は、日本に主権的権利が認められており、国内法に基づいて探査・開発が進められている。

(図表 4) 領海・排他的経済水域等模式図



(資料) 海上保安庁

⁶ 現在は「レアアース泥・マンガノジュール開発推進コンソーシアム」との名称。
⁷ 国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea, UNCLOS）は、海底資源の利用や海洋環境の保護を規定した国際法で、1982年に採択。
⁸ 人類の共同の財産（Common Heritage of Mankind）は、国連海洋法条約において深海底の資源が特定の国家に帰属せず、全人類の利益のために利用されるべきであるとする概念。

これらの開発を推進するためには、官民連携が不可欠である。政府は「海洋開発等重点戦略」を策定し、産業界や研究機関との協力を強化している。例えば、JOGMEC は民間企業や大学と連携し、技術開発を進めている。こうした連携により、商業化に向けた技術の確立やコスト削減を目指している。

技術革新は、海底資源開発の効率性と安全性を大幅に向上させている。自律型無人探査機（AUV）は、高精度の地形測量や資源分布の把握を可能にし、危険な深海環境での作業を自動化している。また、人工知能（AI）を活用したデータ解析技術は、収集した大量の情報を迅速かつ正確に分析し、探査の精度向上や開発コスト削減に寄与する。さらに、衛星データを活用した海洋状況把握（MDA）システムにより、広範囲な海域での効率的なデータ収集が可能となり、資源開発と環境保護の両立が進められている⁹。

5——生活への影響

これらの海洋資源開発が成功すれば、私たちの生活にも大きな恩恵がもたらせられよう。まず、エネルギー自給率が向上すれば、燃料輸入コストが削減され、その結果、電気料金の安定化が期待される。また、スマートフォンや電気自動車に必要な希少金属等の供給が安定すれば、新しい技術や製品の価格低下に繋がる可能性がある。

更に、新たな産業や雇用の創出を通じて、日本経済全体の成長を後押しすることも考えられる。

6——おわりに

メタンハイドレートや海底金属資源の開発は、日本のエネルギー安全保障と産業基盤強化にとって極めて重要な取り組みである。同時に、持続可能な開発を実現するためには、技術革新、官民連携、国際連携が不可欠である。深海に眠る「未来の資源」をどのように活用するか。その挑戦は、日本の未来を切り拓く鍵となるだろう¹⁰。

⁹ 海洋状況把握（Maritime Domain Awareness, MDA）は、衛星データやセンサーを活用して、海洋の状況を監視・分析するシステムを指す。

¹⁰ 2008年3月18日に閣議決定された第1期海洋基本計画では、メタンハイドレートと海底熱水鉱床は10年程度で商業化実現と目論んでいた。2024年3月に改定された海洋エネルギー・鉱物資源開発計画では、メタンハイドレートは2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとしている。海底熱水鉱床とコバルトリッチクラストは、2027年度に経済性の評価の上、取組の方向性を決定、マンガン団塊及びレアアース泥については、2028年度以降も方向性の検討という記述に留まる。

最低賃金政策の方向性

国内外の潮流、ポリシーミックスの重要性



総合政策研究部 准主任研究員 鈴木 智也
tsuzuki@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 7 月 23 日発行「基礎研レポート」
を加筆・修正したものである。

1——はじめに

毎年 7 月頃、厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会から「域別最低賃金額」の目安額が公表される。同審議会は、公労使各同数の委員から構成される審議体であり、地域における労働者の生計費、賃金動向、事業者の賃金支払い能力の 3 点を考慮し、最低賃金を定めることが法律に規定されている。同審議会で提示された目安額は、地域の実情を反映させる都道府県最低賃金審議会の審議・答申を経て、最終的な改定額が 8 月頃に決定し、その年の 9 月末から 10 月末頃にかけて適用される。

政府は、2024 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太方針 2024)の中で、最低賃金を『2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継や M&A の環境整備に取り組む』との方針を掲げていた。

その結果、2024 年度の最低賃金は、物価高や春闘の結果を踏まえて、過去最大の引き上げ幅を記録した。2025 年度以降には、最低賃金の積極的な引き上げを目指す政府方針に加えて、深刻化する人手不足や物価上昇に伴う経済構造の変化、持続可能性を重視する社会意識の変化といった要素が、最低賃金の押上げに作用する。ただ、最低賃金の引き上げから恩恵を受ける労働者は増える一方、企業の負担増は年々大きくなっている。

本稿では、日本における最低賃金の現状と、今後の引き上げを左右する経済社会の情勢変化について概観し、国や自治体、企業が最低賃金の引き上げにどのように臨むべきか考察する。

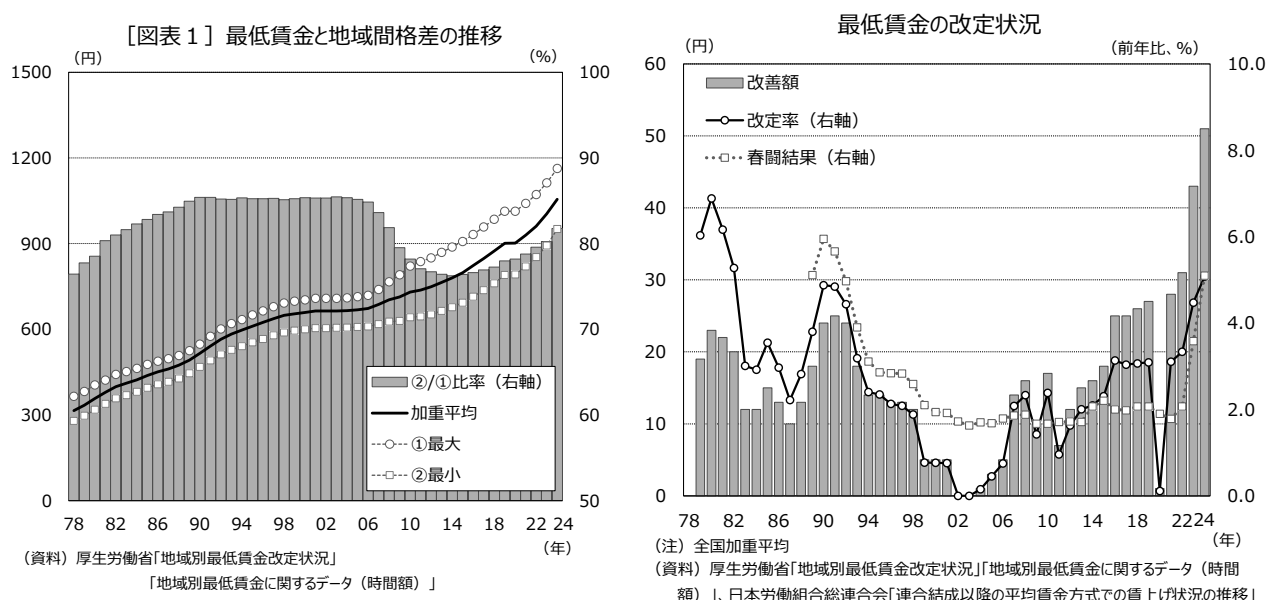
2——日本における最低賃金の現状 ～最低賃金は改善も、国際的にはまだ低い～

日本の最低賃金は、都道府県ごとに設定される地域別最低賃金と、それを上回る水準で特別に設定される特定(産業別)最低賃金の 2 つがある。このうち地域別最低賃金は、1 人当たりの県民所

得などの諸指標を総合化した指数をもとに、都道府県を3つの区分（1978年～2022年までは4区分）に分けて目安を設定し、各都道府県が地域の実情を考慮したうえで決定される。

地域別最低賃金は、2015年に安倍元首相が掲げた全国加重平均1,000円という目標が2023年度に達成され、2023年度には全国加重平均¹で1,004円となっている〔図表1〕。目標を掲げた当時の最低賃金は798円であり、政府目標と202円の開きがあったが、その差を9年かけて埋めたことになる。その間、経済活動を全国的に麻痺させたコロナ禍もあり、2020年度の最低賃金はほぼ据え置かれたものの、それを除けば毎年平均+3.2%で引き上げられて来た〔図表2〕。政府が、毎年3%程度の引き上げを目安にして来たことを踏まえると、ほぼ巡航速度で目標が達成されたことになる。

なお、安倍政権以降の改定では、地域間格差の解消も焦点の1つであった。この背景には、2000年代中頃から大都市圏を中心に、最低賃金の引き上げが急速に進み、地域間格差が大きくなって来たことがある。地域間格差を表す指標には「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率」があるが、2003年に85.5%であった比率は、2014年に76.2%まで急速に悪化し、足元で81.8%まで戻している（〔図表1〕）。春闘の賃上げ率を下回ることが多かった改定率も、第2次安倍政権以降の直近10年間でみると上回ることが増えている。



ただ、海外との比較でみると、日本の最低賃金は、まだ高いと言える水準にはない。各国の最低賃金を購買力平価やドル換算ベースで比較²すると、新興国対比で見れば高いものの、他の先進国と比べると低いことが分かる〔図表3〕。また、最低賃金の国際比較では、各国の正規労働者賃金の中央値や平均値に対する割合で見られることが多いが、日本はこの比率でも低いことが分かる〔図表4〕。2022年時点の同比率は、日本が45.6%であるのに対し、フランスおよび韓国は60.9%、英国は58.0%、豪州は53.6%などとなっている。なお、米国の連邦最低賃金は、日本より低い27.4%となっているが、これは連邦最低賃金の改定が2009年以降に行われていないことが要因であり、毎年改定されている州の最低賃金と比較すると、同様の傾向を確認することができる³。

¹ 都道府県別の労働者数で加重平均された最低賃金

² 各国の税や社会保障制度との関係における最低賃金の位置づけを加味しない単純比較

³ 例えば、米国内でも特に高いことで知られるカリフォルニア州の最低賃金は、正規労働者賃金の中央値で比較すると52.9%となり、日本より高くなっている。

(ドル)

■購買力平価ベース（2017年）

◇ドル換算ベース（2022年）

新興国 ← → 先進国

国	購買力平価ベース（2017年）	ドル換算ベース（2022年）
インド	~200	~150
フィリピン	~400	~200
ネパール	~450	~200
中国	~500	~300
インドネシア	~550	~350
マレーシア	~1,000	~350
日本	~1,500	~1,300
カナダ	~1,900	~1,900
韓国	~2,000	~1,500
英国	~2,000	~1,950
フランス	~2,050	~2,450
豪州	~2,300	~2,350
NZ	~2,400	~2,350
ドイツ	~2,400	~4,200
スイス	~3,200	~4,200

Figure 1: Ratio of Minimum Wage to Regular Worker Wage (2019)

国名	最低賃金／正規労働者賃金（中央値） (%)	最低賃金／正規労働者賃金（平均値） (%)
米国	27	19
コロンビア	39	32
ベルギー	41	38
オーストリア	42	36
チリ	43	37
日本	46	40
オランダ	47	38
ドイツ	47	37
フランス	48	36
スペイン	49	42
ギリシャ	50	41
ロシア	50	42
ポーランド	51	41
スウェーデン	51	41
ドイツ	52	45
オーストラリア	53	44
韓国	54	48
英国	55	47
中国	56	42
韓国	58	49
フランス	59	49
ロシア	60	50
メキシコ	62	51
トルコ	64	37
ニュージーランド	66	46
NZ	70	59
チリ	72	49
インドネシア	87	69
インド	89	54

ニッセイ基礎研究所報 Vol.69 | April 2025 | Page169-175 | 171

2 | ノルムの変化～持続的な賃金上昇の定着～

ノルムの変化も、最低賃金の在り方に影響を及ぼすと見られる。ノルムとは、社会的な習慣や規範意識を意味する言葉であり、日本では賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣習が、ここに来て変わり始めたという文脈で、ノルムの変化に言及されることが増えている。

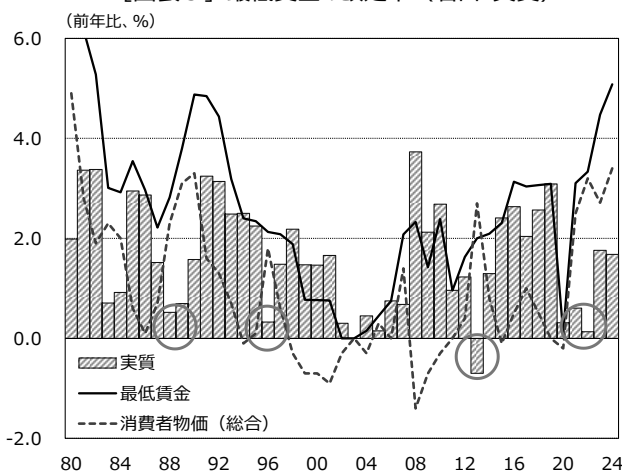
実際、コロナ禍や地政学的な緊張が高まる中でインフレ率は上昇し、国民の間では今後5年間で物価は現在と比べ、毎年平均+5.0%⁶程度で変化することが見込まれている。日本でもインフレ期待は着実に高まっており、

2024年度の春闘賃上げ率は加重平均で+5.1%⁷と、1991年以来33年ぶりに5%を超えるなど、日本経済は長引くデフレから脱却し、物価と賃金が循環するインフレ経済へと転換しつつある。

この新しいノルムの定着如何は、今後の最低賃金の動向を図るうえで重要な要素となる。政府が昨年6月に閣議決定した骨太には、賃上げについて「来年（2025年）以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる」と記されている。今のところ最低賃金は、実質ベースでプラスが維持されているが、過去の推移を見ると実質最低賃金の伸び率は、物価上昇局面で小さくなっている〔図表5〕。

新しいノルムに移行していく中では、最低賃金近傍で働く労働者の生活水準を維持する観点から、物価を加味した改定の在り方が模索されることも考えられよう⁸。そうした場合、実質ベースの伸び率がより重視されるようになり、名目ベースの改定率はより大きくなることが予想される。

〔図表5〕 最低賃金の改定率（名目・実質）



（注）消費者物価指数（総合）の年平均を使用。最低賃金は毎年10月に改定されることから、消費者物価指数はラグ1年。24年は、2024年10月から2025年3月までの月次平均。
（資料）総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」「地域別最低賃金に関するデータ（時間額）」

3 | 人権擁護の高まり ～SDGsの視点からの生活賃金を重視～

近年、生活賃金（Living Wage）の支払は、ESGにおけるS（社会的側面）に関する取組みとして、国際的にも多くの国や企業で重視されるようになってきている。

例えば、世界のサステナビリティに対する取組を加速させるために発足した国連グローバル・コンパクト⁹では、2023年にForward Fasterというイニシアチブが始動し、すべてのSDGs目標における進捗を左右する分野の1つに生活賃金を挙げている。また欧州（EU）では、2022年10月に労働者の生活維持に必要な最低賃金の水準確保を目的とした指令¹⁰が採択され、加盟国に明確な基準に従って最低賃金を設定・更新するための枠組みを作るよう求めている。

日本では、労働者の生計費を考慮し、最低賃金を決めることが法律で規定されている。例えば、

⁶ 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」（2025年4月調査）

⁷ 連合「第7回（最終）回答集計」（2024年7月1日集計・7月3日公表）

⁸ 内閣府「日本経済レポート（2023年度）—コロナ禍を乗り越え、経済の新たなステージへ—」（2024年2月13日）

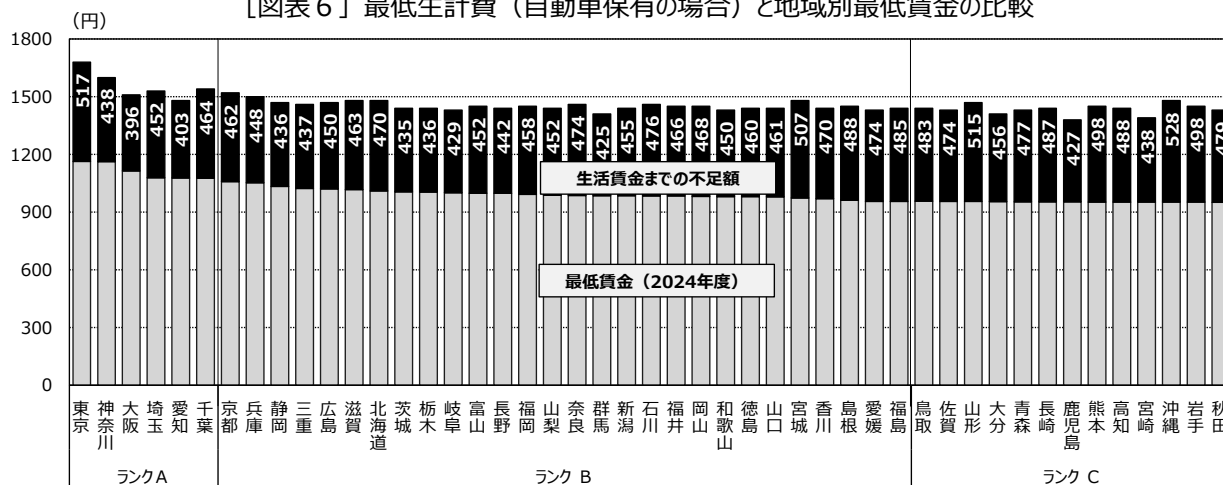
⁹ 国連グローバル・コンパクトは、国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くために結成された世界最大のサステナビリティイニシアチブ。

¹⁰ DIRECTIVE (EU) 2022/2041 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 October 2022 on adequate minimum wages in the European Union

日本労働組合総連合会（連合）が算出した生活賃金¹¹（自動車を保有する場合）は、最も高い東京で時給 1,680 円が必要とされている〔図表 6〕。これをもとに考えると、東京で最低限必要な賃金水準を満たすには、現状であると 517 円の最低賃金の引き上げが必要ということになる。

世界的な物価高騰や格差拡大を背景として、生活賃金の支払いを求める国際的な潮流は強まっており、次の政府目標が「1,500 円」に設定されたことは、生活賃金の議論と無縁ではない。今後、生活賃金の支払いを求める声は、その勢いを増して行くことが予想される。

〔図表 6〕 最低生計費（自動車保有の場合）と地域別最低賃金の比較



（注）地域別最低賃金は、全都道府県をABCの3ランクに分け、地域それぞれの経済実態に合わせて改定が目安額を提示される。

（資料）日本労働組合総連合会「2024連合リビングウェイ報告書」

4——2025 年度以降の見通し ～東北・九州、中小企業への影響を注視～

1 | 最低賃金引き上げの方向性

最低賃金の引き上げは、既にある程度引き上げに向けたレールが敷かれている。骨太方針 2024 では、最低賃金に関して「2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指す」「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」といった文言が明記されている。

今後の注目点としては、以下の 2 つが挙げられる。すなわち、(1) 全国加重平均 1,500 円の目標達成がどれだけ前倒しされるかという点、(2) 最低賃金が低い地域の引き上げがどれだけ大きくなるかという点である。

(1)については、2023 年 8 月の当初の打ち出しでは「2030 年代半ば」との表現に留めていたものの、達成時期を巡る批判もあって、2024 年 6 月の骨太には「より早く達成ができるよう」とするとの文言が追加されている。仮に、全国加重平均 1,500 円の達成時期を 2035 年と仮定した場合、毎年の改定率は+3.3%が必要となり、2030 年と仮定した場合には+6.1%が必要という計算になる。

(2)については、最低賃金の地域間格差を是正することを狙って、2023 年に都道府県のランク区分が 4 つから 3 つに変更されている。骨太に掲げられた大方針は「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる」ことであり、最低賃金の低い地域では、より大きな改定が必要となる。

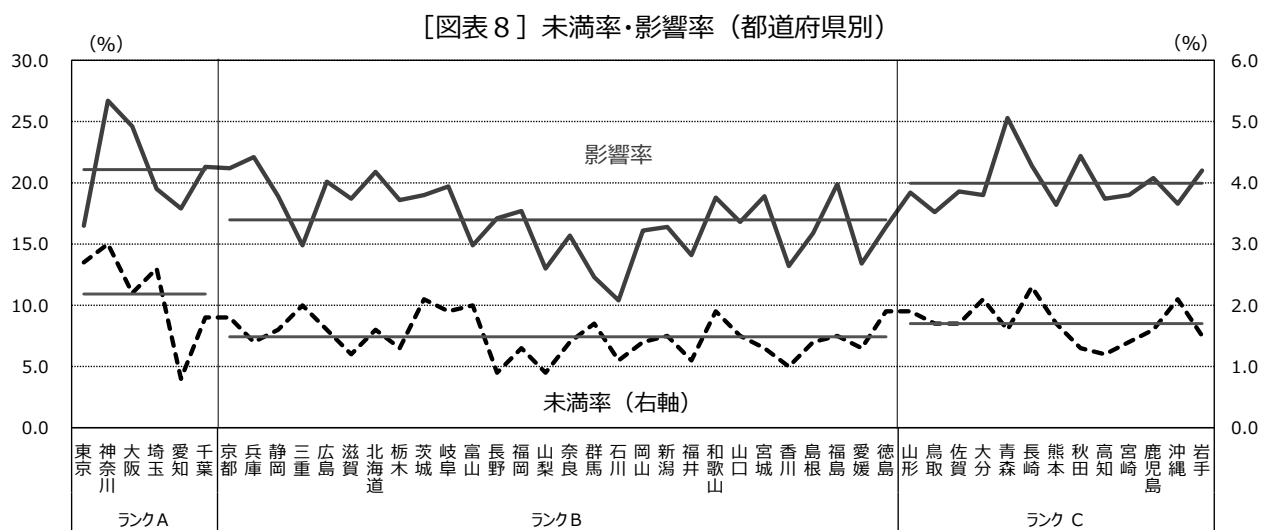
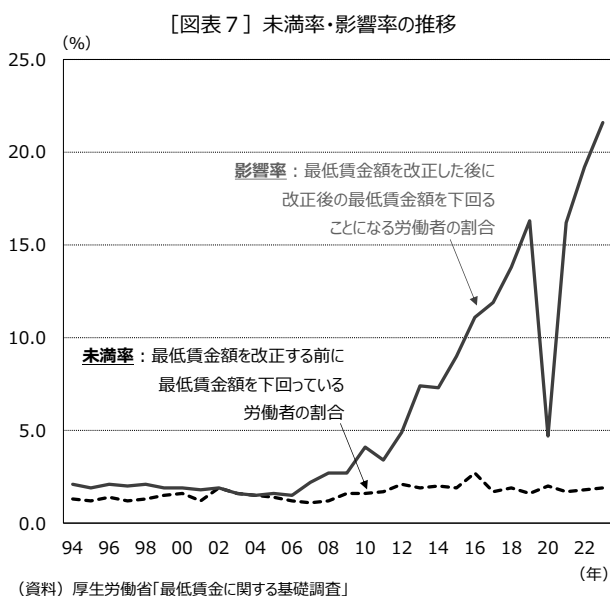
¹¹ 連合リビングウェイジ：労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準。

2 | 企業への影響

最低賃金の引き上げによる影響は、とりわけ中小・零細企業で大きいことが知られている。

企業が最低賃金の引き上げから受ける影響は、未満率と影響率の2つの指標から知ることができる。未満率は、最低賃金改定前の段階で既に最低賃金を下回っている労働者の割合であり、企業の最低賃金の遵守状況を示す指標として用いられている。他方、影響率は、最低賃金改定後に最低賃金を下回ることになる労働者の割合であり、最低賃金が労働市場に及ぼす影響の度合いを表している。未満率が一定と仮定した場合、影響率の上昇は、最低賃金改定の恩恵を受ける労働者が増えることを示す反面、その分、企業の負担が増すことを意味する。

長期推移で見てみると、未満率は比較的安定し、企業は一貫して法令順守に努めて来たことが伺われる。他方、影響率は2000年代中頃から急激に上昇している。この背景には、最低賃金と生活保護の逆転現象を解消すべく、政府が最低賃金の大幅な引き上げに踏み切ったという事情がある。近年は、労働者全体の所得の底上げを目指す政府方針もあって、最低賃金の大幅な引き上げが続いている。これまでのところ、企業は何とか法令順守に努めているものの、最低賃金改定の影響は年を追うごとに拡大しており、企業努力が益々求められるようになっている〔図表7〕。



失業率や倒産件数などのマクロデータを見る限りでは、近年の改定から顕著な影響は出ていない。ただ、その影響は濃淡をもって現われる可能性がある。とりわけ、影響率や未満率は「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「卸売業、小売業」などの分野で高く、地域別には最低賃金の水準が低い「東北」「九州」といった地域で高くなっている〔図表8〕。今後実施される最低賃金の引き上げは、こうした地域・産業でより影響が大きく出る可能性があり、注意が必要である。

5——おわりに ～ポリシーミックス、スピード感を合わせる必要がある～

賃上げに積極的な政府方針や、最低賃金の引き上げに作用する社会情勢の変化などを踏まえれば、最低賃金の改定は、今後も大幅な引き上げが継続する可能性が高いものと考えられる。

その結果、企業負担が増加し、採算が悪化する企業も出やすくなる。売上、利益減少を前提とした人件費削減を重視するデフレ時代の経営ノウハウでは、このようなコストアップ環境を乗り切ることは難しい。企業としては、人件費の上昇に負けない収益力の獲得が先ず以て重要であり、そのためには新たな付加価値を生み出す企業努力が求められる。

政府も、そうした企業努力を、後押しする姿勢を示している。昨年の中堅・中小企業への支援策として「自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む」ほか、中堅・中小企業の稼ぐ力を強化するため「価格転嫁対策」「海外展開支援」に取り組むことが掲げられた。ほかにも、最低賃金が引上げられると、扶養範囲内で働きたいパートやアルバイトなどの従業員が「年収の壁」を意識し、労働時間を減らして企業の人手不足に拍車がかかるといった懸念に、対処する方針も盛り込まれている。これら政府の後押しを活用しつつ、企業が最低賃金の引き上げに耐え得るビジネスの高付加価値化を実現していけるか。また、政府が掲げた支援策や制度改正を、最低賃金の改定に引けを取らないペースや規模感で進めていけるか。そうしたことが、今後の改定を進めるうえで、重要なポイントとなって来そうである。

なお、地方創生でも最低賃金は重要な意味を持つ。先行研究では最低賃金と人口流出に負の相関があることが指摘されており¹²、最低賃金の引き上げが地域の人口流出の歯止めとして一定の効果があることが示唆されている。最低賃金の1円の差を巡る自治体間の競争も起きている。ただ、最低賃金を引き上げさえすれば良いという単純な話ではない。企業と同様、自治体でも、最低賃金の引き上げを可能とする地域産業の底上げが必要である。自治体としても、企業の生産性向上を支援するため、地域を知る自治体だからこそできる取り組み（地域の人や資源をつなぐプラットフォームやマッチングなど）、地域を活性化する成長戦略の磨き上げが必要となろう。

以上の通り、最低賃金の引き上げは、ビジネスの高付加価値化を通じた日本経済の再興や地方創生と密接な関わりがある。また、それを後押しする政府や地方自治体の取組みも欠かせない。最適なポリシーミックスの下で、自治体や企業の取組みが有機的に結びつき、持続的な最低賃金の引上げを実現していくことが必要である。

¹² 中澤秀一「最低賃金制度の再考」社会政策 2024 年 3 月号、ミネルヴァ書房

利上げによる住宅ローンを通じた日本経済への影響

住宅ローンの支払額増加に関する影響分析



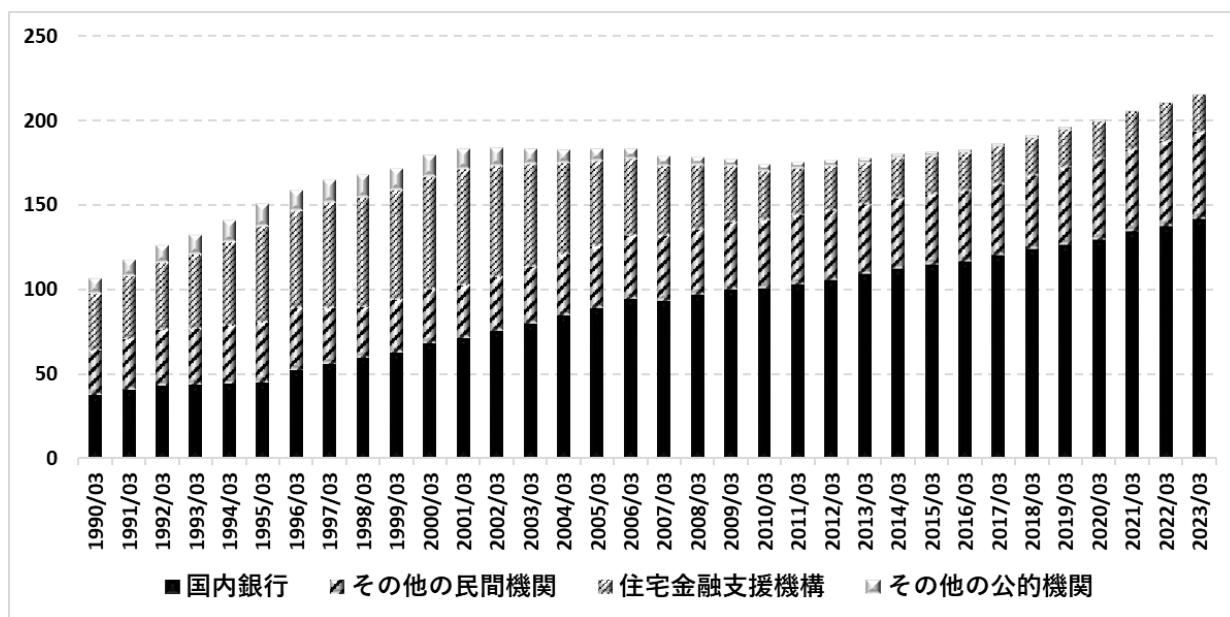
金融研究部 上席研究員 福本 勇樹
fukumoto@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 6 月 28 日発行「基礎研レター」を加筆・修正したものである。

1——住宅ローン利用者への利上げの影響

長らく金利低下局面にあったことから、住宅ローン貸出残高の伸びが継続している（図表 1）。また、円安を背景とした建築資材価格の高騰、人件費の高まりなどを受けて不動産価格の上昇傾向が続いており、それに応じて住宅ローンを利用する際の借入額も増えているものと考えられる。

図表 1：住宅ローン貸出残高の推移（1990 年 3 月末～2023 年 3 月末）

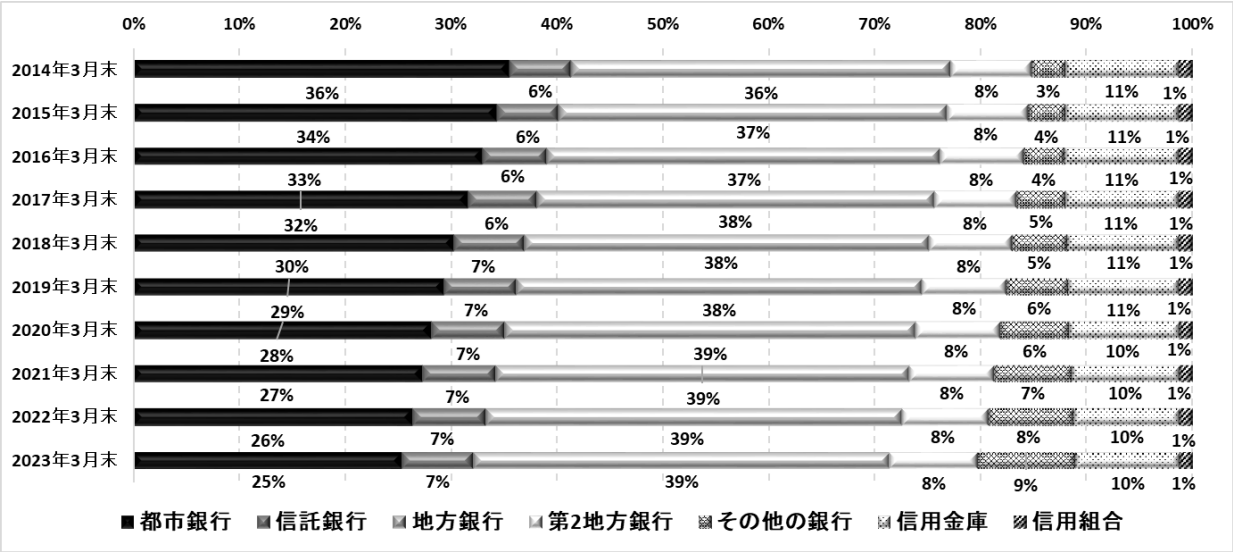


（資料：住宅金融支援機構のデータから作成）

住宅金融支援機構の「住宅ローン利用者の実態調査（2023 年 10 月調査）」によると、変動金利型住宅ローンの利用割合は 74.5%で、過去の調査と比較しても徐々に拡大している。不動産価格の上昇も伴ってきた中で、インターネット専門銀行や地域金融機関を中心に住宅ローン残高が拡大して

おり（図表2）、変動金利型住宅ローンの適用金利は、最低水準で0.3～0.4%となっている。

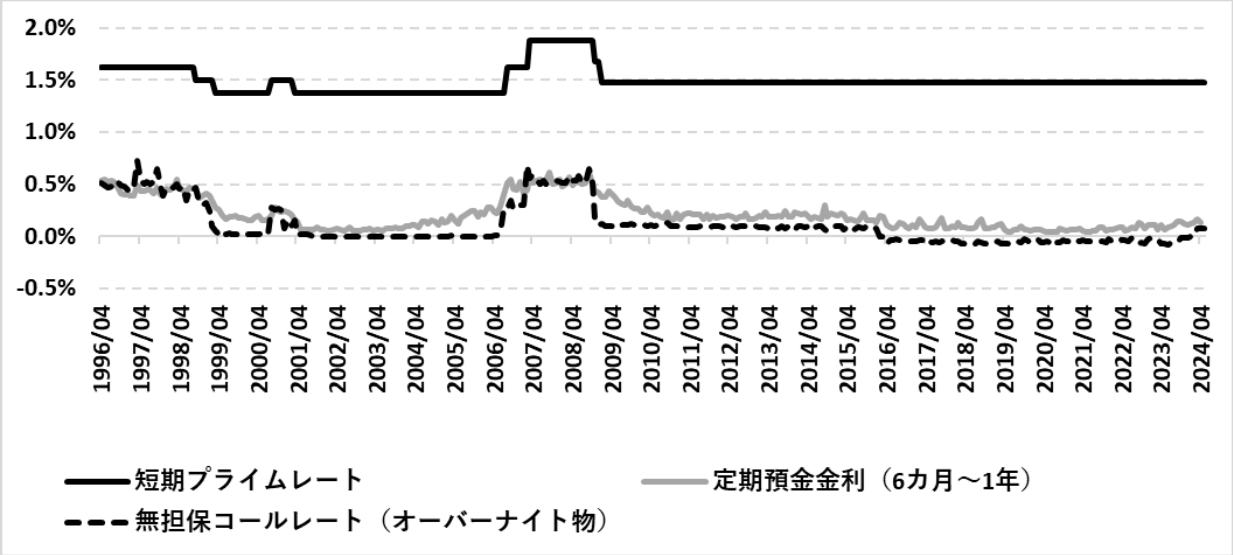
図表2：業態別の住宅ローン残高シェアの推移（2014年3月末～2023年3月末）



（資料：ディスクロージャー等の公開情報から作成）

変動金利型住宅ローンの適用金利の決定は金融機関ごとに裁量があるが、「短期プライムレートを参照する」と説明しているところが多い。短期プライムレートの決定も金融機関ごとに裁量があるが、日本銀行が政策金利とする無担保コールレート（オーバーナイト物）と連動する（図表3）。そのため、今後日本銀行が利上げすれば、それに連動して短期プライムレートが上昇する可能性が高い。短期プライムレートが上昇すれば、変動金利型住宅ローンの利用者の適用金利がそれだけ上昇することになる。

図表3：主な短期金利指標の推移（1996年4月～2024年5月）



（資料：日本銀行、Bloomberg のデータから作成）

適用金利が上昇していく環境になれば、それだけ変動金利型住宅ローンを借り入れている世帯では消費行動の抑制が想定されるだろう。直近の各種データから、住宅ローン利用者が支払う元利返済額の総和は、筆者が概算したところ年間 13 兆 3,300 億円程度となった。参考までに、計算条件は以下のとおりである。

【計算前提】

- ・ 民間金融機関による住宅ローンの直近の新規貸出額：約 19 兆円（年間）（2023 年 3 月末）¹
→ 変動金利型住宅ローンの新規貸出をその約 75% の 14 兆 2,500 億円と想定
- ・ 民間金融機関による住宅ローン残高の総計：約 194 兆円
→ 変動金利型住宅ローン貸出残高をその約 70% の 136 兆円と想定²
- ・ 完済債権の平均経過期間は約 16 年（2020 年）³
→ 最長借入期間が徐々に長期化していることから完済まで 20 年と想定
- ・ 変動金利型住宅ローンの適用金利の最低水準は 0.3~0.4%（2024 年 6 月時点）
→ 現在借り入れられている変動金利型住宅ローンの適用金利の平均を 0.4% とする
- ・ 全ての住宅ローンは元利均等返済しているものと仮定する

これらの計算前提から、適用金利上昇によって住宅ローンの負担増から個人消費にどの程度の影響があるのか概算してみたところ、変動金利型住宅ローンの適用金利が 1% 上昇すると、元利返済額の総和は年間 14 兆 3,100 億円程度にまで増えるという結果になった。

つまり、政策金利の 1% 上昇で約 1 兆円程度の返済額の増加が生じることになる。これは、民間最終消費支出が 300 兆円程度であることを考慮に入れると、1% 程度の金利上昇が生じたとしても、変動金利型のローン残高の割合が増えることによる家計支出への影響は、マクロで見ると、家計の消費支出額の 0.3% 程度ということになる。実際には 5 年ルール⁴や 125%ルール⁵のある契約も多く存在しており、この試算結果よりも緩やかな上昇幅に留まるものと考えられる。固定金利型よりも適用金利が相対的に低い変動金利型には早期に元本返済が進められるという特徴があるが（図表 4）、変動金利型で借り入れている住宅ローン利用者の元本返済が相応に進んでいるものとみられ、金利上昇による家計の消費への影響は総じてみれば限定的な状況にあると結論付けることができる。さらに、平均的に見れば、持家世帯でも負債額より貯蓄額の方が大きい状況にあり、賃金上昇や貯蓄からの収入増によってある程度は対処できるものと考えられる（図表 5）。

ただし、ミクロで見ると、住宅ローンの残存年限が長い債務者に金利上昇の影響が集中することが懸念される。特に、持家世帯の貯蓄や負債を世代別に見ると、20 代、30 代や 40 代では貯蓄よりも負債の方が大きく、金利上昇すると負担の方が大きくなる。これらの世代は、老後に向けた長期的な資産形成も並行して進める必要があるが、金利が上昇する局面では、貯蓄の積み上げも困難に

¹ 「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」（住宅金融支援機構）による

² 「2020 年度 住宅ローン貸出動向調査」（住宅金融支援機構）で民間金融機関の住宅ローン貸出残高の約 67% を変動金利型が占めている

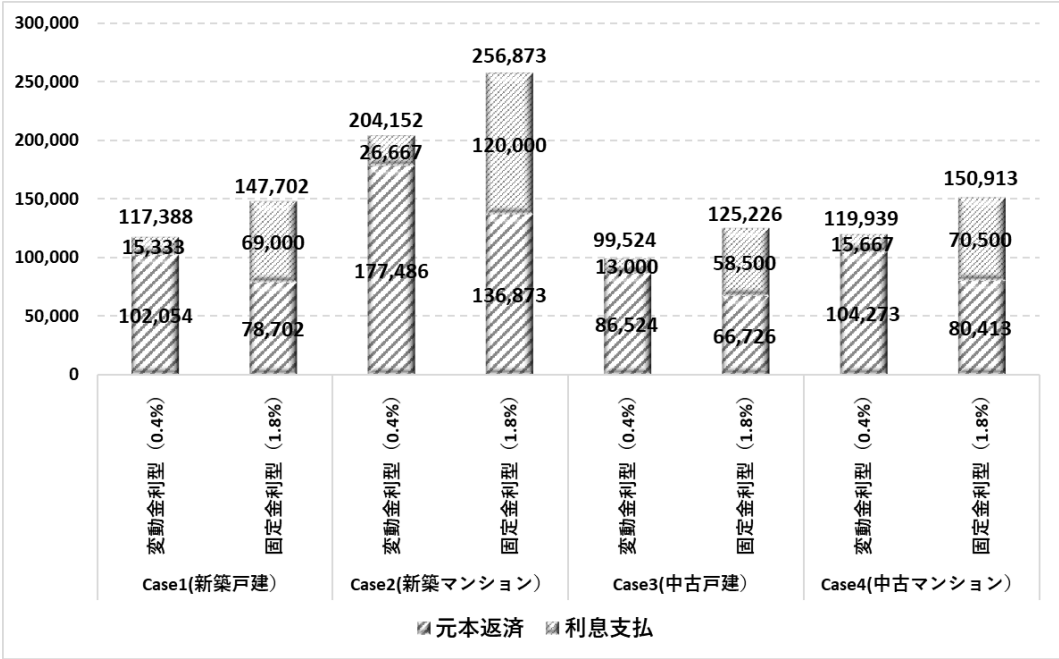
³ 「2020 年度 住宅ローン貸出動向調査」（住宅金融支援機構）による

⁴ 金利が上昇しても、5 年間は毎月の返済額が変わらないルールのことを指す

⁵ 5 年経過後の 6 年目からの毎月の返済額は、今までの返済額に対して 125% の金額までしか上げることができないとするルールのことを指す

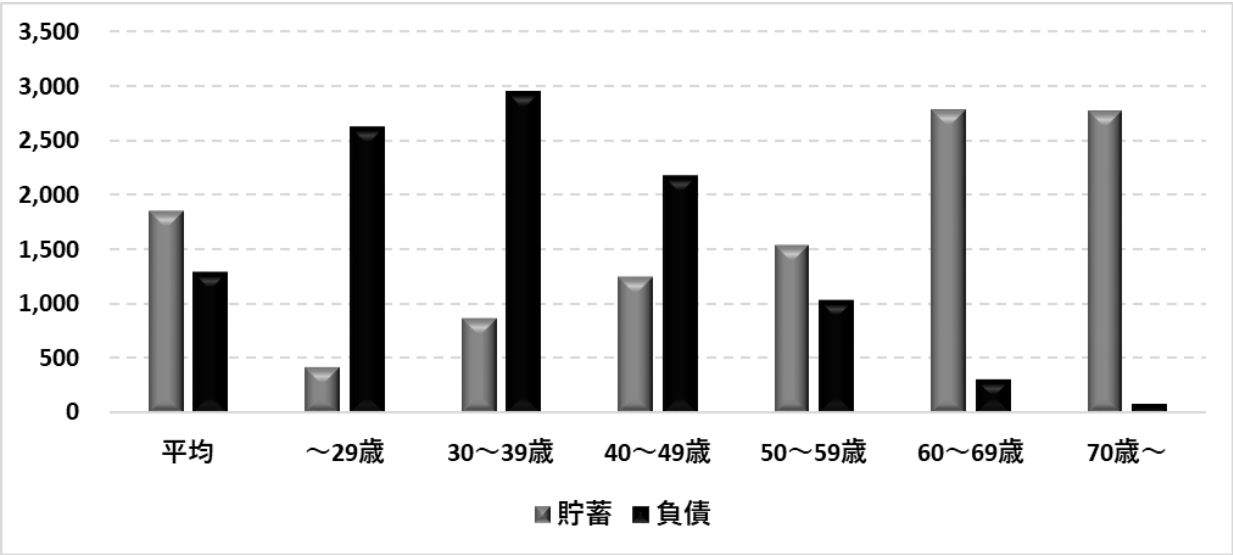
なると考えられる。このような将来不安に波及する問題への対応策として、引き続き企業に対して賃金上昇を促していくのに加えて、住宅ローン減税の拡充や利子補給などの政策を実施していく必要性もあるかもしれない。

図表 4：首都圏で住宅を購入した際の月々の返済額イメージ（借入当初）
（変動金利：0.4% or 全期間固定金利：1.8%・フルローン・元利均等・35年で借り入れた場合）



※新築戸建：4,600万円、新築マンション：8,000万円、中古戸建：3,900万円、中古マンション：4,700万円で試算
（資料：筆者にて計算）

図表 5：持家世帯（二人以上の世帯）の1世帯当たりの貯蓄・負債の状況（万円）



（資料：家計調査報告「貯蓄・負債編」のデータから作成）

新 NISA は日本株式を押し上げたのか



金融研究部 主任研究員 前山 裕亮
ymaeyama@nli-research.co.jp

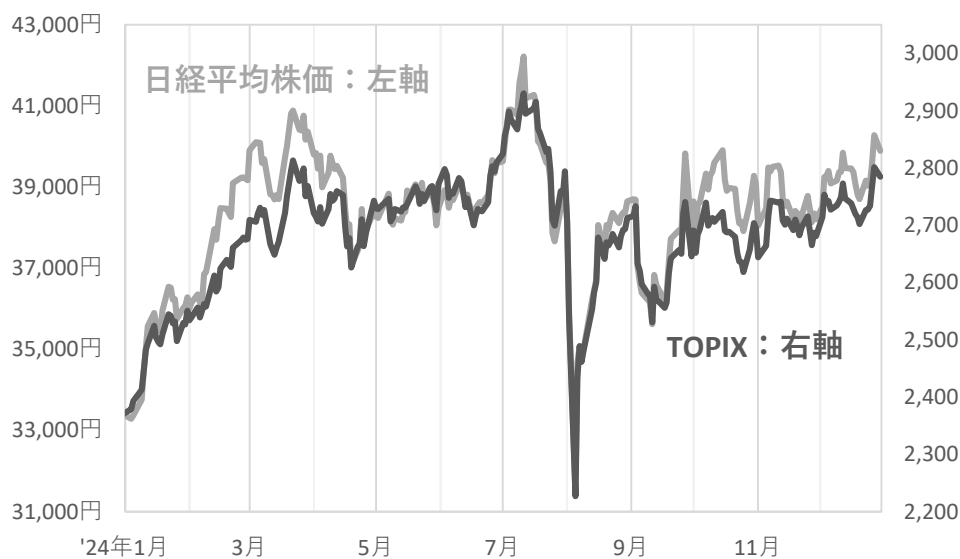
※ 本稿は 2024 年 12 月 17 日発行「基礎研レポート」を加筆・修正したものである。

1——新 NISA から日本株式への流入は？

2024 年の日本株式は年初から上昇し、7 月上旬に日経平均株価、TOPIX が史上最高値を更新した【図表 1】。その後は方向感を欠く展開となったが、年間を通じて日経平均株価、TOPIX ともに 15% を超える上昇率を記録した。

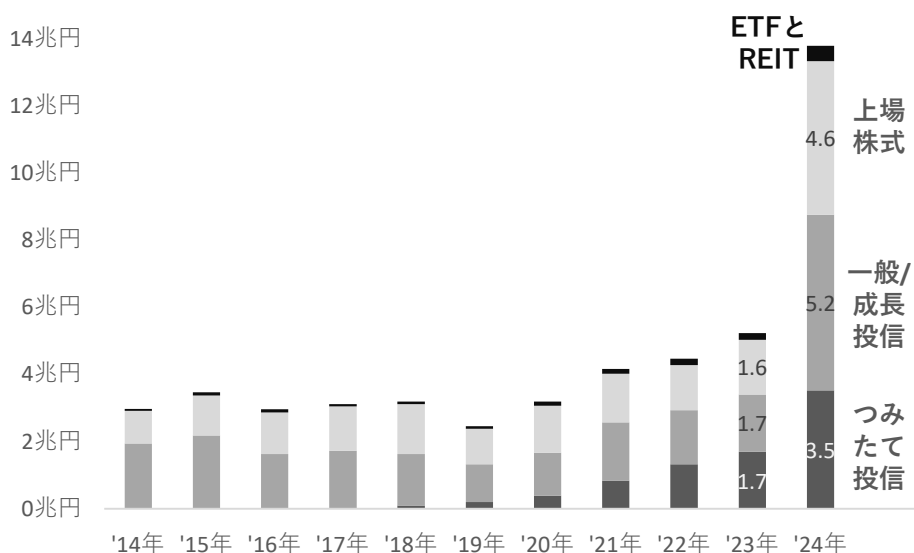
2024 年は、少額投資非課税制度（NISA）が大幅に制度拡充され、新 NISA として生まれ変わった。年間の投資枠が従来の倍以上に拡大され、口座数自体も増加した。それに伴い NISA 口座からの買付額は 1 年間で 17.4 兆円に達し、2023 年の一般、つみたて合計の 5.2 兆円から 3.3 倍に膨らんだ。商品別に見ると、金融庁がすでに開示している 2024 年 9 月末までの 9 カ月間だけでも、投資信託、上場株式のいずれも 2023 年から大きく増加していることが確認できる【図表 2】。

【図表 1】日経平均株価と TOPIX の推移



（資料）Datastream から作成。

【図表2】 2014 年からの一般 NISA、2018 年からのつみたて NISA と
2024 年からの新 NISA の商品別買付額の推移



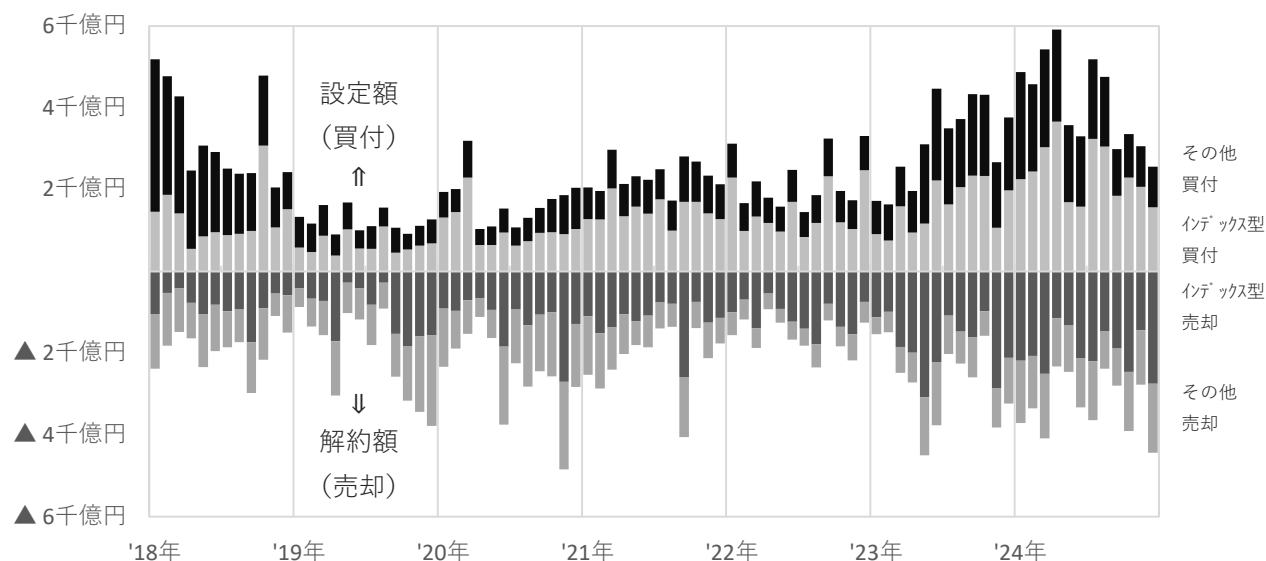
(資料) 金融庁資料より作成。2024 年は9月末まで。

この新NISAからの買付の急増が、日本株式を押し上げたようにも見える。しかし、投信市場や日本株式市場の情報を見ると、2024 年に入ってから個人の資金が日本株式に向かう動きは限定的であった。

2——投資信託経由は増えているが限定的

まず、主に日本株式を組入れて運用している新NISA対象の投資信託の売買動向を見ると、2024 年もそれ以前と同様に株価の変動に応じて売買される傾向があった。引き続き、インデックス型を中心に日本株式が上昇すると売却が増加し、下落すると買付が増加していた。このように株価の変動に応じて売買が続く中、買付が顕著に増加している様子は確認できなかった【図表3】。

【図表3】 主に日本株式を組入れている新 NISA 対象投資信託の設定額と解約額の推移



(資料) Morningstar Direct より作成。イボットソン分類などを用いて集計。NISA 口座以外の売買も含む。

ただし、一部で変化の兆しが見られた。新NISAによって買付が増えている可能性がある。たとえば2024年の指数に連動するいわゆるインデックス型の設定額は毎月1,500億円、全体では2,500億円を上回り続けている。それに対し2023年以前は、インデックス型では1,000億円、全体では2,000億円を下回る月もあった。2024年に入ってから、買付が少ない月の水準自体が底上げされているように見受けられる。

そもそも2024年は、利益確定売りが出やすい投資環境だった。以前なら売却超過に陥ってもおかしくなかったが、日本株式を組入れている新NISA対象の投資信託では、年間通じて1兆円の買い越しとなった。特に1月から3月は、日本株式が大きく上昇した割に買付が多かった。

3——個別銘柄は売り越し

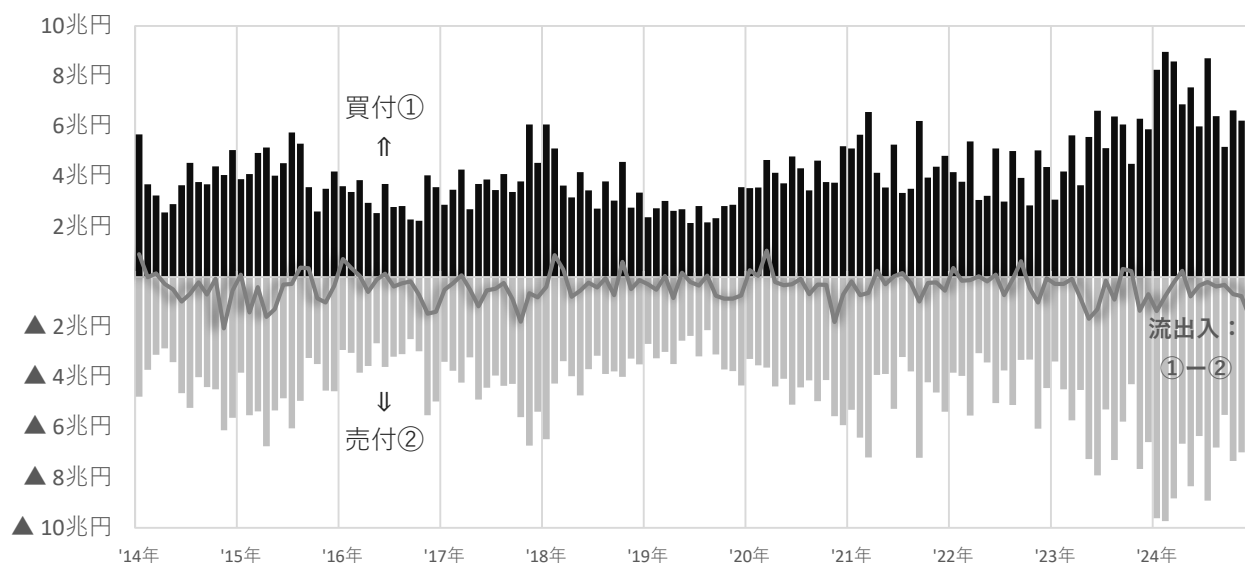
次に個人の日本株式の売買を、NISA口座では信用取引ができないことから現金取引に限定して見ると、2024年に月間で買い越されたのは4月のみであった【図表4】。結果的に年間を通じた売り越しの累計額は7.2兆円に達した。

ただし、投資信託の売買動向でも述べたように、2024年は利益確定売りが出やすい投資環境であった。そのため、NISA口座からの買付が増えたことによって、これくらいの売り越しで収まったとも考えられる。

そこで、一般NISAが始まった2014年以降の個人の現金での株式売買を日経平均株価の月間騰落率と合わせて見た【図表5】。日経平均株価が上昇すると売り越され、下落すると買い越される逆張りの傾向が、2024年も過去10年間と同様にあったことが分かる。

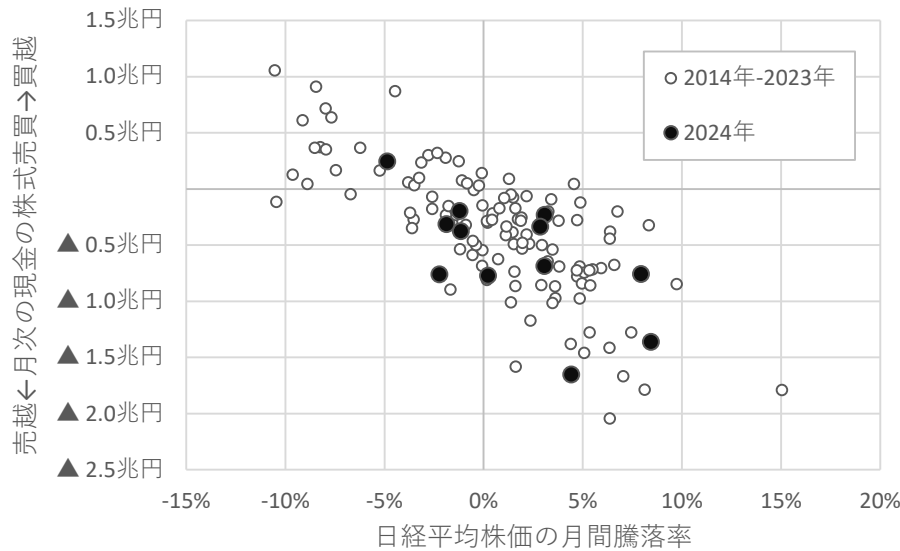
つまり、2024年においても個人投資家の売買動向に大きな変化が見られず、過去10年と比較しても買付が著しく増えている様子は確認できなかった。

【図表4】二市場（東証・名証）の個人の株式売買の推移



(資料) 日本取引所グループ「投資部門別売買状況」より作成。現金取引のみ。

【図表5】個人の株式売買（縦軸）と日経平均株価の騰落率（横軸）



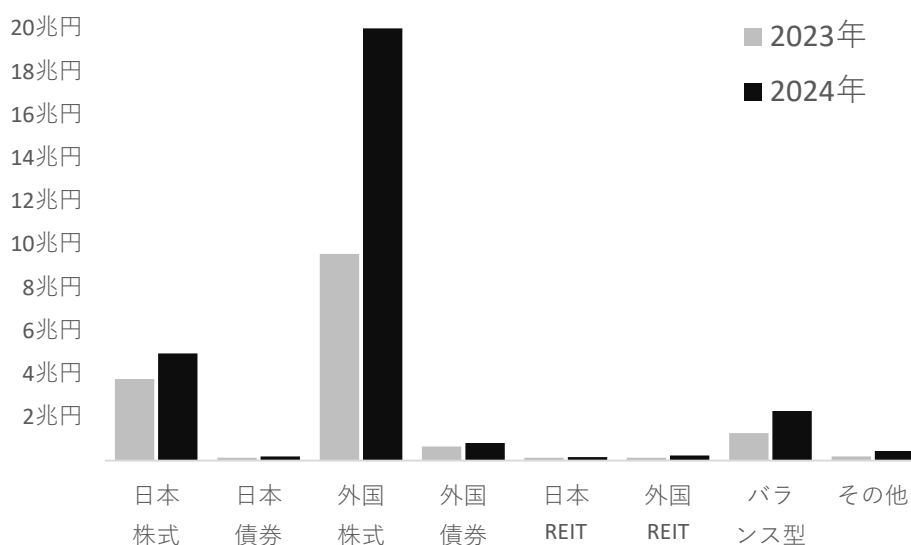
（資料）日本取引所グループ「投資部門別売買状況」、Datastream より作成。
二市場（東証・名証）の個人の現金取引の買付から売付を除いた月間の流出入。

4——投資信託は外国株式選好

このように、新NISAの買付に伴う日本株式への個人の資金流入が限定的であった主な理由は、3つ考えられる。

まず1つめの理由として、NISA口座からの投資信託の買付けの大部分が外国株式に向かったことが挙げられる。新NISA対象の投資信託の設定額を組入れている資産別に見ると、2024年は主に外国株式を組入れている投資信託が日本株式を組入れている投資信託以上に急増した【図表6】。また、証券会社10社のNISA口座からの買付上位10本の投資信託の傾向を見ても、投資枠にかかわらず、外国株式を組入れた投資信託が中心に買付けられていることが分かる【図表7】。

【図表6】組入られている資産別の新NISA対象投資信託の設定額



（資料）Morningstar Direct より作成。イボットソン分類などを用いて集計。NISA口座以外の売買も含む。

【図表7】証券会社 10 社の NISA 買付上位 10 本の投資信託の投資先地域

	成長投資枠から買付			つみたて投資枠から買付		
	国内	内外	海外	国内	内外	海外
2月	1	2	7	---	2	8
3月	---	3	7	---	3	7
4月	1	2	7	---	3	7
5月	---	3	7	---	3	7
6月	---	3	7	---	3	7
7月	---	3	7	---	3	7
8月	1	3	6	---	3	7
9月	---	3	7	---	3	7
10月	---	3	7	---	3	7
11月	---	2	8	---	3	7
12月	---	2	8	---	3	7
2024年 累積	1	3	6	---	3	7

(資料) 日本証券業協会資料より作成。投資先地域は投資信託協会「投信総合検索ライブラリー」に準じている。

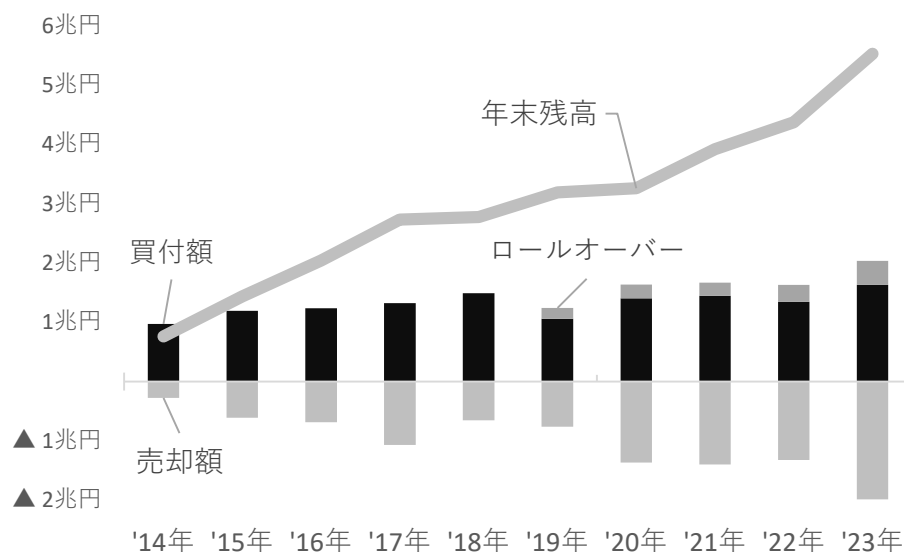
5——個別銘柄については短期売買

一方で、NISA口座からの上場株式の買付については、証券会社 10 社では約 9 割が日本株式となっており、大部分が日本株式の個別銘柄であった。しかし、NISA口座から買付けられた個別銘柄の一部は、早くも売却されていると見られる。これが 2 つ目の理由として挙げられる。

元々、一般NISAでは上場株式の売却が毎年一定程度見られ、2014 年から 2023 年の累積で上場株式を 13.1 兆円買付けた一方で、10.1 兆円が売却された。その結果、残高は 2023 年末でも 5.5 兆円にとどまっている【図表 8】。この傾向は、新NISAにおいても続いていると考えられる。

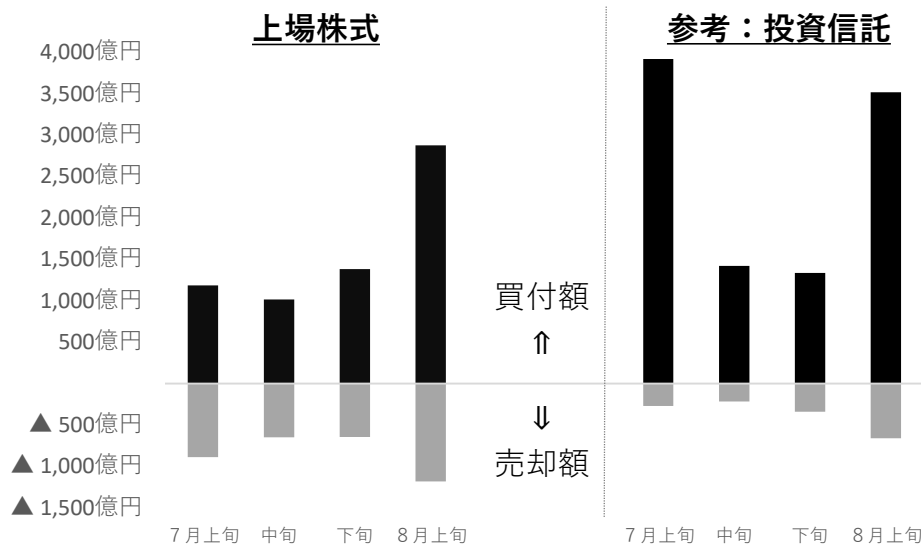
実際に証券会社 9 社の 2024 年 7 月から 8 月上旬までのNISA口座からの買付額と売却額を見ると、上場株式は投資信託と比べて買付が少ないにもかかわらず、売却が多かった【図表 9】。特に 7 月上旬には、売却額が同時期の買付額の 3 / 4 に達した。日経平均株価が史上最高値を更新するなど日本株式が高値圏で推移する中、利益確定の売却が膨らんだことがうかがえる。

【図表8】一般 NISA における上場株式の買付額と売却額の推移



(資料) 金融庁資料より作成。

【図表9】 2024 年7月から8月の証券会社9社の NISA 口座からの買付額と売却額



(資料) 日本証券業協会資料より作成。上場株式には、REIT、ETF を含む。

6——課税口座などからの買替も発生

さらに3つ目の理由として、これは上場株式に限った話ではないが、一部で課税口座や一般NISA口座からNISA口座への買い替えが行われたことが挙げられる。

2024 年に入ってから、個人の日本株式の売買は明らかに増加している。2023 年秋にネット証券大手2社が日本株式の個別銘柄の売買手数料を無料化し、個人の株式売買がよりしやすくなっていた。そこに2024 年は日本株式の好調も重なり、活況となった。取引の急増は、主にこうした投資環境によるものであるが、課税口座や一般NISA口座から新NISAへの資金移動に伴う売却と再投資も一因となっている可能性がある。

つまり、新NISAをきっかけに日本株式に入ってきた個人の新規資金、特に長期的にとどまる資金は、想像以上に少なかったと推察される。実際、新NISAによって個人投資家が増えているといっても、その多くは投資経験の浅い人が占めている。いきなり個別銘柄に投資するケースは少ないと考えられる。日本株式に投資する場合も、まずは日本株式を組入れている投資信託を通じて間接的に投資することになるだろう。こうしたことから、日本株式の個別銘柄の売買においては、新NISAの影響が投資信託以上に限定的になっているのかもしれない。

7——最後に

このように新NISAが始まって個人の資金が日本株式に向かわなかった背景には、長期の投資先として日本株式を魅力的に感じていない人が多いことがある。日本株式自体の投資魅力が高まらない限り、2025 年以降も個人の外国株式選好や日本株式の短期売買志向が続く可能性は高いと考えられる。

アンケート調査から読み解く企業の物流戦略および物流施設利用の現状と課題



金融研究部 主任研究員 吉田 資
tyoshida@nli-research.co.jp

※ 本稿は 2024 年 12 月 9 日・2025 年 1 月 15 日・2 月 20 日・3 月 17 日
発行「不動産投資レポート」を加筆・修正したものである。

1——はじめに

昨今、企業の物流業務を取り巻く社会情勢は、「物流 2024 年問題」をはじめとして、大きく変化している。こうしたなか、企業の「物流戦略」は重要な経営課題のひとつに位置づけられており、戦略の立案にあたって、業務の多様化への対応や、人手不足、防災対応、環境規制等の多様な要素を考慮する必要があり、物流施設に求められる機能や設備等についても高度化している。

こうした状況を踏まえて、弊社は、三菱地所リアルエステートサービス株式会社と共同で、日本国内の主要荷主企業および物流企業を対象に「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」（以下、本調査）を実施した¹。

本稿では、本調査の集計結果の一部を紹介し、企業の物流戦略および物流施設利用の現状と課題について概観したい。

2——企業の物流戦略

本章では、企業の物流戦略の現状と課題を確認する。具体的には、①企業の物流体制、②物流業務における課題、③「物流 2024 年問題」の影響、④物流業務に影響を与える各種施策、⑤物流戦略（物流業務方針）の策定状況について概観する。

1 | 企業の物流体制

(1) 物流施設の配置方針

本節では、企業の物流体制の現状を概観する。まず、本調査で「物流施設の配置方針」について

¹・アンケート送付数；日本国内の主要荷主企業および物流企業 4,486 社〔荷主企業 3,513 社・物流企業 973 社〕
・回答数；234 社（回収率：5%）・調査時期；2024 年 7 月～9 月 ・調査方法：郵送・E-mail による調査票の送付・回収
「ニッセイ基礎研究所と三菱地所リアルエステートサービスによる物流に関する共同アンケート調査
「物流 2024 年問題」への対策は着手するも、まだ十分でないと認識。トラックドライバーの確保が喫緊の課題。
～物流施設の選択では、BCP 対応や従業員の健康配慮等を重視。地方都市で拡張意欲が高い～

荷主企業に質問したところ、「各都市圏に配置」(55%)との回答が最も多く、次いで「各地域(都道府県よりも小さい単位)」(33%)、「各都道府県に配置」(12%)の順に多かった。物流企業でも同様に、「各都市圏に配置」(60%)との回答が最も多く、次いで「各地域(都道府県よりも小さい単位)」(30%)、「各都道府県に配置」(11%)の順に多かった(図表-1)。

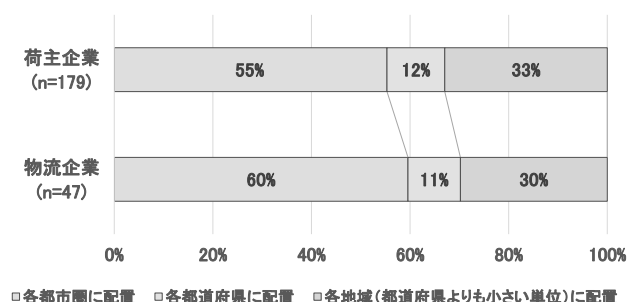
多くの企業は、都市圏毎に、輸送・配送範囲を広域でカバーする物流施設を配置していることがうかがえる。一方、全国でビジネスを展開している大手物流企業や、製造業および小売業の物流機能の一部を担っている商社・卸売業等は、よりきめ細やかな物流サービスを実現するため、地域毎に物流施設を配置している模様だ。

(2) 物流施設(拠点)数の方針

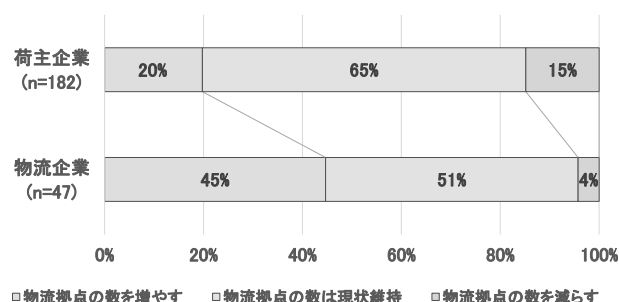
次に、「物流施設(拠点)数の方針」について荷主企業に質問したところ、「物流拠点の数は現状維持」(65%)が最も多く、次いで「物流拠点の数を増やす」(20%)、「物流拠点の数を減らす」(15%)の順に多かった。物流企業でも同様に、「物流拠点の数は現状維持」(51%)が最も多く、次いで「物流拠点の数を増やす」(45%)、「物流拠点の数を減らす」(4%)の順に多かった(図表-2)。

物流企業では、物流拠点数を「増やす」との回答が「減らす」との回答を大幅に上回った。ネット通販市場の拡大等に伴い、物流需要が堅調に推移していることを受けて、物流企業は物流拠点を拡大(増加)する意向が強いことがうかがえる。

図表-1 物流施設の配置方針



図表-2 物流施設(拠点)数



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

(3) 物流業務の外部委託

荷主企業においては、物流業務の高度化等に伴い、各業務を専門事業者へ外部委託することで効率的な物流網を構築する意向が強まっている。

本調査で、物流の各業務[(i)配送・輸送業務・(ii)包装・流通加工業務・(iii)保管業務]について「現在の外部委託の割合」を荷主企業に質問したところ、「外部委託比率が100%」(業務を全て外部委託)が最も多く、(i)配送・輸送業務では79%、(ii)包装・流通加工業務と(iii)保管業務ではそれぞれ38%を占めた(図表-3)。

物流業務における外部委託が進んでいる現状がうかがえる。

一方、(ii)包装・流通加工業務では、「外部委託比率が0%」との回答が26%を占めた。食品の二次加工や家具等の組み立て、ギフト包装(ラッピング)等、包装・流通加工業務において独自のスキルを要する企業では、全ての業務を自社で担っているようだ。

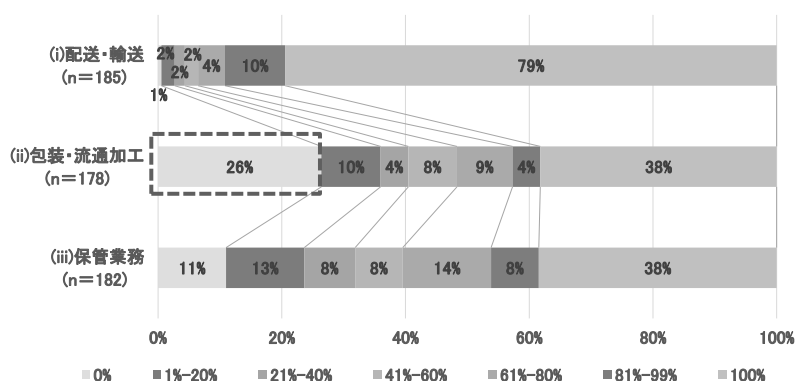
次に、「外部委託先」について質問したところ、(i)配送・輸送業務では「専門輸送企業(68%)」、

(ii)包装・流通加工業務では「3PL²企業（39%）」、(iii)保管業務では「専門倉庫企業（44%）」が最も多かった（図表－4）。

現状、配送・輸送業務についてはトラック運送業者に、保管業務については倉庫業者に委託する等、それぞれの専門事業者に委託するケースが多い模様だ。一方、「3PL 企業」との回答が各業務で約 4 割を占めており、物流業務サービスを包括的に提供する「3PL 企業」に一括で委託する企業も増えていると考えられる。

続いて、「今後の外部委託方針」について質問したところ、いずれの業務でも「現状維持」が多くを占めた（図表－5）。ただし、(i)配送・輸送業務では「増加」が 16%、「減少」が 4%、(ii)包装・流通加工業務では「増加」が 14%、「減少」が 6%、(iii)保管業務では「増加」が 18%、「減少」が 11%となり、いずれの業務でも「増加」が「減少」を上回った。今後も、物流業務の外部委託が緩やかに進展することが見込まれる。

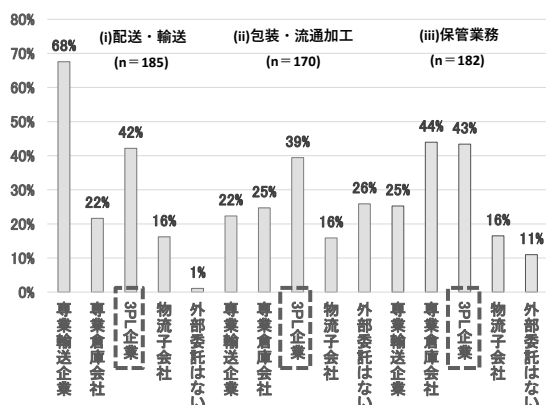
図表-3 現在の外部委託の割合



(注)回答は荷主企業のみ

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

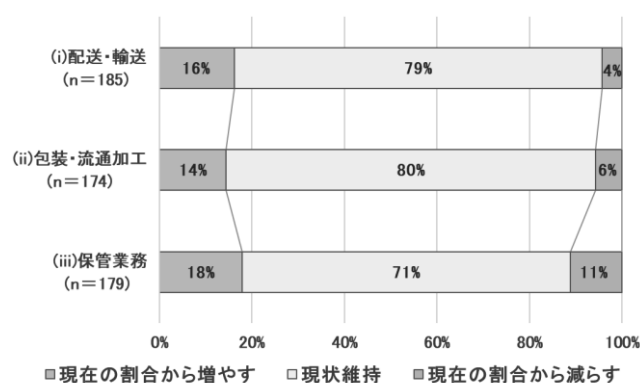
図表-4 各業務の外部委託先



(注)回答は荷主企業のみ

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

図表-5 今後の外部委託方針



² 「3PL」とは、「Third Party Logistics」の略。詳細な定義については以下のレポートを参照されたい。

吉田 資『3PL 事業者が求める物流機能と物流不動産市場への影響(1)～拡大する3PL ビジネスの現状～』（ニッセイ基礎研究所、不動産投資レポート、2022年1月19日）

2 | 物流業務における課題

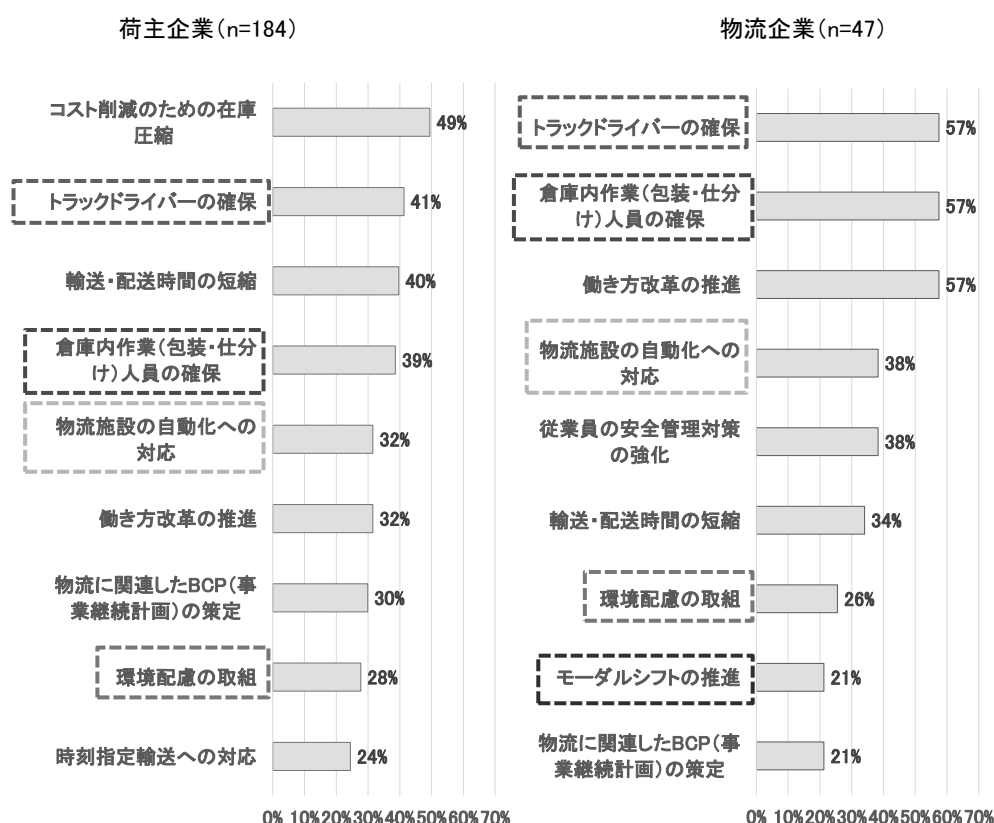
「物流業務における主な課題」について荷主企業に質問したところ、「コスト削減のための在庫圧縮」(49%) が最も多く、次いで「トラックドライバーの確保」(41%)、「輸送・配送時間の短縮」(40%) の順に多かった(図表—6)。

荷主企業においては、物流の恒久的な課題であるコスト削減を目的とした在庫圧縮に次いで、トラックドライバーの確保が喫緊の課題となっている。

また、物流企業では、「トラックドライバーの確保」(57%)、「倉庫内作業(包装・仕分け)人員の確保」(57%)、「働き方改革の推進」(57%) が上位を占めた。

2017 年に実施されたアンケート調査³によれば、物流企業の 33%、荷主企業の 26% が「倉庫内作業人員の確保」を物流業務の課題にあげていた。トラックドライバーや倉庫内作業人員の不足が加速するなか⁴、労働環境の改善など「働き方改革」を推進したいと考える企業が増えている模様だ。

図表-6 物流業務における課題



(注1) 回答は5つまで

(注2) 回答割合が 20%以上の項目

(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

また、「物流施設の自動化への対応」(荷主企業 32%・物流企業 38%) との回答も上位にあがっている(図表—6)。前述の通り、人手不足が深刻化する中、物流施設の自動化・機械化を推進し、施設内作業の省力化や現場作業の負担軽減を図る取組みが進められている。国土交通省「物流総合

³ 吉田資『これからの物流不動産に求められる機能・役割～「物流不動産の活用戦略に関するアンケート調査」に基づく考察～』三井住友トラスト基礎研究所 Report、2017 年 4 月 21 日

⁴ 日本経済新聞電子版「物流施設、人手不足強く 11 月派遣時給「軽作業」最高に」(2021 年 12 月 15 日)

施策大綱（2021年度～2025年度）」では、「物流業務の自動化・機械化、デジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者」の割合を2025年度までに70%に高める目標を掲げている。また、2024年6月に経済産業省が公募を始めた「中小企業省力化投資補助金」は、国土交通省が所管する物流業界にも適用され、物流施設の自動化もその対象となった⁵。

「環境配慮の取組」（荷主企業28%・物流企業26%）との回答も一定数あがった。2021年4月の気候変動サミットで、2030年度に温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）する目標が示されて以降、物流分野においても環境配慮の取り組みが一層求められている。

こうしたなか、脱炭素社会の実現に向けて、トラックから鉄道や海運などに輸送手段を変更する「モーダルシフト」への期待が高まっている。「物流総合施策大綱（2021年度～2025年度）」では、「モーダルシフト」に関して、鉄道による貨物輸送量を184億トンキロ（2019年度）から209億トンキロ（2025年度）に、海運による貨物輸送量を358億トンキロ（2019年度）から389億トンキロ（2025年度）に増やす目標を掲げている。本調査でも、物流企業において、「モーダルシフトの推進」（21%）との回答が一定数あがっている。

3 | 「物流 2024 年問題」の影響

本節では、働き方改革関連法の改正により、2024年4月から自動車運転業務に対して、時間外労働時間の上限規制（年間960時間）が適用されたことに伴う諸問題（「物流 2024 年問題」）の影響について、概観したい。

(1) 「物流 2024 年問題」の影響およびその対策状況

「物流 2024 年問題」の影響について質問したところ、荷主企業、物流企業ともに「輸送コストの高騰」（荷主企業92%・物流企業71%）との回答が最も多く、次いで「集荷時間などの輸送スケジュール」（荷主企業50%・物流企業60%）が多かった（図表—7）。

「物流 2024 年問題」は当初、荷物が運べなくなることが懸念されていた⁶。「荷物が運べない、配送遅延」（荷主企業47%・物流企業33%）との回答は一定数みられたものの、足元では、人手不足等に伴う輸送コストの上昇が課題として強く意識されているようだ。

「特に影響はない」との回答は、荷主企業では5%、物流企業では8%にとどまっており、「物流 2024 年問題」が、各企業の物流業務に広く影響を及ぼしていることがうかがえる。

また、「物流 2024 年問題」への対策状況について、「対策は実施しているが、まだ十分でない」（荷主企業68%・物流企業63%）との回答が最も多く、次いで「すでに対策を実施済み」（荷主企業15%・物流企業25%）が多かった（図表—8）。

CBRE が時間外労働時間の上限規制適用前（2024年2～3月）に行った調査によれば、「2024 年問題対応の実施状況」は、「対策は実施しているが、まだ十分でない」との回答が、荷主企業では48%、物流企業では58%、「すでに対策を実施済み」との回答が荷主企業では4%、物流企業では14%であった。

⁵ 東京新聞 「35%の荷物が運べなくなる？「物流 2024 年問題」 規制強化に人手不足…荷主側企業の対応は」（2023年4月18日）

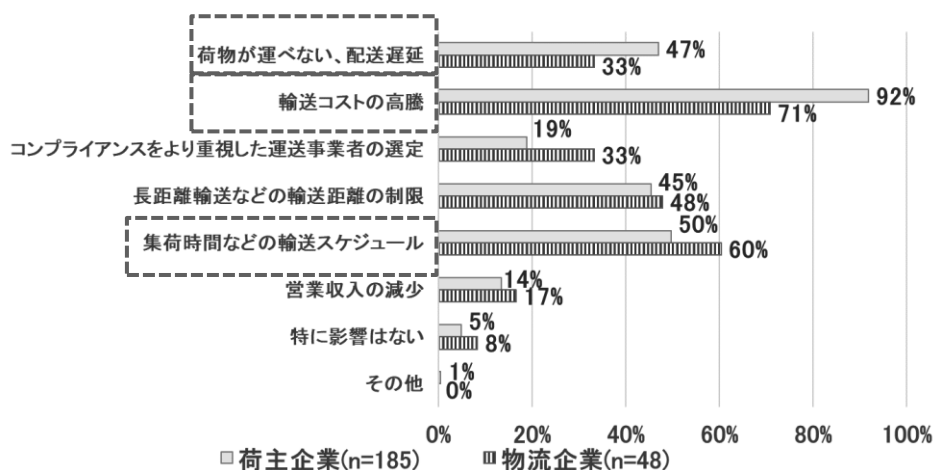
⁶ 日本経済新聞 「建設・物流の省力化後押し 2024 年問題受け支援策首相指示へ、投資補助金の対象に 3年で5000億円」（2024年5月30日）

2024 年 4 月の時間外労働時間の上限規制適用を経て、対策が進められているものの、その対応状況は十分でないとの認識を持つ企業が多いと言える。

また、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会「時間外労働 960 時間規制に対するトラックドライバーの意識調査アンケート結果」（調査：2024 年 3 月末）によれば、「時間外労働時間の上限年間 960 時間」について、22%のドライバーが認識していないと回答した。また、27%のドライバーが 80 時間以上の時間外労働⁷を行っている⁷と回答している。時間外労働時間の上限規制は、輸送の担い手であるドライバーにおいても、十分には浸透していない模様だ。

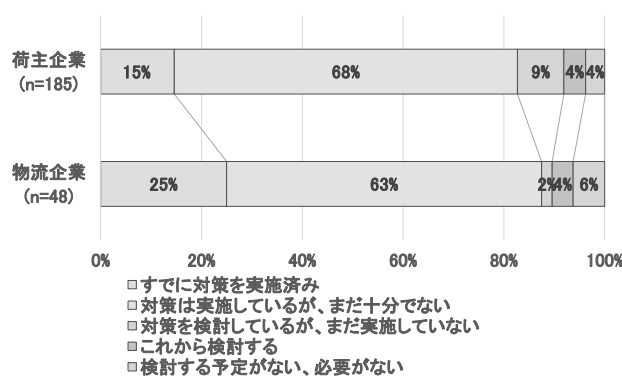
以上を鑑みると、荷主企業、物流企業ともに、引き続き「物流 2024 年問題」への対策が求められているといえよう。

図表-7 「物流 2024 年問題」の影響



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

図表-8 「物流 2024 年問題」への対策状況



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

(2)「物流 2024 年問題」への対策(「物流業務」に関する対策)

「物流業務に関する対策」について荷主企業に質問したところ、「輸送・配送ルートや納品スケジュールの見直し」(75%)が最も多く、次いで「運送事業者との連携強化」(73%)、「ドライバーの待機時間、荷役作業時間等の見直し」(57%)の順に多かった(図表-9)。

⁷ 時間外労働時間の上限年間 960 時間を 12 か月で割ると 1 月あたりの上限は 80 時間。

物流企業では、「ドライバーの待機時間、荷役作業時間等の見直し」(77%)が最も多く、次いで「輸送・配送ルートや納品スケジュールの見直し」(73%)、「運送事業者との連携強化」(64%)の順に多かった。

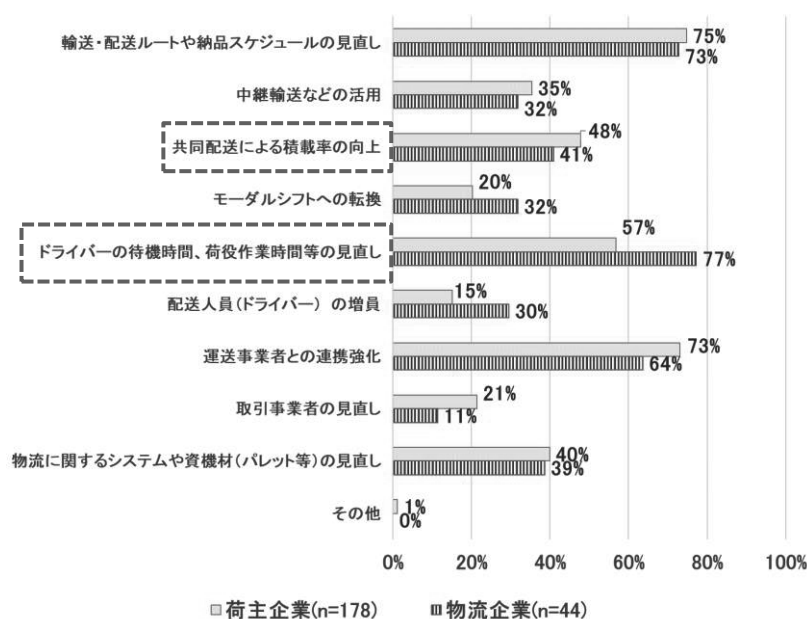
物流の現場では、慣行としてドライバーが荷物の積み下ろしや積み込みを行っており、労働時間の長期化を招いていることが従来から問題となっている。物流施設に到着し入荷する際に、待機時間が長く発生していることも問題視されている。また、本来、ドライバーに支払われる運賃は、運送の対価に限定するべきところ、積み下ろしや荷待ち等の運送以外の役務の対価の範囲が不明確になっているケースもみられた⁸。

国土交通省「R3年度トラック輸送状況の実態調査」(実施時期：令和4年1～2月)によれば、荷積み・荷下ろしの際の荷待ちについて、実に運送事業者の約7割が「発生している」と回答した。また、全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題 2024」によれば、大型トラックドライバーの年間労働時間(2023年)は2,544時間と、全産業平均(2,136時間)を約2割上回っている。ドライバーの長時間労働の主な要因として、荷待ち時間や荷役作業等が指摘されている⁹。

こうした背景から、「物流 2024 年問題」への対応を契機に、輸送ルートやスケジュールの見直しとともに、「荷待ち時間」等の短縮に取り組む企業が多いようだ。

また、ドライバー不足や Co2 排出量削減の観点から、より少ないトラックで多くの貨物を運ぶ「共同配送¹⁰」の必要性が高まっている。本調査でも、「共同配送による積載率の向上」(荷主企業 48%・物流企業 41%)との回答も上位にあがっている。

図表-9 「物流 2024 年問題」への対策(「物流業務」に関する対策)



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

⁸ 上記の状況を受けて、国土交通省は、2017 年 11 月に標準貨物自動車運送約款の改正を行った。約款の改定により、トラック運賃が運送の対価のみであることが明確化され、積み込みや荷待ち等を行った場合は対価が発生することとなった。

⁹ 国土交通省総合政策局物流対策課(令和5年7月)「貨物輸送の現状について(参考データ)」

¹⁰ 複数の荷主が、同じ配送先の荷物を持ち寄り、共同で配送を行う取り組み。

(3)「物流 2024 年問題」への対策(「物流施設」に関する対策)

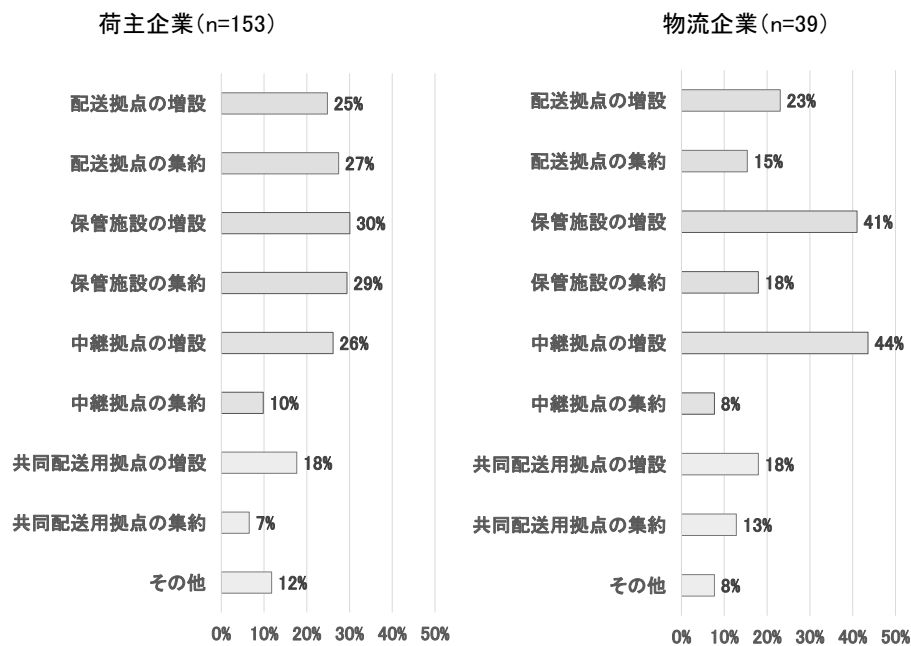
「物流施設に関する対策」について荷主企業に質問したところ、「保管施設の増設」(30%)が最も多く、次いで「保管施設の集約」(29%)、「配送拠点の集約」(27%)の順に多かった(図表—10)。

物流企業では、「中継拠点の増設」(44%)が最も多く、次いで「保管施設の増設」(41%)、「配送拠点の増設」(23%)の順に多かった。

トラックドライバーの拘束時間短縮を目的として「中継輸送」(1つの輸送行程を複数のドライバーで分担し貨物を輸送する形態)が注目されるなか、中継拠点の整備も進んでいるようだ。

また、物流企業では、「配送拠点」、「保管施設」、「中継拠点」、「共同配送拠点」いずれも、「増設」が「集約」を大きく上回った。「物流 2024 年問題」への対応を契機に、物流拠点を拡大(増設)したいと考える物流企業が多いようだ。

図表-10 「物流 2024 年問題」への対策(「物流施設」に関する対策)



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

4 | 物流業務に影響を与える各種施策

政府は、「物流 2024 年問題」の解決等に向けて、「物流革新に向けた政策パッケージ」(2023 年 6 月)、並びに「物流革新緊急パッケージ」(2023 年 10 月)を策定し、我が国の物流を支えるための環境整備を進めている。

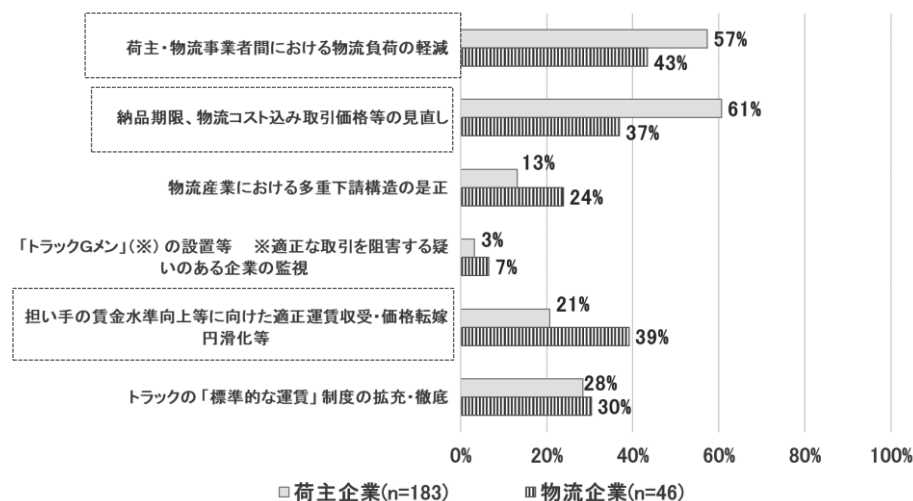
そこで、本調査では、政策パッケージが示す「①商慣行の見直し」、「②物流の効率化」、「③荷主・消費者の行動変容」に関する施策の中で、自社の物流業務に影響が大きいと考える施策について質問した。

(1)「商慣行の見直し」

「商慣行の見直しに関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」について、荷主企業に質問したところ、「納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し」(61%)が最も多く、次いで「荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減」(57%)が多かった(図表—11)。

「納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し」に関する具体例の1つに、食品流通業界における、いわゆる「3分の1ルール」¹¹が挙げられる。こうした厳格な品質管理は、在庫管理の煩雑さや返品の手送負担を生んでいるとの指摘がある。また、賞味期間の3分の1以内で納品できなかった商品は、期限まで多くの日数を残すにも関わらず、廃棄される点（「食品ロス」）も問題視されており、ルールの見直しが始まっている¹²。

図表-11 「商慣行の見直しに関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」



(注)回答は2つまで

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

また、物流企業では、「荷主・物流事業者間における物流負担の軽減」(43%)が最も多く、次いで「担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等」(39%)が多かった(図表-11)。

「荷主・物流事業者間における物流負担の軽減」に関して、2024年11月に国土交通省は、2028年までに、5割の車両で積載効率¹³を50%¹⁴に、5割の運行で1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内¹⁵に削減する目標を示した。物流企業は荷主企業と連携して、物流の効率化およびトラックドライバーの負担軽減に取り組むことが求められている。

また、「担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等」に関して、帝国データバンク「価格転嫁に関する実態調査(2024年7月)」によれば、コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す「価格転嫁率」は、「運輸・倉庫」では35%と全体平均(45%)を下回っている。物流企業は、施策の施行等を通じて取引先の理解が進み、燃料費や人件費等のコスト上昇の価格転嫁が円滑に進むことを期待していると考えられる。

(2)「物流の効率化」

「物流の効率化に関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」について、荷主企業に質問

¹¹ 「賞味期限を3分割し、最初の3分の1の期限までに小売事業者へ納品すること」を指す。

¹² 日本経済新聞「賞味期限「3分の1ルール」、名古屋市が緩和促す ロス削減」(2024年4月16日)

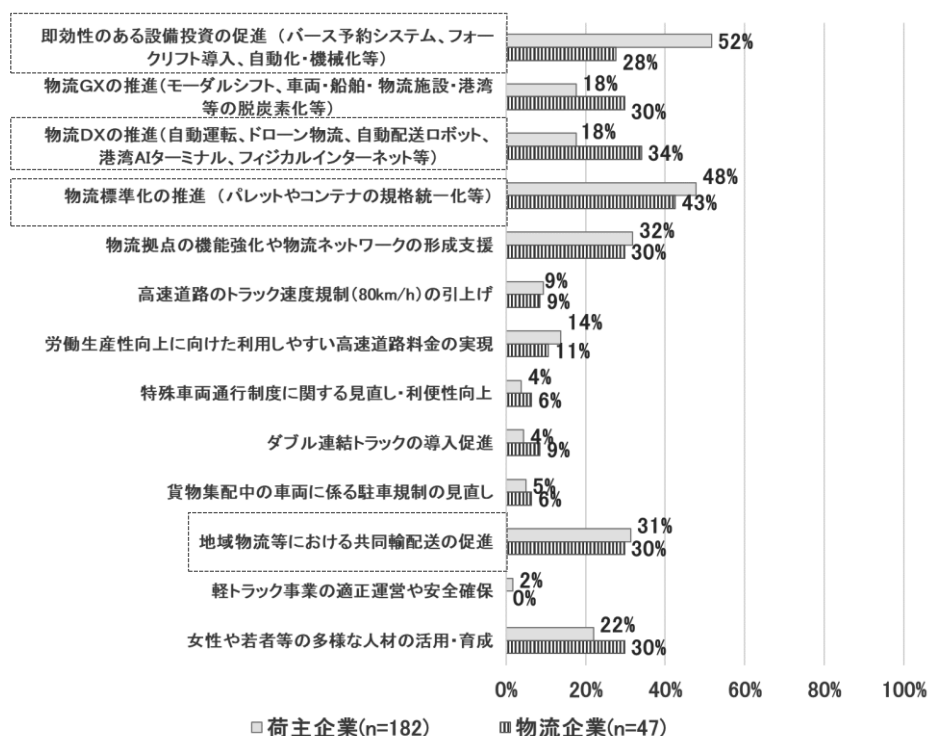
¹³ 車両の最大積載量(荷台に積むことができる貨物重量の最大値)に対し、どの程度貨物を積み込んでいるかの割合。

¹⁴ 国土交通省「自動車輸送統計年報」(2023年度)によれば、積載効率は40%(営業用・登録自動車・普通車)。

¹⁵ 国土交通省「トラック輸送状況の実態調査」によれば、荷待ち・荷役等時間の平均は3時間超。

したところ、「即効性のある設備投資の促進（バース予約システム¹⁶、フォークリフト導入、自動化・機械化等）」（52%）が最も多く、次いで「物流標準化の推進（パレット¹⁷やコンテナ¹⁸の規格統一化等）」（48%）が多かった（図表-12）。

図表-12 「物流の効率化に関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」



（注）回答は3つまで

（資料）ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

「即効性のある設備投資の促進」に関して、荷主企業は、物流業務の機械化や効率化に向けて、荷役機械や検品システム、フォークリフト等への設備投資を進めている。ただし、プロロジスリサーチ「物流施設自動化の実態調査」によれば、バース予約・管理システムの利用率は17%に留まっている等、改善余地の大きい分野も多く、荷主企業は設備投資への支援施策を期待していると考えられる。

「物流標準化の推進」に関して、物流業界全体として、パレットを使った輸送を推奨しているものの、国内輸送の約4割が「バラ積み¹⁹」で行われており、荷積み・荷下ろし作業が長時間化する要因となっている。また、パレット輸送でも、会社によってパレットの形状・サイズが異なることから、パレットを崩して手作業で納品するといった作業が発生し、トラックドライバーの労働負担が増しているとの指摘がある²⁰。

日本ロジスティクスシステム協会「2023 年度会員アンケート調査」によれば、物流業務における「標準化活動」について質問したところ、7割弱の企業が実施していると回答した。ただし、「標準化活動」で注力している範囲は、「自社内（レベル1）」（43%）との回答が最も多く、次いで「自

¹⁶ 物流拠点における荷積み・荷降ろしを行う荷捌き場（トラックバース）の利用を予約・管理するためのシステム。

¹⁷ 物流における貨物の載せるための荷役台。

¹⁸ 貨物を入れて輸送するための入れ物。

¹⁹ フォークリフト等の省力機械を使わず、ダンボールや袋に入った商品を手作業で一つ一つ積み上げていく方法。

²⁰ 経済産業省「物流施設における競争環境や労働環境等に関する調査」（2021年3月）

社と直接の取引先（レベル2）」（32%）、「自社の関連するサプライチェーン（レベル3）（11%）、「自社の属する業界（レベル4）」（5%）、「複数の業界を横断した社会全体（レベル5）」（3%）の順に多かった。パレットの規格統一といった物流標準化の取り組みは進んでいるものの、依然として自社内で留まっている企業も多いようだ。

また、物流企業では、「物流標準化の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）」（43%）が最も多く、次いで「物流 DX の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾 AI ターミナル²¹、フィジカルインターネット²²等）」（34%）が多かった（図表—12）。

「物流 DX の推進」に関して、日本ロジスティクスシステム協会「2023 年度会員アンケート調査」によれば、物流分野における DX（機械化・デジタル化を通じて物流のこれまでの在り方を変革すること）の課題について、「物流 DX を推進する人材が不足している（58%）」との回答が最も多く、次いで、「関連するサプライチェーンにおいて、標準化ができていない（48%）」、「物流 DX 実装に向けた投資が難しい（30%）」の順に多かった。DX 推進の必要性を認識する一方で人材不足等の課題もあり、物流企業では行政の支援拡大に期待しているものと考えられる。

また「地域物流等における共同輸配送の促進」（荷主企業 31%・物流企業 30%）も一定数の回答を集めた（図表—12）。ドライバー不足や Co2 排出量削減の観点から、より少ないトラックで多くの貨物を運ぶ「共同配送」の必要性が高まっている。野村総合研究所の調査によれば、共同配送の利用意向²³を持つ企業は約 7 割を占めており関心も高い。また、同調査では、北海道、中国地方、四国地方で、利用意向を持つ企業が約 8 割に達しており、地方で共同配送の必要性が特に高いようだ。こうした状況を受けて、近年では、業界の垣根を超えて異業種との共同配送に取り組む企業も出現している。

(3)「荷主・消費者の行動変容」

「荷主・消費者の行動変容に関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」について、荷主企業に質問したところ、「荷主の経営者層の意識改革・行動変容」（69%）が最も多く、次いで「荷主・物流事業者の物流改善の評価・公表」（47%）が多かった（図表—13）。

物流企業でも同様に、「荷主の経営者層の意識改革・行動変容」（86%）が最も多く、次いで「荷主・物流事業者の物流改善の評価・公表」（48%）が多かった。

「荷主の経営者層の意識改革・行動変容」に関して、2024 年 5 月の物流関連 2 法改正²⁴公布により、一定規模の事業者が「特定事業者²⁵」に指定され、特定事業者に該当する荷主企業は、「物流統括管理者」（CLO）²⁶を、事業運営上の重要な決定に参画する役員等から選任することが義務付けられた²⁷。物流に関する諸問題への対応が重要な経営課題であるとの意識がこれまで以上に高まるものと

²¹ AI、IoT、自動化技術を活用して港湾のオペレーションを最適化しようとする取り組み。

²² 貨物情報や車両・施設などの物流リソース情報について、企業や業界の垣根を越えて共有し、貨物のハンドリングや保管、輸送経路等の最適化などの物流効率化を図ろうとする考え方。詳細な定義については以下のレポートを参照されたい。

吉田 資『3PL 事業者が求める物流機能と物流不動産市場への影響(2)～3PL 事業者の拠点特性と社会的な課題を踏まえた 3PL 事業者の今後の取り組み』(ニッセイ基礎研究所、不動産投資レポート、2022 年 4 月 8 日)

²³ 「利用したいと思う（11%）」、「利用したいと思う（15%）」、「コストが見合えば利用したいと思う（44%）」の合計。

²⁴ 「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」。

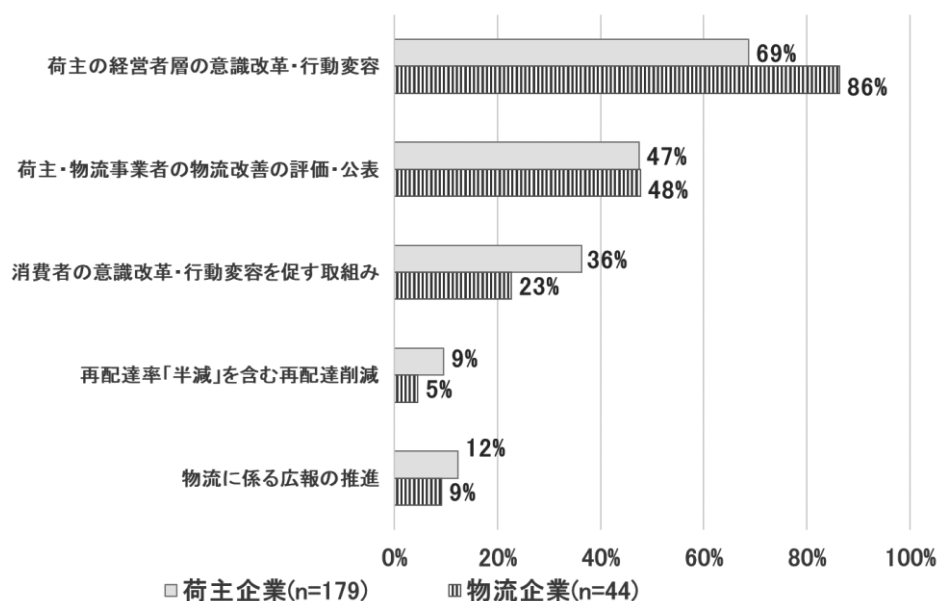
²⁵ 特定荷主・特定連鎖化事業者（取扱貨物の重量 9 万トン以上）、特定倉庫業者（貨物の保管量 70 万トン以上）、特定貨物自動車運送事業者等（保有車両台数 150 台以上）。

²⁶ 「物流統括管理者」は、物流効率化を推進する計画策定および実行等を行う。

²⁷ 国土交通省「改正物流効率化法を踏まえた取組状況について」（2024 年 11 月 5 日）によれば、2026 年 4 月に法律施行を想定。

考えられる。

図表-13 「荷主・消費者の行動変容に関する施策の中で、物流業務に影響が大きい施策」



(注)回答は2つまで

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

5 | 物流戦略(物流業務方針)の策定状況

(1) 物流戦略の策定を担当する部署(会社)

「物流業務方針の策定を担当する部署(会社)」について、荷主企業に質問したところ、「社内の部署」(84%)が最も多く、約8割を占めた(図表-14)。「物流子会社」と「物流子会社以外の3PL業者」はそれぞれ8%に留まった。物流業務のアウトソーシングは進展しているものの、物流戦略の策定を外部に委託している企業は限られている模様だ。

(2) 物流戦略の長期ビジョン・中期計画策定の状況

「物流戦略の長期ビジョン・中期計画策定の状況」について、荷主企業に質問したところ、「策定していない」(51%)が最も多く、次いで「策定、かつ定期的に見直し」(30%)、「過去に策定したことがある」(11%)の順に多かった(図表-15)。

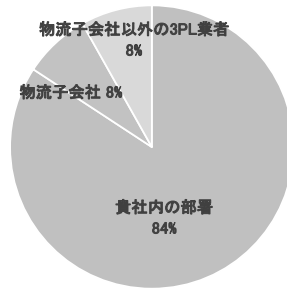
また、物流企業では、「策定、かつ定期的に見直し」(65%)が最も多く、次いで「策定、かつ毎年見直し」(19%)、「策定していない」(13%)の順に多かった。

物流企業では、8割以上の企業が中長期計画を策定している。これに対して、荷主企業では、約半数の企業が中長期計画を策定していないと回答した。

しかし、2024年5月の物流関連2法改正により、一定規模の事業者が「特定事業者」に指定され、物流効率化に関する中長期計画の策定と実施状況の報告が義務付けられることになった²⁸。今後は、荷主企業においても、物流戦略の長期ビジョン・中期計画策定への取り組みが進むであろう。

²⁸ 国土交通省「改正物流効率化法を踏まえた取組状況について」(2024年11月5日)によれば、2026年4月に法律施行を想定。

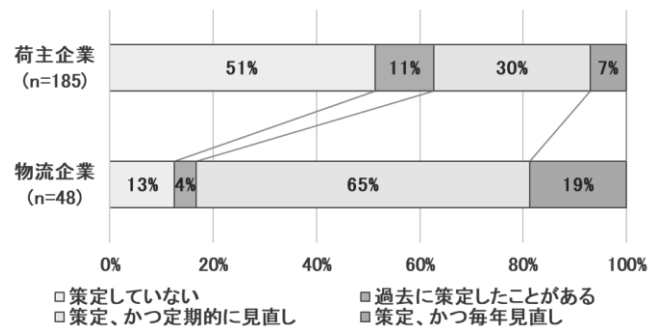
図表-14 物流戦略の策定を
担当する部署(会社)



(注) 回答は荷主企業のみ

(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

図表-15 物流戦略の長期ビジョン・
中期計画策定の状況



3—企業の物流施設利用

本章では、企業の物流施設利用の現状と課題を確認する。具体的には、①物流施設の所有形態、②物流施設の利用状況、③物流施設にもとめるスペック（施設仕様）、④物流施設の機能、⑤注目される設備状況について概観する。

1 | 物流施設の所有形態

これまで、物流施設の所有形態について、各企業が自社で保有し自社で使用する形態が主流であった。しかし、国土交通省の資料によれば、「減損会計の適用や、キャッシュフローを意識した経営等を求められるようになり、企業は資産圧縮を進め、物流施設については、自社保有から賃貸への流れが加速している²⁹⁾」との指摘がある。また、近年、大手デベロッパー等による大規模な賃貸物流施設の開発が活発であり、施設所有の選択肢の幅が広がっている。そこで、本節では、物流施設の所有形態について概観する。

本調査において、現状、賃貸施設を利用している³⁰⁾との回答は、荷主企業では82%、物流企業では87%となった。また、3年後までに利用予定があるとの回答は、荷主企業では84%、物流企業では89%となった。このうち、「100%（全て賃貸施設を利用）」との回答は、荷主企業、物流企業ともに約2割を占めた（図表-16）。荷主企業、物流企業ともに賃貸施設の利用が広く定着していることがうかがえる。

一方、「0%（全て自社保有施設を利用）」との回答は、荷主企業では2割弱（現状18%・3年後16%）、物流企業では約1割（現状13%・3年後11%）を占めた。CBREのレポート³¹⁾によれば、自社施設のメリットとして「長期で考えると賃貸よりトータルの支出が少ない」や「賃料の値上げ交渉がない」、「建物使用上の制約がない」等の理由が挙げられている。一定数の企業は、上記のメリットなどを比較検討したうえで、物流施設を自社で保有する方針を採用しているものと考えられる。

²⁹⁾ 国土交通省「物流不動産の隆盛の背景や理由」

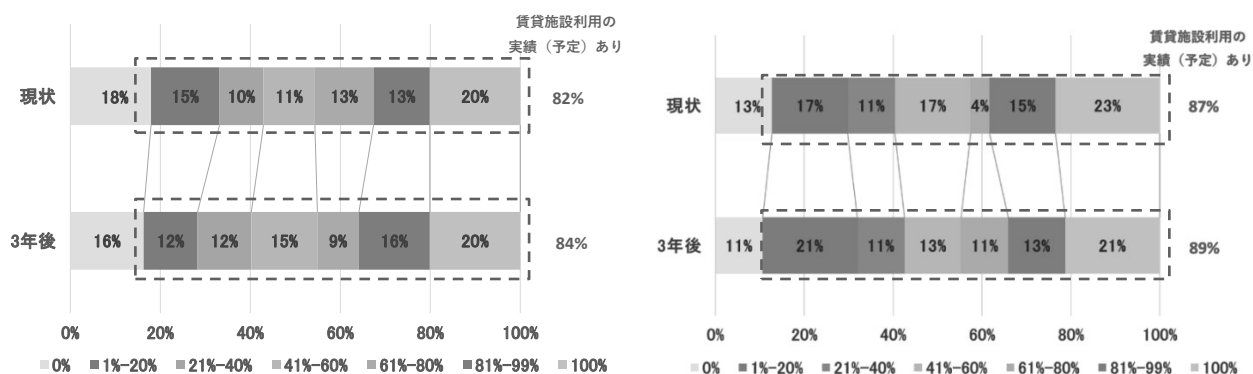
³⁰⁾ 本調査では、「物流施設利用面積に占める賃貸施設の割合」について質問した。賃貸施設の割合が、「1-20%」、「21-40%」、「41-60%」、「61-80%」、「81-99%」、「100%」との回答の合計。

³¹⁾ CBRE「自社倉庫と賃貸倉庫の違い | セール・アンド・リースバック取引の概要やメリット」2012年2月14日

図表-16 流施設利用面積に占める賃貸施設の割合

荷主企業 (n=179)

物流企業 (n=47)



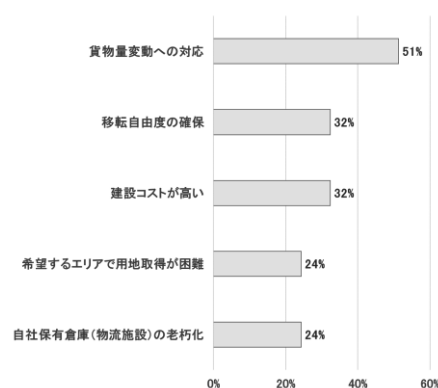
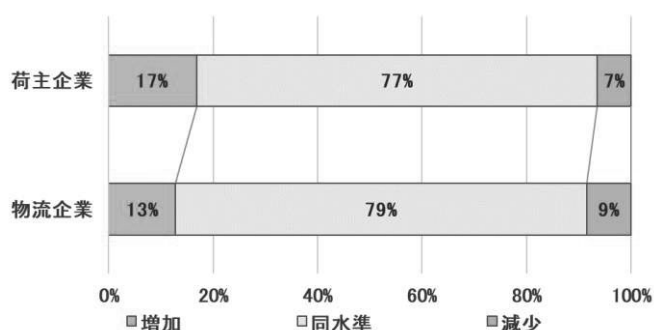
(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

次に、賃貸施設の割合について、現状と3年後を比較すると、荷主企業、物流企業ともに、増やすとの回答（荷主企業 17%・物流企業 13%）が、減らすとの回答（荷主企業 7%・物流企業 9%）を上回った（図表-17）。今後も、賃貸施設の利用は緩やかに増加すると見込まれる。

賃貸施設の割合を増やす企業にその理由を質問したところ、「貨物量変動への対応」（51%）が最も多く、「移転自由度の確保」（32%）、「建設コストが高い」（32%）、「希望するエリアで用地取得が困難」（24%）、「自社保有倉庫（物流施設）の老朽化」（24%）との回答が上位であった（図表-18）。

図表-17 賃貸施設の割合(現状と3年後の比較)

図表-18 賃貸施設の割合を増やす理由
(上位5項目)



(注) 荷主企業と物流企業の合計

(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

「貨物量変動への対応」と「移転自由度の確保」との回答が上位に挙がっていることから、賃貸施設の利用において、ビジネス環境の変化に対して柔軟に対応できる点を高く評価しているようだ。

また、「建設コストが高い」と「希望するエリアで用地取得が困難」との回答も多かった。建設物価調査会「建築費指数」によれば、「倉庫（東京）」の建築費は、2021年以降、大きく上昇しており、2024年10月には「135.0」（対2020年末比+30%）に達した。加えて、国土交通省「令和6年地価公示」では、「eコマース市場の拡大を背景に、大型物流施設用地等に対する需要が旺盛」と指摘

している。建設コストの高騰や物流施設適地の減少等により、自社で物流施設を新設することが困難で、賃貸施設利用を選択する企業が増えているものと考えられる。

「自社保有倉庫（物流施設）の老朽化」に関して、東京都市圏交通計画協議会「第5回東京都市圏物資流動調査」によると、東京圏では1979年以前に建設された物流施設が総ストックの約3割を占める。同調査では、老朽化した施設は近年の物流ニーズに合致していない可能性があり、災害時の安全性も確保できていない懸念があると指摘している。ニーズに合致しない老朽施設が増加しているものと考えられる。

2 | 物流施設の利用状況

(1) 物流施設利用の現状

本項では、エリア別にみた物流施設利用の現状と今後の利用方針について概観する。

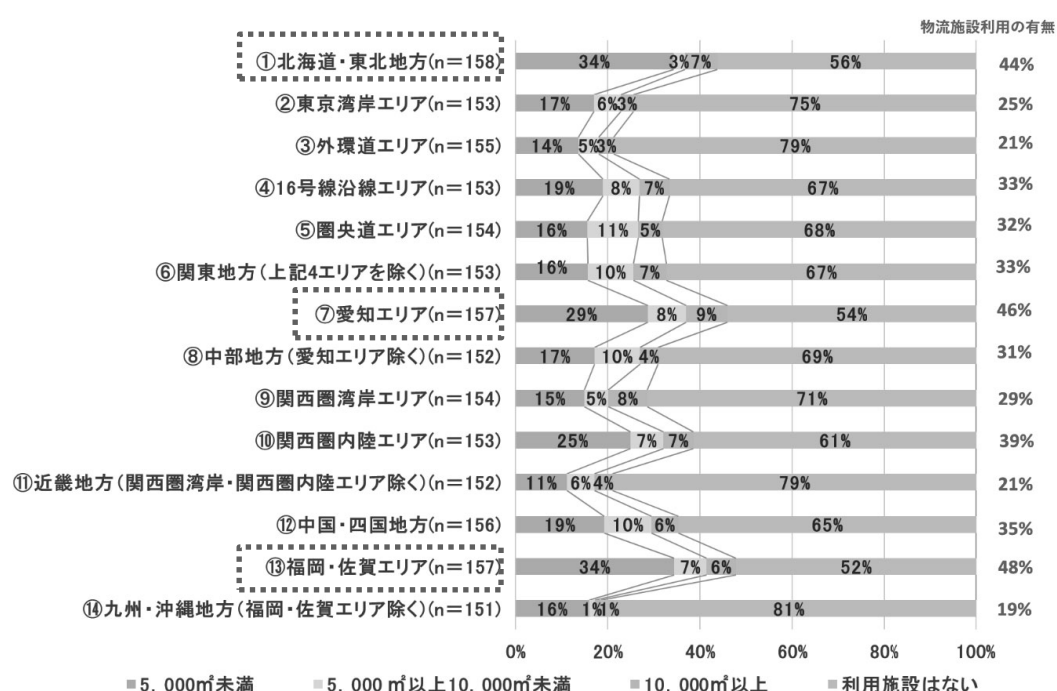
「物流施設の現在の利用状況」について荷主企業に質問したところ、利用施設がある³²との回答は「福岡・佐賀エリア」（48%）が最も多く、次いで「愛知エリア」（46%）、「北海道・東北地方」（44%）の順に多かった（図表-19）。

物流企業では、「関西圏湾岸エリア」（58%）が最も多く、次いで「愛知エリア」（51%）、「関西圏内陸エリア」（49%）の順に多かった。

また、荷主企業では、利用面積が「10,000 m²以上」との回答割合が10%を超えたエリアはなかった。一方、物流企業では、「九州・沖縄地方（福岡・佐賀エリアを除く）」を除く「13」エリアで、回答割合が10%を超えた。

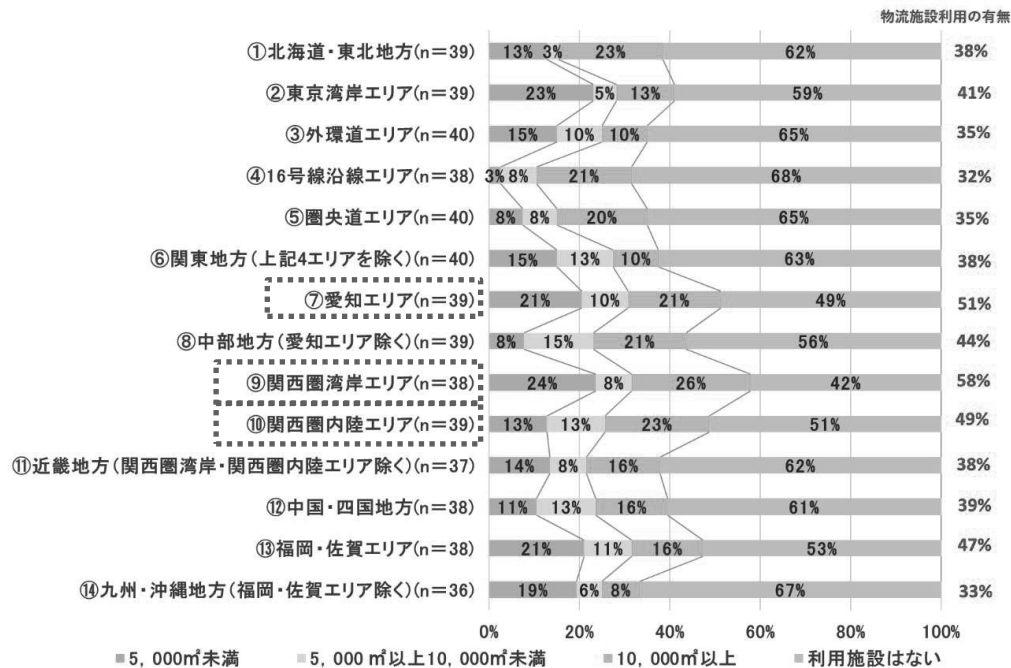
図表-19 物流施設利用の現在の利用状況

[荷主企業]



³² 「物流施設の現在の利用（面積）」について、利用面積が「5,000 m²未満」、「5,000 m²以上10,000 m²未満」、「10,000 m²以上」との回答の合計

[物流企業]



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

物流企業は、配送効率向上等のスケールメリット獲得を目的とし、数多くの貨物を扱う。また、インターネット通販市場の拡大等を背景に、多頻度かつ迅速な入出荷対応等を求められており、1フロアあたりの面積の広さと、多数のトラックバースを備えた施設の利用ニーズが強い。こうした背景から、物流企業では、大規模物流施設の利用が特に進んでいると考えられる。

(2) 物流施設利用の今後の予定

「物流施設利用（面積）の今後の予定（3年後）」について質問したところ、荷主企業、物流企業ともにいずれのエリアも「現状維持」との回答が最も多かった。

各エリアの物流施設の拡張意欲を把握すべく、「物流利用面積 DI³³」を作成した（図表-20）。荷主企業では、「圏央道エリア」（11%）が最も大きく、次いで、「16号線沿線エリア」（7%）と「関西圏内陸エリア」（7%）が多かった。首都圏および関西圏のこれらのエリアでは、荷主企業の施設拡張意欲が高いと考えられる。

物流企業では、「愛知エリア」（25%）が最も大きく、次いで、「福岡・佐賀エリア」（23%）が多かった。10%を超えたエリアは「10」に上った（図表-20）。物流企業は、首都圏や関西圏以外の地域でも、施設拡張意欲が高いことがうかがえる。

図表-21 に「新規供給率³⁴」を縦軸、「物流施設利用 DI³⁵」を横軸にした散布図を示した。多くのエリアで、「新規供給率」と「物流施設利用 DI」は近い水準であった。デベロッパーは、テナン

³³ 「物流利用面積 DI」の算出式；「増加」－「減少」〔単位は回答割合（%）〕

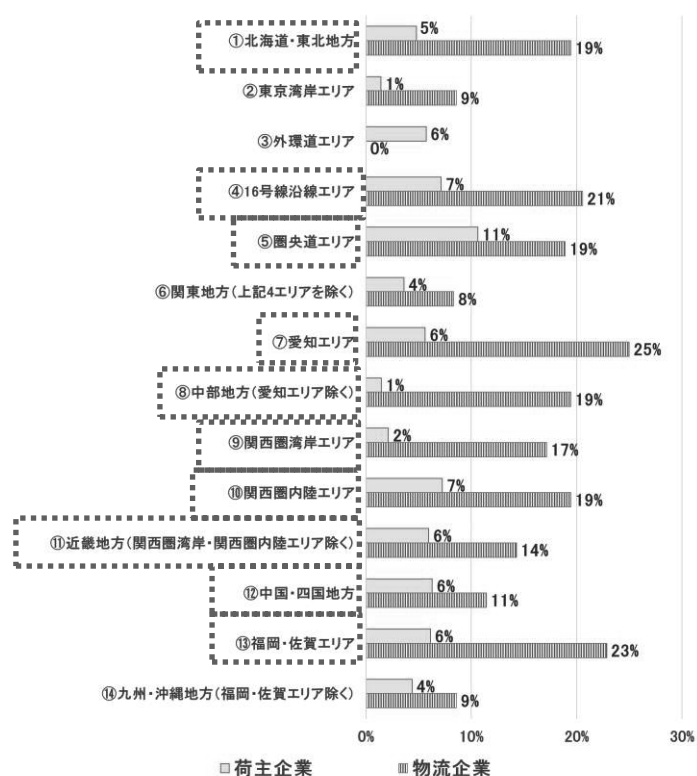
値が大きいエリアほど、物流施設の拡張意欲が強いと判断される。

³⁴ 「新規供給率」の算出式；（「2025年から2027年に供給予定の物流施設面積」÷「2024年の物流施設総ストック面積」）÷3

³⁵ 荷主企業と物流企業の平均値

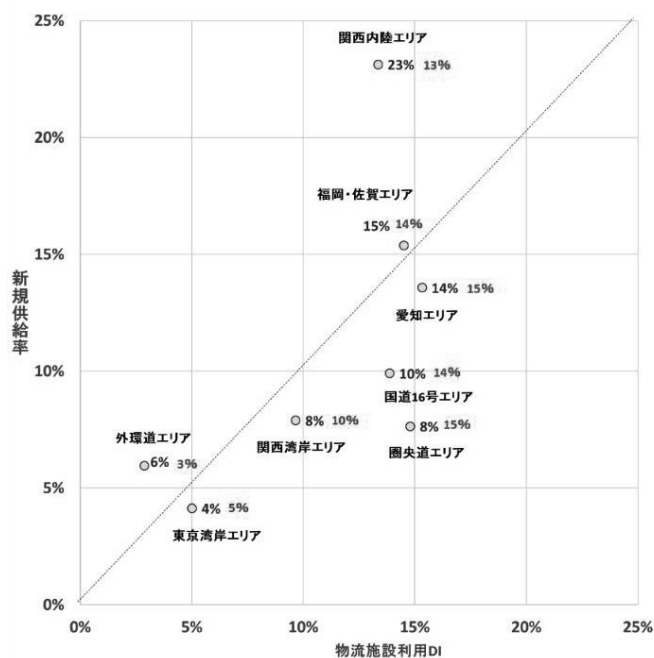
ト企業のニーズを踏まえたうえで物流施設を開発しているといえよう。

図表-20 「物流施設利用 DI」



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

図表-21 新規供給率と物流施設利用 DI の関係



(注)左:「新規供給率」、右:「物流施設利用 DI」

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」および日本ロジスティクスフィールド総合研究所のデータをもとに作成

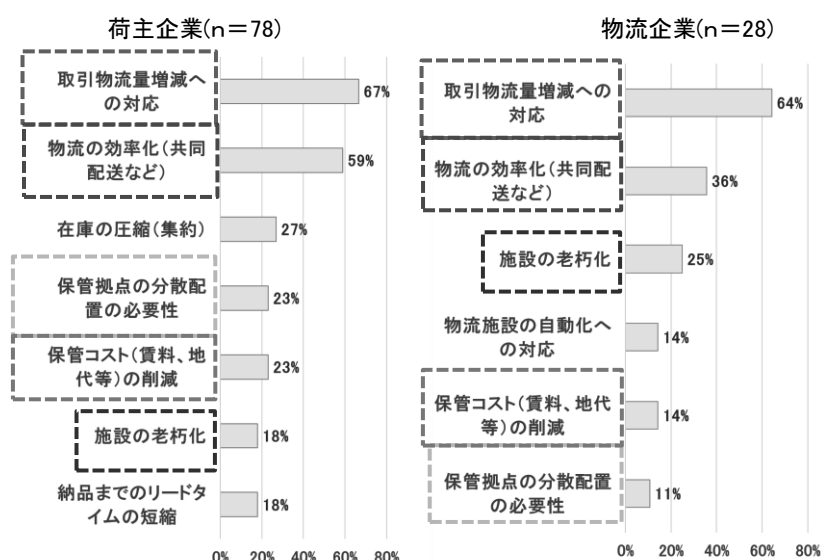
このうち、「圏央道エリア」は、「物流施設利用 DI」が 15%と高位であるのに対して、「新規供給率」は 8%となっている。「圏央道エリア」の大型マルチテナント型物流施設の空室率（2024 年第 4 四半期、CBRE 調査）は現在 14.8%と高水準だが、今後は拡張ニーズ等に支えられて、需給バランスが改善に向かう可能性がある。

また、「関西内陸エリア」は、「物流施設利用 DI」が 13%と高位であるものの、「新規供給率」は 23%と主要エリアの中で最も高い。今後、需給環境が緩和する可能性もあり、注視が必要であろう。

(3)利用面積を見直す理由

「利用面積を見直す理由³⁶」について質問したところ、荷主企業、物流企業ともに「取引物流量増減への対応」（荷主企業 67%・物流企業 64%）が最も多く、次いで「物流の効率化（共同配送など）」（荷主企業 59%・物流企業 36%）が多かった（図表-22）。本調査の「物流 2024 年問題への対策（物流業務）」に関する質問で、「共同配送による積載率の向上」との回答は上位にあがっており（荷主企業 48%・物流企業 41%）、共同配送等の物流効率化の取り組みとともに、物流施設利用を見直す企業が多いことがうかがえる。

図表-22 利用面積を見直す理由



(注1)回答は3つまで

(注2)回答割合が 10%以上の項目

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

「保管拠点の分散配置の必要性」との回答も上位にあがった（荷主企業 23%・物流企業 11%）。東日本大震災等の自然災害時に物流の停滞が発生した経験から、「止まらない物流」への取り組みを行う企業は多い³⁷。本調査の「物流業務における課題」に関する質問でも、「物流に関連した BCP(事業継続計画)の作成」との回答は多く（荷主企業 30%・物流企業 21%）、BCP 対応の一環として物流施設利用の見直しが進んでいるようだ。

また、「保管コストの削減（荷主企業 23%・物流企業 14%）」や「施設の老朽化（荷主企業 18%・物流企業 25%）」との回答も多くあがった。

³⁶ いずれかのエリアで、3 年後に利用面積を増やす（減らす）予定と回答した企業が対象。

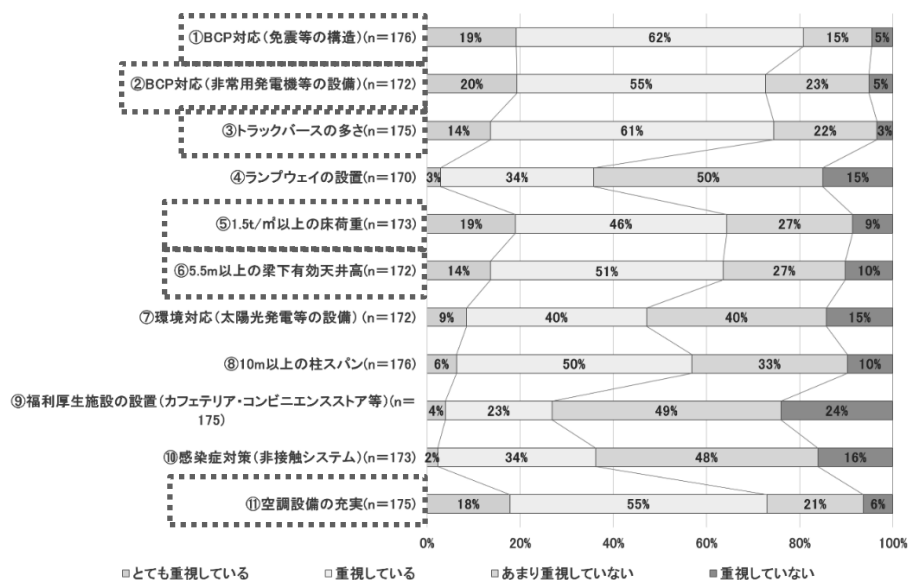
³⁷ 東洋経済 ONLINE「大震災受け物流分散化に動く流通企業、調達力を求め業界再編の加速も」（2011 年 6 月 2 日）

3 | 物流施設に求めるスペック(施設仕様)

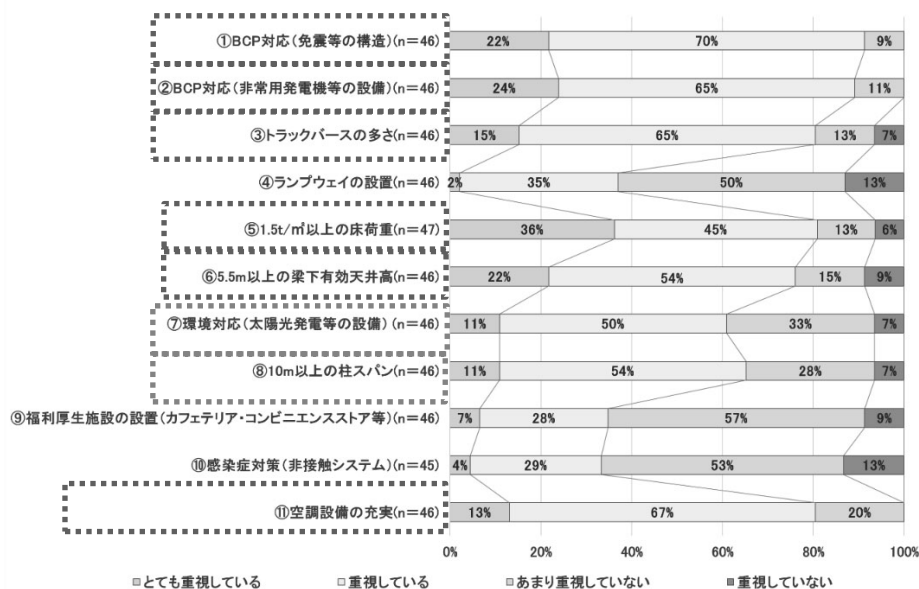
本節では、企業が、物流施設に求めているスペック（施設仕様）について概観する。物流施設のスペックについて荷主企業に質問したところ、「重視」（「とても重視している」と「重視している」の合計）が6割を超えた施設仕様は、「BCP 対応（免震等の構造）」（81%）、「BCP 対応（非常用発電機等の設備）」（75%）、「トラックバースの多さ」（75%）、「空調設備の充実」（73%）「1.5t/m²以上の床荷重」（65%）、「5.5m以上の梁下有効天井高」（65%）であった（図表-23）。

図表-23 物流施設にもとめるスペック(施設仕様)

[荷主企業]



[物流企業]



(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエーストサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

多くの企業が自然災害等への対策を重視している。また、多頻度輸送への対応から、トラックバースの数も重視している。多くの荷役運搬機械を設置する施設も増えており、一定水準以上の床荷

重および天井高が求められている。施設内で働く従業員の健康配慮から空調設備も重視している模様だ。

また、物流企業で「重視」との回答が6割をこえた施設仕様は、荷主企業で挙げた項目に加えて、「10m以上の柱スパン」(65%)と「環境対応(太陽光発電等の設備)」(61%)であった(図表-23)。荷主の様々な配送ニーズに対応するため、物流施設内のレイアウトを自由に変更できるように、一定程度の広さ(柱スパン)を求めているようだ。また、前述の「物流業務における課題」に尋ねた質問でも、「環境配慮の取組」との回答は上位にあがっており、太陽光発電等の設備へのニーズは高い模様だ。

4 | 物流施設の機能

物流業務の高度化が進むなか、物流施設が果たす役割・機能は保管機能を超えて、多岐にわたっている。そこで、本節では、物流施設の機能を概観する。

「利用施設の標準的な機能」について質問したところ、荷主企業、物流企業ともに、「集配送機能」(荷主企業 70%・物流企業 62%)が最も多く、次いで「保管(ドライ機能)」(同 58%・57%)が多かった(図表-24)。

また、「事務・サービス機能」との回答も上位にあがった(荷主企業 53%・物流企業 50%)。近年、開発された大規模物流施設は、オフィスフロアを併設する事例が増えている。インターネット通販の貨物を扱う施設のなかには、撮影スタジオ等を併設しているケースもある。2017年に実施されたアンケート³⁸によれば、事務・サービス機能が利用施設の標準的な機能であるとの回答は3割未満であった。業務効率化等の目的から物流拠点にオフィスを併設する企業が増加しているようだ。

「今後、強化・拡充したい機能」について質問したところ、荷主企業、物流企業ともに、「倉庫管理システム機能(WMS)」(荷主企業 55%・物流企業 43%)が最も多かった。インターネット通販の市場拡大等を背景に、貨物の多頻度小口化が進んだことで、WMS(倉庫管理システム)を拡充し、一連の庫内作業(入出荷、検品、ピッキング、梱包、施設内の労務管理など)を効率化したい企業の意向がうかがえる。

また、「保管(冷蔵・冷凍機能)」との回答も一定数みられた(荷主企業 34%・物流企業 35%)。新型コロナウイルス感染症拡大時に、外食が大幅に減少して内食が増えたこと等に伴い、冷凍食品市場の拡大が続いている。総務庁「家計調査」によれば、1世帯当たりの「冷凍調理食品」の年間支出金額は増加しており、2024年には8,233円(2019年比+42%)に達している。市場拡大等に伴い、冷蔵・冷凍機能を拡充したい企業が増えている模様だ。

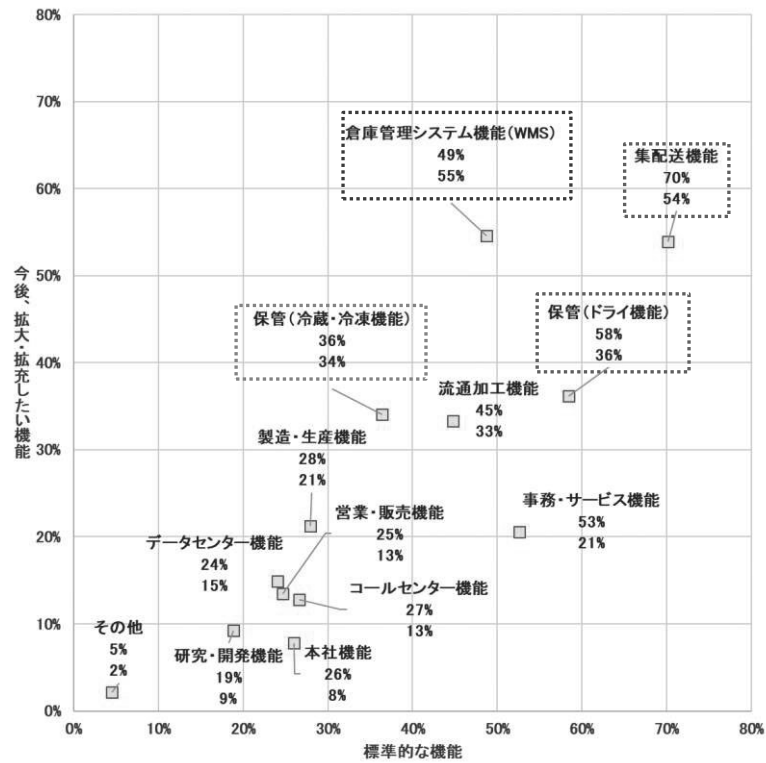
また、冷蔵・冷凍倉庫の冷媒は、フロン類(CFC、HCFC、HFC)が多く用いられてきたが、オゾン層破壊および地球温暖化防止の観点から段階的に生産・消費量が規制されている³⁹。自然冷媒(CO₂、NH₃等)への転換が求められており、今後、冷蔵・冷凍倉庫の建て替え等が進む可能性がある。

³⁸ 三井住友トラスト基礎研究所『「物流施設の利用意向に関するアンケート調査」～調査結果～』2017年11月14日

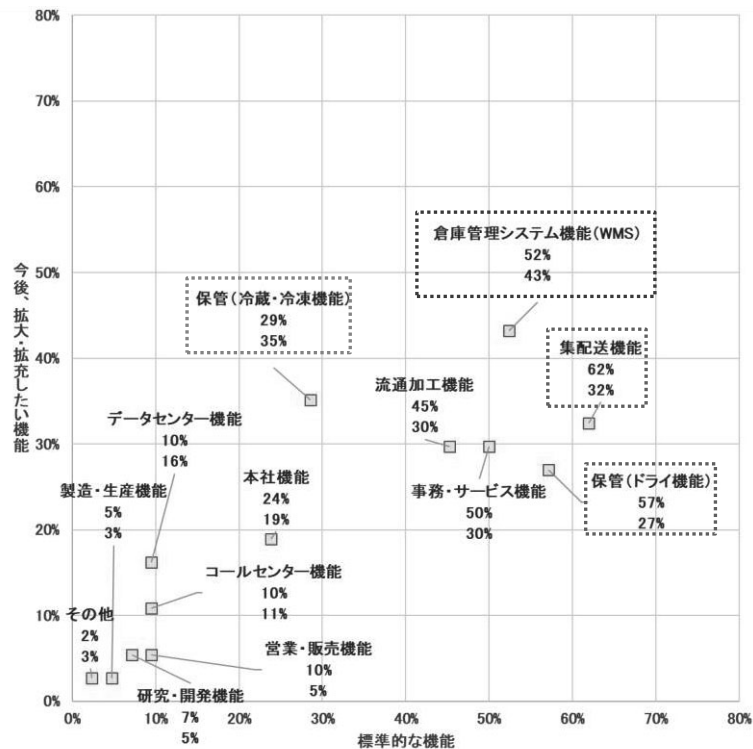
³⁹ CFCとHCFCは2020年1月で製造禁止、HFCは2036年までに段階的に製造を85%削減。

図表-24 利用施設の機能

[荷主企業(標準的な機能 n=154、今後、拡大・拡充したい機能 n=141)]



[物流企業(標準的な機能 n=42、今後、拡大・拡充したい機能 n=37)]



(注) 上段: 標準的な機能、下段: 今後、拡大・拡充したい機能

(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

5 | 注目される設備の状況

本節では、物流施設が備えている設備に関して、近年、特に関心が高い①自動倉庫関連と②環境配慮・省エネ型設備の状況を概観する。

(1)利用施設の自動倉庫関連の設備

政府は、人手不足等を背景に、物流施設の自動化を推進して、施設内作業の省力化や現場作業の負担軽減を進める方針を示している。

国土交通省「物流総合施策大綱（2021 年度～2025 年度）」では、「物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者」の割合を 2025 年度までに 70%に高める目標を掲げている。また、国による自動化設備導入に対する支援制度（環境省「社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業」（国土交通省連携事業）[令和 2 年度～令和 7 年度]）も開始されている。図表－25 に、物流業務の工程と自動化機器の例を示した。上記の施策等の後押しを受けて、物流施設の自動機器導入が一層進むと予想される。

図表－25 物流業務の行程と自動化機器

物流業務 の工程	荷下ろし	搬送	格納・ 保管	棚卸	棚移動	ピッキング	梱包	仕分け	荷上げ
自動化 機器	デパレタイ ザー	無人 フォーク リフト	自動倉庫	棚卸 ロボット (RFID)	自動搬送機 (AGV)	ピッキング ロボット	自動梱包 機	自動仕分 け機	パレタイ ザー

(資料)ライノス・パブリケーション「月刊ロジスティクスビジネス」等から作成
※「デパレタイザー」:段ボール箱や袋物等をパレット上から自動的にばらして下ろす機器。
「RFID」:電波を用いて RF タグのデータを非接触で読み書きするシステム。複数のタグを同時にスキャンすることが可能。
「パレタイザー」:段ボール箱や袋物等をパレット上に自動的に積載する機器。

そこで、「標準的に導入している自動倉庫関連の設備」について荷主企業に質問したところ、「格納・保管：自動倉庫」（53%）が最も多く、次いで「荷下ろし：デパレタイザー」（40%）が多かった。物流企業では、「格納・保管：自動倉庫」（56%）が最も多く、次いで「荷下ろし：デパレタイザー」（32%）と「搬送：無人フォークリフト」（32%）が多かった（図表－26）。格納・保管や荷下ろしの工程においては、自動化・機械化が一定程度進んでいる。

また、「今後、強化・拡充したい自動倉庫関連の設備」について、荷主企業に質問したところ、「ピッキング：ピッキングロボット」（56%）が最も多く、次いで「格納・保管：自動倉庫」（53%）、「無人フォークリフト」（52%）の順に多かった。物流企業では、「棚移動：自動搬送機（AGV）」（45%）と「ピッキング：ピッキングロボット」（45%）が最も多かった。

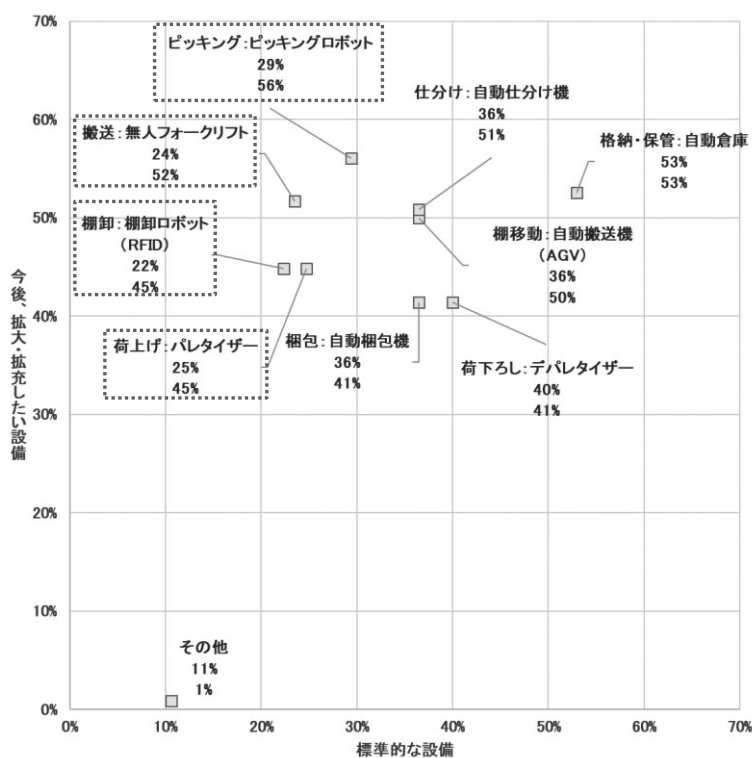
標準的に導入している設備と今後、強化・拡充したい設備の関係をみると、荷主企業では、「ピッキング：ピッキングロボット」（29%・56%）、「搬送：無人フォークリフト」（24%・52%）、「棚卸：棚卸ロボット（RFID）」（22%・45%）、「荷上げ：パレタイザー」（25%・45%）を導入している施設は比較的少なく、今後拡充したいと考える企業が多い。物流業務において、搬送・棚卸・ピッキング・荷上げの工程の自動化が今後の課題のようだ。

同様に、物流企業では、「棚移動：自動搬送機（AGV）」（24%・45%）、「ピッキング：ピッキングロボット」（8%・45%）、「仕分け：自動仕分け機」（12%・36%）を導入している施設は比

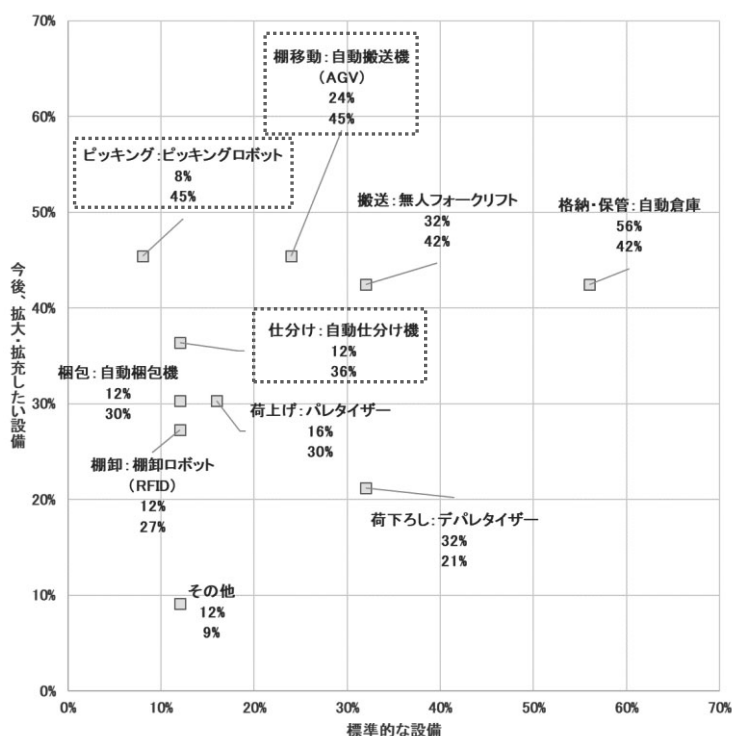
較的少なく、今後拡充したいと考える企業が多い。物流企業では、棚移動・ピッキング・仕分けの工程の自動化を今後、進めたい模様だ。

図表-26 利用施設の自動倉庫関連の設備

[荷主企業(標準的な設備 n=85、今後、拡大・拡充したい設備 n=116)]



[物流企業(標準的な設備 n=25、今後、拡大・拡充したい設備 n=33)]



(注) 上段:標準的な設備、下段:今後、拡大・拡充したい設備

(資料) ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

(2)利用施設の環境配慮・省エネ型設備

「標準的に導入している環境配慮・省エネ型設備の設備」について、荷主企業、物流企業ともに、「LED 照明」（荷主企業 85％・物流企業 82％）が最も多く、次いで「外壁・屋根断熱」（同 52％・54％）が多かった（図表－27）。

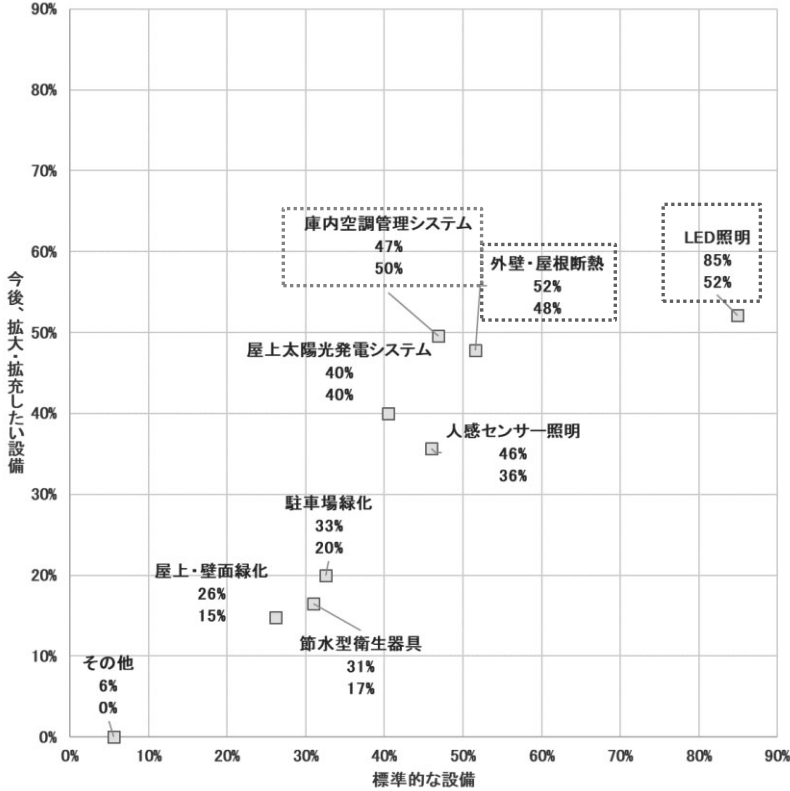
エネルギー効率の良い LED 照明は、24 時間稼働の物流施設等では、消費電力・コストや CO2 の大幅な削減効果⁴⁰ができることから、多くの施設で導入されている。また、施設内の温度上昇および低下を抑える「外壁・屋根断熱」も導入が進んでいる。

また、「今後、強化・拡充したい環境配慮・省エネ型設備」について荷主企業に質問したところ、「LED 照明」（52％）が最も多く、次いで「庫内空調管理システム」（50％）が多かった。物流企業では、「庫内空調管理システム」（68％）が最も多く、次いで「屋上太陽光発電システム」（47％）が多かった。

施設内の温度管理により省エネを実現する「庫内空調管理システム」は、施設内の労働環境の改善にも寄与することから、導入に積極的な企業が多いものと思われる。

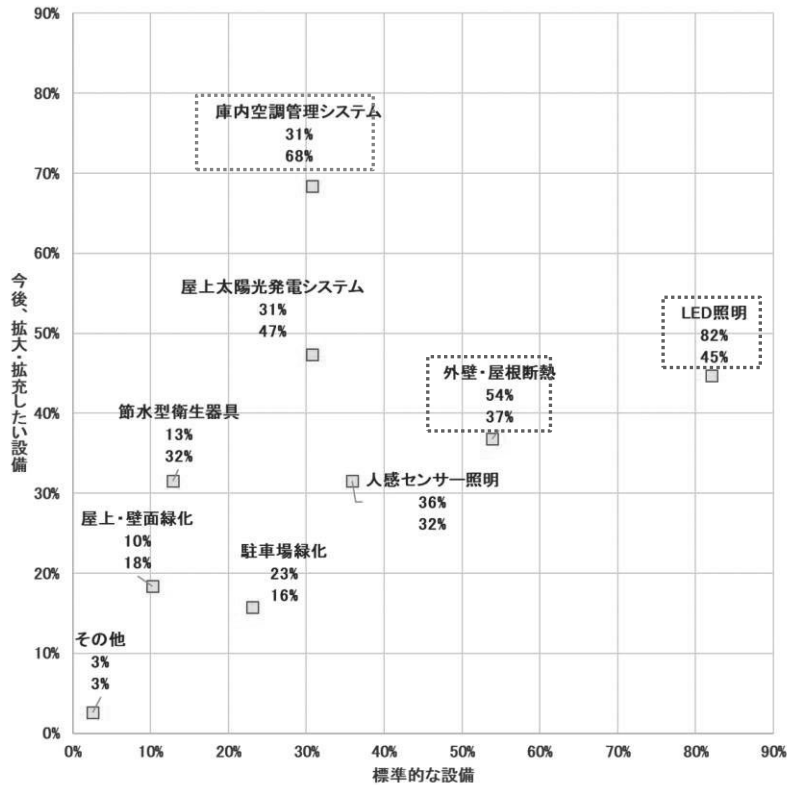
図表-27 利用施設の環境配慮・省エネ型設備

[荷主企業(標準的な設備 n=126、今後、拡大・拡充したい設備 n=115)]



⁴⁰ 大和ハウス工業 HP「ディーズ スマート ロジスティクス」によれば、蛍光灯と比較して、LED 照明による CO2 削減量は約 45%、ランニングコスト削減量は約 45%。

[物流企業(標準的な設備 n=39、今後、拡大・拡充したい設備 n=38)]



(注)上段:標準的な設備、下段:今後、拡大・拡充したい設備

(資料)ニッセイ基礎研究所・三菱地所リアルエステートサービス「企業の物流戦略および物流施設利用に関するアンケート調査」

4— 結びに

本稿では、本調査結果をもとに、企業の物流戦略および物流施設利用の現状と課題について概観した。

企業は、「2024 年問題」で顕在化した人手不足および輸送コスト高騰等への対策に着手するも、まだ十分でないと認識している。今後、長期的なビジョンを持って、商慣行の是正や共同配送、パレット等の規格統一、物流 DX 等を推進し、対策に本格的に取り組むことが求められている。

こうしたなか、物流効率化・BCP・施設老朽化への対応と相まって、物流施設の見直しが進むと考えられる。本調査によれば、見直しに伴い利用面積を増加する企業が多く、賃貸施設の利用が進み、地方都市で拡張意欲が高まっている模様だ。以上を鑑みると、物流施設需要は引き続き堅調に推移すると見込まれる。

一方、物流施設に求める機能や設備は高度化している。企業は、庫内作業を効率化する WMS (倉庫管理システム) と冷蔵・冷凍機能を拡充したい意向が強い。物流施設の自動化についても本格的に取り組みが進展することが見込まれる。また、環境や従業員の健康に配慮した施設への関心が高まっている。

日本ロジスティクスフィールド総合研究所によれば、大型物流施設の新規供給面積は、2025 年に 700 万㎡、2026 年に約 600 万㎡と高水準で推移する見通しである。施設選択の幅が広がるなか、施設仕様や設備等により、需給格差が拡大する可能性があり、注視が必要であろう。